

平成30年度
負担金、補助及び交付金一覧

さいたま市

目 次

| | |
|----------------------|-----|
| ◆はじめに | 3 |
| ◆一般会計 負担金、補助及び交付金総括表 | 5 |
| ◆特別会計 負担金、補助及び交付金総括表 | 6 |
| ◆企業会計 負担金、補助及び交付金総括表 | 7 |
| ◆一般会計 負担金、補助及び交付金一覧 | |
| 【負担金】 | |
| 1 事業の対価として支出する負担金 | 9 |
| 2 会費・研修費等の負担金 | 27 |
| 3 その他負担金 | 129 |
| 【補助及び交付金】 | |
| 4 環境・アメニティ分野 | 132 |
| 5 健康・福祉分野 | 136 |
| 6 教育・文化・スポーツ分野 | 149 |
| 7 都市基盤・交通分野 | 154 |
| 8 産業・経済分野 | 157 |
| 9 安全・生活基盤分野 | 164 |
| 10 交流・コミュニティ分野 | 168 |
| 11 その他分野 | 173 |

◆特別会計 負担金、補助及び交付金一覧

| | | |
|----|----------------------|-----|
| 1 | 国民健康保険事業特別会計 | 174 |
| 2 | 後期高齢者医療事業特別会計 | 178 |
| 3 | 介護保険事業特別会計 | 179 |
| 4 | 食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計 | 182 |
| 5 | 大宮駅西口都市改造事業特別会計 | 183 |
| 6 | 東浦和第二土地区画整理事業特別会計 | 184 |
| 7 | 浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計 | 185 |
| 8 | 南与野駅西口土地区画整理事業特別会計 | 186 |
| 9 | 指扇土地区画整理事業特別会計 | 187 |
| 10 | 江川土地区画整理事業特別会計 | 188 |

◆企業会計 負担金、補助及び交付金一覧

| | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 水道事業会計 | 189 |
| 2 | 病院事業会計 | 198 |
| 3 | 下水道事業会計 | 201 |

はじめに

この一覧は、本市が平成30年度当初予算において予算化している「負担金、補助及び交付金」を目的に応じて分類し、その内容などについて取りまとめたものです。また、行政情報の積極的な「見える化」を図るため、全ての事業を公表しています。

「負担金、補助及び交付金」は、市民サービスの向上及び市民活動の促進などを目的に支出していますが、それぞれの交付根拠や目的、対象事業、基準などについて公表することで、市政の透明性を高めるとともに、市民活動の活性化やまちづくりの推進に役立てていただければと存じます。

なお、この一覧は、市のホームページでも公開しておりますので、是非、ご活用ください。

一般会計 負担金、補助及び交付金総括表

(単位：千円)

| 区 分 | | ①平成30年度 当初予算額 | | ②平成29年度 当初予算額 | | 当初予算額増減比較 (①-②) | | | |
|---------------------------------|-----------|--|------------|------------------|------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 対前年度比 | |
| 負 担 金 | 1 | 事業の対価として支出する負担金 〈例〉建設負担金、下水道受益者負担金等 | 156 | 3,939,997 | 175 | 5,371,949 | ▲ 19 | ▲ 1,431,952 | ▲ 26.66 % |
| | 2 | 会費・研修費等の負担金 〈例〉会議等への出席者負担金、年会費等 | 1,159 | 163,600 | 1,136 | 165,994 | 23 | ▲ 2,394 | ▲ 1.44 % |
| | 3 | その他負担金 | 24 | 2,385,692 | 19 | 643,420 | 5 | 1,742,272 | 270.78 % |
| | 負 担 金 小 計 | | 1,339 | 6,489,289 | 1,330 | 6,181,363 | 9 | 307,927 | 4.98 % |
| 補 助 及 び 交 付 金 | 4 | 環境・アメニティ分野 | 24 | 475,511 | 27 | 564,115 | ▲ 3 | ▲ 88,604 | ▲ 15.71 % |
| | 5 | 健康・福祉分野 | 113 | 13,577,898 | 111 | 13,566,646 | 2 | 11,252 | 0.08 % |
| | 6 | 教育・文化・スポーツ分野 | 45 | 653,042 | 48 | 511,856 | ▲ 3 | 141,186 | 27.58 % |
| | 7 | 都市基盤・交通分野 | 21 | 12,842,719 | 20 | 13,906,821 | 1 | ▲ 1,064,102 | ▲ 7.65 % |
| | 8 | 産業・経済分野 | 45 | 1,320,116 | 47 | 1,280,939 | ▲ 2 | 39,177 | 3.06 % |
| | 9 | 安全・生活基盤分野 | 28 | 624,490 | 27 | 629,235 | 1 | ▲ 4,745 | ▲ 0.75 % |
| | 10 | 交流・コミュニティ分野 | 44 | 502,470 | 46 | 505,300 | ▲ 2 | ▲ 2,830 | ▲ 0.56 % |
| | 11 | その他分野 | 5 | 337,909 | 6 | 344,604 | ▲ 1 | ▲ 6,695 | ▲ 1.94 % |
| | 12 | 交付金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 % |
| 補 助 及 び 交 付 金 小 計 | | 325 | 30,334,155 | 332 | 31,309,516 | ▲ 7 | ▲ 975,361 | ▲ 3.12 % | |
| 合 計 | | 1,664 | 36,823,444 | 1,662 | 37,490,879 | 2 | ▲ 667,435 | ▲ 1.78 % | |

※本資料に掲載している補助金等名称ごとの当初予算額及び決算額については、千円未満の端数調整を行ったうえで掲載している場合があります。

特別会計 負担金、補助及び交付金総括表

(単位：千円)

| 会計名 | | ①平成30年度 当初予算額 | | ②平成29年度 当初予算額 | | 当初予算額増減比較(①-②) | | |
|-----|----------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|----------------|-------------|---------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 対前年度比 |
| 1 | 国民健康保険事業特別会計 | 28 | 104,892,781 | 33 | 130,720,743 | ▲5 | ▲25,827,962 | ▲19.76% |
| 2 | 後期高齢者医療事業特別会計 | 4 | 23,429,731 | 4 | 21,882,775 | 0 | 1,546,956 | 7.07% |
| 3 | 介護保険事業特別会計 | 17 | 79,934,769 | 18 | 78,818,015 | ▲1 | 1,116,754 | 1.42% |
| 4 | 食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計 | 8 | 393 | 8 | 398 | 0 | ▲5 | ▲1.26% |
| 5 | 大宮駅西口都市改造事業特別会計 | 2 | 22,970 | 2 | 34,361 | 0 | ▲11,391 | ▲33.15% |
| 6 | 東浦和第二土地区画整理事業特別会計 | 3 | 50,739 | 3 | 71,187 | 0 | ▲20,448 | ▲28.72% |
| 7 | 浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計 | 3 | 22,494 | 3 | 44,262 | 0 | ▲21,768 | ▲49.18% |
| 8 | 南与野駅西口土地区画整理事業特別会計 | 2 | 10,449 | 2 | 22,599 | 0 | ▲12,150 | ▲53.76% |
| 9 | 指扇土地区画整理事業特別会計 | 2 | 39,140 | 2 | 25,140 | 0 | 14,000 | 55.69% |
| 10 | 江川土地区画整理事業特別会計 | 1 | 102 | 1 | 124 | 0 | ▲22 | ▲17.74% |
| 合 計 | | 70 | 208,403,568 | 76 | 231,619,604 | ▲6 | ▲23,216,036 | ▲10.02% |

企業会計 負担金、補助及び交付金総括表

(単位：千円)

| 会計名 | | ①平成30年度 当初予算額 | | ②平成29年度 当初予算額 | | 当初予算額増減比較(①-②) | | |
|-----|---------|------------------|-----------|------------------|-----------|----------------|---------|---------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 対前年度比 |
| 1 | 水道事業会計 | 99 | 8,188 | 100 | 7,248 | ▲ 1 | 940 | 12.97 % |
| 2 | 病院事業会計 | 30 | 20,657 | 30 | 18,468 | 0 | 2,189 | 11.85 % |
| 3 | 下水道事業会計 | 39 | 6,020,435 | 39 | 5,910,118 | 0 | 110,317 | 1.87 % |
| 合 計 | | 168 | 6,049,280 | 169 | 5,935,834 | ▲ 1 | 113,446 | 1.91 % |

◆一般会計 負担金、補助及び交付金一覧

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|--------|------------|---------------------------|---------------------------|---|---|---|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市戦略本部 | 東部地域・鉄道戦略部 | 埼玉高速鉄道線利用促進事業負担金 | 埼玉高速鉄道の利用促進事業に関する協定書 | 埼玉高速鉄道の利用促進 | 埼玉高速鉄道沿線地域の魅力発掘・発信業務に要する経費 | 市負担金170,000円 | 埼玉県 | 170 | 214 | 209 |
| 都市戦略本部 | 東京事務所 | 東京事務所電気使用料に係る負担金 | 電気料負担金 | 電気使用料の支払い | 東京事務所の管理・運営に関する事業 | 12,500円×12か月=150,000円 | (公社)全国市有物件災害共済会 | 150 | 150 | 83 |
| 総務局 | 防災課 | 防災行政無線電気料負担金 | 電気料負担金 | 防災行政無線(固定系)の子局に係る電気料を負担する | 電気料負担金 | [浦和高校分] 2,040円×1局=2,040円 [移動系基地局] 65,000円×1局=65,000円 [移動系中継局] 60,000円×1局=60,000円 [移動系半固定局] 15,000円×25局=375,000円 [移動系空調機] 30,000円×1か所=30,000円 | 埼玉県立浦和高等学校 他 | 532 | 652 | 413 |
| 総務局 | 防災課 | 防災行政無線電波利用料 | 利用料負担金 | 総務省より免許を取得している無線局に関して、電波利用料として行政経費を負担する | 電波利用料負担金 | [固定系固定局] 22,850円×7局=159,950円 [移動系多重回線] 12,600円×3局=37,800円 [移動系基地局] 6,350円×4局=25,400円 [陸上移動局] 300円×526局=157,800円 | 総務省関東総合通信局 | 381 | 344 | 392 |
| 総務局 | 防災課 | 九都県市災害帰宅支援ステーションのぼり旗作成負担金 | 九都県市地震防災・危機管理対策部会負担金等 | 九都県市地震防災・危機管理対策部会等の事業における経費を負担する | 災害時帰宅支援ステーション協定締結事業所に対するのぼり旗配布にかかる作成負担金 | 作成費用650円×3,000枚÷さいたま市店舗数割合715店÷全店舗23,845店=負担金58,471円 | 九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局 | 0 | 59 | 45 |
| 財政局 | 資産経営課 | 下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 530,520円×1か所=530,520円 153,340円×1か所=153,340円 63,830円×1か所=63,830円 | さいたま市 | 749 | 1,231 | 1,231 |
| 財政局 | 資産経営課 | コルソビル維持改修負担金 | コルソ管理規約(第17条) | コルソビルの維持管理のため | コルソビルの修繕積立金 | 150,000,000円(全体額)×103,668/1,000,000(持分)=15,550,200円 | コルソビル区分所有者会(管理者：浦和商業開発(株)) | 15,551 | 15,551 | 15,550 |
| 財政局 | 資産経営課 | 那須市有地土地共益管理費 | 「相鉄の那須」別荘管理規約(第4条) | 那須町の市有地の維持管理のため | 栃木県那須町に所在する市有地の別荘用地としての維持管理 | 48円×9,338㎡×1.08=484,082円 | 相模不動産(株) | 485 | 485 | 484 |
| 財政局 | 庁舎管理課 | 施設光熱水費負担金 | 施設光熱水費負担金 | 本庁舎の会議室の不足を補うために行う民間ビルの賃貸借により発生する光熱水費を負担する | 庁舎管理事業 | 施設光熱水費189,000円 | (株)エコ計画 | 190 | 189 | 171 |
| 財政局 | 庁舎管理課 | 施設光熱水費負担金 | 電気料負担金 | 電気料支払い | 執務室として借りている施設の電気料を負担する | 施設光熱水費6,000,000円 | (一財)埼玉県勤労者福祉センター | 6,000 | 6,480 | 5,402 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|---------|----------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|--|------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 財政局 | 庁舎管理課 | 電波使用料負担金 | 電波法第103条の2(電波利用料の徴収等) | 電波使用料の支払い | 無線機7台分の電波使用料を負担する | 600円×7台=4,200円 | 総務省関東総合通信局 | 0 | 5 | 2 |
| 財政局 | 契約課 | 電子入札システム共同運営負担金 | 埼玉県電子入札共同システムの開発及び運営に係る事業の費用負担に関する基本協定書 埼玉県電子入札共同システムの費用負担に関する基本協定書 | 埼玉県等との共同による電子入札システムを構築し、運営する | 「埼玉県電子入札共同システム」による電子申請及び電子入札 | 電子入札共同運営負担金 均等割分：116,718,000円×1/3÷65団体=598,554円 人口割分：116,718,000円×2/3×1,280,576人÷14,574,727人=6,836,778円 28年度調整分 均等割分：2,624,365円×1/3÷65団体=13,458円 人口割分：2,624,365円×2/3×1,255,198人÷14,470,012人=151,766円 598,554円+6,836,778円+13,458円+151,766円=7,600,556円 | 埼玉県 | 7,601 | 7,233 | 7,220 |
| 財政局 | 契約課 | 電子入札システム共同受付窓口に係る負担金 | 競争入札参加資格申請に係る共同受付に関する協定書 | 建設工事等の競争入札参加資格申請を埼玉県下自治体で共同受付を実施する | 「埼玉県電子入札共同システム」による競争入札参加資格審査の受付 | 電子入札システム共同受付に係る負担金 33,235,000円×3,550者÷130,998者=901,000円 | 埼玉県 | 901 | 104 | 100 |
| 財政局 | 契約課 | 電子入札次期システム構築負担金 | 埼玉県電子入札共同システムの開発及び運営に係る事業の費用負担に関する基本協定書 埼玉県電子入札共同システムの費用負担に関する基本協定書 | 埼玉県等との共同による次期電子入札システムを構築する | 「埼玉県電子入札共同システム」による電子申請及び電子入札 | 電子入札次期システム開発負担金 均等割分：31,452,000円×1/3÷62団体=169,097円 人口割分：31,452,000円×2/3×1,280,576人÷14,574,727人=1,842,306円 169,097円+1,842,306円=2,011,403円 | 埼玉県 | 2,011 | 0 | 0 |
| 財政局 | 税制課 | 地方税電子化協議会負担金 | 地方税電子化協議会定款 | 地方公共団体の相互協力により地方税電子化の円滑な導入を推進する | 地方税電子化のシステム開発及び運営経費 | 会費1,185,000円、電子申告等関係費負担金13,430,000円、eLTA次期更改準備資金733,000円、国税連携関係費負担金3,496,000円、経由機関連業務分負担金3,232,000円、扶養親族等申告書刷成費等負担金66,650円 | (一社)地方税電子化協議会 | 22,143 | 21,941 | 21,588 |
| 財政局 | 市民税課 | 埼玉県市町村軽自動車税事務協議会負担金 | 埼玉県市町村軽自動車税事務協議会会則 | 軽自動車の登録・廃車受付業務の統括処理を行う | 協議会構成自治体の負担金 | 前年4月1日現在の課税客体数×1台あたり単価 166,471台×17円=2,830,007円 | 埼玉県市町村軽自動車税事務協議会 | 2,831 | 2,772 | 2,772 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | ソニックシティビル共用部管理負担金 | 費用負担に関する協定書 | ソニックシティビル共用部の適正な管理を行う | 大宮ソニックシティビルの管理運営実費及び公共料金さいたま市費用負担分 | 共用部管理、公共料金等 5,135,276円 | 大宮ソニックシティ(株) | 5,136 | 4,845 | 3,220 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|-----------|--|--------------------------------|--|---|---|-----------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 管理組合負担金 | スカイレジデンシャルタワースノースウィング管理規約 | 都市再開発法第133条第1項の規定に基づき、区分所有者相互間の事項について定められた管理規約に則り、建築物等の維持にかかる費用を負担する | 管理規約に定められる施設等の管理に要する経費 | 管理組合負担金の内訳(事務店舗管理費、事務所管理費、全体管理費、事務所店舗積立金、事務所修繕維持積立金、全体修繕維持積立金、コミュニティ形成費、駐車場使用料、電気使用料、水道使用料として) | スカイレジデンシャルタワースノースウィング管理組合法人 | 5,614 | 5,614 | 5,422 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 共益費 | ワッツ西館管理規約 | 都市再開発法第133条第1項の規定に基づき、区分所有者相互間の事項について定められた管理規約に則り、建築物等の維持にかかる費用を負担する | 管理規約に定められる施設等の管理に要する経費 | 施設管理共益費 $635.25円 \times 4044.92m^2 = 2,569,535円$ (月額)、 $2,569,535円 \times 12月 \times 1.08 = 33,301,173円$ 、修繕積立金(非課税) $127.05円 \times 4044.92m^2 = 513,907円$ (月額)、 $513,907円 \times 12月 = 6,166,884円$ 、火災保険料(非課税) $1,589,648円$ | 岩槻都市振興(株) | 41,058 | 41,008 | 41,007 |
| 市民局 | 市民協働推進課 | ストリームビル管理費負担金(共用部分) | ストリームビル管理規約 | ストリームビルを管理するストリームビル管理組合へ負担金(共用部)を支出する | ストリームビル共用部の管理運営及び修繕積立に係る費用負担分 | 管理費年額：84,046,000円、修繕積立年額：6,318,000円 | ストリームビル管理組合 | 90,364 | 92,763 | 92,638 |
| 市民局 | 市民協働推進課 | ストリームビル管理費負担金(専用部分) | ストリームビル管理規約 | ストリームビルを管理するストリームビル管理組合へ、共用部分と一体管理するために負担金(専有部)を支出する | ストリームビル内の専有部の維持管理(電気・冷温熱費、水道使用料、塵芥処理費等)に係る実費負担分 | 専用部分年額：60,573,000円 | ストリームビル管理組合 | 60,573 | 60,573 | 50,250 |
| 市民局 | 情報システム課 | 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金 | 地方公共団体情報システム機構通知 | 番号制度導入にあたり、地方公共団体情報システム機構が整備する中間サーバー・プラットフォームのインシヤル・ランニングコストを負担する | 中間サーバー・プラットフォームの利用に係る負担金 | 人口100万人以上の団体(11団体)の1団体あたり負担額 | 地方公共団体情報システム機構 | 15,475 | 14,683 | 14,683 |
| 市民局 | 情報システム課 | 埼玉県セキュリティクラウド接続経費負担 | 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの運用保守に関する協定書 | 埼玉県が自治体セキュリティ強化のために整備する埼玉県セキュリティクラウドのインシヤル・ランニングコストを負担する | 埼玉県セキュリティクラウドの接続回線、基本機能の運用 | 運用経費負担金(さいたま市) | 埼玉県 | 21,538 | 18,241 | 13,892 |
| 市民局 | 区政推進部 | 下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 負担金(大久保支所)222,000円 | さいたま市 | 0 | 222 | 222 |
| 市民局 | 区政推進部 | 証明書等自動交付事務運営負担金 | さいたま市証明書等自動交付事務の運営協定書 | コンビニエンスストアでの証明書交付に際し、地方公共団体情報システム機構の運営管理を任せ、その運営費負担金として負担するもの | コンビニエンスストアでの証明書交付事務 | 政令市(人口100万人以上)年額9,700,000円(消費税込含む) | 地方公共団体情報システム機構 | 9,700 | 10,000 | 9,700 |
| 市民局 | 区政推進部 | 郵便局電気使用料負担金 | さいたま市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する協定書 | より広範な窓口業務を実現し、住民福祉を向上することを目的とする | 郵便局電気使用料負担金 | $500円 \times 27局 \times 12か月 = 162,000円$ | 日本郵便(株) | 162 | 162 | 89 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|---------|-----------|--|-------------------------------|---|--|---|------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市民局 | 区政推進部 | 個人番号カード交付事業費補助金 | 個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 | 個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、利便性の向上及び行政運営の効率化を目的とする | 個人番号カード交付等 | 交付金額に対する全国の住民基本台帳人口に基づく按分 254,145,000円 | 地方公共団体情報システム機構 | 254,145 | 411,098 | 98,154 |
| 市民局 | 区政推進部 | 電話使用料 | 浦和美園駅東口駅前複合公共施設の電話使用料 | 浦和美園駅東口駅前複合公共施設内の美園支所の電話使用料を負担する | 美園支所電話使用料 | チャンネル使用料(1ch毎)月額1,000円×4ch×12か月×1.08=51,840円 | (公財)さいたま市文化振興事業団 | 52 | 52 | 52 |
| 市民局 | 区政推進部 | 大宮駅支所における光熱水費負担金 | 建物使用賃借契約主の建物管理要綱 | 賃借先のテナントにおける、占有割合に応じ、光熱水費の負担金を支払う | 光熱水費負担金 | 電気月額28,000円、水道月額1,500円の12か月×1.08=382,320円 | (株)ルミネ | 383 | 0 | 0 |
| 市民局 | 区政推進部 | 浦和駅市民の窓口における、光熱水費、共同管理費負担金及び防火・防災管理講習受講料 | 建物使用賃借契約主の建物管理要綱 | 賃借先のテナントにおける防火管理者設置のための講習費用及び占有面積に応じ光熱水費、共同管理費を支払う | 光熱水費負担金及び防火管理者講習参加費用 | 電気月額103,896円、水道月額28,080円、共同管理費200,205円の12か月×1.08と防火管理者講習参加費用9,500円の合計4,314,564円 | (株)アトレ | 4,315 | 0 | 0 |
| スポーツ文化局 | スポーツイベント課 | さいたま国際マラソン負担金 | さいたま国際マラソン開催に関する協定書 | 市民の健康増進、スポーツに対する意欲、関心を高めるとともに、「スポーツのまち さいたま」を国内外にアピールする | さいたま国際マラソンに係る開催経費 | 負担金260,000,000円 | さいたま国際マラソン組織委員会 | 260,000 | 270,000 | 260,000 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | さいたま市美術展覧会実行委員会負担金 | さいたま市美術展覧会実行委員会会則 | 広く市民の美術思想の普及と創造的表現力の開発を図り、市の文化の向上に寄与する | さいたま市美術展覧会に要する経費 | 対象事業に要する経費 | さいたま市美術展覧会実行委員会 | 6,710 | 6,650 | 6,253 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | ジュニアソロコンテスト共催負担金 | 「さいたま市ジュニアソロコンテスト」の実施に関する協定書 | 子どもたちの文化芸術の創造や活動の意欲を高めるため、子どもたちが日頃の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図る | さいたま市ジュニアソロコンテストの開催に要する経費 | 負担金2,043,000円 | (公財)さいたま市文化振興事業団 | 2,043 | 2,043 | 2,043 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 鉄道のまち大宮 鉄道ふれあいフェア負担金 | 「鉄道のまち大宮 鉄道ふれあいフェア」の実施に関する協定書 | 東日本旅客鉄道株式会社と共に主催者として相互に協力し、鉄道のまち大宮 鉄道ふれあいフェアを実施及び運営する | 事業のPRIに係る経費 | 380,000円を上限 | 東日本旅客鉄道(株) | 380 | 380 | 379 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | プライマリーコンサート負担金 | 「さいたま市プライマリーコンサート」の実施に関する協定書 | 広く市民への音楽鑑賞の機会の提供と地域において子どもから高齢者までのより多くの市民が音楽に触れる機会を提供し、音楽文化の向上を図る | 日本フィルハーモニー交響楽団の演奏会にかかる共催事業経費 | 255,000円×15回=3,825,000円 | (公財)埼玉産業文化センター | 3,825 | 3,825 | 3,825 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 文化イベント広報事業負担金 | 「さいたま市文化イベント広報誌」の発行に関する協定書 | 市民の文化芸術活動への参加意欲を喚起するとともに広報を通じて本市の文化振興を図る | 文化イベント広報誌発行に係る費用 | 負担金96,000円 | (公財)さいたま市文化振興事業団 | 96 | 96 | 96 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 名曲コンサート負担金 | 「さいたま市名曲コンサート」の実施に関する協定書 | 市民の芸術文化の向上に寄与するためにクラシックコンサートを開催し、広く市民への音楽鑑賞の機会を提供し、音楽文化の向上を図る | 大宮のソニックシティで開催する日本フィルハーモニー交響楽団の定期演奏会に係る共催事業経費 | 1,000円×760名=760,000円 | (公財)埼玉産業文化センター | 760 | 760 | 760 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|---------|------------|----------------------------|---|--|------------------------------|---|--------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 伝統芸能推進事業負担金 | 「さいたま市伝統文化推進事業」の実施に関する協定書 | 松竹株式会社と連携を図り、本格的な伝統文化である歌舞伎・オペラを身近に鑑賞できる機会の充実を図る | 市民割引販売に係る経費 | 100,000円を上限 | 松竹(株) | 100 | 100 | 73 |
| スポーツ文化局 | 国際芸術祭開催準備室 | さいたま国際芸術祭実行委員会負担金 | さいたま国際芸術祭実行委員会規約 | さいたま国際芸術祭2020の開催に必要な準備及び開催運営を行う | さいたま国際芸術祭2020の開催準備及び運営に要する経費 | 負担金21,400,000円 | さいたま国際芸術祭実行委員会 | 21,400 | 0 | 1,436 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 埼玉県精神科救急医療体制整備事業費負担金 | 埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱、埼玉県精神科救急医療体制整備事業の費用負担に関する協定書 | 総合的な精神科救急医療体制を埼玉県と共同で整備・運営をすることがある | 埼玉県精神科救急情報センターの設置及び各種会議の実施 | 埼玉県精神科救急医療体制整備事業費に対する平成27年の国勢調査に基づく人口按分・実績按分 | 埼玉県 | 12,447 | 11,524 | 12,274 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 自殺予防対策事業費負担金 | 埼玉県・さいたま市自殺対策事業の費用負担に関する協定書 | 自殺予防に関する対策を埼玉県と共同で円滑に推進する | 埼玉県自殺対策連絡協議会経費 | 自殺予防対策事業費に対する平成27年の国勢調査に基づく人口按分 | 埼玉県 | 60 | 91 | 60 |
| 保健福祉局 | 生活衛生課 | 武蔵浦和駅第二街区共用費(管理・修繕積立金) | さいたま市公衆便所に係るラムザ全体管理組合管理費、修繕維持積立金及び電気使用料の支払に関する覚書 | 効率的な維持管理が期待できるため | 公衆用便所の維持管理 | 管理費40,056円・修繕積立金15,024円、電気使用料142,560円 | ラムザ全体管理組合 | 199 | 199 | 164 |
| 保健福祉局 | 高等看護学院 | 管理業務委託負担金 | さいたま市立病院看護師寮及び市立高等看護学院学生宿舎管理業務負担金に関する覚書 | 一本化している建物の管理について市立病院と本学院の双方で管理している部分の委託を所管することになる市立病院に対して1/2費用負担するもの | 学生宿舎の施設管理 | 看護師・学生宿舎1棟分7,012,124円÷2=3,506,062円 | さいたま市立病院 | 3,507 | 3,467 | 3,402 |
| 保健福祉局 | 高等看護学院 | 消防設備等保守業務委託負担金 | さいたま市立病院看護師寮及び市立高等看護学院学生宿舎消防設備等保守業務負担金に関する覚書 | 上記同様双方で管理運営している建物の消防設備等保守業務委託を所管することになる市立病院に対して1/2費用負担するもの | 学生宿舎の施設管理 | 看護師・学生宿舎1棟分378,000円÷2=189,000円 | さいたま市立病院 | 189 | 189 | 189 |
| 保健福祉局 | 高等看護学院 | さいたま市立高等看護学院光熱水費負担金 | 光熱水費の支払に関する協定書 | 電気・水道が市立病院エネルギーセンターから供給されるため、学院使用分の費用を負担する | 高等看護学院の光熱水費 | 高等看護学院使用分の料金を負担する | さいたま市立病院 | 3,327 | 8,227 | 2,654 |
| 保健福祉局 | 高等看護学院 | さいたま市立高等看護学院電気・水道設備保守点検負担金 | 市立病院との協議 | 市立病院エネルギーセンターから供給される電気・水道に係る設備保守点検費用を、学院の使用分に応じ負担する | 高等看護学院の設備保守点検費用 | 高等看護学院使用分に応じた設備保守点検費用を負担する | さいたま市立病院 | 0 | 156 | 0 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 思春期精神保健相談光熱水費負担金 | 上下水道・電気・ガス使用負担協定書 | 与野本町デイサービスセンター利用のため | 運営経費負担金 | 施設借用による年間使用料分 | (福)埼玉医療福祉会 さいたま市与野本町デイサービスセンター | 0 | 180 | 61 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 「おおぞら号」運行事業負担金 | リフト付き大型バス「おおぞら号」運行事業における団体利用分に相当する費用の支払等に関する協定書 | 障害者団体等が行う障害者のための更生訓練、研修などの旅費の軽減を図る | 「おおぞら号」運行事業に要する経費 | 埼玉県が行うリフト付き大型バス「おおぞら号」の運行事業に要した費用のうち、さいたま市の障害者団体利用分に相当する額 | 埼玉県 | 2,491 | 2,696 | 1,995 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|-----------|-------------------------|--|--|----------------------------------|--|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 障害支援課 | 指定医師研修会開催負担金 | 身体障害者福祉法第15条指定医師に対する研修会に係る経費の支払い等に関する協定書 | 身体障害者手帳の障害程度認定の審査基準の均衡、意識の向上及び情報交換を行う | 指定医師研修会事業 | 総経費に、埼玉県全体の指定医師の内、さいたま市の登録者数の割合を乗じた額を負担する | 埼玉県 | 120 | 120 | 82 |
| 保健 福祉局 | 障害支援課 | 盲ろう者向け通訳・介助員養成及び派遣事業負担金 | 埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員養成事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に関する協定書 | 盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、社会参加を促進する | 盲ろう者向け通訳・介助員養成及び派遣事業 | 事業に要した額に10月1日現在の埼玉県推計人口の県総人口に対する各市の人口の割合を乗じた額 各市の在住者の利用に対する通訳・介助員への派遣手当、雑費及び交通費の実績額 | 埼玉県 | 6,275 | 6,278 | 5,426 |
| 保健 福祉局 | 高齢福祉課 | 給水装置分担金 | さいたま市給水条例 | 宝来グラウンド・ゴルフ場に新たに設置する給水装置に係る分担金 | 宝来グラウンド・ゴルフ場 | 水道口径メーター 40mm 1,230,000円×1.08 =1,328,400円 | さいたま市水道局 | 0 | 1,329 | 1,328 |
| 保健 福祉局 | いきいき長寿推進課 | ラムザタワー負担金 | ラムザタワー管理規約 | (福)さいたま市社会福祉協議会浦和サービスセンターが入居するラムザタワー管理組合への管理費等及び光熱水費等に対する負担金 | ラムザタワーに入居している社協の浦和サービスセンターの維持管理費 | 管理費・修繕積立金138,787円×12月=1,665,444円、光熱水費・下水道負担金100,000円×12月=1,200,000円 | ラムザタワー管理組合 | 2,866 | 2,866 | 2,289 |
| 保健 福祉局 | 疾病予防対策課 | 難病相談支援センター運営事業負担金 | 難病の患者に対する医療等に関する法律 | 難病患者やその家族等に対し、日常生活の相談やピア・カウンセリング、患者会の紹介等の情報提供を行う | 難病相談支援センター運営事業に要する経費 | 埼玉県全体の指定難病患者登録者数のうち、さいたま市の指定難病患者の登録者数の割合を乗じた額を負担する | 埼玉県 | 4,988 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 検査室光熱水費等負担金 | 賃貸借契約 | 検査室光熱水費等負担金 | 大宮市場・浦和市場内の食品関係営業の監視業務 | 24,840円×12月=298,080円 | 埼玉県魚市場 | 299 | 299 | 212 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 事務所光熱水費等負担金 | 賃貸借契約 | 事務所光熱水費等負担金 | 大宮市場・浦和市場内の食品関係営業の監視業務 | 32,400円×12月=388,800円 | 埼玉県魚市場 | 388 | 388 | 209 |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政策課 | のびのびルーム負担金 | 民間放課後児童クラブにおけるのびのびルームの実施に関する協定書 | のびのびルームの実施により発生する光熱水費、通信費の一部を支払う | のびのびルーム事業 | 対象クラブにつき 年額70,000円×4か所= 280,000円 | 放課後児童クラブ(民設)運営者 | 280 | 280 | 210 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 日本スポーツ振興センター負担金 | 災害共済給付設置者負担金 | 保育所の管理下で、幼児の災害が発生したときに、災害共済給付を行う | (独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 | 一般分375円、要保護65円、前年度一般分375円、前年度要保護65円 | (独)日本スポーツ振興センター埼玉支部 | 2,548 | 2,548 | 2,439 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 下水道事業受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | H28年度下水道切替え工事の実施に伴う負担金 | 公立保育所管理運営事業 | 対象事業に要する経費 | さいたま市 | 0 | 0 | 205 |
| 環境局 | 西部環境センター | 無線電波使用料負担金 | 電波法第103条 | 平成5年4月1日における電波法の改正に伴い、当施設開局の無線局が同法第103条の21に該当するため電波使用料を納入する | 運転業務に使用する無線機 | 600円×10台=6,000円 | 総務省関東総合通信局 | 6 | 6 | 6 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|----------------------------------|---|---|------------------------------|--------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 東部環境センター | 無線電波使用料負担金 | 電波法第103条 | 平成5年4月1日における電波法の改正に伴い、当施設開局の無線局が同法第103条の21に該当するため電波使用料を納入する | 無線局の電波使用料負担金 | 600円×11台=6,600円 | 総務省関東総合通信局 | 7 | 7 | 7 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 米沢市環境保全協力金 | 米沢市一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱第9条及び米沢市環境保全協力金に関する要綱第6条 | 固化灰を最終処分するため | 環境保全協力金 | 1,300円×4,000t = 5,200,000円 | 山形県米沢市 | 5,200 | 5,200 | 3,339 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 鹿嶋市環境保全協力金 | 地方公共団体が鹿嶋市に搬入する一般廃棄物の処理に関する要綱第5条 | 処理困難ごみの処理後の焼却残渣を処理するため | 環境保全協力金 | 1,000円×4t=4,000円 | 茨城県鹿嶋市 | 0 | 4 | 0 |
| 経済局 | 経済政策課 | 東日本連携推進協議会負担金 | 東日本連携推進事業実施に関する協定書 | 広域連携による地方創生を実現するため、東日本連携推進協議会との共同事業の実施により、地域活性化を図る | 東日本連携推進協議会の事業に要する経費 | 28,988,000円を上限 | 東日本連携推進協議会 | 28,988 | 12,700 | 12,700 |
| 経済局 | 経済政策課 | (仮称)東日本連携支援センター運営に係る負担金 | (仮称)東日本連携支援センター運営に関する協定書 | 広域連携による地方創生を実現するため、当該センターに連携都市の「ひと・もの・情報」を集積し、発信し、交流を活性化させる | (仮称)東日本連携支援センターの運営に要する費用 | 12,262,000円を上限とする | さいたま商工会議所 | 12,262 | 0 | 0 |
| 経済局 | 産業展開推進課 | 産学連携支援センター埼玉運営費負担金 | 産学連携の相互協力に関する基本協定書 | 埼玉県との共同により産学連携支援センターを設置し、総合窓口機能、ニーズ・シーズのマッチングのためのコーディネート機能、企業間連携促進機能を整備し新事業の創出を促進する | 産学連携支援センター設置による賃料等維持管理費の一部 | 新都心ビジネス交流プラザの県・市の利用・管理スペースの1/9 | 埼玉県 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 経済局 | 産業展開推進課 | さいたま市産業交流展開催事業負担金 | さいたま市産業交流展開催に関する協定書 | 市内企業の新事業の展開及び成長を支援する | さいたま市産業交流展 | 産業交流展の開催に必要な経費 | さいたま市産業交流展実行委員会 | 22,500 | 23,000 | 22,071 |
| 経済局 | 観光国際課 | 埼玉県外国人観光客誘致推進協議会負担金 | 埼玉県外国人観光客誘致推進協議会規約 | 県及び県内参加市町村で連携し、外国人観光客の誘致を推進する | 事業費(外国人観光客誘致に関わるプロモーション等の費用) | 対象事業に要する経費 | 埼玉県外国人観光客誘致推進協議会 | 150 | 150 | 150 |
| 経済局 | 観光国際課 | 大宮駅インフォメーションセンター観光案内業務に関する人件費負担金 | 大宮駅インフォメーションセンター「大宮駅観光案内所」の運営に関する協定書 | 大宮駅中央自由通路において、JRの情報提供と併せて観光・コンベンションについての案内業務も行う | 当該センターの観光案内にあたる係員の人件費の一部 | 10,000円×365日×1名 = 3,650,000円 | 東日本旅客鉄道(株) | 3,650 | 3,650 | 3,650 |
| 経済局 | 観光国際課 | 国際コンベンション誘致事業賛助金 | 独立行政法人国際観光振興機構業務方法書 | 国際的なコンベンション誘致のための情報及び売り込みの場の提供を受け、国際会議の誘致及び経済の活性化、都市イメージの向上を図る | 団体の運営等に関する費用等 | 対象事業に要する経費 | (独)国際観光振興機構 | 500 | 500 | 500 |
| 経済局 | 観光国際課 | 羽田空港6県市観光情報センター分担金 | 羽田空港6県市観光情報センター運営協議会規約 | 海外を含め観光客の積極的な誘致をする | 同協議会運営費 | 協議会分担金 1県市あたり600,000円 | 羽田空港6県市観光情報センター運営協議会 | 600 | 600 | 600 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|---------|-----------------------------------|--|--|------------------------------------|---|----------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 農業政策課 | 埼玉県農業共済組合事務費負担金 | 農業保険法 | 運営経費の一部負担 | 運営経費の一部 | 農家戸数割(2015農林業センサスによる)+組合員数割+固定割(農家戸数により決定)により算出した市町村別負担額 | 埼玉県農業共済組合 | 3,917 | 4,572 | 4,572 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金 | 騎西領・黒沼・笠原沼用水路で実施する基幹水利施設ストックマネジメント事業に要する費用の負担割合に関する協定書 | 騎西領・黒沼・笠原沼用水路の内、施設の老朽化している昭和63年より平成7年にかけて整備された水管理システム等の更新、補修を実施し、地域営農の効率化や集中豪雨等への早期対応を図る | 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業(騎西領・黒沼・笠原沼地区) | 事業費の市町負担割合10%のうち、2.85% 227,850,000円×10%×2.85%=649,372円 | 埼玉県 | 650 | 378 | 26 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 埼玉合口二期施設大規模地震対策負担金 | 独立行政法人水資源機構法第26条第2項 | 独立行政法人水資源機構が施行する農業用水に関する施設の大規模地震対策事業に対し、埼玉県が負担する費用の一部を関係市町が受益面積に応じて負担をするもの | 利根導水路大規模地震対策事業 | 総額75,210,000円の2/3にあたる50,140,000円を国が負担し、残り25,070,000円のうち300/334を県、34/334を市町で負担 さらに市町間の負担割合により 供用施設3,500,000円×34/334×17.06/100=60,782円 農業専用施設21,570,000円×34/334×42.70/100=937,584円 | 埼玉県 | 999 | 2,559 | 2,455 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 末田須賀堰維持管理費負担金 | 管理負担金に関する協定書 | 末田須賀堰の維持管理費 | 堰の維持管理 | 総額124,778,000円の55%を国、45%を県・市・土地改良区で負担 市：総額の45%の内10.68% 124,778,000円×45/100×10.68/100=5,997,000円 | 埼玉県 | 5,997 | 3,407 | 3,166 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 農業農村整備実施計画策定(さいたま中央地区)負担金 | 埼玉県農業基盤整備調査実施要領 | 農業基盤整備調査の円滑な実施を確保するため | 平成30年度 農業基盤整備調査 さいたま中央地区 | 事業費の50% 10,500,000円×1/2=5,250,000円 | 埼玉県 | 5,250 | 10,500 | 8,224 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 平成25年度加入：土地改良施設維持管理適正化事業負担金(第37期) | 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 | 土地改良施設の整備補修に対し、加入事業の30%を5年間均等に負担し、国、県の補助60%を加えて事業を実施する | 中川揚水機場補修整備 | 事業賦課金4,000,000円×30/100×1/5=240,000円 特別賦課金240,000円×0.2=48,000円 | 埼玉県土地改良事業団体連合会 | 0 | 288 | 288 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 平成26年度加入：土地改良施設維持管理適正化事業負担金(第38期) | 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 | 土地改良施設の整備補修に対し、加入事業の30%を5年間均等に負担し、国、県の補助60%を加えて事業を実施する | 中川揚水機場補修整備 | 事業賦課金4,000,000円×30/100×1/5=240,000円 特別賦課金240,000円×0.2=48,000円 | 埼玉県土地改良事業団体連合会 | 288 | 288 | 288 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 元荒川農業水利確保対策負担金 | 元荒川農業水利確保対策委員会規約 | 見沼から元荒川に補給している用水の負担金 | 水利確保 | 総額5,000,000円を元荒川土地改良区の前年度賦課面積により関係市で負担する 5,000,000円×49.95%=2,498,000円 | 見沼代用水土地改良区 | 2,498 | 2,485 | 2,485 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 見沼代用水協力協議会負担金 | 見沼用水協力協議会規約 | 自然と機能の均衡を保ちながら親水と治水の両面から水辺の特性を生かした整備を行う | 見沼代用水の維持管理についての相互援助協力 | 人口割2,872,000円+水路割1,563,000円+均等割20,000円=4,455,000円 | 見沼代用水土地改良区 | 4,455 | 4,456 | 4,455 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------------|-----------------------------------|-------------------------------|--|---------------|---|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 大橋井堰管理負担金 | 大橋井堰の管理に関する協定書 | 大橋井堰の管理を円滑に行い、第一及び第二用水の農業用水の安定確保を図る | 堰の管理及び水位観測 | 管理費492,000円 水位観測112,560円 | 大橋井堰管理委員会 | 605 | 605 | 605 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 農業揚水ポンプ場管理負担金 | 締結協議書 | 上山口新田南大通線ポンプ機場の維持管理については、管理に関する協議書により、市が組合に負担する | ポンプ場の保守点検操作 | 保守点検及び操作(協議書)50,000円 | 中川用排水維持管理組合 | 50 | 50 | 50 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 平成29年度加入：土地改良施設維持管理適正化事業負担金(第41期) | 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 | 土地改良施設の整備補修に対し、加入事業の30%を5年間均等に負担し、国、県の補助60%を加えて事業を実施する | 大橋井堰第一用水路整備 | 事業賦課金 $8,000,000円 \times 30 / 100 \times 1 / 5 = 480,000円$ | 埼玉県土地改良事業団体連合会 | 480 | 600 | 480 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 平成30年度加入：土地改良施設維持管理適正化事業負担金(第42期) | 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 | 土地改良施設の整備補修に対し、加入事業の30%を5年間均等に負担し、国、県の補助60%を加えて事業を実施する | 大橋井堰第一用水路整備 | 事業賦課金 $8,000,000円 \times 30 / 100 \times 1 / 5 = 480,000円$ | 埼玉県土地改良事業団体連合会 | 480 | 0 | 0 |
| 都市局 | 交通政策課 | 埼玉新都市交通伊奈線加茂宮駅におけるトイレ設置負担金 | 埼玉新都市交通伊奈線加茂宮駅におけるトイレ設置に関する覚書 | 埼玉新都市交通伊奈線加茂宮駅におけるトイレの設置を図る | 事業に係る設計及び工事費用 | 協定書による | 埼玉新都市交通(株) | 6,300 | 0 | 0 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | けやきひろば自転車駐車場電気水道料負担金 | 管理協定書 | けやきひろば自転車駐車場の電気水道料 | 電気水道料負担金 | 年額987,875円 | (株)さいたまアリーナ | 988 | 1,003 | 1,003 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | シーノ大宮全体管理負担金 | シーノ大宮全体管理組合規約 | シーノ大宮自転車駐車場の加入する管理組合の負担金 | 共益費 | 年額4,433,730円 | シーノ大宮団地管理組合 | 4,433 | 2,017 | 1,818 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | シーノ大宮パーキング棟管理負担金 | シーノ大宮パーキング管理規約 | シーノ大宮自転車駐車場のあるシーノ大宮パーキング棟の管理負担金 | 共益費 | 年額11,560,310円 | シーノ大宮パーキング管理者 | 11,560 | 9,534 | 9,534 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 武蔵浦和駅西自転車等駐車場管理負担金 | 複合施設管理組合管理規約 | 武蔵浦和駅西自転車等駐車場が加入する管理組合への管理負担金 | 共益費 | 年額568,560円 | ブラウドタワーマークス管理組合 | 569 | 569 | 569 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 武蔵浦和駅南自転車駐車場電気料負担金 | ラムザ全体管理組合管理規約 | 武蔵浦和駅南自転車駐車場の電気料 | 電気料負担金 | 年額3,000,000円 | ラムザ全体管理組合管理代行(株)ラムザ都市開発 | 3,000 | 3,000 | 2,295 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | ラムザ全体管理組合負担金 | ラムザ全体管理組合管理規約 | 武蔵浦和駅南自転車駐車場が加入するラムザ管理組合への負担金 | 共益費 | 年額3,368,728円 | ラムザ全体管理組合管理代行(株)ラムザ都市開発 | 3,369 | 3,344 | 3,344 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 岩槻駅東口公共駐車場管理費 | ワッツ東館管理規約 | 岩槻駅東口公共駐車場の加入する管理組合に係る負担金 | 共益費 | $4,085.72坪 \times 583円 / 坪 \cdot 月 \times 1.08 \times 12 / 月 = 30,870,396円$ | ワッツ東館管理組合 | 30,870 | 30,870 | 30,870 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 岩槻駅東口公共駐車場修繕積立金 | ワッツ東館管理規約 | 岩槻駅東口公共駐車場の加入する管理組合に係る負担金 | 修繕費 | $13,506.48m^2 \times 133円 / m^2 \times 12 / 月 = 21,556,332円$ | ワッツ東館管理組合 | 21,557 | 21,557 | 21,556 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 岩槻駅東口公共駐車場修繕積立金臨時積立金 | ワッツ東館管理規約 | 岩槻駅東口公共駐車場の加入する管理組合に係る負担金 | 修繕費 | 年額30,000,000円 | ワッツ東館管理組合 | 0 | 30,000 | 30,000 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------------|-----------------------|-----------------------------|--|----------------------|--|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 浦和駅東口駐車場修繕積立金 | ストリームビル管理組合規約 | 浦和駅東口駐車場の加入する管理組合に係る負担金 | 共益費 | 年額9,389,324円 | ストリームビル管理組合 | 9,389 | 9,389 | 9,389 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 武蔵浦和駅東駐車場管理費 | ザファーストタワー管理組合規約 | 武蔵浦和駅東自動車駐車場の加入する管理組合の負担金 | 共益費 | 779,040円×12か月＝ 9,348,480円 | ザファーストタワー管理組合 | 9,349 | 9,349 | 9,348 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 浦和駅東口駐車場管理費 | ストリームビル管理組合規約 | 浦和駅東口駐車場の加入する管理組合に係る負担金 | 共益費 | 年額114,739,547円 | ストリームビル管理組合 | 114,740 | 117,183 | 116,722 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | ラムザ全体管理組合修繕積立金臨時積立金 | ラムザ全体管理組合管理規約 | 武蔵浦和駅南自転車駐車場の加入するラムザ管理組合への負担金 | 修繕費 | 年額30,070,000円 | ラムザ全体管理組合代行(株)ラムザ都市開発 | 0 | 30,070 | 30,070 |
| 都市局 | 都市公園課 | (仮称)北袋一丁目防災公園負担金 | 北袋町一丁目地区防災公園街区整備事業に関する基本協定書 | 北袋町一丁目地区及びその周辺地域の防災機能の強化等を図る | 防災公園街区整備事業の負担金 | 用地費704,102,000円 施設費38,891,000円 | (独)都市再生機構 | 742,993 | 607,510 | 451,265 |
| 都市局 | 都市公園課 | 水道分担金 | さいたま市給水条例第9条による | 水道事業の普及及び維持管理 | 水道事業 | (20mm)108,000円×2本＝ 216,000円 (25mm)540,000 円×1本＝540,000円 (20mm→25mm)432,000円× 1本＝432,000円 | さいたま市水道局 | 1,188 | 2,376 | 1,188 |
| 都市局 | みどり推進課 | 水道分担金 | さいたま市給水条例第9条 | 散水栓の新設に伴い負担するもの | 散水栓設置工事 | 口径20mm108,000円 | さいたま市水道局 | 0 | 108 | 86 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | アルーサA館長期修繕計画負担金 | アルーサA館管理協議会規約 | アルーサA館管理協議会規約に基づき、計画的に実施する共用部分等の修繕費用に充てる | 長期修繕計画による負担金 | 2,203,848円 | アルーサA館管理者と野都市開発(株) | 2,204 | 2,259 | 2,204 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | 浦和センチュリーシティ中長期修繕積立負担金 | 浦和センチュリーシティ管理規約 | 浦和センチュリーシティにおける所有者であることから、適正な管理運営を行う費用に充てる | 長期修繕計画及び中期修繕計画による負担金 | 110,894,957円 | 浦和センチュリーシティ管理組合 | 110,895 | 20,168 | 20,167 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | エイベックスタワー浦和修繕積立負担金 | エイベックスタワー浦和管理規約 | 計画的に実施する共用部分等の修繕費用に充てる | 長期修繕計画による負担金 | 4,766,640円 | エイベックスタワー浦和管理組合 | 4,767 | 3,961 | 3,961 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | 北浦和ターミナルビル地下倉庫共益費 | 北浦和ターミナルビル管理費等取扱規則 | 北浦和ターミナルビルの適正な管理を行う費用に充てる | 共益費 | 全体管理組合共益費142,440円 施設一部管理組合共益費 1,280,736円 | 北浦和ターミナルビル全体管理組合・施設一部管理組合 | 1,423 | 1,423 | 1,423 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | 北浦和ターミナルビル長期修繕積立負担金 | 北浦和ターミナルビル管理費等取扱規則 | 北浦和ターミナルビル全体管理組合及び施設一部管理組合の組合員又は占有者として適正な管理運営を行う費用に充てる | 長期修繕計画による負担金 | 全体管理組合1,182,776円 施設一部管理組合2,876,759円 | 北浦和ターミナルビル(株) | 4,060 | 4,060 | 4,060 |
| 都市局 | 区画整理支援課 | 下水道事業受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道整備にかかる工事費用の一部を負担する | 下水道受益者負担金 | 負担金38,800円 | さいたま市 | 0 | 39 | 39 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------------------------|--|---|--|--|---|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 日進・指扇 周辺まちづくり 事務所 | 大宮西部特定土地 区画整理事業分 担金 | 土地区画整理法第 119条の2 | 大宮西部地区の豊 かな自然を保全す ることで快適な住 居環境を整備す る | 大宮西部特定土地 区画整理事業 | 大宮西部特定土地 区画整理事業分 担金342,650,000 円 | (独)都市再生機 構 | 342,650 | 902,790 | 902,790 |
| 都市局 | 日進・指扇 周辺まちづくり 事務所 | 水道管移設負担 金 | 水道管移設費負担 | 工事に伴う水道 管の移設・切り回 し費用を水道局に 負担金として支払 う | 水道管移設・切り 直し箇所 | 水道管移設負担 金12,642,000円 | さいたま市水道 局 | 0 | 12,642 | 0 |
| 都市局 | 浦和東部まち づくり事務所 | 浦和東部第二特 定土地区画整理 事業分担金・岩 槻南部新和西特 定土地区画整理 事業分担金 | 土地区画整理法第 119条の2 | 浦和美園駅を中 心に土地区画整 理事業により自然 環境と調和した魅 力ある新市街地を 形成する | 浦和東部第二特 定土地区画整理 事業 岩槻南部新和西 特定土地区画整 理事業 | 協定書による | (独)都市再生機 構 | 0 | 753,225 | 753,276 |
| 都市局 | 浦和東部まち づくり事務所 | 浦和美園駅西口 連絡階段管理負 担金 | 浦和美園駅西口 連絡階段の管理 に関する協定によ る | 浦和美園駅西口 連絡階段の清掃 業務費等を負担金 として埼玉高速鉄 道に支払う | 浦和美園駅西口 連絡階段(平成 25年度供用開始) | 埼玉高速鉄道と の協議による | 埼玉高速鉄道(株) | 2,000 | 2,000 | 1,116 |
| 都市局 | 浦和東部まち づくり事務所 | 浦和美園駅東口 連絡階段管理負 担金 | 浦和美園駅東口 連絡階段の管理 に関する協定によ る | 浦和美園駅東口 連絡階段の清掃 業務費等を負担金 として埼玉高速鉄 道に支払う | 浦和美園駅東口 連絡階段(平成 18年度供用開始) | 埼玉高速鉄道と の協議による | 埼玉高速鉄道(株) | 855 | 855 | 813 |
| 都市局 | 岩槻まちづく り事務所 | 水道布設負担 金 | 水道局との負担 協議による | 区画整理事業に 伴う公共施設(道 路)の整備に合わ せ、水道施設の移 設・新設を行う | 岩槻駅西口土地 区画整理事業地 内上水道施設等 | 水道布設負担 金16,235,601円 | さいたま市水道 局 | 16,236 | 33,042 | 15,342 |
| 都市局 | 都心整備課 | 水道切り直し 負担金 | 水道局との負担 協議による | 電線共同溝整備 の際、支障となる 水道管の移設工 事に伴う負担金 の支出 | 電線共同溝整備 の際、支障とな る水道管の移設 工事 | 移設する水道 管の口径・延長 などにより積算 | さいたま市水道 局 | 8,642 | 0 | 0 |
| 都市局 | 浦和駅周辺ま ちづくり事務 所 | 浦和駅中ノ島 地下通路整備事 業に対する負担 金 | 浦和駅中ノ島 地下通路整備事 業に伴う工事の 施行に関する協 定 | 浦和駅東西連絡 通路と中ノ島地 下道を接続する 通路の工事を施 行する | 鉄道高架推進事 業 | 浦和駅中ノ島 地下通路整備事 業に対する負担 金66,197,000 円 | 東日本旅客鉄 道(株) | 0 | 66,197 | 88,665 |
| 都市局 | 浦和駅周辺ま ちづくり事務 所 | 鉄道高架化事 業に対する負担 金 | 浦和駅周辺鉄 道高架化事業に 伴う工事の施行 に関する協定 | 浦和駅周辺鉄 道高架化事業を 施行する | 鉄道高架推進事 業 | 浦和駅周辺鉄 道高架化事業に 伴う工事の施行 に関する市負担 金15,000,000 円 | 東日本旅客鉄 道(株) | 0 | 15,000 | 0 |
| 都市局 | 浦和駅周辺ま ちづくり事務 所 | 浦和駅西口南 高砂地区公共施 設管理者負担 金 | 都市再開発法、 さいたま市市街 地再開発事業補 助金等交付要綱 | 浦和駅西口南 高砂地区第一種 市街地再開発事 業における負担 金(道路分)のため | 浦和駅西口南 高砂地区第一種 市街地再開発事 業 | 一式213,500, 000円 | 浦和駅西口南 高砂地区市街地 再開発組合 | 0 | 213,500 | 5,400 |
| 建設局 | 技術管理課 | 営繕積算シス テム等開発利用 協議会年会費 | 営繕積算シス テム等開発利用 協議会規約 | 営繕積算シス テム及び営繕情 報の活用シス テムの共同開発 と共同利用に 関する調査研究 を行う | 年会費 | 年会費655, 560円 | 営繕積算シス テム等開発利用 協議会 | 656 | 656 | 656 |
| 建設局 | 道路環境課 | 電線共同溝整 備事業費負担 金 | 指扇土地区画 整理事業に係る 電線共同溝の整 備に関する覚書 ほか | 土地区画整理 事業の都市計画 道路等において 整備する電線共 同溝工事の円滑 な遂行を図る | 電線共同溝の占 用予定者より電 線共同溝法に基 づく建設負担金 を徴収し事業 者に事業費とし て支出する | 覚書による 標準単価143 円/電線・m | 事業者 | 1,000 | 500 | 7,552 |
| 建設局 | 道路環境課 | 北与野デッキ 管理費用負担 金 | 北与野駅デッ キ管理費用負担 協定書 | 安全で快適な 歩行者空間を確 保し、北与野デ ッキの適正な維 持管理を行う | さいたま新都 心地区6-1街 区歩行者通路 施設の維持管理 | 日常清掃829, 000円、定期清 掃565,000円、 電気使用料 806,000円 | ビル所有者 | 2,200 | 2,200 | 2,061 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|-------|--|--|---|---|--|-------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 道路環境課 | 武蔵浦和駅第2街区エレベーター管理費、修繕積立金 | ラムザ全体管理規約 | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業により整備された建物及び敷地を区分所有者割合をもって維持・増進を行う | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業により整備された建物及び敷地維持管理費の積立金 | 管理費、修繕積立金40,000円 | ラムザ全体管理組合管理代行(株)ラムザ都市開発 | 40 | 40 | 35 |
| 建設局 | 道路環境課 | 武蔵浦和駅第2街区エレベーター電気使用料負担金 | ラムザ全体管理規約 | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業により整備された建物及び敷地を区分所有者割合をもって維持・増進を行う | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業により整備された建物付属設備等の光熱水費 | 電気使用料210,000円 | ラムザ全体管理組合管理代行(株)ラムザ都市開発 | 210 | 210 | 141 |
| 建設局 | 道路環境課 | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業地区内敷地の特定管理部分維持管理費負担金 | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業地区内敷地及びベデストリアンデッキの一部の特定管理に関する覚書 | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業により整備された特定管理部分の適正な維持管理を行う | 武蔵浦和駅第2街区第一種市街地再開発事業地区内敷地の特定管理部分の維持管理 | 清掃費12,500円×12月＝150,000円 | ラムザ全体管理組合施設運営協議会 | 150 | 150 | 143 |
| 建設局 | 道路環境課 | 江川土地区画整理事業地区境道路整備に伴う負担金 | 江川土地区画整理事業地区境道路整備に伴う協定 | 江川土地区画整理事業に伴い、区画整理地区境界の道路整備について区画整理施工者が一体施工を行う | 市道2328号線道路整備事業 | 協定による | さいたま市 | 0 | 0 | 13,609 |
| 建設局 | 道路環境課 | 秋ヶ瀬橋維持管理業務負担金 | 政令指定都市移行に伴う行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定 | 境界地に係る道路の管理について、埼玉県との協定により円滑な管理を図る | 境界地に係る道路の管理 | 協定による | 埼玉県 | 85,000 | 80,000 | 28,245 |
| 建設局 | 道路環境課 | 中ノ島地下通路維持管理費 | 中ノ島地下通路の維持管理に係る共益費 | 浦和駅中ノ島地下通路整備事業により整備が実施されている箇所について、適正な維持管理を行う | 浦和駅中ノ島地下通路 | 共同管理費1式 4,295,000円 防災設備減価償却費1式 4,584,000円 | (株)アトレ | 8,879 | 8,879 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 永代橋上部工耐震補強工事負担金 | 末田須賀堰耐震補強工事と永代橋耐震補強工事の合併施行に関する平成30年度協定書 | 一体構造となっている永代橋(さいたま市管理)と末田須賀堰(水資源公団管理)について、協定により円滑な管理を図る | 末田須賀堰と永代橋の管理 | 協定による | (独)水資源機構 | 63,000 | 18,382 | 7,350 |
| 建設局 | 道路計画課 | 直轄道路事業負担金 | さいたま市内で国土交通省が所管する道路事業に要する費用負担金 | 道路法第50条に基づき、国土交通省が行う直轄国道の新設事業や改築事業等に要する費用の一部を負担するもの | 直轄国道の新設事業や改築事業等 | 600,000,000円(国道16号、国道17号、国道298号) | 国土交通省 | 600,000 | 550,000 | 341,667 |
| 建設局 | 道路計画課 | (仮称)吉野橋橋梁負担金 | 上尾市道50802号線およびさいたま市道12721号線(仮称)吉野橋の橋りょう新設工事の施行に関する基本協定 | 市境部における道路及び橋梁新設事業を上尾市が施工することに伴う負担金 | (仮称)吉野橋の橋りょうの施工に伴う設計および工事 | 負担金1,500,000円 | 上尾市 | 0 | 1,500 | 463 |
| 建設局 | 河川課 | 芝川第一調節池排水機場維持管理費負担金(埼玉県) | 埼玉県との負担金協定 | 施設管理費負担金 | 芝川第一調節池排水機場施設管理費 | さいたま市負担割合 | 埼玉県 | 2,500 | 2,500 | 1,537 |
| 建設局 | 河川課 | さくら川(荒川左岸排水路)整備工事負担金(戸田市) | 戸田市との負担金協定 | 工事負担金 | さくら川(荒川左岸排水路)整備事業 | さいたま市負担割合 | 戸田市 | 119,600 | 130,000 | 51,893 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|---------------------------|------------|---|--------------------------|--|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 河川課 | 準用河川浅間川改修事業負担金 | 上尾市との負担金協定 | 工事費等負担金 | 準用河川浅間川改修事業 | さいたま市負担割合 | 上尾市 | 82,357 | 81,700 | 133,461 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設費負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 浮谷地内排水路改修に伴う水道管移設 | 水道移設費1,620,000円 | さいたま市水道局 | 1,620 | 0 | 3,267 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設費負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 滝沼排水路整備工事に伴う水道管移設 | 水道移設費4,000,000円 | さいたま市水道局 | 4,000 | 2,160 | 6,729 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設費負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 神宮台雨水管敷設工事に伴う水道管移設 | 水道移設費1,500,000円 | さいたま市水道局 | 1,500 | 0 | 4,351 |
| 建設局 | 河川課 | 準用河川深作川管理用通路整備負担金 | 管理用通路整備負担 | 管理用通路整備負担金として土地 区画整理協会に支払うため | 準用河川深作川管理用通路 整備事業 | 管理用通路整備負担金 24,300,000円 | (一財)さいたま市土地区画 整理協会 | 24,300 | 0 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設費負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 高木地内排水路改修工事に伴う水道管移設 | 水道移設費540,000円 | さいたま市水道局 | 0 | 540 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 滝沼排水路整備工事に伴う水道管移設 | 水道移設費2,160,000円 | さいたま市水道局 | 0 | 2,160 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 浮谷排水路改修に伴う水道管移設 | 水道移設費5,400,000円 | さいたま市水道局 | 0 | 5,400 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 準用河川新川改修工事に伴う水道管移設 | 水道移設費10,000,000円 | さいたま市水道局 | 10,000 | 0 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 染谷排水路改修工事に伴う水道管移設 | 水道移設費2,500,000円 | さいたま市水道局 | 2,500 | 0 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 神宮台雨水管敷設工事に伴う水道管移設 | 水道移設費1,465,000円 | さいたま市水道局 | 0 | 0 | 1,465 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 普通河川宝来川改修工事に伴う水道管移設 | 水道移設費1,620,000円 | さいたま市水道局 | 1,620 | 0 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 水道管移設負担金 | 水道管移設負担 | 工事に伴う水道管の切り直し料として水道局に支払うため | 排水路改修工事(FJ-1002)に伴う水道管移設 | 水道移設費4,320,000円 | さいたま市水道局 | 4,320 | 0 | 0 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 都市再生機構からの借上り 営住宅に係る共益費 | 借上り住宅賃貸借契約 | 都市再生機構から借上げた市営住宅に係る共用部分の光熱費、清掃費用等共益費を負担することにより本住宅の維持管理を適切かつ合理的に行うため | 共用部分の光熱費、清掃費用等の共益費 | 西本郷住宅4,100円×60戸×12月=2,952,000円 本郷町団地3,700円×64戸×12月=2,841,600円 | (独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部 | 5,794 | 5,794 | 5,794 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|----------|----------------------------------|---|---|--|--|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 住宅政策課 | CATV負担金 | CATV導入工事費用 | 入居者に対しケーブルを用いてテレビ視聴を可能とするため | 市宮峰岸住宅建設工事 | 110,000円×2か所×1.08=237,600円 | 市宮峰岸住宅(B、C、D棟)115世帯 | 0 | 238 | 238 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 芝川都市下水道維持管理負担金 | 芝川都市下水道維持管理等基本協定書 | 補川市を起点とし上尾市・本市を流下する芝川都市下水道の機能確保と環境保全のための維持管理を三市共同事業で行う | 芝川都市下水道の維持管理・河道浚渫・施設補修 | 総事業費の18% | 上尾市 | 7,794 | 7,794 | 7,794 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 笹目川浄化施設維持管理負担金 | 笹目川浄化施設の管理等に関する覚書 | 埼玉県と本市との相互協力により笹目川の水量・水質確保のために設置されている浄化施設の維持管理を行う | 浄化施設の維持管理 | 総事業費のうち、電気料金・機器点検費…38.6%、水質検査費・汚泥処分費…50.0% | 埼玉県 | 2,392 | 2,276 | 3,809 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 水道管移設負担金 | 水道局との負担協議による | 排水路工事の際、支障となる水道管の切回し工事を行うもの | 排水路工事の際、支障となる水道管の切回し工事 | 移設する水道管の口径・長さ等による | さいたま市水道局 | 2,400 | 2,601 | 0 |
| 中央区役所 | 総務課 | 庁舎資源ごみ回収「ラミーゴ作戦」負担金 | さいたま商工会議所ラ・ミーゴ作戦覚書 | 事務所等から排出される紙類の再生資源を効率的に回収し、資源循環型社会の実現を目指す | 古紙回収事業 | (基本料金7,000円+協力金8,000円)×12か月=120,000円 | さいたま商工会議所ラ・ミーゴ作戦事務局 | 120 | 120 | 120 |
| 浦和区役所 | 地域商工室 | URAWA Soccer TOWNイルミネーション看板電気使用料 | 「URAWA Soccer TOWN」イルミネーション看板電気使用料に関する協定書 | 電気使用料負担金 | URAWA Soccer TOWNイルミネーション看板の電気使用料を負担する | 毎月の使用量の按分による | 浦和商業開発(株) | 10 | 24 | 5 |
| 岩槻区役所 | 総務課 | 公用車駐車場(ワッツ東館6階屋上)維持管理負担金 | ワッツ東館6階屋上使用貸借契約書 | ワッツ東館6階屋上の区役所が専有する駐車スペース管理経費 | 管理費 | 専有面積率による負担 | 岩槻都市振興(株) | 566 | 566 | 565 |
| 岩槻区役所 | 総務課 | ワッツ東館光熱水費負担金 | ワッツ東館賃貸借契約 | ワッツ東館3・4階の区役所の使用する光熱水費 | 光熱水費 | 区役所使用光熱水費 | 岩槻都市振興(株) | 7,712 | 7,906 | 7,235 |
| 消防局 | 消防施設課 | 下水道受益者負担金(大久保第1分団車庫) | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 負担金13,200円 | さいたま市 | 0 | 13 | 13 |
| 消防局 | 消防施設課 | 下水道受益者負担金(西浦和出張所) | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 負担金65,960円 | さいたま市 | 0 | 66 | 66 |
| 消防局 | 消防施設課 | 防災センター下水道貯留槽等管理負担金 | 共同負担工事に係る費用の負担割合に関する協定書 | 隣接する自治医大医療センターと共同で費用負担し、汚水処理設備を維持管理する | 下水道管、貯留槽及びポンプ場の維持管理費用 | 2,905,200円(費用)×10%(協定負担割合)=290,520円 | 自治医科大学附属さいたま医療センター | 291 | 291 | 285 |
| 消防局 | 消防施設課 | 下水道受益者負担金(桜消防署庁舎) | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 負担金196,880円 | さいたま市 | 0 | 197 | 197 |
| 消防局 | 消防施設課 | 下水道受益者負担金(植水分団車庫) | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 負担金2,060円 | さいたま市 | 3 | 3 | 2 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|--------|--------------------------|---------------------------|---|-----------------|--|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 消防施設課 | 下水道受益者負担金 (慈恩寺第2分団車庫) | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 負担金6,760円 | さいたま市 | 7 | 13 | 13 |
| 消防局 | 消防施設課 | (仮称)見沼区片柳地区消防署給水装置新設分担金 | さいたま市給水条例 | 新築工事に伴う給水装置にかかる費用の分担金 | 消防施設新築工事 | 負担金1,328,400円 | さいたま市水道局 | 0 | 1,329 | 1,328 |
| 消防局 | 消防施設課 | 谷田第1分団車庫給水装置新設分担金 | さいたま市給水条例 | 新築工事に伴う給水装置にかかる費用の分担金 | 消防施設新築工事 | 負担金108,000円 | さいたま市水道局 | 0 | 108 | 108 |
| 消防局 | 消防施設課 | 下水道受益者負担金(新片柳分団車庫) | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地の所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 負担金36,980円 | さいたま市 | 36 | 0 | 0 |
| 消防局 | 指令課 | 衛星個別通信回線数に伴う分担金 | 地域衛星通信ネットワーク利用契約約款 | 衛星通信による個別通信回線数に伴う分担金(5回線) | 衛星個別通信回線数に伴う分担金 | 1回線67,500円×5回線=337,500円 | (一財)自治体衛星通信機構 | 338 | 338 | 338 |
| 教育委員会 | 教育財務課 | 下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 栄小719,200円、大久保小490,630円 | さいたま市 | 0 | 1,210 | 1,210 |
| 教育委員会 | 教育財務課 | 下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道が整備された地域の土地所有者が下水道施設の建設にかかる費用の一部を負担し、更なる下水道整備の促進を図る | 下水道受益者負担金 | 大久保中グラウンド257,330円、片柳中683,780円、西原中843,750円、馬宮中1,663,400円 | さいたま市 | 3,449 | 2,615 | 2,615 |
| 教育委員会 | 学校施設課 | 分担金(小・中学校給水装置) | さいたま市給水条例 | 給水管改修工事で給水管を引き込むための分担金 | 給水装置設置分担金 | 東岩槻小学校 水道メータ口径50mm 2,397,600円×1本= 2,397,600円 新設美園地区小中学校 水道メータ口径50mm及び75mm (2,397,600円+6,685,200円)×2校=18,165,600円 | さいたま市水道局 | 0 | 20,564 | 20,563 |
| 教育委員会 | 学校施設課 | 電気工事負担金 | 小学校建替工事に伴う電気工事負担金 | 解体工事(与野本町小学校)に伴う電気工事負担金 | 電気工事負担金 | 電柱1本、引込線2条の移設、地中引き込みへの変更 | 東京電力パワーグリッド(株) | 1,200 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 教職員人事課 | 教員採用選考試験第1次試験問題作成負担金 | 県費負担教職員の任免等に関する埼玉県との協定 | 教員採用選考試験問題作成費用のさいたま市分を負担する | 教員採用選考試験問題作成費用 | 295円×1,300部×1.08=414,180円 | 埼玉県 | 415 | 387 | 373 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 硬筆展、書き初め展県展負担金 | 開催に対する負担金 | 埼玉県の硬筆展、書き初め展の開催に係る費用を一部負担する | 硬筆展、書き初め展 | 1/10負担 | 埼玉県書写書道教育連盟 | 12 | 12 | 12 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 理科教育研究発表会負担金 | 開催に対する負担金 | 埼玉県の理科教育研究発表会の開催に係る費用を一部負担する | 理科教育研究発表会 | 1/10負担 | 埼玉県理科教育研究会 | 11 | 11 | 11 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|------------|--|---------------------|---|----------------------------------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 総合教育相談室 | 岩槻教育相談室上下水道料金負担金 | 上下水道使用料金負担金 | 上下水道使用料金負担金 | 岩槻教育相談室の上下水道料金(ワッツ東館使用分) | 毎月の使用量の按分による | 岩槻都市振興(株) | 33 | 33 | 0 |
| 教育委員会 | 総合教育相談室 | 岩槻教育相談室電気料負担金 | 電気料負担金 | 電気料負担金 | 岩槻教育相談室の電気料金(ワッツ東館使用分) | 毎月の使用量の按分による | 岩槻都市振興(株) | 233 | 276 | 167 |
| 教育委員会 | 総合教育相談室 | 美園電話使用料金負担金 | 電話使用料金負担金 | 電話使用料金負担金 | 美園教育相談室の電話料金(浦和美園駅東口駅前複合公共施設使用分) | 毎月の使用量の按分による | (公財)さいたま市文化振興事業団 | 39 | 39 | 39 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | JET渡航費用負担金 | 参加者負担金等 | JET新規招致者の渡航費を負担 | 渡航負担金 | 150,000円×4名=600,000円 | (一財)自治体国際化協会 | 600 | 600 | 144 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | JET来日オリエンテーション宿泊費負担金[3泊4日 新宿] | 参加者負担金等 | JET新規招致者の来日オリエンテーション参加のため | 来日オリエンテーション宿泊負担金 | 54,000円×4名=216,000円 | (一財)自治体国際化協会 | 216 | 188 | 45 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 外国青年招致事業JET傷害保険料負担金 | 参加者負担金等 | JETが参加する海外旅行傷害保険の保険料を負担 | JETが参加する海外旅行傷害保険の経費 | 30,000円×4名=120,000円 | (一財)自治体国際化協会 | 120 | 120 | 99 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 日本スポーツ振興センター負担金 | 日本スポーツ振興センター法 | 学校管理下における児童生徒の負傷、疾病、障害又は死亡に関して必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施に資する | 医療費、障害見舞金、死亡見舞金 | 掛金1人当たり小・中学校945円、高等学校1,865円、幼稚園295円、要保護65円 | (独)日本スポーツ振興センター | 99,593 | 99,934 | 98,887 |
| 教育委員会 | 館岩少年自然の家 | 敷地内幹線道路除雪負担金 | 協定書 | さいたま市と南会津町が協定を結び、南会津町が道路の除雪を行い交通の安全を確保し自然の家の管理・運営が円滑に進行するもの | 協定規程による | 南会津町との協定による | 福島県南会津町 | 1,450 | 1,146 | 1,191 |
| 教育委員会 | 青少年宇宙科学館 | 大宮情報文化センター管理負担金 | 大宮情報文化センター管理規約 | 大宮情報文化センター管理費 | 宇宙劇場管理運営 | 管理費(維持管理費等)46,408,683円、管理費(修繕費)6,014,453円、管理費(大規模修繕費)114,808,355円 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 167,233 | 98,641 | 98,640 |
| 教育委員会 | うらわ美術館 | 浦和センチュリーシティ管理運営負担金 | 浦和センチュリーシティ管理規約第24条 | 敷地内・共用部分等の管理費をビル内区分所有者で負担する | 敷地・共用部分等に係る電気・ガス・水道料金等 | 800,000円×12か月=9,600,000円 | 浦和センチュリーシティ管理組合 | 9,600 | 10,800 | 7,220 |
| 教育委員会 | うらわ美術館 | 浦和センチュリーシティ計画修繕積立金 浦和センチュリーシティ計画修繕積立一時金 | 浦和センチュリーシティ管理規約第28条 | 敷地内・共用部分等の修繕費をビル内区分所有者で負担する | 敷地・共用部分等に係る大規模修繕 | 修繕積立金：1,523,820円 修繕積立一時金：25,077,303円 | 浦和センチュリーシティ管理組合 | 26,602 | 4,838 | 4,838 |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | シーノ大宮センタープラザ管理組合負担金(共用部分) | 施設管理負担金 | シーノ大宮センタープラザを管理するシーノ大宮センタープラザ管理組合へ、負担金(共用部分)を支出する | シーノ大宮センタープラザ共用部分の施設管理費 | 年額68,373,000円 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 68,373 | 69,903 | 69,903 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 | |
|---------|------------|-----------------------------|----------|---|--------------------------------|-------------------|---|--------------------------|-----------------|-----------------------|--------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | | |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | シーノ大宮センタープラザ管理組合負担金(専有部分) | 施設管理負担金 | シーノ大宮センタープラザを管理するシーノ大宮センタープラザ管理組合へ、共用部分と一体管理するために負担金(専有部分)を支出する | シーノ大宮センタープラザ専有部分の施設管理費 | 年額25,073,000円 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 25,073 | 26,000 | 26,000 | |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | シーノ大宮団地管理組合負担金 | 施設管理負担金 | シーノ大宮アトリウムはA地区全体の共用施設であり、その管理をするシーノ大宮団地管理組合へ、負担金を支出する | 生涯学習総合センターの施設維持管理及び事業費等に係る経費 | 年額5,473,000円 | シーノ大宮団地管理組合 | 5,473 | 5,267 | 4,748 | |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | 下水道受益者負担金 | | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 下水道接続に伴う受益者負担金 | 下水道受益者負担金 | 七里公民館299,000円 | さいたま市 | 299 | 299 | 298 |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | 水道分担金 | | さいたま市給水条例第9条 | 公民館改修工事に伴い、水道メーター口径を増径するための分担金 | 給水装置増径に伴う分担金 | 大戸公民館789,000円、大久保公民館789,000円、浦和南公民館789,000円 | さいたま市水道局 | 0 | 2,367 | 1,490 |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | シーノ大宮センタープラザ管理組合負担金(中規模修繕分) | 施設管理負担金 | シーノ大宮センタープラザを管理する管理組合へ負担金を支出する | シーノ大宮センタープラザの中規模修繕 | | 年額13,871,000円 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 13,871 | 30,240 | 18,012 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 上小町配本所管理費(大宮西部図書館) | 電気料負担金 | 上小町自治会館内にある上小町配本所の電気料を負担する | 配本所使用に際しての年間電気料負担 | | 年間電気料30,000円 | 上小町自治会 | 30 | 30 | 23 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 共益費負担金(岩槻駅東口図書館) | | フツツ西館管理規約及び管理費等取扱規則 | 敷地及び共用部分等の環境を一定水準に維持管理するため | 施設管理費、施設修繕費、損害保険料 | 施設管理費635.25円×595.04㎡×12月×1.08=4,898,867円、修繕積立金127.05円×595.04㎡×12月=908,000円、損害保険料233,761円 | 岩槻都市振興(株) | 6,041 | 6,033 | 6,032 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 電話使用料負担金(美園図書館) | 電話使用料負担金 | 浦和美園駅東口駅前複合公共施設において契約するひかり電話について、美園図書館に割り当てられたチャンネル使用料を負担する | 電話使用料負担金 | | 1,000円×3チャンネル×12ヶ月×1.08=38,880円 | (公財)さいたま市文化振興事業団 | 39 | 39 | 39 |
| 選挙管理委員会 | 選挙課 | 選挙公営[市長：自動車/個別契約方式] | | さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第2条、公職選挙法第264条 | 地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する | 市長選挙費 | 候補者1人当たりの限度額 自動車の借入れ 1日当たり15,800円 燃料の供給 1日当たり7,560円 運転手の雇用 1日当たり12,500円 | レンタカー業者 燃料供給業者 運転手 | 0 | 4,016 | 1,048 |
| 選挙管理委員会 | 選挙課 | 選挙公営[市長：自動車/ハイヤー方式] | | さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第2条、公職選挙法第264条 | 地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する | 市長選挙費 | 候補者1人1日当たりの限度額64,500円 | 一般乗用旅客自動車運送事業者 | 0 | 1,806 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 選挙課 | 選挙公営[市長：はがき] | | 公職選挙法第142条、第264条 | 地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する | 市長選挙費 | 候補者1人につき通常葉書4,000枚 | 日本郵便(株) | 0 | 18,200 | 4,399 |

1 事業の対価として支出する負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------------|-----|----------------|---|--------------------------|-------|---|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 選挙 管理 委員会 | 選挙課 | 選挙公営 [市長：ポスター] | さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第6条、公職選挙法第264条 | 地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する | 市長選挙費 | 候補者1人当たりの限度額 単価の制限額×ポスター掲示 場数×1.2 | ポスター作成業者 | 0 | 7,308 | 1,766 |
| 選挙 管理 委員会 | 選挙課 | 選挙公営 [市長：ピラ] | さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるピラの作成の公営に関する条例第2条 | 地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する | 市長選挙費 | 候補者1人当たりの限度額 単価の制限額×70,000枚 | ピラ作成業者 | 0 | 4,760 | 1,355 |
| 選挙 管理 委員会 | 選挙課 | 不在者投票指定施設負担金 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2、公職選挙法第264条 | 指定施設における不在者投票に要する経費を負担する | 市長選挙費 | 不在者投票をした選挙人一人 について753円 | 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の長 | 0 | 1,130 | 732 |
| 選挙 管理 委員会 | 選挙課 | 不在者投票外部立会人負担金 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2、公職選挙法第264条 | 指定施設における不在者投票に要する経費を負担する | 市長選挙費 | 不在者投票の立会人1時間につき1,258円 | 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の長 | 0 | 76 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|---------|-----------------------|------------------------------------|---|---|--------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市長 公室 | 秘書課 | 埼玉県副市長会負担金 | 埼玉県副市長会規約 | 県下各市の副市長をもって組織し、市政について調査研究並びに連絡調整を行い、地方行政の円滑な運営を図る | 埼玉県副市長会運営経費 | 8,000円×1市=8,000円 | 埼玉県副市長会 | 8 | 10 | 8 |
| 市長 公室 | 秘書課 | 全国都市問題会議参加費 | 参加者負担金等 | 都市にかかる諸問題について研究、討議を行い都市の向上、地方自治の発展に寄与する | 全国都市問題会議 | 10,000円×2名=20,000円 | 全国都市問題会議実行委員会 | 20 | 20 | 20 |
| 市長 公室 | 広報課 | 日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金 | 参加者負担金等 | 広報基礎講座に参加し、広報編集新任担当者のスキル向上を図る | 参加者負担金 | 9,250円×1名=9,250円 | (公社)日本広報協会 | 9 | 9 | 9 |
| 市長 公室 | 広報課 | 日本広報協会「広報広聴研究大会」参加負担金 | 参加者負担金等 | 広報広聴研究大会に参加し、行政広報の現状と課題、課題に対する方策を学ぶ | 参加者負担金 | 7,200円×1名=7,200円 | (公社)日本広報協会 | 7 | 7 | 7 |
| 市長 公室 | 広報課 | 日本経営協会「広報実務研修会」参加負担金 | 参加者負担金等 | 広報セミナーに参加し、ソーシャル・メディアの効果的な活用法を学ぶ | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社)日本経営協会 | 32 | 32 | 28 |
| 市長 公室 | 広報課 | 日本広報協会「実践広報セミナー」参加負担金 | 参加者負担金等 | 広報セミナーに参加し、市報編集業務のスキル向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (公社)日本広報協会 | 32 | 32 | 31 |
| 市長 公室 | 広報課 | 日本広報協会負担金 | 日本広報協会定款 | 広報に関する技術・資料を収集し、国、都道府県、市町村、各種団体などとの連携により、広報広聴事業の振興発展を図る | 日本広報協会運営費 | 会費120,000円 | (公社)日本広報協会 | 120 | 120 | 120 |
| 都市戦略 本部 | 都市経営戦略部 | (一財)地域活性化センター負担金 | 要望書(さいたま市の政令指定都市への移行に伴う出捐金の変更について) | 全国地方自治体等が自主的・主体的に活力のある地域づくりを推進する諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与する | 地域社会の活性化に関する諸情報の収集及び提供、コンサルティング、イベント支援、実施、人材の育成 | 年会費900,000円 | (一財)地域活性化センター | 900 | 900 | 900 |
| 都市戦略 本部 | 都市経営戦略部 | (一財)地方自治研究機構負担金 | (一財)地方自治研究機構賛助会員規程 | 地方自治の充実発展に寄与する | 地方公共団体が所管する行政分野に関する調査研究、地方公共団体の調査研究の委託、地方公共団体が関係する調査研究に関する情報の収集及び提供、地方公共団体の政策の企画立案能力の強化に関する支援 | 賛助会費135,000円 | (一財)地方自治研究機構 | 135 | 135 | 135 |
| 都市戦略 本部 | 都市経営戦略部 | 企画事務研修会出席負担金 | 参加者負担金等 | 都市経営戦略部職員の企画事務の向上を図る | 都市経営戦略部所管全事業 | 31,900円×1名=31,900円 | 企画事務研修会主催者 | 0 | 32 | 0 |
| 都市戦略 本部 | 都市経営戦略部 | 首都圏業務核都市首長会議負担金 | 首都圏業務核都市首長会議規約 | 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)に基づき業務核都市を育成・整備し、自立都市圏の形成を先導する | 業務核都市を育成・整備し、自立都市圏の形成を先導する事業 | 構成各市負担金原則20,000円 | 首都圏業務核都市首長会議 | 20 | 20 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|--------|------------|-------------------------------|---------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | 大都市企画主管者会議負担金 | 大都市企画主管者会議規約 | 大都市（指定都市）が、企画行政及び都市問題に関し、協力して調査研究等を行い、もって大都市住民の福祉向上と我国都市問題の解決に資する | 大都市企画行政及び都市問題に関する調査、研究、情報交換事業 | 構成都市一律70,000円 | 大都市企画主管者会議 | 70 | 70 | 0 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | 埼玉県市長会会費 | 埼玉県市長会会則 | 県下各市の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治と市の興隆と繁栄に寄与する | 埼玉県市長会運営経費 | 均等割：200,000円 人口割：5,125,000円 | 埼玉県市長会 | 5,325 | 5,281 | 5,281 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | 指定都市市長会分担金 | 指定都市市長会規約 | 全国の指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図る | 指定都市市長会事業 | 分担金3,900,000円 | 指定都市市長会 | 3,900 | 3,900 | 3,400 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | 全国市長会関東支部分担金 | 全国市長会関東支部規則 | 関東地区各市間及び中央との連絡協調を図り、市政に関する諸般の事項を調査研究し、各市の発展に資する | 全国市長会関東支部運営経費 | 40,000円×1市=40,000円 | 全国市長会関東支部 | 40 | 40 | 40 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | 全国市長会分担金 | 全国市長会会則 | 全国各市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与する | 全国市長会運営経費 | 均等割：50,000円 人口割：2,719,000円 | 全国市長会 | 2,769 | 2,769 | 2,769 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | (一社)スマートウエルネスコミュニティ準備会負担金 | (一社)スマートウエルネスコミュニティ準備会 定款 | スマートウエルネスコミュニティ実現に貢献するため、産官学一体となって、国民の自律的な健康づくりの促進および継続、意欲の増進に資する新たな社会システムや制度を設計し、新技術の開発や社会イノベーションの実現を推進するため | スマートウエルネスさいたまに係る事業 | 自治体会年費50,000円 | (一社)スマートウエルネスコミュニティ準備会 | 50 | 50 | 50 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | 調査費等企画担当課長会議の決定に基づく負担金 | 九都県市首脳会議規約 | 九都県市首脳会議による調査費等企画担当課長会議の決定に基づき負担するもの | 九都県市首脳会議事業 | 輪番制により開催都市となった場合に対象経費を負担 | 九都県市首脳会議企画担当課長会議 | 100 | 0 | 0 |
| 都市戦略本部 | 行財政改革推進部 | 大都市事務管理主管者会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 大都市行政に共通する事務管理の諸課題について、相互研究と情報交換を行うことにより、行政の向上に寄与する | 会議参加者負担金 | 4,000円×1市=4,000円 | 大都市事務管理主管者会議事務局 | 4 | 4 | 4 |
| 都市戦略本部 | シティセールス部 | 外部講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 民間団体等が開催する研修会・講演会等に参加することで、専門知識を習得する | 参加者負担金等 | 49,000円×4名 | (株) 宣伝会議 | 0 | 196 | 0 |
| 都市戦略本部 | 東部地域・鉄道戦略部 | 地下鉄7号線建設誘致期成同盟会負担金 | 地下鉄7号線建設誘致期成同盟会規約 | 地下鉄7号線の建設及び延伸の早期実現 | 地下鉄7号線建設誘致期成同盟会の運営・事業に必要な経費 | 市負担金50,000円 | 地下鉄7号線建設誘致期成同盟会 | 50 | 50 | 50 |
| 都市戦略本部 | 東京事務所 | 全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会負担金 | 会費負担金（会則） | 全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会の運営に資する | 研修会の開催及びその目的達成のための情報及び資料の調査、収集 | 会費15,000円 | 全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会 | 15 | 15 | 15 |
| 都市戦略本部 | 東京事務所 | 都市東京事務所長会負担金 | 会費負担金（規約） | 各東京事務所との交流や情報交換を通じて、東京事務所の円滑な運営に資する | 都市東京事務所長会の運営に関する事業 | 会費24,000円 | 都市東京事務所長会 | 24 | 24 | 24 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|--------|--------------|-------------------------|----------------------------|---|----------------|---------------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市戦略本部 | 東京事務所 | 埼玉県人会法人会員負担金 法人会員年会費 | 会費負担金 (会員規程) | 埼玉県人会を通じ、東京及び近郊の埼玉県出身者等との交流を深めるとともに、本市の魅力を発信する | 埼玉県人会の運営に関する事業 | 法人会員年会費 年額10,000円 | 埼玉県人会 | 10 | 10 | 10 |
| 総務局 | 総務課 | 大都市文書事務主管者会議分担金 | 大都市文書事務主管者会議要綱 | 政令指定都市における文書事務全般に関する諸問題について研究・改善を図る | 参加者分担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 大都市文書事務主管者会議開催市 | 10 | 10 | 2 |
| 総務局 | 総務課 | 平和首長会議メンバーシップ納付金 | 平和首長会議メンバーシップ納付金の取扱いに関する要綱 | 平和首長会議を加盟都市全体で支える体制を構築するため | 加盟都市納付金 | 1都市当たり毎年2,000円 | 平和首長会議加盟都市 | 2 | 2 | 2 |
| 総務局 | アーカイブズセンター | 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会負担金 | 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会会則 | 地域史料保存活用及び市町村史編纂に関する会員相互の連絡と協調を図り、地域文化の振興に寄与する | 年会費 | 県及び人口100万人以上の市 18,000円 | 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会 | 18 | 18 | 18 |
| 総務局 | アーカイブズセンター | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則 | 会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する | 年会費 | 都道府県、政令指定都市 40,000円 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 | 40 | 40 | 40 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 行政管理講座参加者負担金 | 参加者負担金等 | 地方自治体におけるコンプライアンス強化についての知識を習得し、職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名×1回= 31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 埼玉県都市法制連絡協議会負担金 | 埼玉県都市法制連絡協議会会則 | 法制執務上の諸問題について調査、研究を行い、法制執務の適正、円滑な執行を図る | 年会費 | 1市あたり10,000円 | 埼玉県都市法制連絡協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 法規実務研修等参加者負担金 | 参加者負担金等 | 法制執務及び政策法務の実務を修得することにより、自治立法能力の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名×3回= 93,960円 | (一社) 日本経営協会 | 94 | 94 | 63 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 職員研修負担金 | 参加者負担金等 | 行政不服審査法改正に伴う審査請求制度に関する知識を修得することにより、行政不服審査実務知識の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名×1回= 31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 94 | 76 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 法務能力向上のための特別実務セミナー受講料 | 参加者負担金等 | 法制執務及び政策法務に関する知識を修得することにより、政策立案や条例作成に必要な法務能力の向上を図る | 参加者負担金 | 4,000円×1名×2回=8,000円 | (一財) 地方自治研究機構 | 0 | 8 | 0 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 職員研修負担金 | 参加者負担金等 | 行政不服審査法に関する知識を修得することにより、行政不服審査実務知識の向上を図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名×1回= 10,000円 | (一財) 地方自治研究機構 | 10 | 0 | 0 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 職員研修負担金 | 参加者負担金等 | 行政不服審査法に関する知識を修得することにより、行政不服審査実務知識の向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×2名×1回= 14,000円 | (一財) 行政管理研究センター | 14 | 0 | 0 |
| 総務局 | 法務・コンプライアンス課 | 職員研修負担金 | 参加者負担金等 | 行政不服審査法に関する知識を修得することにより、行政不服審査実務知識の向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×3名×1回= 21,000円 | (一財) 行政管理研究センター | 21 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|-------------------------|-----------------|--|---|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 総務局 | 行政透明推進課 | 情報公開・個人情報保護制度検討講座参加者負担金 | 参加者負担金等 | 情報公開制度及び個人情報保護制度運用に関する理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×2名×2回＝125,280円 | (一社)日本経営協会 | 126 | 126 | 114 |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 各種研修会負担金 | 参加者負担金等 | 人権問題の解決のために研修を行い自己研鑽に努める | 関係機関・団体が開催する研修会、人権啓発指導者養成等の研修会への参加負担金 | 民間運動団体等が行う各研修会参加負担金189,000円 | 部落解放同盟北足立郡協議会、部落解放北足立郡協議会、埼玉人権同和センター等 | 189 | 379 | 349 |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 北足立郡市町同和対策推進協議会負担金 | 参加者負担金等 | 北足立管内の14市町で協議会を構成し、同和問題の早期解決を図る | 同和対策推進会議及び研修会・講演会 | 年会費50,000円 | 北足立郡市町同和対策推進協議会 | 50 | 50 | 50 |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 人権相談事業負担金 | さいたま人権擁護委員協議会会則 | 委員としての任務の円滑な遂行及び人権擁護事業の適正な運営を図る | 人権擁護委員が市民生活の安定に寄与することを目的として行う人権相談事業及び人権啓発活動 | 人口1,263,420人(H29.3.31)×3円＝3,790,200円 | さいたま人権擁護委員協議会 | 3,791 | 3,762 | 3,761 |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 各種研修会負担金 | 参加者負担金等 | 人権問題の解決のために研修を行い自己研鑽に努める | 関係機関・団体が開催する研修会、人権教育指導者養成等の研修会への参加負担金 | 隣保館連絡協議会が行う各研修会参加負担金42,000円 | 全国隣保館連絡協議会 埼玉県隣保館連絡協議会 | 42 | 58 | 43 |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 隣保館負担金 | 参加者負担金等 | 隣保館相互の事業や運営について情報交換及び研究を行う | 協議会が行う事業及び研究活動 | 年会費(普通館)135,000円 | 埼玉県隣保館連絡協議会 | 135 | 135 | 135 |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 防火管理者講習 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名＝7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 総務局 | 人事課 | 大都市職員定数事務担当者会議負担金 | 参加者負担金等 | 大都市行政における職員定数事務の諸課題について、相互研究と情報交換を行うことにより、より一層の定員適正化に努める | 大都市職員定数事務担当者会議の参加者負担金 | 3,000円×2名＝6,000円 | 大都市職員定数事務担当者会議 | 6 | 6 | 4 |
| 総務局 | 人事課 | 大都市人事担当課長会議負担金 | 参加者負担金等 | 大都市行政における人事事務の諸課題について、相互研究と情報交換を行うことにより、より一層の人事行政の推進に努める | 大都市人事担当課長会議の参加者負担金 | 3,000円×4名＝12,000円 | 大都市人事担当課長会議 | 12 | 12 | 4 |
| 総務局 | 職員課 | 安全管理者選任研修受講料 | 参加者負担金等 | 厚生労働大臣が定める研修を受講し、安全管理者の資格要件である研修修了要件を取得する | 参加者負担金 | 13,000円×1.08×5名＝70,200円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 71 | 71 | 70 |
| 総務局 | 職員課 | 衛生管理者受験講習会受講料 | 参加者負担金等 | 安全衛生対策の推進にあたり、第1種衛生管理者の養成を図る | 参加者負担金 | 3,000円×10名＝30,000円 | (一財)地方公務員安全衛生推進協会 | 30 | 30 | 30 |
| 総務局 | 職員課 | 給与実務研修会負担金 | 参加者負担金等 | 給料及び諸手当に係る制度詳解及び実務研修により資質の向上を図る | 参加者負担金 | 16,200円×1名×2回＝32,400円 | (一財)公務人材開発協会 | 32 | 31 | 19 |
| 総務局 | 職員課 | 給与制度とその実務研修参加者負担金 | 参加者負担金等 | 地方公務員の給与制度の知識の習得と実践的な事例演習により資質の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名＝31,320円 | (一社)日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|----------------------------|-------------------------------|--|---------------------------------------|---|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 総務局 | 人材育成課 | 彩の国さいたま人づくり広域連合負担金 | 彩の国さいたま人づくり広域連合規約 | 埼玉県及び埼玉県内の全市町村の職員を対象に、職務遂行に必要な基本能力の習得や多様化、高度化する行政ニーズに対応できる人材を育成する | 団体負担金 | 29年度さいたま市割当負担金1,800,000円 | 彩の国さいたま人づくり広域連合 | 1,800 | 1,800 | 1,792 |
| 総務局 | 人材育成課 | 自治大学校研修負担金 | 自治大学校研修計画 | 分権型社会を担い、時代の変化に対応できる人材の育成を目的に、地方公共団体が担う行政全般にわたる総合的・専門的な知識を身に付ける | 第1部課程、第1部・第2部特別課程、政策専門課程、その他専門研修課程を履修 | 1部511,900円×2名=1,023,800円 1部・2部特別130,700円×1名=130,700円 政策専門83,700円×1名=83,700円 | 総務省自治大学校 | 1,238 | 1,227 | 1,191 |
| 総務局 | 人材育成課 | 市町村職員中央研修所研修受講負担金 | 市町村職員中央研修所研修計画 | 市町村が直面している様々な行政課題について主体的に取り組み、的確に対応できる能力を身に付ける | 各種研修コースを受講 | 14,000円×18名=252,000円 | (公財) 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所 | 252 | 252 | 235 |
| 総務局 | 人材育成課 | 政策研究大学院大学入学金・授業料・検定料 | 政策研究大学院大学修士課程学生募集要項 | 地域レベルの政策を中心に、政策に関する専門的知識や技術に加え、高度な政策構想力や行政運営能力を身に付ける | 修士課程を履修 | 入学金282,000円 授業料536,000円 検定料30,000円 =848,000円 | 国立大学法人 政策研究大学院大学 | 848 | 848 | 848 |
| 総務局 | 人材育成課 | 全国建設研修センター研修負担金 | 全国建設研修センター研修計画 | 高度化する建設技術に即応し、社会ニーズの多様化に的確に対応できる能力を身に付ける | 各種研修コースを受講 | 90,000円×2名=180,000円 | (一財) 全国建設研修センター | 180 | 180 | 175 |
| 総務局 | 人材育成課 | 日本経営協会会費 | 日本経営協会定款 | 経営及び事務能率に関する調査研究を行いその成果を普及し、かつ実施を推進し、わが国の生産性向上に寄与する | 日本経営協会登録団体年会費 | 年会費50,000円 | (一社) 日本経営協会 | 50 | 50 | 50 |
| 総務局 | 人材育成課 | 早稲田大学総合研究機構マニフェスト研究所 | 参加者負担金等 | 地方分権時代における人材マネジメントのあり方を通じて、経営型人事システムの構築に寄与する | 研究会参加 | 研究会参加負担金324,000円 | 早稲田大学総合研究機構マニフェスト研究所 | 0 | 324 | 0 |
| 総務局 | 人材育成課 | 地方自治体運営に係る講座参加者負担金 | 参加者負担金等 | 地方自治体が抱える課題をテーマとした研究会や地方自治体運営に関わる講座、情報交流会等を通して職員の能力の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 0 |
| 総務局 | 人材育成課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財) 日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 総務局 | 危機管理課 | 九都県市新型インフルエンザ等感染症対策検討部会負担金 | 新型インフルエンザ等感染症対策検討部会に関する申合わせ事項 | 首都圏における新型インフルエンザ等感染症対策の広域的な取組について、九都県市が共同で研究し、その成果を具体化するために組織された九都県市新型インフルエンザ等感染症対策検討部会の運営に係る経費を負担する | 会議負担金 | 九都県市負担金30,000円 | 九都県市新型インフルエンザ等感染症対策検討部会事務局 | 30 | 30 | 30 |
| 総務局 | 防災課 | 九都県市合同防災訓練連絡部会負担金 | 連絡部会負担金等 | 九都県市合同防災訓練部会の運営等に係る経費を負担する | 運営経費負担金 | 負担金1,500,000円 | 九都県市合同防災訓練連絡部会事務局 | 1,500 | 5,500 | 5,500 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-----|----------------------------|-----------------------|--|---------------------------|--------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 総務局 | 防災課 | 危機管理・防災教育トップマネジメントコース入校経費 | 参加者負担金等 | 大規模災害発生時における対応能力を習得するため | 危機管理・防災教育トップマネジメントコース入校経費 | 5,000円×2名=10,000円 | (一財)消防科学総合センター | 10 | 10 | 0 |
| 総務局 | 防災課 | 九都県市地震防災・危機管理対策部会負担金 | 九都県市地震防災・危機管理対策部会負担金等 | 九都県市地震防災・危機管理対策部会等の運営に係る経費を負担する | 運営経費負担金 | 負担金400,000円 | 九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局 | 400 | 400 | 400 |
| 総務局 | 防災課 | 第三級陸上特殊無線技士養成課程受講負担金 | 参加者負担金等 | 防災行政無線の運用に必要な第三級陸上特殊無線免許の養成課程を受講する | 養成課程受講負担金 | 24,084円×2名=48,168円 | (公財)日本無線協会 | 49 | 49 | 48 |
| 財政局 | 財政課 | 21大都市公債主管者会議負担金 | 参加者負担金等 | 会議開催 | 負担金 | 負担金3,000円 | 21大都市公債主管者会議幹事市(熊本県熊本市) | 3 | 3 | 0 |
| 財政局 | 財政課 | 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会事務負担金 | 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約 | 宝くじの発売に関する事務を共同して管理し執行することを目的とする協議会の運営費を負担する | 負担金 | 負担金100,000円 | 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会(神奈川県) | 100 | 100 | 100 |
| 財政局 | 財政課 | 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会普及宣伝費負担金 | 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約 | 協議会の議決に基づき、運用計画に基づく事業に充当するため、運用益相当額を負担する | 負担金 | 負担金30,000円 | 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会(神奈川県) | 30 | 30 | 3 |
| 財政局 | 財政課 | 全国自治宝くじ事務協議会一般会計分負担金 | 全国自治宝くじ事務協議会規約 | 宝くじの発売に関する事務を共同して管理し執行することを目的とする協議会の運営費を負担する | 分担金 | 分担金50,000円 | 全国自治宝くじ事務協議会(東京都) | 50 | 50 | 50 |
| 財政局 | 財政課 | 全国自治宝くじ事務協議会事業会計分負担金 | 全国自治宝くじ事務協議会規約 | 協議会の議決に基づき、運用計画に基づく事業に充当するため、運用益相当額を負担する | 分担金 | 分担金570,000円 | 全国自治宝くじ事務協議会(東京都) | 570 | 570 | 40 |
| 財政局 | 財政課 | 地方債協会負担金 | (一財)地方債協会寄附行為 | 地方公共団体の安定した資金の調達のため、地方債管理の充実等各種の活動を行う協会であり、年会費を負担する | 年会費 | 年会費1,260,000円 | (一財)地方債協会 | 1,260 | 1,260 | 1,260 |
| 財政局 | 財政課 | 地方財務協会負担金 | (一財)地方財務協会寄附行為 | 自主的かつ健全な地方税財政制度の確立に寄与し、もって地方自治の完成に資するため設置された協会であり、年会費を負担する | 年会費 | 年会費540,000円 | (一財)地方財務協会 | 540 | 540 | 540 |
| 財政局 | 財政課 | 新地方公会計研修参加者負担金(NOMA) | 参加者負担金等 | 新たな基準の地方公会計制度を導入するため、会計制度の考え方や分析方法等の基礎知識の習得を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社)日本経営協会 | 32 | 32 | 0 |
| 財政局 | 財政課 | 新地方公会計研修参加者負担金(自治大学校) | 参加者負担金等 | 新たな基準の地方公会計制度を導入するため、制度のしくみや導入方法等の基礎知識の習得を図る | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 総務省自治大学校 | 15 | 15 | 15 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--------------------------|-----------------------|---|--------------------------|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 財政局 | 資産経営課 | 資産経営・公民連携首長会議負担金 | 資産経営・公民連携首長会議規約 | 自治体の首長が相互に連携し、自治体の資産経営等の先導的役割を果たすとともに、ベストプラクティスをお互いに学び、切磋琢磨することを目的とする | 資産経営・公民連携首長会議の運営に関する経費 | 負担金10,000円 | 資産経営・公民連携首長会議 | 10 | 10 | 10 |
| 財政局 | 資産経営課 | 甲種防火管理講習受講負担金 | 消防法第8条 | 防火管理者の資格を取得するため | 防火管理業務 | 6,500円×1名=6,500円 | (公社)さいたま市防火安全協会、(一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 財政局 | 資産経営課 | 公有財産管理実務講座参加者負担金 | 参加者負担金等 | 財産管理に関する研修へ参加することによって、業務に必要な実務能力の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社)日本経営協会 | 31 | 31 | 31 |
| 財政局 | 資産経営課 | 大都市管財事務主管者会議参加者負担金 | 大都市管財事務主管者会議規約(第4条) | 大都市間での連携を図り、管財事務の効率を向上させる | 政令指定都市及び東京都における管財事務の調査研究 | 4,000円×2名=8,000円 | 大都市管財事務主管者会議開催市 | 8 | 8 | 3 |
| 財政局 | 庁舎管理課 | 防火防災講習会受講料 | 参加者負担金 | 防火管理者の選任 | 庁舎管理事業 | 9,500円×1名=9,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 10 | 10 | 0 |
| 財政局 | 庁舎管理課 | 防災センター要員講習会受講料 | 参加者負担金 | 自衛消防組織管理者の設置 | 庁舎管理事業 | 35,100円×3名=105,300円 | (一社)東京防災設備保守協会 | 106 | 106 | 35 |
| 財政局 | 庁舎管理課 | 安全運転管理者協会会費 | 各安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理者協会の年会費 | 事業所として安全運転に努めるための活動を行う | 大宮西地区：西区役所16,000円、大宮地区：北区役所21,000円・大宮区役所29,000円、大宮東地区：見沼区役所21,000円、浦和西地区：中央区役所18,000円・桜区役所18,000円、浦和地区：本庁舎81,000円・浦和区役所18,000円・南区役所18,000円、浦和東地区：緑区役所18,000円、岩槻地区：岩槻区役所19,000円 | 各地区安全運転管理者協会(浦和・浦和西・浦和東・大宮・大宮東・大宮西・岩槻地区) | 277 | 277 | 260 |
| 財政局 | 庁舎管理課 | 安全運転管理者等講習会受講料 | 道路交通法第74条の3(安全運転管理者等) | 安全運転管理者等の安全運転指導に関する講習会の受講料 | 事業所として安全運転に努めるための講習を行う | 本庁舎4,500円×9名=40,500円、岩槻区役所4,500円×2名=9,000円、上記以外の区役所4,500円×1名×9区=40,500円 | 各地区安全運転管理者協会(浦和・浦和西・浦和東・大宮・大宮東・大宮西・岩槻地区) | 90 | 90 | 81 |
| 財政局 | 契約課 | 大都市契約事務協議会参加負担金 | 参加者負担金等 | 東京都及び各政令指定都市において、入札・契約事務に係る調査・研究及び先進事例の情報交換等を行い、本市の入札契約事務の資質向上を図る | 大都市契約事務協議会の出席負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 協議会開催都市(広島市) | 6 | 6 | 6 |
| 財政局 | 契約課 | 地方公共団体における工事請負契約事務参加者負担金 | 参加者負担金等 | 入札・契約事務についての知識を習得し、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 29,000円×2名×1.08=62,640円 | (一社)日本経営協会 | 63 | 63 | 63 |
| 財政局 | 調達課 | 地方自治体における契約事務参加者負担金 | 参加者負担金等 | 入札・契約事務についての知識を習得し、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社)日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|--------|--------------------------|--------------------|---|------------------|--|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 財政局 | 調達課 | 大都市契約事務協議会参加負担金 | 参加者負担金等 | 東京都及び各政令指定都市において、入札・契約事務に係る調査・研究及び先進事例の情報交換等を行い、本市の入札契約事務の資質向上を図る | 大都市契約事務協議会の出席負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 協議会開催都市（広島県広島市） | 3 | 3 | 3 |
| 財政局 | 調達課 | 地方自治体における契約事務参加者負担金 | 参加者負担金等 | 入札・契約事務についての知識を習得し、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社)日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |
| 財政局 | 工事検査課 | 関東ブロック工事検査担当員連絡会負担金 | 参加者負担金等 | 土木工事の検査について、関係機関相互の連絡調整を図り、技術水準の向上を期する | 参加者負担金 | 負担金5,000円 | 連絡開催都県市 | 5 | 5 | 5 |
| 財政局 | 工事検査課 | 工事管理・技術検査等業務研修参加者負担金 | 参加者負担金等 | 工事監理・検査等の具体的な業務を学習する講座で、業務に必要な実務能力の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×2名=62,640円 | (一社)日本経営協会 | 63 | 63 | 63 |
| 財政局 | 税制課 | 浦和税務署管内地区税務協議会負担金 | 浦和税務署管内地区税務協議会会則 | 税務関係諸法規、取扱通知等の研修及び国税、地方税の事務の連絡調整 | 年会費 | 年会費10,000円 | 浦和税務署管内地区税務協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 財政局 | 税制課 | 大宮税務署管内地区税務協議会負担金 | 大宮税務署管内地区税務協議会会則 | 税務関係諸法規、取扱通知等の研修及び国税、地方税の事務の連絡調整 | 年会費 | 年会費10,000円 | 大宮税務署管内地区税務協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 財政局 | 税制課 | 春日部税務署管内税務協議会分担金 | 春日部税務署管内税務協議会会則 | 税務関係諸法規、取扱通知等の研修及び国税、地方税の事務の連絡調整 | 年会費 | 年会費37,000円 (均等割：4,000円 人口割：33,000円) | 春日部税務署管内税務協議会 | 37 | 37 | 37 |
| 財政局 | 税制課 | 埼玉県市町村税務協議会会費 | 埼玉県市町村税務協議会会則 | 地方税制度に関する調査・研究及び税務行政の運営・改善に関する研究 | 年会費 | 年会費6,000円 | 埼玉県市町村税務協議会 | 6 | 6 | 6 |
| 財政局 | 税制課 | 全国地方税務協議会負担金 | 全国地方税務協議会会則 | 地方税務行政運営に関する連絡調整、支援及び地方税に関する研修に参加し、職員の資質向上を図る | 年会費 | 年会費700,000円 | 全国地方税務協議会 | 700 | 700 | 700 |
| 財政局 | 市民税課 | 事業所税都市連絡協議会負担金 | 事業所税都市連絡協議会設置要綱 | 事業所税に関する調査・研究及び課税団体相互の運営の円滑化を図る | 協議会構成自治体の負担金 | 会員団体1団体につき 年負担金3,000円 | 事業所税都市連絡協議会 | 3 | 5 | 5 |
| 財政局 | 固定資産税課 | (一財)資産評価システム研究センター研修負担金 | 参加者負担金等 | 固定資産税および都市計画税の賦課徴収に係る情報収集及び評価技術の向上に資する | 参加者負担金 | 20,000円×7名+10,000円× 16名=300,000円 | (一財)資産評価システム研究センター | 300 | 264 | 260 |
| 財政局 | 固定資産税課 | (一財)資産評価システム研究センター正会員年会費 | 資産評価システム研究センター会員規程 | 固定資産税および都市計画税の賦課徴収に係る情報収集及び評価技術の向上に資する | 年会費 | 年会費150,000円 | (一財)資産評価システム研究センター | 150 | 150 | 150 |
| 財政局 | 固定資産税課 | 固定資産税の評価と課税の実務研修参加者負担金 | 参加者負担金等 | 固定資産税および都市計画税の賦課徴収に係る情報収集及び評価技術の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×41名+19,440円× 6名=1,400,760円 | (一社)日本経営協会 | 1,401 | 1,437 | 1,338 |
| 財政局 | 収納対策課 | 徴収事務研修出席負担金 | 参加者負担金等 | 徴収事務能力の向上を図る | 参加者負担金 | 部内各課3名+各区収納課11 名：31,320円×20名= 626,400円 | (一社)日本経営協会 | 627 | 627 | 626 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---|-----------------------------------|--|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 財政局 | 収納調査課 | 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会(JAMPA) 特別会員年会費 | 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会定款 | 納期内納付の推進 | 年会費 | 特別会員年会費：100,000円 | 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 | 100 | 100 | 100 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 埼玉県防衛協会負担金 | 埼玉県防衛協会規約 | 防衛意識の普及高揚と自衛隊を激励支援し、自衛隊と県民との相互理解向上に寄与する | 埼玉県防衛協会負担金 | 負担金45,000円 | 埼玉県防衛協会 | 45 | 45 | 45 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 市民局長会議出席者負担金 | 大都市市民局長連絡会議会則 | 市民生活に属する諸問題について意見の交換と相互の連絡を行い、市民生活行政の効果的推進に資する | 市民局長会議出席者負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 大都市市民局長連絡会議 | 6 | 6 | 6 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 埼玉県交通指導員連合会負担金 | 埼玉県交通指導員連合会会則及び埼玉県交通指導員連合会の運営に関する規則 | 埼玉県交通指導員連合会の運営費に対する県内交通指導員会費 | 埼玉県交通指導員連合会が主催・共催する各種事業及び交通安全活動全般 | 1,500円×220名=330,000円 | 埼玉県交通指導員連合会 | 330 | 330 | 315 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 彩の国コミュニティ協議会負担金 | 彩の国コミュニティ協議会会則 | 自主的なコミュニティ活動を県民全体の運動として展開することにより、県民の幸せを目指し、心のふれあう豊かで住みよい地域社会を構築するため | 彩の国コミュニティ協議会年会費 | 年会費10,000円 | 彩の国コミュニティ協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 指定都市地域振興主管者連絡会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 大都市に共通する地域活動の活性化、地域連帯の醸成等に関する行政上の諸問題を研究討議するとともに、指定都市相互間の情報交換及び研修を図る | 会議出席に伴う出席者負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 指定都市地域振興主管者連絡会議幹事市(北海道札幌市) | 2 | 2 | 2 |
| 市民局 | 市民協働推進課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 市民局 | 市民協働推進課 | 指定都市地域振興主管者連絡会議参加者負担金 | 指定都市地域振興主管者連絡会議規約 | 大都市に共通する地域活動の活性化や地域連帯の醸成等に関する研究討議を行うとともに、情報交換及び研修を行う | 会議出席に伴う出席者分負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 指定都市地域振興主管者会議幹事市(北海道札幌市) | 5 | 5 | 0 |
| 市民局 | 消費生活総合センター | 国民生活センター行政職員研修負担金 | 参加者負担金等 | 消費者行政の基礎知識の習得 | 消費者行政に係る講義、団体討議など | 2,850円×2名=5,700円 1,900円×1名=1,900円 計 7,600円 | (独)国民生活センター | 8 | 8 | 7 |
| 市民局 | 消費生活総合センター | 国民生活センター消費生活相談員研修負担金 | 参加者負担金等 | 多様化・複雑化する相談に対する適切かつ速やかな対応を図る | 相談に係る法律解釈、適用方法など | 2,850円×16名=45,600円 | (独)国民生活センター | 46 | 46 | 40 |
| 市民局 | 消費生活総合センター | 埼玉県中部地区消費者行政推進連絡協議会負担金 | 埼玉県中部地区消費者行政推進連絡協議会規約 | 消費者行政の効率的な運営を図る | 埼玉県中部地区消費者行政推進連絡協議会の運営 | 人口割：30,000円 (人口区分80万人以上) | 埼玉県中部地区消費者行政推進連絡協議会 | 30 | 30 | 30 |
| 市民局 | 消費生活総合センター | 防火・防災管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づく防火・防災管理者資格取得のため | 講習受講料 | 8,500円×1名=8,500円 | (公社)さいたま市防火安全協会 | 8 | 8 | 8 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|------------------------|------------------------|--|---|--|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市民局 | ICT政策課 | 地方公共団体情報システム機構一般事業負担金 | 地方公共団体情報システム機構サービス利用約款 | 地方公共団体の情報システムに関する事務等について代行するとともに、情報システムに関する支援を行い行政事務の合理化及び住民福祉の増進に寄与する | 総合行政ネットワークの運営、情報システムの開発及び運用、情報システムに関する教育及び研修、情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援など | 1団体1,800,000円 | 地方公共団体情報システム機構 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 市民局 | ICT政策課 | 埼玉県電子自治体推進会議共同事業負担金 | 埼玉県市町村共同事業実施要綱 | 地域情報化を推進し、埼玉県内の地方公共団体における電子自治体構築の総合的かつ円滑な推進を図り、効率的かつ良質な行政サービスを提供し、住民の満足度を向上させる | 情報セキュリティに関する人材育成事業、情報通信ネットワークに関する人材育成事業、その他電子自治体の推進に必要な事業 | 1団体50,000円 | 埼玉県電子自治体推進会議 | 50 | 50 | 40 |
| 市民局 | ICT政策課 | 番号創国推進協議会 | 番号創国推進協議会会則 | 協議会運営に係る年会費 | 年会費 | 年会費10,000円 | 番号創国推進協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 市民局 | 情報システム課 | 電算講習会負担金 | 参加者負担金等 | 電算講習会受講 | 電算講習会 | ネットワークの基礎 62,640円×2回=125,280円 LAN・WANの要素技術 41,040円×2回=82,080円 J/P1操作入門 46,656円×2回=93,312円 システム運用入門 75,600円×3回=226,800円 プロジェクトマネジメントの基礎 45,360円×3回=136,080円 情報システム部門のためのプロジェクトマネジメント 84,240円×3回=252,720円 情報セキュリティ対策実践シリーズ 96,120円×3回=288,360円 | (株)日立製作所 (株)富士通 | 1,205 | 949 | 792 |
| 市民局 | 統計情報室 | 埼玉県統計協会負担金 | 埼玉県統計協会会則 | 統計事業の振興発展を図るために、埼玉県、市町村、学校、各種団体で組織される埼玉県統計協会の運営に係る経費を負担する | 年会費 | 会員一律2,000円 人口割：300,000人以上 10,000円 | 埼玉県統計協会 | 12 | 12 | 12 |
| 市民局 | 統計情報室 | 大都市統計協議会負担金(総会分) | 大都市統計協議会会則 | 都市行政の統計に関する共同研究、統計制度の改善を図るために、政令市及び東京都で組織される大都市統計協議会の運営に係る経費を負担する | 参加者負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 大都市統計協議会 | 6 | 6 | 6 |
| 市民局 | 統計情報室 | 大都市統計協議会負担金(比較年表編集会議分) | 大都市統計協議会会則 | 大都市比較統計年表を発行する目的で、政令市及び東京都で組織される大都市統計協議会比較年表編集会議の運営に係る経費を負担する | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 大都市統計協議会 | 3 | 3 | 3 |
| 市民局 | 区政推進部 | 指定都市区政主管課長会議出席者負担金 | 大都市会議等分担金 | 区政主管課長が所掌する事務事業に関する諸問題を研究討議するとともに、指定都市相互間における情報交換を図り、連絡を密にする | 参加者負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 幹事市(福岡県北九州市) | 6 | 6 | 6 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------------|-----------------------|--------------------------|-------------------------|--|---|--|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市民局 | 区政推進部 | 指定都市市長会議参加者分 担金 | 大都市会議等分担金 | 区長が所掌する事務事業に関する 調査研究及び情報意見の交換並び に指定都市相互間における連絡を 密にする | 参加者分担金 | 3,000円×3名=9,000円 | 幹事市（京都府京都市） | 9 | 9 | 9 |
| 市民局 | 区政推進部 | 中央地区戸籍住民基本台帳 事務協議会負担金 | 中央地区戸籍住民基本 台帳事務協議会会則 | さいたま地方務局本局管内の戸 籍及び住民基本台帳事務に関する 各市区町村間の連絡を保ち、戸籍 等に関する研究、協議等を行う | 中央地区戸籍住民基本台 帳事務協議会負担金 | さいたま市10区負担分（金額 は人口やその他の要件により 決定） | 中央地区戸籍住民基本台帳事 務協議会（上尾市） | 314 | 313 | 313 |
| 市民局 | 区政推進部 | 指定都市住居表示連絡協議 会負担金 | 指定都市住居表示連絡 協議会会則 | 住居表示に関する諸問題について 意見の交換と相互の連絡を行い事 業の効果的推進に資する | 指定都市住居表示連絡協 議会負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 指定都市住居表示連絡協議会 （神奈川県横浜市） | 2 | 2 | 2 |
| 市民局 | 区政推進部 | 防火・防災管理新規講習受 講料 | 建物使用賃借契約主の 建物管理要綱 | 賃借先のテナントにおける防火管 理者設置のための講習参加 | 防火管理者講習参加費用 | 8,500円×1名 | （株）アトレ | 0 | 0 | 9 |
| 市民局 | 大宮区役所新 庁舎建設準備 室 | 研修会参加者負担金 | 参加者負担金 | 新庁舎整備に伴う関係法令や工事 監理等に関する理解を深め、資質 の向上を図る | 参加者負担金 | 35,900円×2名+15,400円× 1名=87,200円 | （一財）日本建築センター | 88 | 88 | 0 |
| スポーツ 文化局 | スポーツ振興 課 | Jリーグ関係自治体等連絡 協議会負担金 | 参加者負担金 | Jリーグのホームタウン及びホーム スタジアムを所管する自治体等 の相互の連絡調整を密にしてホーム スタジアムの適切かつ効果的な 管理と運営の円滑化並びにホーム タウンの振興を図る | Jリーグ関係自治体等 （自治体75、その他関連 団体2）による連絡調整 会議 | 1,000円×1名=1,000円 | Jリーグ関係自治体等連絡協 議会 | 1 | 1 | 0 |
| スポーツ 文化局 | スポーツ振興 課 | スポーツ推進委員関東大会 参加者負担金 | 参加者負担金 | スポーツ推進委員としての資質向 上を目指し、推進委員を代表して 研究大会に参加する | 大会に参加する際の参加 者負担金 | 3,000円×11名=33,000円 | スポーツ推進委員 | 33 | 33 | 33 |
| スポーツ 文化局 | スポーツ振興 課 | スポーツ推進委員全国大会 参加者負担金 | 参加者負担金 | スポーツ推進委員としての資質向 上を目指し、推進委員を代表して 研究大会に参加する | 大会に参加する際の参加 者負担金 | 3,000円×13名=39,000円 | スポーツ推進委員 | 39 | 39 | 23 |
| スポーツ 文化局 | スポーツ振興 課 | 日本サッカーを応援する自 治体連盟負担金 | 参加者負担金 | （公財）日本サッカー協会と情報 交換を行い、又は自治体間交流等 を行うことによって、サッカーの 普及・振興とサッカーを通したま ちづくりの推進を図る | 日本サッカーを応援する 自治体連盟の主催する研 修会 | 5,000円×1名=5,000円 | 日本サッカーを応援する自治 体連盟 | 5 | 0 | 5 |
| スポーツ 文化局 | 文化振興課 | 大都市文化行政会議参加負 担金 | 大都市会議参加者負担 金 | 文化行政について、情報交換を行 い、文化行政の一層の向上をはか る | 大都市文化行政会議参加 負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 幹事市（熊本県熊本市） | 6 | 6 | 0 |
| スポーツ 文化局 | 文化振興課 | 埼玉県博物館連絡協議会会 費 | 埼玉県博物館連絡協 議会会則 | 県内の各博物館相互の連携を緊密 にし、博物館事業の振興を図る | 埼玉県博物館連絡協議会 の会費 | 年会費10,000円 | 埼玉県博物館連絡協議会 | 10 | 10 | 10 |
| スポーツ 文化局 | 文化振興課 | 日本マンガ学会賛助会員年 会費 | 日本マンガ学会会則 | マンガ研究の推進と、研究発表ほ かの情報提供を受けること | 日本マンガ学会の会費 | 年会費50,000円 | 日本マンガ学会 | 50 | 50 | 50 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|---------|--------------|------------------------|-----------------------|--|----------------|-----------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 日本博物館協会会費 | (公財)日本博物館協会定款 | 博物館の振興に関する事業を通じ、社会教育の進展と、学術及び文化の発展に寄与すること | 日本博物館協会の維持会費 | 年会費25,000円 | (公財)日本博物館協会 | 25 | 25 | 25 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 日本漫画家協会賛助会員年会費 | (公社)日本漫画家協会定款 | 健全なる漫画の普及と漫画創作活動の奨励、漫画文化交流をもって文化の発展に寄与すること | 日本漫画家協会の会費 | 年会費50,000円 | (公社)日本漫画家協会 | 50 | 50 | 50 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 防火管理者講習会負担金 | 消防法 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 講習受講料 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| スポーツ文化局 | 岩槻人形博物館開設準備室 | 埼玉県博物館連絡協議会会費 | 埼玉県博物館連絡協議会会則 | 県内の各博物館相互の連携を緊密にし、博物館事業の振興を図る | 埼玉県博物館連絡協議会の会費 | 年会費21,000円 | 埼玉県博物館連絡協議会 | 21 | 21 | 14 |
| スポーツ文化局 | 岩槻人形博物館開設準備室 | 博物館展示についてのスキルアップ研修 | 展示論講座参加者負担金 | 博物館展示についてのスキルアップ研修参加のため | 受講料 | 12,000円×学芸員2名=24,000円 | 日本展示学会主催・東京国立博物館共催 | 24 | 24 | 12 |
| スポーツ文化局 | 岩槻人形博物館開設準備室 | 博物館における資料保存・IPMについての研修 | 文化財の虫菌害・保存対策研修会参加者負担金 | 博物館における資料保存・IPMについての研修参加のため | 受講料 | 28,000円×学芸員2名=56,000円 | (公財)文化財虫菌害研究所 | 56 | 56 | 0 |
| スポーツ文化局 | 大宮盆栽美術館 | 一般社団法人日本盆栽協会会費 | (一社)日本盆栽協会規則 | 盆栽に関する情報共有や盆栽関係者との連携を緊密にし、盆栽文化の振興を図る | 日本盆栽協会の会費 | 年会費12,000円 | (一社)日本盆栽協会 | 12 | 12 | 12 |
| スポーツ文化局 | 大宮盆栽美術館 | 埼玉県博物館連絡協議会会費 | 埼玉県博物館連絡協議会会則 | 県内の各博物館相互の連携を緊密にし、博物館事業の振興を図る | 埼玉県博物館連絡協議会の会費 | 年会費21,000円 | 埼玉県博物館連絡協議会 | 21 | 21 | 21 |
| スポーツ文化局 | 大宮盆栽美術館 | 地方史研究協議会会費 | 地方史研究協議会会則 | 全国各地の地方史研究者及び研究団体相互間の連絡を密にし、日本史研究の基礎である地方史研究の推進を図る | 地方史研究協議会の会費 | 年会費6,600円 | 地方史研究協議会 | 7 | 7 | 7 |
| スポーツ文化局 | 大宮盆栽美術館 | 日本博物館協会会費 | (公財)日本博物館協会寄付行為 | 全国の博物館が情報交換や研究発表を行う全国博物館会議を通じた協会諸事業への参画 | 日本博物館協会の維持会費 | 年会費40,000円 | (公財)日本博物館協会 | 40 | 40 | 40 |
| スポーツ文化局 | 大宮盆栽美術館 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 受講料7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 6 | 0 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 政令指定都市母子保健主管課長会議参加者負担金 | 参加者負担金等 | 政令指定都市が集まり毎年1回開催し、母子保健行政の充実を図る | 参加者負担金 | 1,000円×1名=1,000円 | 政令指定都市母子保健主管課長会議事務局 | 1 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 全国衛生部長会会費 | 全国衛生部長会規約 | 衛生行政に係る都道府県及び指定都市間の連携を緊密にし、衛生行政の円滑な推進を図る | 年会費 | 年会費81,000円 | 全国衛生部長会 | 81 | 81 | 81 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 大都市衛生主管局長会議参加負担金 | 大都市会議等負担金 | 衛生行政に係る指定都市間の連携を緊密にし、衛生行政の円滑な推進を図る | 参加者負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | 大都市衛生主管局長会議事務局 | 4 | 4 | 4 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|---------------|------------------------------|----------------|---|------------------|--------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 健康増進課 | 日本公衆衛生学会総会分担金 | 参加者負担金等 | 保健医療従事者による講演、シンポジウム、公開講座等を通して、公衆衛生学の発展と国民の健康増進を図る | 参加者負担金 | 年分担当45,000円 | 日本公衆衛生学会総会事務局 | 45 | 45 | 45 |
| 保健 福祉局 | 地域医療課 | 政令指定都市結核感染症主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 結核・感染症対策の充実を図るため、政令指定都市が集まり毎年1回開催 | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | 指定都市結核感染症主管課長会議事務局 | 7 | 7 | 6 |
| 保健 福祉局 | 地域医療課 | 救急医療・医務業務主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 救急医療、医務、業務に関わる実務的な問題点を協議し、問題の解決を図る | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | 幹事市（神奈川県横浜市） | 7 | 7 | 1 |
| 保健 福祉局 | 生活衛生課 | 生活衛生関係営業指導職員研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 生活衛生関係営業に対する行政上の指導を担当する自治体職員を対象に、職務上必要な知識を習得させる | 参加者負担金 | 16,000円×1名=16,000円 | (公財)全国生活衛生営業指導センター | 16 | 16 | 0 |
| 保健 福祉局 | 生活衛生課 | 大都市環境衛生主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 環境衛生行政の円滑な運営及び充実を図るため、環境衛生業務に係る諸問題について協議を行う | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | 大都市環境衛生主管課長会議運営事務局（静岡県静岡市） | 8 | 8 | 1 |
| 保健 福祉局 | 生活衛生課 | 全国環境衛生・廃棄物関係課長会年会費 | 参加者負担金等 | 都道府県及び政令指定都市等の環境衛生関係主管課長及び廃棄物関係主管課長の業務に係る連絡調整並びに課題の検討及び情報の交流を図り、環境衛生及び廃棄物関係行政の発展向上に資する | 年会費 | 年会費9,000円 | 全国環境衛生・廃棄物関係課長会 | 9 | 9 | 9 |
| 保健 福祉局 | 生活衛生課 | さいたま市狂犬病予防協会負担金 | さいたま市狂犬病予防協会会則 | 狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事業の円滑な推進を図る | 協会運営に対するさいたま市負担金 | 負担金100,000円 | さいたま市狂犬病予防協会 | 100 | 100 | 100 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | A T P迅速検査研究会参加負担金 | 参加者負担金等 | 衛生管理におけるA T Pふき取り検査法に関する調査、研究、意見の交換及び情報の提供等を行い、A T Pふき取り検査法による衛生管理技術の向上・発展に寄与すると共に会員相互の理解を深める | 参加者負担金 | 参加負担金3,000円 | A T P迅速検査研究会 | 3 | 4 | 3 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | 関東甲信越静ブロック食品衛生主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 食品衛生主管課長がその職責を円滑に果たす目的として食品衛生施策を相互に検討協議する | 参加負担金 | 参加負担金6,000円 | 関東甲信越静ブロック食品衛生主管課長会議 | 6 | 6 | 4 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | 全国市場食品衛生検査所協議会（関東ブロック協議会）年会費 | 参加者負担金等 | 各加盟機関の密接な連携のもとに、卸売市場における食品衛生の発展と向上に資することを目的とする | 年会費 | 年会費3,000円 | 全国市場食品衛生検査所協議会（関東ブロック協議会） | 3 | 3 | 3 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | 全国市場食品衛生検査所協議会年会費 | 参加者負担金等 | 各加盟機関の密接な連携のもとに、卸売市場における食品衛生の発展と向上に資することを目的とする | 年会費 | 年会費25,000円 | 全国市場食品衛生検査所協議会 | 25 | 25 | 25 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|---------------|--|------------------------|--|--------|----------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | 全国食品衛生主管課長連絡 協議会年会費 | 参加者負担金等 | 食品衛生主管課長がその職責を円 滑に果たす目的として食品衛生施策 を相互に検討協議する | 年会費 | 年会費13,000円 | 全国食品衛生主管課長連絡協 議会 | 13 | 13 | 13 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | 二十一大都市食品衛生主管 課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 食品衛生行政の円滑な運営及び充 実を図るため、食品衛生業務に係 る諸問題について協議を行う | 参加負担金 | 参加負担金6,000円 | 二十一大都市食品衛生主管課 長会議 | 6 | 6 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | (公財)日本中毒情報セン ター年会費 | 参加者負担金等 | 医療機関、消防、保健・福祉施 設、医療行政に勤務するものを対 象としたサイトであり、中毒に関 する情報を迅速に入手する | 年会費 | 年会費2,000円 | (公財)日本中毒情報セン ター | 2 | 2 | 2 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | 救急医療・医務薬務主管課 長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 救急医療、医務、薬務に関わる実 務的な問題点を協議し、問題の解 決を図る | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | 救急医療・医務薬務主管課長 会議 | 7 | 7 | 1 |
| 保健 福祉局 | 食品・医薬品 安全課 | 日本薬剤師会学術大会参加 費 | 参加者負担金等 | 薬剤師の調査・研究活動への意識 向上並びに調査・研究内容のさら なる質の向上に資する | 参加者負担金 | 参加負担金10,000円 | 日本薬剤師会学術大会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 看護教育力アップセミナー 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 14,000円×6名=84,000円 | (株)メディカ出版 | 84 | 84 | 65 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 国家試験対策セミナー参加 負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 13,000円×2名=26,000円 | (株)メディカ出版 | 26 | 26 | 13 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 埼玉県看護学生研究発表会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 県内の学生の代表者による研究発 表会に参加することにより、看護 教育の知識を高める | 参加者負担金 | 300円×3名=900円 | 埼玉県看護学生研究会 | 1 | 1 | 3 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 埼玉県看護管理者会・埼玉 県高等看護学校教務主任協 議会合同研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育向上を図る | 参加者負担金 | 2,000円×3名=6,000円 | 埼玉県高等看護学校教務主任 協議会 | 0 | 6 | 1 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 看護教員養成講習会参加負 担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 300,000円×2名=600,000円 | 埼玉県 | 600 | 300 | 400 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 埼玉県高等看護学院長会負 担金(年会費) | 埼玉県高等看護学院長 会会則 | 学生の教育の向上及び学院間の連 携を図り、学院教育振興に寄与す る | 年会費 | 10,000円×1校=10,000円 | 埼玉県高等看護学院長会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 埼玉県高等看護学校教務主 任協議会負担金(年会費) | 埼玉県高等看護学校教 務主任協議会会則 | 看護学校間の連携を図り、看護教 育の向上を図る | 年会費 | 25,000円×1校=25,000円 | 埼玉県高等看護学校教務主任 協議会 | 25 | 25 | 25 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 出版社系研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 14,000円×16名=224,000円 | (株)メディカ出版 | 224 | 112 | 52 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 循環器看護学会参加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | (一社)日本循環器看護学会 | 0 | 11 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|--------|----------------------------|------------------|--------------------------------|---------|----------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 全国自治体病院学会学術集 会参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | (公社)全国自治体病院協 議会 | 11 | 22 | 22 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 東京慈恵会教務主任講習会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 教務主任として必要な知識を深める | 参加者負担金 | 400,000円×1名=400,000円 | (公社)東京慈恵会 | 0 | 400 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 看護教員研修選考料 | 看護教員養成研修募集 要項 | 看護教員養成研修に出願するため | 研修出願選考料 | 8,000円×2名=16,000円 | 埼玉県 | 16 | 16 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護科学学会学術集 会参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | 日本看護科学学会 | 12 | 12 | 12 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護学教育学会学術集 会参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 11,000円×2名=22,000円 | 日本看護学教育学会 | 22 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護学会〈慢性期看 護〉学術集参加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 8,208円×1名=8,208円 | (公社)日本看護協会 | 0 | 9 | 8 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護学会〈精神看護〉 学術集参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 8,208円×1名=8,208円 | (公社)日本看護協会 | 9 | 16 | 16 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護学会〈看護教育〉 学術集参加負担金 | 参加者負担金等 | 研究発表・シンポジウムを通して 看護教育や知識を高める | 参加者負担金 | 8,208円×2名=16,416円 | (公社)日本看護協会 | 16 | 16 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護技術学会学術集 会参加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | 日本看護技術学会 | 12 | 48 | 43 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護サミット学術集 会参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 10,800円×1名=10,800円 | (公社)日本看護協会 | 0 | 11 | 7 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護図書館協会研究 会参加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | 日本看護図書館協会 | 4 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本緩和医療学会学術集 会参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 日本緩和医療学会 | 0 | 15 | 14 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本クリティカルケア看護 学会学術集参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 13,000円×1名=13,000円 | (一社)日本クリティカル ケア看護学会 | 13 | 12 | 26 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本在宅ケア学会学術集 会参加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (一社)日本在宅ケア学会 | 0 | 12 | 9 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|--------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|--------|--------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本小児看護学会学術集会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (一社)日本小児看護学会 | 12 | 11 | 12 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本母性看護学会学術集会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 8,000円×2名=16,000円 | 日本母性看護学会 | 16 | 8 | 7 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本慢性看護学会参加負担 金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | 日本慢性看護学会 | 11 | 11 | 11 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日総研看護教育セミナー参 加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 18,000円×4名=72,000円 | (一財)日本総合研究所 | 72 | 72 | 16 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 母性衛生看護学会学術集会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 母性衛生看護学会 | 0 | 15 | 15 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 防火管理資格講習会負担 金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格 取得のため | 参加者負担金 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本救急看護学会学術集会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | (一社)日本救急看護学会 | 0 | 14 | 12 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本がん看護学会学術集会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (一社)日本がん看護学会 | 15 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護学校協議会負担 (年会費) | (一社)日本看護学校 協議会会費規定 | 看護学校間の連携を図り、看護教 育の向上を図る | 年会費 | 50,000円×1校=50,000円 | (一社)日本看護学校協議会 | 50 | 50 | 50 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本新生児看護学会参加負 担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 13,000円×1名=13,000円 | 日本新生児看護学会 | 13 | 26 | 24 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護学校協議会研修会 参加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 28,000円×2名=56,000円 | (一社)日本看護学校協議会 | 56 | 140 | 104 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本精神看護専門学術集会 参加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 12,960円×2名=25,920円 | (一社)日本精神科看護協会 | 26 | 13 | 13 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本看護学校協議会学術参 加負担金 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (一社)日本看護学校協議会 | 15 | 30 | 40 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 埼玉県看護教員教育力UP研 修会 | 参加負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 500円×20名=10,000円 | 埼玉県高等看護学校教務主任 協議会 | 10 | 0 | 5 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|------------------|----------------------------|-------------------|--|-----------|--------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本災害看護学会学術集会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | (一社)日本災害看護学会 | 11 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 高等看護学院 | 日本在宅看護学会学術集会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 看護教育に必要な知識を深める | 参加者負担金 | 9,000円×1名=9,000円 | (一社)日本在宅看護学会 | 9 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 思い出の里市 営霊園事務所 | 埼玉県冷凍設備保安協会負 担金 | 埼玉県冷凍設備保安協 会会費 | 冷凍設備の保安検査を推進する | 冷凍設備の保安検査 | 14,900円 | 埼玉県冷凍設備保安協会 | 15 | 15 | 15 |
| 保健 福祉局 | 思い出の里市 営霊園事務所 | 全日本墓園協会負担金 | 参加者負担金等 | 墓園・墓所の運営管理等に関する 情報を得る | 参加者負担金 | 30,000円×1名=30,000円 | (公社)全日本墓園協会 | 30 | 30 | 0 |
| 保健 福祉局 | 思い出の里市 営霊園事務所 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格 取得のため | 参加者負担金 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 0 | 65 |
| 保健 福祉局 | 大宮聖苑管理 事務所 | 公害防止主任資格認定講習 参加負担金 | 参加者負担金等 | 公害防止主任者講習で技術及び意 識の向上を図る | 参加者負担金 | 18,000円×2名=36,000円 | 埼玉県環境部 | 36 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 大宮聖苑管理 事務所 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格 取得のため | 参加者負担金 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食肉衛生検査 所 | 関東甲信越ブロック食肉衛 生検査所協議会負担金 | 参加者負担金等 | 食肉衛生行政の推進及び検査技術 の研鑽等に努め、ブロック内相互 の緊密な連携を図る | 年会費 | 年会費10,000円 | 関東甲信越ブロック食肉衛生 検査所協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 食肉衛生検査 所 | 全国食肉衛生検査所協議会 負担金 | 参加者負担金等 | 食肉衛生検査所の円滑な運営及び 充実を図るため、食肉衛生検査業 務に係る諸問題について協議を行 う | 年会費 | 年会費47,000円 | 全国食肉衛生検査所協議会 | 47 | 47 | 47 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | インターネット依存研修参 加負担金 | 参加者負担金等 | インターネット依存の診断・治療 等についての理解を深めること で、相談業務にあたる職員の資質 の向上を図る | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (独)国立病院機構 久里浜 医療センター | 12 | 12 | 12 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | さいたま市与野医師会負担 金 | 年会費 | さいたま市与野医師会への加入及 び医療機関について情報提供等を行 う | 年会費 | 会費350,000円 | (一社)さいたま市与野医師 会 | 0 | 350 | 337 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 司法精神医学研修参加者負 担金 | 参加者負担金等 | 司法精神医学研修を受講すること により職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | 国立研究開発法人 国立精 神・神経医療研究センター精 神保健研究所 | 12 | 12 | 12 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 関東甲信越アルコール関連 問題学会参加負担金 | 参加者負担金等 | アルコール関連問題についての情 報収集、情報交換を行うことによ り、業務上において職員の資質向 上を図る | 参加者負担金 | 9,000円×1名=9,000円 | 関東甲信越アルコール関連問 題学会 | 0 | 9 | 3 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|----------------|-----------------------------------|---------|--|--------|--|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 日本司法精神医学会大会参加負担金 | 参加者負担金等 | 日本司法精神医学会大会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 11,000円×2名=22,000円 | 日本司法精神医学会 | 22 | 9 | 9 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 日本トラウマティック・ストレス学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本トラウマティック・ストレス学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (一社)日本トラウマティック・ストレス学会 | 15 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 関東信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会負担金 | 参加者負担金等 | 関東信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会への加入及び会議にて精神保健福祉業務についての情報交換を行う | 参加者負担金 | 参加費(1機関) 10,000円 | 関東信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 自殺危機初期介入スキルワークショップ・リーダー養成研修参加者負担金 | 参加者負担金等 | 自殺危機初期介入スキルワークショップ及びリーダー養成研修を受講することにより職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 17,000円×2名=34,000円 | ルーテル学院大学総合人間学部自殺危機初期介入スキル研究会 | 34 | 34 | 34 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 全国自治体病院協議会負担金 | 年会費 | 全国自治体病院協議会への加入及び医療機関について情報交換を行う | 年会費 | 会費19,900円 | (公社)全国自治体病院協議会 | 0 | 20 | 20 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 全国精神医療審査会連絡協議会負担金 | 年会費 | 全国精神医療審査会連絡協議会への加入及び会議にて精神福祉業務についての情報交換等を行う | 年会費 | 会費5,000円、総会参加費1,000円×3名=3,000円、シンポジウム参加費1,000円×1名=1,000円 | 全国精神医療審査会連絡協議会 | 9 | 9 | 8 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 全国精神保健福祉センター長会・研究協議会参加費 | 参加者負担金等 | 全国精神保健福祉センター長会研究協議会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 2,000円×2名=4,000円 | 全国精神保健福祉センター長会 | 4 | 4 | 2 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 全国精神保健福祉センター長会負担金 | 年会費 | 全国精神福祉センター長会への加入及び会議にて精神保健福祉業務についての情報交換を行う | 年会費 | 会費70,000円 | 全国精神保健福祉センター長会 | 70 | 70 | 70 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 日本うつ病学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本うつ病学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本うつ病学会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 日本精神科救急学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本精神科救急学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本精神科救急学会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 日本精神神経学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本精神神経学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 18,000円×2名=36,000円 | 日本精神神経学会 | 36 | 21 | 16 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|------------|-------------------------------|---------|--|--------|-----------------------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | CAREトレーナートレーニング参加負担金 | 参加者負担金等 | コミュニケーションに焦点をあてた心理教育的介入プログラムを受講することで業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 40,000円×1名=40,000円 | CARE-Japan | 40 | 40 | 40 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | DV被害者への包括的支援研修参加負担 | 参加者負担金等 | DV被害の回復を支援するためのプログラムであり、習得することで、業務上において、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | (参加費15,000円+資料代1,500円)×1名=16,500円 | 武蔵野大学社会連携センター | 17 | 17 | 17 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | EMDRWeekend2参加負担金 | 参加者負担金 | EMDR(眼球運動による脱感作と再処理法)の応用研修を受講することにより、業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 72,000円×1名=72,000円 | 日本EMDR学会 | 72 | 72 | 72 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | TF-CBT概論参加負担金 | 参加者負担金等 | トラウマを受けた子どもと家族への認知行動療法を実際に実施できるようになるための研修を受講することで業務上における職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 45,000円×1名=45,000円 | 特定非営利活動法人 International Foster Alliance | 45 | 45 | 0 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 明治安田こころの健康財団主催研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 思春期・青年期のこころの理解と適切な対応方法を学ぶことで、業務上において、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (公財) 明治安田こころの健康財団 | 12 | 12 | 12 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本思春期学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本思春期学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | (参加費10,000円+資料代3,000円)×1名=13,000円 | 日本思春期学会 | 13 | 13 | 11 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本子ども虐待防止学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本子ども虐待防止学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本子ども虐待防止学会 | 10 | 10 | 9 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本児童青年精神医学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本児童青年精神医学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×2名=30,000円 | 日本児童青年精神医学会 | 30 | 30 | 20 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本心理研修センター夏季研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達論的アプローチの新動向におけるオペレーションシステムの意義と重要性を学ぶことで職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | (一社) 日本心理研修センター | 7 | 7 | 7 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本心理臨床学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本心理臨床学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | (参加費7,000円+資料代3,000円)×2名=20,000円 | 日本心理臨床学会 | 20 | 20 | 0 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本臨床心理士会定例研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 司法・法務・警察領域との情報交換等を行うことにより、業務上の職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 16,000円×1名=16,000円 | (一社) 日本臨床心理士会 | 16 | 16 | 10 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 認知行動療法におけるコミュニケーションスキル研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 認知行動療法の基礎知識及びコミュニケーションスキルを習得することで、業務上において、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 30,000円×1名=30,000円 | 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター | 30 | 30 | 30 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|----------------|--|---------|--|--------|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | ギャンブル依存症研修参加 負担金 | 参加者負担金等 | ギャンブル依存症研修を受講する ことにより、ギャンブル依存症者 やその家族への相談業務につい て、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (独)国立病院機構 久里浜 医療センター | 12 | 12 | 12 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | ASKヒューマンケアグ ループファシリテーション 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | ASKヒューマンケアグルー プファシリテーション研修を受講す ることにより、グループ事業を担 当する職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 60,480円×1名=60,480円 | (株)アスク・ヒューマン・ ケア | 61 | 61 | 57 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | ASKヒューマンケアCR AFT1日講座参加負担金 | 参加者負担金等 | ASKヒューマンケアCRAFT 1日講座を受講することにより、 依存症者やその家族への相談業務 について、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (株)アスク・ヒューマン・ ケア | 0 | 14 | 0 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 発達協会実践セミナー参加 負担金 | 参加者負担金等 | 発達協会実践セミナーにおいて、 最新の発達支援に関する情報及び スキルを獲得することにより、心 理相談業務における職員の資質上 向上を図る | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 14 | 14 | 9 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 日本文化科学社心理検査講 習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 日本文化科学社心理検査講習会に おいて、知能検査についての詳細 な知識を得ることにより、心理相 談業務の資質向上を図る | 参加者負担金 | 28,080円×1名=28,080円 | (株)日本文化科学社 | 29 | 29 | 26 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 強迫性障害の認知行動療法 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 強迫性障害の基本的な疾病構造を 理解し、実際に治療を行う上で必 要な基本的概念と曝露反応妨害法 を中心とした実践的手法を習得し 、スキル向上を図る | 参加者負担金 | 30,000円×1名=30,000円 | 国立研究開発法人 国立精 神・神経医療研究センター 認知行動療法センター | 30 | 30 | 20 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | アルコール依存症臨床医等 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | アルコール依存症臨床医等研修を 受講することによりアルコール関 連問題において、職員の資質の向 上を図る | 参加者負担金 | 40,000円×1名=40,000円 (PSW分) 40,000円×1名=40,000円 (Dr.分) | (独)国立病院機構 久里浜 医療センター | 80 | 80 | 40 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 全国ひきこもり地域支援セ ンター協議会参加負担金 | 参加者負担金等 | 全国ひきこもり地域支援センター 協議会にてひきこもりについての 情報交換等を行うことにより業務 上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 2,000円×2回=4,000円 | ひきこもり地域支援センター 全国連絡協議会 | 4 | 4 | 4 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 認知行動療法の手法を活用 した薬物依存症に対する集 団療法研修 | 参加者負担金等 | 薬物依存症者について積極的な援 助方法や家族支援への理解を深め ることで業務上で受ける相談に対 し、より専門的な支援ができるよ う、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 18,000円×1名=18,000円 | 国立研究開発法人 国立精 神・神経医療研究センター | 18 | 18 | 0 |
| 保健 福祉局 | こころの健康 センター | 日本心理研修センター冬季 研修会 | 参加者負担金等 | 発達論的アプローチの新動向にお けるオペレーションシステムの意 義と重要性を学ぶことで職員の資 質向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | (一社)日本心理研修セン ター | 7 | 7 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|--------------|----------------------------------|-----------------------------|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本アルコール・アディクション医学会学術総会参加負担金 | 参加者負担金等 | 日本アルコール・アディクション医学会で依存症の初歩から技法の実践方法を学ぶことで、業務上における職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | 日本アルコール・アディクション医学会学術総会 | 11 | 12 | 11 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 性的虐待とDV:IT/ワメとリリアン-の方法とSTP | 参加者負担金等 | 子どもへの虐待の緊急対応や予防現場での必要な知識とスキルを学ぶことで、業務上における職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | (10,000円+3,000円)×1名=13,000円 | エンパワメント・センター | 0 | 13 | 0 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本子ども虐待防止学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本子ども虐待防止学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | 日本子ども虐待防止学会 | 0 | 0 | 12 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | MSPA講習会参加者負担金 | 参加者負担金等 | MSPAの実施および評価方法を学ぶことで業務上における職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (福)京都国際社会福祉協会の会 | 0 | 0 | 15 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | ブリーフセラピー研修参加者負担金 | 参加者負担金等 | ブリーフセラピーを活用した支援を学び実践することで業務上における職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 13,000円×1名=13,000円 | (有)キッズ・カウンセリングシステム | 0 | 0 | 13 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | AFCBTワークショップ参加者負担金 | 参加者負担金等 | 暴力の問題を抱える家族への認知行動療法を実際に実施できるようになるための研修を受講することで業務上における職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 65,000円×1名=65,000円 | 大正大学カウンセリング研究所 | 0 | 0 | 65 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 日本児童青年精神医学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 日本児童青年精神医学会にて精神福祉業務についての情報交換等を行うことにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 日本児童青年精神医学会 | 15 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | こころの健康センター | 精神保健指定医研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 精神保健指定医研修を受講することにより業務上において職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 23,700円×2名=47,400円 | 日本精神科病院協会 | 47 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 動物愛護ふれあいセンター | 愛玩動物飼養管理士養成講座受講認定登録・受験料 | 参加者負担金等 | 講習会等で講師をする際の知識を身につける | 参加者負担金 | 35,000円×1名=35,000円 | (公社)日本愛玩動物協会 | 35 | 35 | 35 |
| 保健福祉局 | 動物愛護ふれあいセンター | 犬のしつけフィニストラクター養成講座受講料 | 参加者負担金等 | センターで行う譲渡前講習会やしつけ方教室での知識を身につける | 参加者負担金 | 25,920円×2名=51,840円 | (公社)日本動物病院福祉協会 | 52 | 52 | 52 |
| 保健福祉局 | 動物愛護ふれあいセンター | 関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議参加者負担金 | 参加者負担金等 | 各都県政令市間の狂犬病予防・動物愛護管理業務に関する議題を協議し円滑な推進を図る | 参加者負担金 | 2,000円×2名=4,000円 | 関東甲信越静地区狂犬病・動物愛護管理業務連絡会議事務局 | 4 | 2 | 2 |
| 保健福祉局 | 動物愛護ふれあいセンター | 全国動物管理関係事業所協議会会費 | 全国動物管理関係事業所協議会規約 | 動物行政に係る都道府県及び政令指定都市間の連携を緊密にし動物行政の円滑な推進を図る | 全国動物管理関係事業所協議会会費 | 25,000円×1名=25,000円 | 全国動物管理関係事業所協議会 | 25 | 25 | 25 |
| 保健福祉局 | 動物愛護ふれあいセンター | 全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越静ブロック会費 | 全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越静ブロック会規約 | 動物行政に係る関東甲信越静地区の県及び市間の連携を緊密にし動物行政の円滑な推進を図る | 全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越静ブロック会会費 | 10,000円×1名=10,000円 | 全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越静ブロック会 | 10 | 10 | 10 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|------------------|------------------------------|-------------------|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 動物愛護ふれ あいセンター | 全国動物管理関係事業所協 議会全国会議参加者負担金 | 参加者負担金等 | 動物行政に係る都道府県及び政令 指定都市間の連携を緊密にし動物 行政の円滑な推進を図る | 参加者負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 全国動物管理関係事業所協議 会 | 2 | 2 | 2 |
| 保健 福祉局 | 動物愛護ふれ あいセンター | 日本臨床獣医学フォーラム 年次大会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 臨床分野の最新知識を習得し、負 傷動物等の治療技術向上を図る | 参加者負担金 | 16,000円×1名=16,000円 | (一社)日本臨床獣医学 フォーラム | 0 | 16 | 0 |
| 保健 福祉局 | 動物愛護ふれ あいセンター | 防火管理資格講習受講料 | 参加者負担金等 | 消防法第8条第1項に規定する 施設のため、防火管理者により防 火に必要な業務を実施する | 参加者負担金等 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | 社会福祉士実習指導者講習 会負担金 | 社会福祉士及び介護福 祉士法 | 福祉人材育成のため福祉事務所で 社会福祉士を目指す学生の実習の 受入れる要件である指導者を養成 をするための負担金 | 社会福祉士実習指導者の 要件を満たすための経費 | 3,000円×5名=15,000円 | 公立大学法人 埼玉県立大学 | 15 | 15 | 21 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | 社会福祉士実習資格認定通信 課程スクーリング負担金 | 社会福祉法 | 福祉事務所職員のうち社会福祉士 実任資格を持たない職員が資格 を取得するための負担金 | 社会福祉士実習の資格取得 に要する経費 | 68,900円×15名=1,033,500 円 | (福)全国社会福祉協議会 中央福祉学院 | 1,034 | 1,034 | 965 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | 大都市福祉事務所長会議負 担金 | 参加者負担金等 | 大都市における福祉事務所共通の 問題について研究討議し、意見及 び情報の交換を行うことにより、 社会福祉の増進を図るため | 参加者負担金 | 3,000円×3名=9,000円 | 大都市福祉事務所長会議 | 9 | 9 | 9 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | 大都市民生主管局長会議負 担金 | 参加者負担金等 | 指定都市及び東京都の民生主管局 長が一堂に会して、意見及び情報 の交換を行うことにより、社会福 祉の増進を図るとともに、国に対 して要望を行うため | 参加者負担金 | 3,500円×2名=7,000円 | 大都市民生主管局長会議 | 7 | 7 | 7 |
| 保健 福祉局 | 障害支援課 | 全国障害者総合福祉セン ター研修負担金 | 参加者負担金等 | 関係職員の資質の向上を図ること | 全国障害者総合福祉セン ター研修 | 12,000円×2名=24,000円 | 全国障害者総合福祉センター | 24 | 24 | 0 |
| 保健 福祉局 | 年金医療課 | 全国都市国民年金協議会会 議負担金 | 参加者負担金等 | 全国都市における国民年金事務の 諸問題を研究討議し、国民年金の 発展に寄与する | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 全国都市幹事市(大分県大分 市) | 5 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 年金医療課 | 政令指定都市国保・年金主 管部課長会議負担金 | 参加者負担金等 | 政令指定都市における国民年金事 務の諸問題を研究討議し、国民年 金の発展に寄与する | 参加者負担金 | 5,000円×3名=15,000円 | 政令指定都市幹事市(神奈川 県横浜市) | 15 | 15 | 15 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 高次脳機能障害実践的アプ ローチ講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 5,000円×3名×2回= 30,000円 | 特定非営利活動法人 東京高 次脳機能障害協議会 | 30 | 45 | 30 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 国立のぞみの園障害者福祉 研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 1,000円×1名=1,000円 | (独)国立重度知的障害者総 合施設のぞみの園 | 1 | 1 | 1 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 国立リハビリテーション心 理職研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 2,200円×1名=2,200円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 3 | 3 | 2 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-----------------|---------------------------------------|---------|--|--------|--------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 更生相談所長等研修会参加 負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 6 | 6 | 6 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 高次脳機能障害支援事業関 係職員研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 6 | 7 | 3 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 身体障害者更生相談所身体 障害者福祉司等実務研修会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 2,600円×1名=2,600円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 3 | 3 | 3 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 全国身体障害者更生相談所 長協議会年会費 | 年会費 | 全国の身体障害者更生相談所長を もって組織し、相互の連絡を緊密 にし、更生相談業務の発展を期す る | 協議会年会費 | 年会費7,000円 | 全国身体障害者更生相談所長 協議会 | 7 | 7 | 7 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 全国知的障害者更生相談所 長協議会年会費 | 年会費 | 全国の知的障害者更生相談所長を もって組織し、相互の連絡を緊密 にし、更生相談業務の発展を期す る | 協議会年会費 | 年会費8,000円 | 全国知的障害者更生相談所長 協議会 | 8 | 8 | 8 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 田中ピネー知能検査講習会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 53,700円×1名=53,700円 | 田中教育研究所 | 54 | 46 | 54 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 福祉機器専門職員研修会参 加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 2,800円×2名=5,600円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 5 | 3 | 6 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 知的障害者更生相談所知的 障害者福祉司等実務研修会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 1,900円×1名=1,900円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 2 | 2 | 2 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 高次脳機能障害ファンリ テーター養成講座参加負担 金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 特定非営利活動法人 高次脳 機能障害支援ネット | 10 | 10 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 行動障害支援者研修参加負 担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 1,400円×1名=1,400円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 0 | 1 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 理学療法士研修会参加負担 金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 3,200円×1名=3,200円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 4 | 4 | 3 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 作業療法士研修会参加負担 金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 5 | 5 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 矯正施設等を退所した知的 障害者支援研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | (独)国立重度知的障害者総 合施設のぞみの園 | 5 | 5 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 適応行動とvineland-II参加負担 金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必 要な専門知識及び技術の向上を図 る | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | BRIDGEこころの発達研 究所 | 11 | 10 | 11 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-----------------|-------------------------------------|---------|---|----------|---------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 自閉症カンファレンスN I P P O N参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必要な専門知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 12,960円×1名=12,960円 | (福)朝日新聞厚生文化事業団 | 13 | 13 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 高次脳機能障害記念講演会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必要な専門知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 1,000円×3名=3,000円 | 特定非営利活動法人 東京高次脳機能障害協議会 | 0 | 0 | 3 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 知的障害のある犯罪行為者 への支援を学ぶ研修会参加 負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必要な専門知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 4,500円×1名=4,500円 | (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 0 | 0 | 5 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 知的障害支援者専門研修会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必要な専門知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 1,400円×1名=1,400円 | 国立障害者リハビリテーションセンター | 1 | 0 | 3 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 社会福祉主事資格認定通信 課程〔公務員〕 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必要な専門知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 68,900円×1名=68,900円 | (福)全国社会福祉協議会 中央福祉学院 | 69 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者更生相 談センター | 高次脳機能障害セミナー 〔神奈川リハ〕 | 参加者負担金等 | 更生相談所職員として、業務に必要な専門知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 1,000円×1名×4回=4,000 円 | 神奈川県リハビリテーション病院 | 4 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | さいたま障害者就業サポ ート研究会団体費 | 参加者負担金等 | 職員の資質向上のため | 年会費 | 5,000円×1回=5,000円 | さいたま障害者就業サポート 研究会 | 5 | 5 | 5 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | てんかん基礎講座 | 参加者負担金等 | 障害者就労支援業務について、職 員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | (公社)日本てんかん協会 | 20 | 20 | 20 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | 防火管理者講習会参加負担 金 | 参加者負担金等 | 防火管理者任用資格を取得する | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | 国立障害者リハビリテー ションセンター研修 | 参加者負担金等 | 職員の資質向上のため | 参加者負担金 | 2,100円×1名=2,100円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター | 2 | 2 | 4 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | 自閉症カンファレンス NIPPON参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達障害者支援センター職員とし て、業務に必要な専門知識及び資 質の向上を図る | 研修会参加負担金 | 12,960円×1名=12,960円 | (福)朝日新聞厚生文化事業 団 | 13 | 13 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | 日本心理臨床学会秋季大会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達障害者支援センター職員とし て、業務に必要な専門知識及び資 質の向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | 日本心理臨床学会 | 0 | 7 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | 発達障害支援スーパーバイ ザー養成研修会 | 参加者負担金等 | 発達障害者支援センター職員とし て、業務に必要な専門知識及び資 質の向上を図る | 参加者負担金 | 20,000円×1名=20,000円 | 全国自閉症者施設協議会 | 20 | 20 | 0 |
| 保健 福祉局 | 障害者総合支 援センター | 明治安田こころの健康財団 発達障害講座参加負担金 | 参加者負担金 | 発達障害者支援センター職員とし て、業務に必要な専門知識及び資 質の向上を図る | 研修会参加負担金 | 12,000円×1名×3回= 36,000円 | (公財)明治安田こころの健 康財団 | 36 | 36 | 12 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------------|-----------------------------|--------------------------|---|--|----------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | よこはま発達クリニックセミナー参加負担金 | 参加者負担金 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 研修会参加負担金 | 21,600円×1名=21,600円 | (一社)発達精神医学・心理学研究会 | 22 | 22 | 52 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | 日本発達障害(JDD)ネットワーク研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 参加者負担金 | 3,000円×3名=9,000円 | (一社)日本発達障害ネットワーク | 9 | 16 | 0 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | 発達障害者支援センター全国連絡協議会会費 | 発達障害者支援センター全国連絡協議会規約 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 年会費 | 20,000円×1か所=20,000円 | 発達障害者支援センター全国連絡協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | 発達障害者支援センター全国連絡協議会研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 発達障害者支援センター全国連絡協議会 | 6 | 6 | 5 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | 知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会参加負担金 | 参加者負担金 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 参加者負担金 | 4,500円×2名=9,000円 | (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 0 | 0 | 9 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | 日本臨床心理士会臨床心理講座参加負担金 | 参加者負担金 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 参加者負担金 | 5,000円×1名×3回=15,000円 | (一社)日本臨床心理士会 | 0 | 0 | 15 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | ADHD等指導者養成講座参加負担金 | 参加者負担金 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 参加者負担金 | 20,000円×1名=20,000円 | 特定非営利活動法人 えじそんくらぶ | 0 | 0 | 20 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | 発達障害者連盟発達障害医学セミナー参加負担金 | 参加者負担金 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 参加者負担金 | 13,300円×1名=13,300円 | (公社)日本発達障害者連盟 | 13 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 障害者総合支援センター | 発達障害者支援センター関東ブロック連絡会研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達障害者支援センター職員として、業務に必要な専門知識及び資質の向上を図る | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 発達障害者支援センター関東ブロック連絡会 | 3 | 3 | 4 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 防火管理者研修受講料 | 消防法 | シニアユニバーシティ活動ステーションの防火管理者研修受講料 | 高齢者大学事業 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 全国シルバー人材センター負担金 | (公社)全国シルバー人材センター事業協会会費規程 | 協会の目的に賛同し、その事業に協力するため | シルバー人材センター等の業務に関する普及・啓発事業、従事者に対する研修事業、指導などの事業、情報・資料の収集及び提供事業 | 10,000円×5口=50,000円 | (公社)全国シルバー人材センター事業協会 | 50 | 50 | 50 |
| 保健福祉局 | いきいき長寿推進課 | 若年性認知症支援コーディネーター養成研修受講料 | 参加者負担金等 | 若年性認知症支援コーディネーターに求められる基本的な知識と視点の習得等を目的とする | 若年性認知症支援コーディネーター養成研修参加者負担金 | 35,000円×2名=70,000円 | (福)仁至会 認知症介護研究・研修大府センター | 0 | 70 | 35 |
| 保健福祉局 | いきいき長寿推進課 | 認知症初期集中支援チーム員研修受講料 | 参加者負担金等 | 認知症初期集中支援チーム員として必要な知識・技能の修得を目的とする | 認知症初期集中支援チーム員研修参加者負担金 | 40,000円×2名=80,000円 | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター | 80 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健総務課 | 安全運転管理者協会年会費 | 年会費 | 浦和西地区安全運転管理者協会の年会費 | 年会費 | 年会費26,000円 | 浦和西地区安全運転管理者協会 | 26 | 26 | 26 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------------|------------------------|---------|--|--------|--------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 安全運転管理者講習会受講 手数料 | 参加者負担金等 | 浦和西地区安全運転管理者講習の ための受講手数料 | 受講手数料 | 4,500円×2名=9,000円 | 浦和西地区安全運転管理者協 会 | 9 | 9 | 5 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 社会保障・人口問題基礎講 座負担金 | 参加者負担金等 | 保健統計業務に必要な専門的知識 の習得を図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一財)厚生労働統計協会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 全国保健所長会総会負担金 | 参加者負担金等 | 全国保健所長会総会の負担金 | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 全国保健所長会 | 5 | 5 | 5 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 全国保健所長会年会費 | 年会費 | 全国保健所長会の年会費 | 年会費 | 年会費15,000円 | 全国保健所長会 | 15 | 15 | 15 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 日本公衆衛生学会総会演題 申込金 | 参加者負担金等 | 公衆衛生学会において保健所職員 が演題発表を行う際の負担金 | 参加者負担金 | 3,000円×1件=3,000円 | 日本公衆衛生学会 | 3 | 3 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 防火管理者資格講習会負担 金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づく防火管理者資格を 取得するための講習会負担金 | 参加者負担金 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 全国保健所長会指定都市部 会負担金 | 参加者負担金等 | 全国保健所長会指定都市部会の負 担金 | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 全国保健所長会指定都市部会 | 3 | 3 | 3 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 保健師等救急蘇生法指導者 講習会 | 参加者負担金等 | 地域における救急蘇生法等に関す る普及方策の企画・運営を行う者 の養成を図る | 参加者負担金 | 12,960円×1件=12,960円 | (一財)日本救急医療財団 | 13 | 13 | 13 |
| 保健 福祉局 | 保健総務課 | 公害防止主任者資格認定講 習受講料 | 参加者負担金 | 公害防止主任者資格認定を取得す るため | 受講手数料 | 7,500円×1名=7,500円 | 埼玉県 | 7 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | 公衆衛生事業部全国研修会 | 参加者負担金等 | 食生活の特徴から地域の課題解決 のための栄養施策の企画・立案能 力を養う | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | (公社)日本栄養士会 | 8 | 8 | 8 |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | 日本栄養改善学会参加負担 金 | 参加者負担金等 | 専門職員の資質向上のための学会 及び研修への派遣 | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | 特定非営利活動法人 日本栄 養改善学会 | 11 | 11 | 11 |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | 児童虐待予防研修会 | 参加者負担金等 | 児童虐待予防への取組の重要性に ついて理解し、関係機関との連携 方法や支援方法を学ぶ | 参加者負担金 | 32,400円×2名=64,800円 | (福)恩賜財団母子愛育会 | 0 | 65 | 65 |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | 地域母子保健低出生体重児 の成長と支援 | 参加者負担金等 | 低出産体重児において、成長過程 で起きやすい問題について学び、 母親への支援のあり方を考える | 参加者負担金 | 21,600円×2名=43,200円 | (福)恩賜財団母子愛育会 | 0 | 44 | 43 |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | 発達協会実践セミナー参加 負担金 | 参加者負担金等 | 発達と指導、教育に関する情報・ 知識の習得 | 参加者負担金 | 14,040円×2名=28,080円 | (公社)発達協会 | 28 | 28 | 28 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|---------|------------------------------|---------|---|--------|----------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 母子保健セミナー（虐待）参加負担金 | 参加者負担金等 | 児童虐待の予防と発見に資する知識を習得する | 参加者負担金 | 33,000円×1名=33,000円 | (福) 恩賜財団母子愛育会 | 0 | 33 | 22 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 日本子ども虐待防止学会学術総会参加負担金 | 参加者負担金等 | 児童虐待の予防と発見に資する知識を習得する | 参加者負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | (一社) 日本子ども虐待防止学会 | 20 | 20 | 20 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 栄養指導を結果につなげるセミナー | 参加者負担金等 | 専門職員の資質向上のための学会及び研修への派遣 | 参加者負担金 | 10,800円×1名=10,800円 | (一社) 日本家族計画協会 | 11 | 22 | 22 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 地域歯科保健研究会参加負担金 | 参加者負担金等 | 専門職員の資質向上のための学会及び研修への派遣 | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 地域歯科保健研究会 | 0 | 3 | 0 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 地域保健母子保健医療・保健従事者の児童虐待予防と対応研修 | 参加者負担金等 | 児童虐待予防への取組の重要性について理解し、関係機関との連携方法や支援方法を学ぶ | 参加者負担金 | 32,400円×11名=356,400円 | (福) 恩賜財団母子愛育会 | 357 | 357 | 346 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 児童虐待対応母子保健関係職員指導者研修 | 参加者負担金等 | 児童虐待の予防や子育て支援に携わる母子保健関係職員に対して、児童虐待に関する専門的な知識・技術・認識等の向上を図り、組織的対応をリードできる力を養成する | 参加者負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | (福) 横浜博萌会子どもの虹情報研修センター | 0 | 2 | 2 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 先天性代謝異常・内分泌疾患マスキング基礎理論研修会 | 参加者負担金等 | 新生児スクリーニングに関する初心者が、新生児スクリーニング基本概念、システム、検査法とその精度管理を理解するとともに、スクリーニング陽性者の診断・治療法、予後を知ることにより、検査機関と自治体における新生児スクリーニングの円滑な実施に寄与する | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本マスキング学会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 地域母子保健3. 発達障がい児の早期発見と支援 | 参加者負担金等 | 児童虐待予防への取組の重要性について理解し、関係機関との連携方法や支援方法を学ぶ | 参加者負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (福) 恩賜財団母子愛育会 | 32 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 子どもの虹研修情報センター研修負担金 | 参加者負担金等 | 児童虐待予防への取組の重要性について理解し、関係機関との連携方法や支援方法を学ぶ | 参加者負担金 | 2,000円×4名=8,000円 | (福) 横浜博萌会子どもの虹情報研修センター | 8 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 日本老年歯科医学会参加負担金 | 参加者負担金等 | 専門職員の資質向上のための派遣 | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (一社) 日本老年歯科医学会 | 12 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 「スマート和食」マスター講座 | 参加者負担金等 | 内臓脂肪に着目した最先端の食事研究に基づく、しっかり食べて太りにくい食療法「スマート和食」を学ぶ | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (一社) 日本家族計画協会 | 15 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 地域母子保健乳幼児期に見られる諸問題 | 参加者負担金等 | 乳幼児期の諸問題とその支援方法について学ぶ | 参加者負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (福) 恩賜財団母子愛育会 | 33 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------------|--|---------|---|------------|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | 周産期の母子保健における 支援 | 参加者負担金等 | 周産期の母子への支援方法に関する 情報と知識を習得する | 参加者負担金 | 21,600円×2名=43,200円 | (福)恩賜財団母子愛育会 | 44 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | MCG研修会CCAP主催 負担金 | 参加者負担金等 | MCGの意義や効果的な運営を学 び、当市のMCG運営に役立てる | 参加者負担金 | 7,000円×1名×2日= 14,000円 | (福)子どもの虐待防止セン ター | 14 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 地域保健支援 課 | 地域母子保健「6地域栄養 活動～妊産婦から子供～」 研修のための負担金 | 参加者負担金等 | 乳幼児健診と育児支援に関する情 報・知識を習得する | 参加者負担金 | 21,600円×1名=21,600円 | (福)恩賜財団母子愛育会 | 21 | 21 | 22 |
| 保健 福祉局 | 疾病予防対策 課 | 結核研修負担金 | 参加者負担金等 | 結核の正しい知識を習得し、接触 者対策やDOTS事業の推進を図 る | 参加者負担金等 | 保健師・対策推進コース 23,000円×2名=46,000円、 行政担当者70,000円×1名= 70,000円、放射線学科 結核 対策合同コース40,000円×1 名=40,000円、保健師・最新 情報集中コース13,000円×1 名=13,000円、日本結核病 学会会費10,000円×1名= 10,000円 | (公財)結核予防会結核研 究所および(一社)日本結核病 学会 | 129 | 129 | 99 |
| 保健 福祉局 | 疾病予防対策 課 | 政令指定都市結核感染症主 管課長会議分科会負担金 | 参加者負担金等 | 感染症対策事業にわたる政令指定 都市との情報交換を図る | 参加者負担金等 | 6,000円×1名=6,000円 | 幹事市(千葉県千葉市) | 6 | 6 | 0 |
| 保健 福祉局 | 疾病予防対策 課 | 難病研修負担金 | 参加者負担金等 | 難病患者支援に関する知識の向上 等を図る | 参加者負担金等 | 13,000円×1名=13,000円 | 東京都医学総合研究所 | 13 | 13 | 13 |
| 保健 福祉局 | 疾病予防対策 課 | 彩の国予防接種推進協議会 講演会参加負担金 | 参加者負担金等 | 予防接種事業に関する知識の向上 を図る | 参加者負担金 | 4,000円×4回=16,000円、 2,000円×4回=8,000円 | 彩の国予防接種推進協議会 | 24 | 16 | 14 |
| 保健 福祉局 | 疾病予防対策 課 | 小児慢性特定疾病自立支援 員研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 小児慢性特定疾病自立支援員に関 する知識の向上等を図る | 参加者負担金等 | 1,000円×2名=2,000円 | 難病のこども支援全国ネット ワーク | 2 | 2 | 0 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 国立精研主催摂食障害看護 研修 | 参加者負担金等 | 摂食障害の治療に必要な専門的知 識及び技術の習得 | 地域精神保健訪問事業 | 18,000円×1名=18,000円 | 国立研究開発法人 国立精 神・神経医療研究センター精 神保健研究所 | 18 | 18 | 18 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 国立精研主催司法精神医学 研修 | 参加者負担金等 | 医療観察法対象となる精神障害者 への介入技能の習得のため | 地域精神保健訪問事業 | 12,000円×1名=12,000円 | 国立研究開発法人 国立精 神・神経医療研究センター精 神保健研究所 | 12 | 12 | 12 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 国立精研主催薬物依存臨床 看護等研修 | 参加者負担金等 | 精神保健事業に必要な知識の習得 | 地域精神保健訪問事業 | 24,000円×1名=24,000円 | 国立研究開発法人 国立精 神・神経医療研究センター精 神保健研究所 | 24 | 24 | 24 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコールセンター 主催研修出席者負担金 | 参加者負担金等 | アルコール依存症に対する総括的 な支援の知識と技術の習得 | 地域精神保健訪問事業 | 40,000円×1名=40,000円 | (独)国立病院機構久里浜ア ルコール症センター | 40 | 40 | 0 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 日本精神科救急学会出席者 負担金 | 参加者負担金等 | 精神保健における救急医療につい ての知識を得る | 精神保健医療事業 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本精神科救急学会 | 10 | 10 | 10 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|---------------------------|---------|------------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 明治安田こころの健康財団・集中講座 | 参加者負担金等 | 精神保健事業に必要な知識の習得 | ソーシャルクラブ | 18,000円×4名=72,000円 | (公財) 明治安田こころの健康財団 | 72 | 54 | 44 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 明治安田こころの健康財団・集中講座 | 参加者負担金等 | 精神保健事業に必要な知識の習得 | 地域精神保健訪問事業 | 12,000円×2名=24,000円 | (公財) 明治安田こころの健康財団 | 24 | 10 | 0 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 第42回全国精神保健福祉業務研修会 in かながわ | 参加者負担金等 | 精神保健事業に必要な知識の習得 | 地域精神保健訪問事業 | 4,000円×2名=8,000円 | 全国精神保健福祉相談員会 | 0 | 0 | 8 |
| 保健 福祉局 | 精神保健課 | 国立精研主催他職種による包括型アウトリーチ研修 | 参加者負担金等 | 精神保健事業に必要な知識の習得 | 地域精神保健訪問事業 | 18,000円×1名=18,000円 | 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 | 18 | 0 | 18 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 21大都市食品衛生主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 21大都市食品衛生主管課長会議参加 | 飲食店等食品営業施設に対する許可事務及び許可営業者に対する指導 | 4,000円×1名=4,000円 | 幹事市(静岡県静岡市) | 4 | 4 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 食品安全フォーラム参加負担金 | 参加者負担金等 | 食品安全フォーラム参加 | 飲食店等食品営業施設に対する許可事務及び許可営業者に対する指導 | 3,000円×1名=3,000円 | 日本薬学会レギュラトリーサイエンス部会 | 3 | 3 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 食品微生物学会参加負担金 | 参加者負担金等 | 食品微生物学会参加 | 飲食店等食品営業施設に対する許可事務及び許可営業者に対する指導 | 8,000円×1名=8,000円 | 日本食品微生物学会 | 8 | 8 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 全国市場衛生検査所協議会全国大会参加負担金 | 参加者負担金等 | 全国市場衛生検査所協議会全国大会参加 | 大宮市場・浦和市場内の食品関係営業の監視業務 | 8,000円×1名=8,000円 | 全国市場食品衛生検査所協議会 | 8 | 8 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 日本食品衛生学会参加負担金 | 参加者負担金等 | 日本食品衛生学会参加 | 飲食店等食品営業施設に対する許可事務及び許可営業者に対する指導 | 6,000円×1名=6,000円 | (公社) 日本食品衛生学会 | 6 | 6 | 0 |
| 保健 福祉局 | 食品衛生課 | 食の安全を確保するための微生物検査協議会研修会 | 参加者負担金 | 研修会に参加し最新の知見を得る | 参加者負担金 | 2,000円×3名=6,000円 | 特定非営利活動法人 食の安全を確保するための微生物検査協議会 | 0 | 0 | 6 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 温泉保護・管理研修受講料 | 参加者負担金等 | 温泉の許可・監視指導に関する専門職員の資質向上 | 温泉利用施設の監視・指導 | 26,000円×1名=26,000円 | (公財) 中央温泉研究所 | 26 | 33 | 26 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 簡易専用水道検査全国技術研究発表会 | 参加者負担金等 | 簡易専用水道の指導に関する専門職員の資質向上 | 飲料水の水質検査及び専用水道・簡易専用水道等に関する衛生指導 | 7,000円×1名=7,000円 | (一社) 全国給水衛生検査協会 | 0 | 7 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 建築設備管理・保全関係講習会受講料 | 参加者負担金等 | 環境衛生関係営業施設の監視指導等を行う専門職員の資質向上 | 環境衛生関係営業施設の許可・確認及び監視指導等 | 47,000円×1名=47,000円 | (公社) 東京ビルメンテナンス協会 | 47 | 47 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 日本薬学会参加費 | 参加者負担金等 | 薬事法全般に関する職員の専門性強化・資質向上 | 医薬品販売業等の監視・指導 | 16,000円×1名=16,000円 | (公社) 日本薬学会 | 16 | 16 | 16 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|--------------------------|---------|---|--------------------------------|----------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 認定簡易専用水道検査員講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 簡易専用水道の指導に関する専門職員の資質向上 | 飲料水の水質検査及び専用水道・簡易専用水道等に関する衛生指導 | 55,000円×1名=55,000円 | (一社) 全国給水衛生検査協会 | 0 | 55 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | ねずみ・衛生害虫駆除技術研修会受講料 | 参加者負担金等 | ねずみ・衛生害虫駆除技術について情報交換を行い、職員の資質向上 | 衛生害虫昆虫の相談 | 48,000円×1名=48,000円 | (一財) 日本環境衛生センター | 48 | 48 | 46 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | プール衛生管理者講習会受講料 | 参加者負担金等 | プールの衛生管理に関する専門職員の資質向上 | プールに関する衛生指導 | 35,000円×1名=35,000円 | (公社) 日本プールアミニティ協会 | 35 | 36 | 70 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | プール施設管理士講習会受講料 | 参加者負担金等 | プールの衛生管理に関する専門職員の資質向上 | プールに関する衛生指導 | 15,000円×1名=15,000円 | (公社) 日本プールアミニティ協会 | 15 | 16 | 15 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | ペストロジー実習講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 衛生害虫に関する知識習得 | 衛生害虫昆虫の相談 | 66,000円×1名=66,000円 | (一財) 日本環境衛生センター | 66 | 66 | 65 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 薬剤師会学術大会参加費 | 参加者負担金等 | 薬事業務について、情報交換を行い、職員の資質向上 | 医薬品販売業等の監視・指導 | 10,000円×1名=10,000円 | (公社) 日本薬剤師会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | レギュラトリーサイエンスエキスパート研修会受講料 | 参加者負担金等 | 薬事法全般に関する職員の専門性強化、資質向上 | 医薬品販売業等の監視・指導 | 5,000円×1名×8回=40,000円 | (一財) 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 | 40 | 50 | 35 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 救急医療・医務業務主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 救急医療、医務、業務に関わる実務的な問題点を協議し、問題の解決を図る | 医薬品販売業等の監視・指導 | 1,000円×1名=1,000円 | 幹事市(神奈川県横浜市) | 1 | 2 | 1 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 建築物衛生管理技術者講習会受講料 | 参加者負担金等 | 建築物環境衛生管理技術者の資格取得 | 環境衛生関係営業施設の許可・確認及び監視指導等 | 111,000円×1名=111,000円 | (公財) 日本建築衛生管理教育センター | 111 | 111 | 109 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 行政薬剤師会講演会参加負担金 | 参加者負担金等 | 行政薬剤師会講演会参加 | 医薬品販売業等の監視・指導 | 3,000円×1名=3,000円 | (公社) 日本薬剤師会 | 0 | 3 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 水道技術者ブロック別研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 水道技術者ブロック別研修会参加 | 飲料水の水質検査及び専用水道・簡易専用水道等に関する衛生指導 | 16,000円×1名=16,000円 | (公社) 日本水道協会 | 0 | 16 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 全国水道研究発表会参加負担金 | 参加者負担金等 | 全国水道研究発表会参加 | 飲料水の水質検査及び専用水道・簡易専用水道等に関する衛生指導 | 17,000円×1名=17,000円 | (公社) 日本水道協会 | 0 | 17 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 大都市環境衛生主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 環境衛生関係営業施設の許可・確認及び監視指導業務について情報交換を行い、職員の資質向上 | 環境衛生関係営業施設の許可・確認及び監視指導等 | 2,000円×1名=2,000円 | 幹事市(静岡県静岡市) | 2 | 2 | 1 |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 墓地管理講習会受講料 | 参加者負担金等 | 墓地等の許可及び監視指導について情報交換を行い、職員の資質向上 | 墓地等の許可及び監視指導等 | 30,000円×1名=30,000円 | (公社) 全日本墓園協会 | 30 | 30 | 30 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|---------------------------|-------------------------------|--|--------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 環境薬事課 | 専用水道・簡易専用水道担 当者研修会受講料 | 参加者負担金等 | 専用水道・簡易専用水道の指導に 関する専門職員の資質向上 | 専用水道・簡易専用水道 等に関する衛生指導 | 7,000円×1名=7,000円 | (一社)全国給水衛生検査協 会 | 7 | 0 | 5 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 衛生微生物技術協議会会費 | 衛生微生物技術協議会 会則 | 全国地方衛生研究所間の微生物部 門の連絡を密にすることにより事 業の強化促進を図り、もって公衆 衛生の発展に寄与する | 年会費 | 年会費8,000円 | 衛生微生物技術協議会 | 8 | 8 | 8 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 関東甲信越ブロック食肉衛 生検査所協議会会費 | 関東甲信越ブロック食 肉衛生検査所協議会会 則 | 関東甲信越の食肉衛生検査所間の 連絡を密にすることにより事業の 強化促進を図り、もって食の安全 に寄与する | 年会費 | 年会費10,000円 | 関東甲信越ブロック食肉衛生 検査所協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 公衆衛生情報研究協議会会 費 | 公衆衛生情報研究協議 会会則 | 会員相互の公衆衛生・疫学情報に 関する研究と研鑽を図ることによ り、市の公衆衛生の向上に資する ことを目的とする | 年会費 | 年会費8,000円 | 公衆衛生情報研究協議会 | 8 | 8 | 8 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 指定都市衛生研究所所長会 議参加者負担金 | 参加者負担金等 | 指定都市地方衛生研究所間の連絡 を密にすることにより事業の強化 促進を図り、もって公衆衛生の発 展に寄与する | 参加者負担金 | 4,000円×1機関=4,000円 | 指定都市衛生研究所所長会議 | 4 | 4 | 4 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 全国衛生化学技術協議会会 費 | 全国衛生化学技術協議 会会則 | 全国地方衛生研究所間の理化学部 門の連絡を密にすることにより事 業の強化促進を図り、もって公衆 衛生の発展に寄与する | 年会費 | 年会費14,250円 | 全国衛生化学技術協議会 | 15 | 15 | 14 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 全国環境研協議会会費 | 全国環境研協議会規約 | 全国地方環境研究所間の連絡を密 にすることにより事業の強化促進 を図り、もって環境保全・公害防 止に寄与する | 年会費 | 年会費35,000円 | 全国環境研協議会 | 35 | 35 | 35 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 全国食肉衛生検査所協議会 会費 | 全国食肉衛生検査所協 議会会則 | 全国食肉衛生検査所間の連絡を密 にすることにより事業の強化促進 を図り、もって食の安全に寄与す る | 年会費 | 年会費47,000円 | 全国食肉衛生検査所協議会 | 47 | 47 | 47 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 地方衛生研究所全国協議会 会費 | 地方衛生研究所全国協 議会規約 | 全国地方衛生研究所間の連絡を密 にすることにより事業の強化促進 を図り、もって公衆衛生の発展に 寄与する | 年会費 | 年会費38,000円 | 地方衛生研究所全国協議会 | 38 | 38 | 38 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 地方衛生研究所全国協議会 関東甲信静支部会費 | 地方衛生研究所全国協 議会関東甲信静支部規 約 | 地域保健対策を効果的に推進して 公衆衛生の向上及び増進を図るこ とを目的とした協議会に参加し、 もって市の公衆衛生の発展に寄与 する | 年会費 | 年会費20,000円 | 地方衛生研究所全国協議会関 東甲信静支部 | 20 | 20 | 20 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本環境感染学会総会参加 者負担金 | 参加者負担金等 | 研究成果を発表し、公衆衛生の発 展に寄与する | 参加者負担金 | 10,000円×6名=60,000円 | (一社)日本環境感染学会 | 60 | 70 | 50 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本公衆衛生学会総会参加 者負担金 | 参加者負担金等 | 研究成果を発表し、公衆衛生の発 展に寄与する | 参加者負担金 | 11,000円×5名=55,000円 | 日本公衆衛生学会 | 55 | 44 | 30 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|--|---------|---|--------|--------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本動物学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 動物学に関する新たな知識の習得 や研究成果の発表を行い資質の向 上を図るため | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (公社)日本動物学会 | 10 | 20 | 8 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 衛生微生物技術協議会ウイ ルス部会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 地方衛生研究所間のウイルス部門 の連絡を密にすることにより事業 の強化促進を図り、もって公衆衛 生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 衛生微生物技術協議会(ウイ ルス部会) | 5 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 衛生微生物技術協議会細菌 部会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 地方衛生研究所間の細菌部門の連 絡を密にすることにより事業の強 化促進を図り、もって公衆衛生の 発展に寄与する | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 衛生微生物技術協議会(細菌 部会) | 5 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本感染症学会西日本地方 会学術集会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 感染症に関する最新の知見・情報 を入手し、もって市の危機管理及 び公衆衛生の向上に資することを 目的とする | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | (一社)日本感染症学会 | 0 | 0 | 8 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 感染症対策指導者講習会参 加者負担金 | 参加者負担金等 | 感染症に関する最新の知見・情報 を入手し、もって市の危機管理及 び公衆衛生の向上に資することを 目的とする | 参加者負担金 | 3,240円×1名=3,240円 | (公社)日本ペストコント ロール協会 | 0 | 4 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 公衆衛生情報研究協議会総 会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 新型インフルエンザ等感染症情報 に関する最新の知見・情報を収集 しもって市の危機管理及び公衆衛 生の向上に資することを目的とす る | 参加者負担金 | 1,000円×2名=2,000円 | 公衆衛生情報研究協議会 | 2 | 3 | 4 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 国際結核セミナー・全国結 核対策推進会議参加者負担 金 | 参加者負担金等 | 結核に関する最新の知見・情報を 入手し、もって市の危機管理及び 公衆衛生の向上に資することを目 的とする | 参加者負担金 | 6,000円×2名=12,000円 | (公財)結核予防会結核研究 所 | 12 | 12 | 12 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本環境感染学会学術集会 参加者負担金 | 参加者負担金等 | 感染症の検査及び臨床における最 新の知見・情報を入手し、もって 公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | (一社)日本環境感染学会 | 11 | 10 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 地研全国協議会関東甲信静 支部ウイルス研究部会総会 参加者負担金 | 参加者負担金等 | 関東甲信静の地方衛生研究所間の ウイルス部門の連絡を密にすること により事業の強化促進を図り、 もって公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 地方衛生研究所全国協議会関 東甲信静支部ウイルス研究部 会 | 6 | 6 | 6 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 地研全国協議会関東甲信静 支部細菌部会総会参加者負 担金 | 参加者負担金等 | 関東甲信静の地方衛生研究所間の 細菌部門の連絡を密にすること により事業の強化促進を図り、も って公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 地方衛生研究所全国協議会関 東甲信静支部細菌研究部会 | 6 | 6 | 4 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 腸管出血性大腸菌感染症研 究会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 腸管出血性大腸菌の検査情報を入 手して会員相互の研鑽を図り、 もって市の医療及び公衆衛生の向 上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 腸管出血性大腸菌感染症研究 会 | 5 | 5 | 3 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|--------------------------------|---------|---|--------|--------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本医用マスペクトル学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 代謝異常検査における最新の検査技術の習得と会員相互の研鑽を図り、分析技術の向上に寄与する | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (一社)日本医用マスペクトル学会 | 12 | 10 | 10 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本環境感染学会総会(感染症疫学情報関係分科会)参加者負担金 | 参加者負担金等 | 感染症疫学情報に関する最新の知見・情報を収集し、もって市の公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一社)日本環境感染学会 | 10 | 10 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本細菌学会総会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 細菌感染症に関する最新の知見を入手し、公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | 日本細菌学会 | 0 | 14 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本先天代謝異常学会セミナー参加者負担金 | 参加者負担金等 | 代謝異常専門医からアプローチする検査について学習し、より実践的な知識を得るため | 参加者負担金 | 20,000円×1名=20,000円 | 日本先天代謝異常学会 | 20 | 20 | 20 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本先天代謝異常学会総会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 代謝異常専門医からアプローチする検査について学習し精検時の流れを円滑にするため | 参加者負担金 | 13,000円×1名=13,000円 | 日本先天代謝異常学会 | 13 | 5 | 6 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本マスキニング学会技術部会研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 新生児マスキニング検査技術の技術研修と情報収集のため | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 日本マスキニング学会技術部会 | 5 | 12 | 18 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本マスキニング学会総会参加者負担金 | 参加者負担金等 | マスキニングの進歩発展と会員相互の研鑽を図り、もって市の代謝異常マスキニング事業の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | 日本マスキニング学会 | 20 | 20 | 20 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本臨床ウイルス学会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 新型インフルエンザ感染症等に関する最新の知見・情報を収集し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本臨床ウイルス学会 | 10 | 8 | 10 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | バイオセーフティ技術講習会基礎コース参加者負担金 | 参加者負担金等 | バイオハザード対策の技術の習得及び向上を図り、もって公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 57,000円×1名=57,000円 | 特定非営利活動法人 バイオメディカルサイエンス研究会 | 57 | 57 | 42 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本公衆衛生学会(感染症疫学情報関係分科会)参加者負担金 | 参加者負担金等 | 新型インフルエンザ等感染症に関する最新の知見・情報を収集し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 11,000円×1名=11,000円 | 日本公衆衛生学会 | 11 | 11 | 8 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 日本旅行医学会大会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 世界の各地域で流行している感染症及び予防に関する最新の知見・情報を入手し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 日本旅行医学会 | 0 | 6 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健科学課 | 公衆衛生情報研究協議会総会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 新型インフルエンザ等感染症情報に関する最新の知見・情報を収集しもって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 1,000円×1名=1,000円 | 公衆衛生情報研究協議会 | 0 | 1 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|---------------------------------------|---------|--|--------|--------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本獣医師会獣医学術学会 参加者負担金 | 参加者負担金等 | 人獣共通感染症に関する最新の知見・情報を収集し、もって市の公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本獣医師会獣医学術学会 | 10 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 衛生微生物技術協議会総会 参加者負担金 | 参加者負担金等 | 地方衛生研究所間の連絡を密にすることにより事業の強化促進を図り、もって公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 衛生微生物技術協議会 | 0 | 5 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本マスキリーニング学 会学術集会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 研究成果を発表し、公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | 日本マスキリーニング学会 | 20 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本食品衛生学会学術講演 会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 研究成果を発表し、公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (公社)日本食品衛生学会 | 0 | 10 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 嫌気性菌検査技術セミナー 参加者負担金 | 参加者負担金等 | 嫌気性菌に対する各検査法の理論と技術に関して学び、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 25,000円×1名=25,000円 | 国立大学法人 岐阜大学生命科学総合研究支援センター | 25 | 25 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本小児内分泌学会学術集 会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 先天性甲状腺機能低下症、先天性副腎過形成症の病態を理解し、正しい判定を行うことができるスキルを習得することを目的とする | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (一社)日本小児内分泌学会 | 15 | 13 | 5 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本獣医師会獣医学術学会 参加者負担金 | 参加者負担金等 | 人獣共通感染症に関する最新の知見・情報を収集し、もって市の公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本獣医師会獣医学術学会 | 0 | 10 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 産業廃棄物処分場視察参加 者負担金 | 参加者負担金等 | 当施設より排出する産業廃棄物が適正に処分されることを確認するため、最終処分場の施設、作業工程等を視察することを目的とする | 参加者負担金 | 75,000円×1名=75,000円 | 野村興産(株) | 0 | 75 | 75 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 感染症事例のリスクアセス メント研修参加者負担金 | 参加者負担金等 | 感染症に関する最新の知見・情報を入力し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 日本公衆衛生学会 | 0 | 0 | 2 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | トラベラーズワクチン フォーラム研修会参加者負 担金 | 参加者負担金等 | 世界の各地域で流行している感染症及び予防に関する最新の情報を入手し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 2,000円×2名=4,000円 | 特定非営利活動法人 バイオメディカルサイエンス研究会 | 4 | 0 | 2 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本性感染症学会参加者負 担金 | 参加者負担金等 | 性感染症に関する最新の知見・情報を入力し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | (一社)日本性感染症学会 | 20 | 0 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本マスキリーニング学 会検査技術者等基礎研修会 参加者負担金 | 参加者負担金等 | マス・スクリーニングに関する基礎的な知識習得と、レベルの向上を図ることを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本マスキリーニング学会 | 10 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|---|---------|--|--------|--------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 新生児スクリーニング事業 基礎研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | マス・スクリーニングに関する基礎的な知識習得を図ることを目的とする | 参加者負担金 | 10,800円×1名=10,800円 | (福) 恩賜財団母子愛育会 | 11 | 22 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本結核病学会総会参加者 負担金 | 参加者負担金等 | 結核に関する最新の知見・情報入手し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一社) 日本結核病学会 | 0 | 10 | 0 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本獣医学会学術集会参加者 負担金 | 参加者負担金等 | 研究成果を発表し、公衆衛生の発展に寄与する | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (公社) 日本獣医学会 | 10 | 0 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本公衆衛生看護学会学術 集会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 災害時を含む地域における感染症対策等の先進的な取組や情報入手し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 9,000円×2名=18,000円 | (一社) 日本公衆衛生看護学会 | 0 | 0 | 18 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本疫学会学術総会参加者 負担金 | 参加者負担金等 | 公衆衛生疫学に関する最新の知見・情報入手し、市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 12,000円×2名=24,000円 | (一社) 日本疫学会 | 0 | 0 | 24 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本感染症学会東日本地方 会学術集会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 感染症に関する最新の知見・情報入手し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一社) 日本感染症学会 | 0 | 0 | 10 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本集団災害医学会総会学 術集会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 災害時における感染症対策に関する最新の知見・情報入手し、もって市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | (一社) 日本集団災害医学会 | 0 | 0 | 14 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | ハンズオントレーニング腸 管出血性大腸菌のMLVA データ解析参加者負担金 | 参加者負担金等 | 腸管出血性大腸菌の遺伝子型別について、統一化されたデータ解析法を学び、検査体制を確保することによって、市の危機管理及び公衆衛生の向上に資することを目的とする | 参加者負担金 | 43,200円×1名=43,200円 | サーモフィッシャーサイエンティフィック(株) | 0 | 0 | 43 |
| 保健 福祉局 | 保健科学課 | 日本マスキング学会検査技 術者等専門研修会参加者 負担金 | 参加者負担金等 | マス・スクリーニングに関する専門的な知識習得と、レベルの向上を図ることを目的とする | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本マスキング学会 | 0 | 0 | 10 |
| 保健 福祉局 | 生活科学課 | 衛生微生物技術協議会参加 者負担金 | 参加者負担金等 | 感染症及び食中毒に関する情報交換を行い、知識・技術の向上を図るため | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 衛生微生物技術協議会 | 6 | 6 | 5 |
| 保健 福祉局 | 生活科学課 | 全国衛生化学技術協議会参 加者負担金 | 参加者負担金等 | 理化学検査業務について情報交換を行い、知識・技術の向上を図るため | 参加者負担金 | 4,000円×4名=16,000円 | 全国衛生化学技術協議会 | 16 | 4 | 4 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|--------------|--|---------|--|--------------------------|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 生活科学課 | 地方衛生研究所全国協議会 関東甲信静支部理化学研究 部会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 理化学検査業務について情報交換 を行い、知識・技術の向上を図る ため | 参加者負担金 | 食品分科会2,000円×1名＝ 2,000円、環境分科会2,000円 ×1名＝2,000円、薬事・家 庭用品分科会2,000円×1名 ＝2,000円 | 地方衛生研究所全国協議会関 東甲信静支部理化学研究部会 | 6 | 12 | 5 |
| 保健 福祉局 | 生活科学課 | 地方衛生研究所全国協議会 関東甲信静支部細菌研究部 会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 微生物検査業務について情報交換 を行い、知識・技術の向上を図る ため | 参加者負担金 | 2,000円×1名＝2,000円 | 地方衛生研究所全国協議会関 東甲信静支部細菌研究部会 | 2 | 2 | 2 |
| 保健 福祉局 | 生活科学課 | 統計数理研究所公開講座参 加者負担金 | 参加者負担金等 | 調査研究及び衛生検査に関する統 計処理の知識・手法を習得し、資 質の向上を図るため | 参加者負担金 | 20,000円×1名＝20,000円 | 大学共同利用機関法人 情 報・システム研究機構 統計 数理研究所 | 0 | 20 | 0 |
| 保健 福祉局 | 生活科学課 | 日本公衆衛生学会参加者負 担金 | 参加者負担金等 | 公衆衛生に関わる新たな検査知 識・手法の習得や研究成果の発表 を行い資質の向上を図るため | 参加者負担金 | 11,000円×1名＝11,000円 | 日本公衆衛生学会 | 11 | 11 | 11 |
| 保健 福祉局 | 生活科学課 | 日本食品衛生学会参加者負 担金 | 参加者負担金等 | 食品衛生検査に関わる新たな検査 知識・手法の習得や研究成果の発 表を行い資質の向上を図る | 参加者負担金 | 9,000円×2名＝18,000円 | (公社) 日本食品衛生学会 | 0 | 18 | 26 |
| 保健 福祉局 | 環境科学課 | Arc GISオンサイトトレ ーニング負担金 | 参加者負担金等 | 地理情報システムについての知識 及び技術を習得し、資質の向上を 図る | 参加者負担金 | 162,000円×1回＝162,000 円、345,600円×2回＝ 691,200円、120,960円×1回 ＝120,960円 | ESRIジャパン(株) | 974 | 162 | 162 |
| 保健 福祉局 | 環境科学課 | 環境化学討論会負担金 | 参加者負担金等 | 環境に関する研究成果を発表し、 環境行政の発展に寄与する | 参加者負担金 | 8,600円×1名＝8,600円 | 環境化学討論会 | 9 | 17 | 16 |
| 保健 福祉局 | 環境科学課 | 統計実務基礎研修受講料 | 参加者負担金等 | 統計実務に必要な知識及び技術を 習得し、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×1名＝7,000円 | (公財) 統計情報研究開発セ ンター | 7 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境科学課 | 日本公衆衛生学会参加者負 担金 | 参加者負担金等 | 研究成果を発表し、公衆衛生の発 展に寄与する | 参加者負担金 | 11,000円×2名＝22,000円 | 日本公衆衛生学会総会 | 22 | 11 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境科学課 | Arc GIS Spatial Analyst 解析負担金 | 参加者負担金等 | 地理情報システムについての知識 及び技術を習得し、資質の向上を 図る | 参加者負担金 | 60,480円×1回＝60,480円 | ESRIジャパン(株) | 0 | 61 | 60 |
| 保健 福祉局 | 環境科学課 | 特別管理産業廃棄物管理責 任者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 資質向上のため資格を取得する | 参加者負担金 | 14,000円×1名＝14,000円 | (公財) 日本産業廃棄物処理 振興センター | 14 | 14 | 14 |
| 保健 福祉局 | 環境科学課 | 日本地理学会秋季学術大会 参加費 | 参加者負担金等 | 地理情報システムについて最新の 知見や情報交換を行うことで職員 の資質向上を図る | 参加者負担金 | 2,500円×1名＝2,500円 | (公社) 日本地理学会 | 3 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 環境事業課 | プール衛生管理者更新講習 会受講料 | 参加者負担金等 | プールの衛生管理に関する専門職 員の資質向上 | プールに関する衛生指導 | 14,000円×1名＝14,000円 | (公財) 日本プールアメリ ティ協会 | 14 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | 21大都市児童福祉主管課長 会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金 | 21大都市児童福祉主管課 長会議参加負担金 | 3,000円×3名＝9,000円 | 幹事市(神奈川県川崎市) | 9 | 9 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|--------------|-----------------------------------|---------|--|----------------------------|------------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | 大都市民生主管局長会議参 加負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金 | 大都市民生主管局長会議 参加負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 幹事市(新潟県新潟市) | 10 | 10 | 7 |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | 関東ブロック母子・父子自 立支援員等連絡協議会負担 金 | 参加者負担金等 | 母子・父子自立支援等の情報交換 や研究を行い、職員の資質向上を 図る | 参加者負担金 | 3,000円×1団体=3,000円 | 関東ブロック母子・父子自立 支援員等連絡協議会 | 3 | 3 | 3 |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | 全国母子・父子自立支援員 連絡協議会負担金 | 参加者負担金等 | 母子・父子自立支援等の情報交換 を行い、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 1,000円×3名=3,000円 | 全国母子・父子自立支援員連 絡協議会 | 3 | 3 | 3 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 政令指定都市私立幼稚園団 体協議会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 幼稚園助成業務について、各政令 指定都市の幼稚園団体及び幼稚園 担当課との情報交換を行うため | 参加者負担金 | 12,000円×2名分=24,000円 | 政令指定都市私立幼稚園団体 協議会 | 24 | 24 | 10 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 21世紀セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 保育・子育て支援に関する多様な テーマについて情報交換を行い、 保育実践の一層の向上を図る | 全国社会福祉協議会・21 世紀セミナー | 14,000円×3名=42,000円 | 全国保育協議会 | 0 | 42 | 0 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 感染症研修負担金 | 参加者負担金等 | 感染症に対する予防対策、および 衛生管理について学び、職員の資 質向上を図る | 感染症研修会 | 2,000円×10名=20,000円 | (福) 埼玉県社会福祉協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 公立保育所トップセミナー 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 公立保育所の役割、使命を認識 し、具体的実践の方向性について 研究協議を深める | 日本保育協会・公立保 育所トップセミナー研修会 | 10,000円×3名=30,000円 | 全国保育協議会 | 30 | 30 | 30 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | さいたま市保健所管内集団 給食研究会負担金 | 参加者負担金等 | 集団給食施設相互の連携を密に し、相互支援及びネットワークづ くりを図る | さいたま保健所管内集団 給食研究会負担金 | 負担金13,000円(500食以 上) | さいたま市保健所管内集団給 食研究会 | 13 | 13 | 13 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 障害児保育担当者研修参加 負担金 | 参加者負担金等 | 障害のある子どもの発達特性を理 解し、保育所並びに個人の障害児 保育の実践力を高める | 障害児保育担当者研修会 | 17,000円×4名=68,000円 | (福) 日本保育協会 | 68 | 48 | 42 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 発達障害に関する研修参加 負担金 | 参加者負担金等 | 発達障害児への対応方法について 理解を深め、職員の資質向上を図 る | 埼玉県社会福祉協議会・ 発達障害に関する研修 | 4,000円×12名=48,000円 | (福) 埼玉県社会福祉協議会 | 48 | 48 | 48 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 保育士・幼稚園教諭のため の自然体験講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 自然と触れ合うことを通して子ど も一人ひとりが心身ともに豊かに 育つことを学び、保育の実践力を 高める | 保育士・幼稚園教諭のた めの自然体験講座 | 500円×61名=30,500円 | 埼玉県 | 31 | 31 | 30 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 保育所事故予防研修会 | 参加者負担金等 | 保育所における事故予防の意義に ついて理解し、多様な保育実践事 例を通して保育所での安全管理を 図る | 保育所事故予防研修会 | 17,000円×3名=51,000円 | (福) 日本保育協会 | 51 | 36 | 17 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 母子保健関係者講習会負担 金(栄養士) | 参加者負担金等 | 栄養管理について情報交換を行 い、職員の資質向上を図る | 母子愛育会研修会負担金 | 21,600円×1名=21,600円 | 母子愛育会 | 22 | 20 | 22 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|------------------------|-------------------------|---------|--|---------------------------------|--|---------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 関東ブロック保育研究大会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 保育・子育て支援に関する多様な テーマについて情報交換を行い、 保育実践の一層の向上を図る | 全国保育協議会・関東ブ ロック保育研究大会 | 10,000円×3名=30,000円 | 埼玉県保育協議会 | 30 | 30 | 30 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 埼玉県社会福祉協議会負担 金 | 参加者負担金等 | 埼玉県社会福祉協議会・年会費 | 埼玉県社会福祉協議会・ 年会費 | 12,000円(基本)+60円× 5,400円=336,000円 | (福)埼玉県社会福祉協議会 | 336 | 336 | 336 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 埼玉県保育協議会負担金 | 参加者負担金等 | 埼玉県保育協議会・年会費 | 埼玉県保育協議会・年会 費 | 12,000円×61名=732,000円 | 埼玉県保育協議会 | 732 | 732 | 732 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 埼玉県保育研究大会参加負 担金 | 参加者負担金等 | 保育所の社会的意義と役割、保育 実践などについて情報交換を行 い、職員の資質向上を図る | 埼玉県保育協議会・埼玉 県保育研究大会 | 2,000円×15名=30,000円 | 埼玉県保育協議会 | 30 | 30 | 30 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 埼玉県保育所栄養士研究会 負担金 | 参加者負担金等 | 埼玉県保育所栄養士研究会・年会 費 | 埼玉県保育所栄養士研究 会・年会費 | 4,000円×3名=12,000円 | 埼玉県保育所栄養士研究会 | 12 | 12 | 12 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 全国福祉栄養士協議会研修 会参加負担金 | 参加者負担金等 | 栄養管理業務について情報交換を 行い、新たな視点からの情報と技 術を深める | 全国福祉栄養士協議会研 修会 | 20,000円×1名=20,000円 | 全国福祉栄養士協議会 | 20 | 20 | 8 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 全国保育研究大会参加負担 金 | 参加者負担金等 | 保育・子育て支援に関する多様な テーマについて情報交換を行い、 保育実践の一層の向上を図る | 全国保育協議会・全国保 育研究大会 | 20,000円×2名=40,000円 | 全国保育協議会 | 40 | 40 | 40 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 中堅職員研修負担金 | 参加者負担金等 | 保育所の中堅リーダー職員が組織 の中で期待される役割について学 び、職員の資質向上を図る | 埼玉県保育協議会・中堅 職員研修会 | 4,000円×10名=40,000円 | 埼玉県社会福祉協議会 | 40 | 40 | 40 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 保育所リーダーに関する研 修負担金 | 参加者負担金等 | 保育をめぐる情勢認識を深めると ともに、今後の保育所のビジョ ン、経営・運営のあり方について 学び、保育所のリーダーとしての 人材育成を図る | 全国社会福祉協議会・保 育所リーダーに関する研 修 | 14,000円×5名=70,000円 | (福)全国社会福祉協議会 | 70 | 70 | 70 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 防火管理者研修負担金 | 参加者負担金等 | 防火管理上必要な知識及び技能の 修得を図る | (一財)日本防火・防災 協会・防火管理者講習 | (新規) 6,500円×15名=97,500円 (再講習) 5,500円×3名=16,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 114 | 103 | 103 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 保育士の資質向上のための 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 保育士の資質向上を図る | 保育士の資質向上のため の研修参加負担金 | 10,000円×3名=30,000円 | 研修実施団体 | 30 | 30 | 30 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 保育所保育指針研修負担金 | 参加者負担金等 | 新保育所保育指針を理解し、保育 の質の向上や職員の資質及び専門 性の向上を図る | 保育所保育指針研修 | 17,000円×3名=51,000円 | 日本保育協会 | 51 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総 合センター総 務課 | 地区安全運転管理者協会負 担金 | 年会費 | 浦和地区安全運転管理者協会の年 会費 | 年会費 | 年会費18,000円 | 浦和地区安全運転管理者協会 | 18 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|----------------|-------------------------|---------|--|------------------------|---------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 安全運転管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 浦和地区安全運転管理者講習のための受講手数料 | 受講手数料 | 4,500円×1名=4,500円 | 浦和地区安全運転管理者協会 | 4 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づく防火管理者資格を取得するための講習会負担金 | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 0 | 7 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 思春期保健セミナーコースⅠ参加費 | 参加者負担金等 | 相談対象としておおむね15歳までとしており、思春期特有の対応など理解を深めるため | 参加者負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (一社)日本家族計画協会 | 33 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 思春期保健セミナーコースⅡ参加費 | 参加者負担金等 | 相談対象としておおむね15歳までとしており、思春期特有の対応など理解を深めるため | 参加者負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (一社)日本家族計画協会 | 33 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 思春期保健セミナーコースⅢ参加費 | 参加者負担金等 | 相談対象としておおむね15歳までとしており、思春期特有の対応など理解を深めるため | 参加者負担金 | 48,600円×1名=48,600円 | (一社)日本家族計画協会 | 49 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 乳幼児期にみられる諸問題参加費 | 参加者負担金等 | 乳幼児期の相談が多く、知識を深めるため | 参加者負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (福)恩賜財団母子愛育会 | 32 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 発達障害児の早期発見と支援参加費 | 参加者負担金等 | 発達障害についての相談が多く、具体的な支援について知識を得るため | 参加者負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (公社)発達協会 | 32 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 母子保健活動における児童虐待予防参加費 | 参加者負担金等 | 虐待予防について学ぶため | 参加者負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (公社)発達協会 | 32 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 知的障害・発達障害のある子への保育・療育参加費 | 参加者負担金等 | 発達障害についての相談が多く、具体的な支援について知識を得るため | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 14 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 特別な関わりが必要な子への保育・教育参加費 | 参加者負担金等 | 発達障害についての相談が多く、具体的な支援について知識を得るため | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 14 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭総合センター総務課 | 基礎から学ぶ発達障害・知的障害参加費 | 参加者負担金等 | 発達障害についての相談が多く、具体的な支援について知識を得るため | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 14 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | CSPトレーナー研修 | 参加者負担金等 | 虐待しない子育てに向けての保護者指導実務者資格習得 | 児童相談所運営事業 | 31,500円×4名=126,000円 | 神戸少年の町 | 126 | 60 | 60 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | WISC-IV知能検査アドバンス講習会 | 参加者負担金等 | 知能検査技術の習得 | WISC-IV知能検査アドバンス講習会参加費 | 25,920円×1名=25,920円 | (株)日本文化科学社 | 26 | 26 | 26 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 一時保護所指導者研修 | 参加者負担金等 | 保護所指導技術の習得 | 一時保護所指導者研修参加費 | 15,000円×1名=15,000円 | 国立武蔵野学院 | 15 | 15 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|-------|------------------------------|---------|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 改訂版プロトコル面接研修 | 参加者負担金等 | 面接技術の習得 | Child First司法面接研修 | 80,000円×2名=160,000円 | 認定特定非営利活動法人 チャイルドファーストジャパン | 160 | 160 | 160 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 里親ソーシャルワーク参加費 | 参加者負担金等 | 里親事業の円滑な運営を図る | 児童相談所運営事業 | 10,000円×1名=10,000円 | 学校法人 日本社会事業大学 | 10 | 10 | 5 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 里親対応関係機関職員研修 | 参加者負担金等 | 里親委託・里親支援の研究報告 | 里親対応関係機関職員研修 | 15,000円×1名=15,000円 | 国立武蔵野学院 | 15 | 15 | 2 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 児童相談所・情緒障害短期治療施設・医療機関等医師専門研修 | 参加者負担金等 | 専門治療機関医師の専門性向上 | 児童相談所運営事業 | 16,500円×1名=16,500円 | (福)横浜博萌会子どもの虹情報センター | 0 | 16 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 安全運転管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 安全運転管理者協会の開催する講習会への参加 | 安全運転管理者講習会 | 4,500円×1名=4,500円 | 浦和西地区安全運転管理者協会 | 5 | 5 | 5 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 浦和西地区安全運転管理者協会負担金 | 参加者負担金等 | 安全運転管理者協会年会費 | 浦和西地区安全運転管理者協会 | 18,000円×1所=18,000円 | 浦和西地区安全運転管理者協会 | 18 | 18 | 18 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 児童福祉司資格認定通信課程負担金 | 参加者負担金等 | 児童福祉司資格習得 | 専門研修 | 74,100円×3名=222,300円 | (福)全国社会福祉協議会中央福祉学院 | 222 | 222 | 138 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 全国児童相談所長会議会費 | 参加者負担金等 | 全国児童相談所長会の年会費 | 全国児童相談所長会 | 14,000円×1所=14,000円 | 全国児童相談所長会 | 14 | 14 | 14 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 全国里親大会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 里親関連の情報交換及び研究報告 | 全国里親大会参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 厚生労働省 | 5 | 5 | 4 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 東京都及び政令指定都市児童相談所長会議負担金 | 参加者負担金等 | 会議への負担金 | 東京都及び政令指定都市児童相談所長会議 | 7,000円×1名=7,000円 | 当番市(東京都) | 0 | 7 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 「ペアレントトレーニングリーダー養成講習会」参加者負担金 | 参加者負担金等 | 相談担当職員の専門知識の向上 | 家族支援事業専門研修 | 13,400円×1名=13,400円 | 心身障害児総合医療療育センター | 14 | 14 | 13 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | EMDR part 2研修負担金 | 参加者負担金等 | 児童心理司の治療技術向上 | 家族支援事業専門研修 | 72,000円×1名=72,000円 | 日本EMDR学会 | 72 | 72 | 72 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | サインズ・オブセーフティー2日間研修 | 参加者負担金等 | 安全な家庭引取りのための技術の向上 | 家族支援事業専門研修 | 20,000円×1名=20,000円 | 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク | 20 | 20 | 20 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 日本子どもの虐待防止研究会大会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 虐待に関わる情報収集、見識拡大を図る | 家族支援事業専門研修 | 10,000円×3名=30,000円 | 日本子どもの虐待防止研究会 | 30 | 30 | 30 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|-------|------------------------|---------|---|------------|--------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 日本児童青年精神医学会負担金 | 参加者負担金 | 児童精神分野の情報収集及び見識 拡大 | 児童相談所運営事業 | 15,000円×1名=15,000円 | 日本児童青年精神医学会 | 15 | 15 | 12 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 明治安田こころの健康財団 集中講座 | 参加者負担金 | 心理・精神保健技術の向上 | 心理相談事業専門研修 | 12,000円×1名=12,000円 | (公財) 明治安田こころの健 康財団 | 0 | 12 | 12 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | トラウマフォーカスト認知 行動療法 | 参加者負担金 | 児童心理士の治療技術習得 | 心理相談事業専門研修 | 60,000円×1名=60,000円 | 特定非営利活動法人 I F C A | 60 | 60 | 60 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 認知行動療法センター研修 | 参加者負担金 | 児童心理士の治療技術習得 | 心理相談事業専門研修 | 30,000円×1名=30,000円 | 国立研究開発法人 国立精 神・神経医療研究センター 認知行動療法センター | 30 | 30 | 20 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | CARE研修会 | 参加者負担金 | 児童心理士の治療技術習得 | 心理相談事業専門研修 | 40,000円×1名=40,000円 | CARE-Japan | 40 | 40 | 40 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | WISCIV知能検査技術講 習会 | 参加者負担金等 | 知能検査技術の基礎向上を図る | 心理相談事業専門研修 | 23,760円×1名=23,760円 | (株) 日本文化科学社 | 24 | 24 | 24 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | CAREワークショップ1 | 参加者負担金等 | 児童心理司のカウンセリング技術 向上を図る | 心理相談事業専門研修 | 7,000円×1名=7,000円 | CARE-Japan事務局 | 7 | 7 | 7 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | CAREワークショップ2 | 参加者負担金等 | 児童心理司のカウンセリング技術 向上を図る | 心理相談事業専門研修 | 3,000円×1名=3,000円 | CARE-Japan事務局 | 0 | 3 | 3 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | エンパワメント・センター 研修 | 参加者負担金等 | 性的虐待やDV等が関係するケ ースについての、ケースワーク技術 向上を図る | 家族支援事業専門研修 | 20,000円×1名=20,000円 | エンパワメント・センター | 20 | 10 | 20 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 心理検査基礎講習 | 参加者負担金等 | 発達障害等の問題を抱えるケ ースについての心理検査技術向上を 図る | 心理相談事業専門研修 | 10,000円×1名=10,000円 | T.O.P.S. (Takanawa Office for Psychological Services) | 10 | 10 | 10 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 全国児童相談所一時保護所 研究セミナー | 参加者負担金等 | 一時保護所の拡大による保護所 の職員の対応力や、質的向上、情報 交換のため | 参加者負担金等 | 5,000円×1人=5,000円 | 全国児童相談所一時保護所研 究会 | 5 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 発達協会実践セミナー | 参加者負担金等 | 一時保護所の拡大による保護所 の職員の対応力や、質的向上、情報 交換のため | 参加者負担金等 | 14,040円×1人=14,040円 | (公社) 発達協会 | 14 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 発達協会秋のセミナー | 参加者負担金等 | 一時保護所の拡大による保護所 の職員の対応力や、質的向上、情報 交換のため | 参加者負担金等 | 9,050円×1人=9,050円 | (公社) 発達協会 | 10 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 社会福祉士実習指導者講習 会 | 参加者負担金等 | 社会福祉士養成実習受け入れに よる指導者養成が必要なため | 参加者負担金等 | 3,000円×1人=3,000円 | 埼玉県立大学 | 3 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|--------------|--------------------------|---------|---|-----------|------------------------------|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | ファミリーホーム全国研究 大会 | 参加者負担金等 | 市内のファミリーホームの設置数 増加による、情報交換や共有のため | 参加者負担金等 | 5,000円×1人=5,000円 | 日本ファミリーホーム協議会 | 5 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 児童福祉司任用前研修 | 参加者負担金等 | 法改正による研修のため | 参加者負担金等 | 40,000円×3人=120,000円 | 日本社会事業大学 | 120 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 関東ブロック里親研究協議 会 | 参加者負担金等 | 里親及び里親担当部署間の意見交 換や事例研究、交流を行うため | 参加者負担金等 | 5,000円×1人=5,000円 | 名鉄観光サービス(株) | 5 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 防火管理者講習会 | 参加者負担金等 | 施設の防火管理者資格取得 | 甲種防火管理者講習 | 6,170円×1名=6,170円 | (一財)日本防火・防災協会 | 6 | 6 | 6 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 発達協会秋のセミナー | 参加者負担金等 | 遊びと発達の関連性、発達を促す 遊びについて学び、職員の資質向 上を図る | 参加者負担金 | 9,050円×1名=9,050円 | (公社)発達協会 | 0 | 10 | 10 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | CAREトレーナートレ ニング | 参加者負担金等 | コミュニケーションに焦点をあて た心理教育的介入プログラムにつ いて学び、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 40,000円×1名=40,000円 | CARE-Japan | 40 | 40 | 140 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 職員派遣研修 | 参加者負担金等 | 地域における発達障害児者の支援 について学び、職員の資質向上を 図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名×30日間= 300,000円 | (福)からしだね うめだあ げほの学園 | 300 | 0 | 100 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | CAREプログラムワーク ショップ | 参加者負担金等 | CAREプログラムの概要を学 び、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 22,363円×1名=22,363円 | CARE-Japan | 0 | 0 | 22 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 発達障害の基礎研修 | 参加者負担金等 | 発達障害についての基礎を学び、 職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 1,700円×2名=3,400円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター学院 | 0 | 4 | 3 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 児童思春期精神保健懇話会 | 参加者負担金等 | ペアレントトレーニングの実際に ついて学び、職員の資質向上を図 る | 参加者負担金 | 2,000円×2名=4,000円 | 特定非営利活動法人 埼玉児 童思春期精神保健懇話会 | 0 | 4 | 4 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | ADOS2臨床応用研修 | 参加者負担金等 | 発達障害の評価方法の習得 | 参加者負担金 | 30,000円×1名=30,000円 | フロム、ア・ヴィレッジ | 0 | 30 | 60 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 地域における発達障害児の 支援研修 | 参加者負担金等 | 地域における発達障害児者の支援 について学び、職員の資質向上を 図る | 参加者負担金 | 1,400円×2名=2,800円 | 国立障害者リハビリテーショ ンセンター学院 | 0 | 3 | 3 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 発達協会 実践セミナー | 参加者負担金等 | 障害児の言語発達と支援について 学び、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 0 | 15 | 15 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 重層的視点から学ぶ発達支 援 夏季セミナー | 参加者負担金等 | 多職種から見る発達障害児の支援 について学び、職員の資質向上を 図る | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | 児童発達支援センターうめ だ・あげほの学園 | 0 | 14 | 14 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|---------------|------------------------------------|-------------------|---|--------|--------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 発達障害医学セミナー | 参加者負担金等 | 発達障害児の評価と支援について 学び、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 13,300円×1名=13,300円 | (公社)日本発達障害連盟 | 0 | 14 | 13 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | RIFCR研修 | 参加者負担金等 | 子どもの虐待と支援について学 び、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | チャイルドファーストジャ パン | 0 | 8 | 8 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 発達協会 秋のセミナー | 参加者負担金等 | 幼児期の集団参加の意義と支援に ついて学び、職員の資質向上を図 る | 参加者負担金 | 9,050円×1名=9,050円 | (公社)発達協会 | 0 | 10 | 10 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 発達協会 秋のセミナー | 参加者負担金等 | 発達障害児のコミュニケーション 能力を引き出す支援技術について 学び、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 9,050円×1名=9,050円 | (公社)発達協会 | 0 | 10 | 9 |
| 子ども 未来局 | 子ども家庭支 援課 | 心理分野に関する最新の研 究等の学会発表 | 参加者負担金等 | 児童を取り巻く心理分野の最新の 研究結果について情報を得るこ とで職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | (一社)日本心理臨床学会 | 0 | 8 | 8 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 日本感覚統合学会 FD研修参加者負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 日本感覚統合学会 | 0 | 2 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 言語聴覚士研修会参加負担 金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 国立身体障害者リハビリテー ションセンター | 2 | 2 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 発達が気になる子の育ちを 考える夏季セミナー参加負 担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | (福)からしだね うめだ・ あけぼの学園 | 14 | 14 | 14 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 埼玉県サービス管理責任者 研修Ⅰ参加負担金 | 参加者負担金等 | 障害福祉サービスの質の確保に必 要な知識、技能を有するサービス 管理責任者の養成を図るため | 参加者負担金 | 6,000円×3名=18,000円 | (福)埼玉県社会福祉協議会 | 18 | 12 | 12 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 埼玉県サービス管理責任者 研修Ⅱ参加負担金 | 参加者負担金等 | 障害福祉サービスの質の確保に必 要な知識、技能を有するサービス 管理責任者の養成を図るため | 参加者負担金 | 4,000円×3名=12,000円 | (福)埼玉県社会福祉協議会 | 12 | 8 | 8 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 埼玉県相談支援従事者初任 者研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 相談支援事業に従事する者の養成 並びに資質の向上を図るため | 参加者負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | (福)埼玉県社会福祉協議会 | 0 | 20 | 20 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 障害児者プール指導講習会 参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 18,600円×1名=18,600円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 19 | 19 | 19 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 全国児童発達支援協議会施 設長研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 全国児童発達支援協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 全国児童発達支援協議会負 担金 | 全国児童発達支援協議 会会則 | 協議会に加盟し、各種の情報交換 等を通じてセンターの円滑な業務 運営に資するため | 年会費 | 年会費20,000円 | 全国児童発達支援協議会 | 20 | 20 | 20 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|---------------|-----------------------------|-----------------------|---|--------|-----------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 全国盲ろう難聴児施設協議 会定期総会参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 500円×1名=500円 | 全国盲ろう難聴児施設協議会 | 1 | 1 | 1 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 全国盲ろう難聴児施設協議 会負担金 | 全国盲ろう難聴児施設 協議会会則 | 協議会に加盟し、各種の情報交換 等を通じてセンターの円滑な業務 運営に資するため | 年会費 | 年会費40,000円 | 全国盲ろう難聴児施設協議会 | 40 | 40 | 40 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 補聴と聴覚活用を語るサ マフォーラム参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 20,000円×1名=20,000円 | 補聴と聴覚活用研究会 | 20 | 19 | 17 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | さいたま市保健所管内給食 研究会年会費 | さいたま市保健所管内 給食研究会会則 | 給食施設を有する施設が会員とな り施設の給食業務の向上を目的と して、栄養士、調理師等の給食関 係職員を対象にした研修や自主的 研究を行う | 参加者負担金 | 1日食数区分100食未満 施設年会費5,000円 | さいたま市保健所管内給食研 究会 | 5 | 5 | 5 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 心身障害児総合医療療育セ ンター講習会負担金 | 参加者負担金等 | 障害児に対する栄養指導・調理技 術及び給食内容の向上を図るため | 参加者負担金 | 20,000円×1名=20,000円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 20 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格 取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 医師会会費 | 医師会定款 | 所属常勤医師を会に加盟させ、 ネットワーク構築を通じ、セン ターの円滑な業務運営を図るため | 年会費 | 年会費126,000円×1名= 126,000円 | (一社)大宮医師会 | 126 | 126 | 126 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 医師会入会金 | 医師会定款 | 所属常勤医師を会に加盟させる必 要があり、人事異動の際には新規 に加入手続きをとる必要がある | 入会金 | 入会金100,000円 | (一社)大宮医師会 | 0 | 100 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 埼玉県医師会精度管理調査 参加費 | 参加者負担金等 | 検査データの病院格差をなくし、 正確なデータを提供するため精度 管理を行う必要があるため | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一社)埼玉県医師会 | 10 | 7 | 10 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 心身障害児総合医療療育セ ンター講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 医療的諸問題に関する知識及び看 護の具体的方法を修得し、療育内 容の向上を図るため | 参加者負担金 | 25,000円×1名=25,000円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 25 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 全国自治体病院協議会会費 | 全国自治体病院協議会 埼玉県支部規約 | 協議会に加盟し、各種の情報交換 等を通じてセンターの円滑な業務 運営に資するため | 年会費 | 準会費19,900円 | (公社)全国自治体病院協議 会 | 20 | 20 | 20 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | てんかん学研修セミナー参 加費 | 参加者負担金等 | 小児てんかん医療に関する実践的 な取組を学ぶことにより、今後の 診療に生かすため | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 日本てんかん学会 | 0 | 3 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 日本小児科学会学術集会参 加費 | 参加者負担金等 | 小児医療に対する診断治療の動向 を把握するため | 参加者負担金 | 15,000円×2名=30,000円 | 日本小児科学会 | 30 | 30 | 26 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|---------------|--|---------|--|--------|--------------------|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 日本小児神経学会学術集会 参加費 | 参加者負担金等 | 小児神経医療に対する診断治療の 動向を把握するため | 参加者負担金 | 16,000円×2名=32,000円 | 日本小児神経学会 | 32 | 30 | 16 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 日本てんかん学会参加費 | 参加者負担金等 | 小児てんかん医療に対する診断治 療の動向を把握するため | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | 日本てんかん学会 | 0 | 12 | 13 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | ムーブメントアナリシス研 修会参加負担金 | 参加者負担金 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | (一社)日本ボバース研究会 | 0 | 12 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 日本光電ME研修会・脳波 計講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 各種疾患に応じ、より精度の高い 脳波記録・情報を医師に提供でき るよう実践的な技術を習得するた め | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | 日本光電工業(株) | 0 | 12 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 発達協会実践セミナー参加 負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 14 | 14 | 14 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 理学療法士研修会参加負担 金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 3,200円×1名=3,200円 | 国立身体障害者リハビリテー ションセンター | 0 | 4 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | WISC-IV知能検査アド バンス講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 25,920円×1名=25,920円 | 日本文化科学社 | 0 | 26 | 26 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 埼玉県障害者相談支援従事 者現任研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 相談支援事業に従事する者の養成 並びに資質の向上を図るため | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 埼玉県 | 6 | 6 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 埼玉県相談支援専門員協会 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 相談支援事業に従事する者の養成 並びに資質の向上を図るため | 参加者負担金 | 4,000円×2名=8,000円 | 特定非営利活動法人 埼玉県 相談支援専門員協会 | 8 | 6 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 発達協会実践セミナー参加 負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶ事により今後の療育活動に生か すため | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 14 | 28 | 28 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | ペアレントトレーニング リーダー養成スキルアップ 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動に従事する者の養成 並びに質の向上を図るため | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | 医療法人社団 まめの木クリ ニック・発達臨床研究所 | 0 | 8 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 摂食指導【基礎・実習】講 習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶことにより今後の療育活動に生 かすため | 参加者負担金 | 13,400円×1名=13,400円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 13 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | ボバースアプローチイント ロダクター講習会 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶことにより今後の療育活動に生 かすため | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 日本ボバース講習会講師会 | 15 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 発達障害医学セミナー | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶことにより今後の療育活動に生 かすため | 参加者負担金 | 18,500円×1名=18,500円 | (公社)日本発達障害連盟 | 19 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|----------------|---------------------------|---------|---|--------|--------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | 自閉症セミナー 認知発達 治療の理論と実践 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶことにより今後の療育活動に生 かすため | 参加者負担金 | 28,080円×1名=28,080円 | (株)日本文化科学社 | 28 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | ひまわり学園 総務課 | ペアレントトレーニング リーダー養成講習会 | 参加者負担金等 | 発達支援活動の実践的な取組を学 ぶことにより今後の療育活動に生 かすため | 参加者負担金 | 13,400円×1名=13,400円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 14 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 給食関係職員講習会負担金 | 参加者負担金等 | 栄養士、調理師等の給食関係職員 が専門的知識及び技術を習得する | 参加者負担金 | 23,000円×1名=23,000円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 23 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | さいたま市保健所管内給食 研究会負担金 | 年会費 | 給食施設を有する施設が会員とな り施設の給食業務の向上を目的と して、栄養士、調理師等の給食関 係職員を対象にした研修や自主的 研究を行う | 年会費 | 1日食数区分100食未満施設 5,000円 | さいたま市保健所管内給食研 究会 | 5 | 5 | 5 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 一定基準以上の建物に設置必須の 防火管理者の資格を取得するため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | ペアレントトレーニング講 習会参加費 | 参加者負担金等 | 発達障害をもつ子ども、ならびに 家族の支援に携わる職員がペアレ ントトレーニング実践のための知 識と技術を習得するため | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 15 | 15 | 0 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 心身障害児総合医療療育セ ンター講習会参加費 | 参加者負担金等 | 実践的に治療技術を習得し、今後 の療育活動に活かすため | 参加者負担金 | 22,800円×1名=22,800円 | 心身障害児総合医療療育セン ター | 23 | 23 | 23 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 実践セミナー等講習会参加 費 | 参加者負担金等 | 技術の習得と情報交換等を通じて センターの円滑な業務運営に資す るため | 参加者負担金 | 14,040円×1名=14,040円 | (公社)発達協会 | 14 | 15 | 14 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 日本小児科学会学術集会参加 費 | 参加者負担金等 | 同学会総会に参加し、各種の情報 交換等を通じてセンターの円滑な 業務運営に資するため | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 日本小児科学会 | 15 | 15 | 13 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 日本小児神経学会学術集会 参加費 | 参加者負担金等 | 同学会総会に参加し、各種の情報 交換等を通じてセンターの円滑な 業務運営に資するため | 参加者負担金 | 16,000円×1名=16,000円 | 日本小児神経学会 | 16 | 15 | 16 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 埼玉県医師会勤務医部会会 費 | 年会費 | 所属医師1名を会に加盟させ、 ネットワークを通じ、センターの 円滑な業務運営を図るため | 年会費 | 医師会基準による | 埼玉県医師会勤務医部会 | 1 | 1 | 1 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 全国自治体病院協議会会費 | 年会費 | 協議会に加盟し、各種の情報交換 等を通じてセンターの円滑な業務 運営に資するため | 年会費 | 協議会基準による | (公社)全国自治体病院協議 会 | 20 | 20 | 20 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 日本・県医師会、浦和医師 会会費 | 年会費 | 所属医師1名を会に加盟させ、 ネットワークを通じ、センターの 円滑な業務運営を図るため | 年会費 | 医師会基準による | (一社)浦和医師会 | 157 | 157 | 157 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|----------------|----------------------------------|---------------------|--|------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 心身障害児総合療育センター講習会参加費 | 参加者負担金等 | 肢体不自由児及び重症心身障害児(者)、特に脳性麻痺児への摂食指導に携わっている職員に必要な知識と技術の向上を図るため | 参加者負担金 | 13,400円×1名=13,400円 | 心身障害児総合医療療育センター | 14 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | 日本心理臨床学会参加費 | 参加者負担金等 | 同学会に参加し、各種の情報交換等を通じてセンターの円滑な業務運営に資するため | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | (一社)日本心理臨床学会 | 0 | 8 | 7 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | ペアレントトレーニングファシリテーター養成アドバンス研修会参加費 | 参加者負担金等 | 発達障害をもつ子ども及び家族の支援に携わる職員がペアレントトレーニンググループ運営にあたり、必要な知識と技術を習得するため | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 大正大学カウンセリング研究所 | 0 | 0 | 10 |
| 子ども 未来局 | 療育センター さくら草 | CAREトレーナー・トレーニング研修会参加費 | 参加者負担金等 | 障害をもつ子ども及び家族の心理支援を行っている職員がCAREの実践のために必要な知識と技術を習得するため | 参加者負担金 | 40,000円×1名=40,000円 | CARE-Japan | 40 | 0 | 0 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | 九都県市首脳会議環境問題対策委員会幹事会負担金 | 環境問題対策委員会規約 | 九都県市として共同協調して取り組むべき方策を検討し、首脳会議に報告する | 会議運営費 | 年会費1,700,000円 | 九都県市首脳会議環境問題対策委員会幹事会幹事市(さいたま市) | 1,700 | 1,700 | 1,700 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | 埼玉県フロン回収・処理推進協議会負担金 | 埼玉県フロン回収・処理推進協議会規約 | 回収したフロンの的確な処理を推進する | フロン回収・処理のための情報収集、普及啓発、研修会等の開催 | 20,000円×1団体=20,000円 | 埼玉県フロン回収・処理推進協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | 大都市環境保全主管局長会議・環境計画担当者会議出席者負担金 | 参加者負担金等 | 大都市主管局長会議に諮る前段階として、調査・検討などをする | 会議運営費 | 6,000円×1都市=6,000円 | 幹事市(兵庫県神戸市) | 6 | 6 | 0 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | 大都市環境保全主管局長会議出席者負担金 | 参加者負担金等 | 環境保全行政の諸問題について、意見の交換と相互の連絡を行い、環境保全行政の効果的な推進に資する | 会議運営費 | 10,000円×1都市=10,000円 | 幹事市(静岡県静岡市) | 10 | 10 | 3 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | エネルギー管理講習会受講料 | エネルギーの使用の合理化に関する法律 | エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により市に置く事が義務とされたエネルギー管理企画推進者の資格要件を満たすため、市職員がエネルギー管理講習を受講する | エネルギー管理講習(経済産業大臣指定講習) | 17,100円×1名=17,100円 | (一財)省エネルギーセンター | 18 | 18 | 17 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | グリーン購入ネットワーク加入負担金 | 埼玉グリーン購入ネットワーク会則 | 事業者、消費者、教育関係者、行政、民間団体等と連携し、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発事業、情報提供事業や調査研究事業などを行う | グリーン購入推進事業(会費) | 20,000円×1口=20,000円 | 埼玉グリーン購入ネットワーク | 20 | 20 | 20 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | 地球温暖化対策地域協議会負担金 | さいたま市地球温暖化対策地域協議会規約 | さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民・事業者及び市が協働し温暖化対策の推進を図る | さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく温暖化対策事業 | 10,000円×100口=1,000,000円 | さいたま市地球温暖化対策地域協議会 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-----------|-----------------------|----------------------------|---|---|---|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 環境対策課 | 埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金 | 埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会会則 | 合併処理浄化槽を普及促進するための埼玉県内市町村の連絡協議会への費用の負担を行う | 協議会が主体となる各種事業 | 均等割額：15,000円 基数割額：10,000円 | 埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会 | 25 | 25 | 25 |
| 環境局 | 環境対策課 | 石綿作業主任者技能講習会負担金 | 参加者負担金等 | 労働安全衛生法施行令第6条第1項23号に掲げる作業を行う際に、その従事者に対し監督を行う石綿作業主任者の資格を習得するため | 石綿対策 | 10,476円×1名=10,476円 | (公財) 埼玉県健康づくり事業団 | 11 | 11 | 10 |
| 環境局 | 環境対策課 | 環境大気常時監視技術講習会負担金 | 参加者負担金等 | 乾式自動測定器を中心に維持管理技術の普及、向上を図る | SO ₂ 、NO _x 、SPM、光化学オキシダント自動測定機器、及び乾式測定器の維持管理事例等の講義、実習 | 36,700円×1名=36,700円 | (公社) 日本環境技術協会 | 37 | 37 | 28 |
| 環境局 | 環境対策課 | 埼玉県南部環境事務研究会負担金 | 埼玉県南部環境事務研究会会則 | 環境問題について会員各市の連絡を緊密にし、その処理を円滑にする | 環境に関する連絡及び情報交換、環境に関する調査研究及び職員研修、その他必要な施策 | 均等割：8,000円 人口割：42,000円 | 埼玉県南部環境事務研究会会長市(戸田市) | 50 | 50 | 50 |
| 環境局 | 環境対策課 | 臭気判定技術講習会負担金 | 参加者負担金等 | 臭気対策セミナー | 臭気対策(悪臭対策) | 18,000円×1名=18,000円 | (公社) におい・かおり環境学会 | 18 | 23 | 10 |
| 環境局 | 環境対策課 | 大都市水質主管担当者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 環境保全行政の諸問題について、意見の交換と相互の連絡を行い、環境保全行政の効果的な推進に資する | 会議(議題の趣旨説明、回答、質疑、まとめ)、視察 | 年会費3,000円 | 大都市水質主管担当者会議事務局 幹事市(千葉県千葉市) | 3 | 3 | 3 |
| 環境局 | 環境対策課 | 日本騒音制御工学会主催講習会負担金 | 参加者負担金等 | 騒音・振動に関する諸問題を解決するために必要な知識を習得する | 音の基礎、騒音・振動の測定と評価、騒音・振動の規格と法令、測定実習 | 43,200円×1名=43,200円 | (公社) 日本騒音制御工学会 | 43 | 42 | 28 |
| 環境局 | 環境対策課 | 九都県市首脳会議大気保全専門部会参加負担金 | 九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会申合せ事項 | 快適な地球環境を創造し、地球環境の保全に貢献する | 大気中のNO _x SPMに係る自動車排ガス規制並びに自動車交通量対策等 | 年会費2,200,000円 | 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会幹事市(さいたま市) | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| 環境局 | 環境対策課 | モビリティマネジメント技術講習会 | 参加者負担金等 | エコ通勤の推進に関わる技術的知識の習得 | 担当職員の研修・技術向上 | 12,000円×1名=12,000円 | (一財) 計量計画研究所 | 12 | 12 | 12 |
| 環境局 | 環境対策課 | 日本モビリティマネジメント会議参加費 | 参加者負担金等 | モビリティマネジメント政策が今後効果的・広範に推進されることを目指す | 担当職員の研修・技術向上 | 3,000円×1名=3,000円 | (一社) 日本モビリティ・マネジメント会議 | 3 | 3 | 3 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | イクレイ負担金 | 参加者負担金等 | 持続可能な開発を推進するための知識の共有、技術コンサルタントの提供等を行うため設立された協議会であり、年会費を負担する | 年会費 | 自治体の人口による 100万人以上200万人以下 690,000円 | (一社) イクレイ日本 | 690 | 690 | 690 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | 指定都市自然エネルギー協議会負担金 | 指定都市自然エネルギー協議会規約 | 自然エネルギーの普及・拡大を図る | 年会費 | 年会費50,000円 | 指定都市自然エネルギー協議会 | 50 | 50 | 50 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|----------|------------------------------|-------------------------|---|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 資源循環政策課 | さいたま市・上尾市地区荒川クリーン協議会負担金 | さいたま市・上尾市地区荒川クリーン協議会規約 | さいたま市・上尾市地区の荒川河川敷における不法投棄の防止等、河川環境保全を図るため、関係機関と連絡調整をとり、的確な処置をとる | 荒川河川敷不法投棄防止事業（啓発・一斉撤去費） | 各団体均等割：15,000円 | さいたま市・上尾市地区荒川クリーン協議会 | 15 | 15 | 15 |
| 環境局 | 資源循環政策課 | 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会負担金 | 会費 | 九都県市で共同・協調し、広域的な廃棄物処理に関する施策について検討する | 容器包装発生抑制事業 3R普及促進事業 | 負担金2,500,000円 | 九都県市廃棄物問題検討委員会幹事市（埼玉県さいたま市） | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 環境局 | 資源循環政策課 | 埼玉県清掃行政研究協議会負担金 | 会費 | 地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術改善のための研究・情報管理等を行う | 役員会・研修会等の開催 | 均等割：10,000円 施設規模割：50,000円 | 埼玉県清掃行政研究協議会 | 60 | 60 | 60 |
| 環境局 | 資源循環政策課 | 全国都市清掃会議 事例研究発表会出席負担金 | 参加者負担金等 | 市町村の環境担当課が協力して廃棄物の対策を研究すること | 発表会運営費 | 7,000円×1名=7,000円 | (公社)全国都市清掃会議 | 7 | 7 | 0 |
| 環境局 | 資源循環政策課 | 全国都市清掃会議負担金 | 会費 | 地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術改善のための研究・情報管理等を行う | 国家要望・企画委員会等の開催 | 人口割（90万人以上150万人未満の都市）：709,000円 | (公社)全国都市清掃会議 | 709 | 709 | 709 |
| 環境局 | 資源循環政策課 | 大都市清掃事業協議会減量化・資源化共同キャンペーン負担金 | 会費 | ごみ減量・リサイクルの推進について、広く市民に周知する | ごみ減量啓発事業 | 負担金970,000円 | 大都市清掃事業協議会減量化・資源化共同キャンペーン実行委員会 | 970 | 970 | 970 |
| 環境局 | 資源循環政策課 | 廃棄物・3R研究財団負担金 | 会費 | 市町村及び環境問題に関心のある民間企業が協力して廃棄物の対策を研究すること | 廃棄物の適正処理に係る調査 | 人口割（50万人以上の都市）：100,000円 | (公財)廃棄物・3R研究財団 | 100 | 100 | 100 |
| 環境局 | 産業廃棄物指導課 | 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会負担金 | 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則 | 産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図ることを目的とする | 臨時会及び専門委員会経費 | 分担金年額30,000円 | 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会 | 30 | 30 | 30 |
| 環境局 | 西清掃事務所 | 安全運転管理者講習負担金 | 参加者負担金等 | 安全運転管理者及び副安全運転管理者が講習を受講するため（道路交通法第108条の2第1項第1号） | 埼玉県公安委員会が実施する安全運転管理者・副安全運転管理者講習 | 4,500円×2名=9,000円 | 埼玉県公安委員会 | 9 | 14 | 9 |
| 環境局 | 西清掃事務所 | 安全確認研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 塵芥収集車運転技術の向上 | 安全衛生推進事業（西清掃事務所） | 11,000円×4名=44,000円 | (一社)埼玉県トラック協会 | 44 | 44 | 41 |
| 環境局 | 西清掃事務所 | 大宮西地区安全運転管理者協会負担金 | 大宮西地区安全運転管理者協会会則 | 大宮西地区安全運転管理者協会の年地区協会費 | 大宮西地区安全運転管理者協会の交通安全活動及び協会運営 | 地区協会費（事業所単位）26,000円 | 大宮西地区安全運転管理者協会 | 26 | 36 | 26 |
| 環境局 | 西清掃事務所 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 環境局 | 東清掃事務所 | 安全運転管理者講習受講料 | 参加者負担金等 | 安全運転管理者及び副安全運転管理者が講習を受講するため（道路交通法第108条の2第1項第1号） | 安全衛生推進事業（東清掃事務所） | 4,500円×2名=9,000円 | 埼玉県公安委員会 | 9 | 9 | 9 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|---|------------------|---|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 東清掃事務所 | 安全確認研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 塵芥収集車運転技術の向上 | 安全衛生推進事業（東清掃事務所） | 11,000円×4名=44,000円 | （一社）埼玉県トラック協会 | 44 | 44 | 41 |
| 環境局 | 東清掃事務所 | 大宮東地区安全運転管理者協会費 | 大宮東地区安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理の推進 | 安全衛生推進事業（東清掃事務所） | 車の保有台数（20台～39台） 29,000円 | 大宮東地区安全運転管理者協会 | 29 | 29 | 29 |
| 環境局 | 東清掃事務所 | 防火管理者資格講習受講料 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 東清掃事務所収集・管理事業 | 7,500円×1名=7,500円 | （一財）日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 環境局 | 東清掃事務所 | 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受講料 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 法第17条の2第8項に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者設置のため | 東清掃事務所収集・管理事業 | 14,000円×1名=14,000円 | （公財）日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 14 |
| 環境局 | 大崎清掃事務所 | 安全確認研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 塵芥収集車運転技術の向上 | 大崎清掃事務所収集・管理事業 | 10,360円×3名=31,080円 | （一社）埼玉県トラック協会 | 32 | 32 | 31 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 最終処分場技術システム研究協会研究成果発表会参加費 | 参加者負担金等 | 研修により知識の習得を行い、職員の資質の向上を図るため | 一般廃棄物の処理及び処分の技術開発に係る調査並びに研究 | 3,000円×2名=6,000円 | 特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会 | 6 | 6 | 0 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 埼玉県電力協会会費 | 参加者負担金等 | 年会費 | 一般廃棄物処理施設の電気に関すること | 年会費15,000円 | 埼玉県電力協会 | 15 | 15 | 15 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 全国都市清掃研究・事例発表会参加費 | 参加者負担金等 | 研修により知識の習得を行い、職員の資質の向上を図るため | 一般廃棄物の処理及び処分の技術開発に係る調査並びに研究 | 7,000円×1名=7,000円 | （公社）全国都市清掃会議 | 7 | 7 | 0 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 廃棄物資源循環学会研究発表会参加費 | 参加者負担金等 | 研修により知識の習得を行い、職員の資質の向上を図るため | 一般廃棄物の処理及び処分の技術開発に係る調査並びに研究 | 8,000円×1名=8,000円 | （一社）廃棄物資源循環学会 | 8 | 8 | 0 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 廃棄物資源循環学会年会費 | 参加者負担金等 | 年会費 | 一般廃棄物の処理及び処分の技術開発に係る調査並びに研究 | 年会費50,000円 | （一社）廃棄物資源循環学会 | 50 | 50 | 50 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 廃棄物処理施設積算要領研修会受講費 | 参加者負担金等 | 研修により知識の習得を行い、職員の資質の向上を図るため | 一般廃棄物処理施設建設の積算をするため | 5,000円×1名=5,000円 | （公社）全国都市清掃会議 | 5 | 5 | 0 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 廃棄物処理施設技術管理者講習負担金 | 参加者負担金等 | 施設管理 | 施設管理 | 118,800円×1名=118,800円 | （一財）日本環境衛生センター | 119 | 119 | 0 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | シンポジウム「低炭素社会の実現に向けて～埋立処分量を最小化する処理システム」参加負担金 | 参加者負担金等 | 最終処分場の維持管理と焼却灰等の資源化について、他団体等の動向を把握し、今後の最終処分のあり方を考える上での一助とするため | 参加者負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | （株）廃棄物工学研究所 | 0 | 0 | 4 |
| 環境局 | 西部環境センター | アーク溶接特別教育講習会負担金 | 参加者負担金 | 施設修繕のため | 安全衛生事業 | 11,340円×1名=11,340円 | （公財）埼玉県溶接技能協会 | 0 | 11 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|-----------------------|------------------------------------|--|---------------------|----------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 西部環境センター | 天井クレーン・デリック運転士資格取得負担金 | 労働安全衛生法 | 吊り上げ荷重5t以上のクレーン運転業務の資格を取得する | 吊り上げ荷重5t以上のクレーン運転業務 | 134,000円×2名=268,000円 | (一財) 江南クレーン教習所 | 268 | 268 | 268 |
| 環境局 | 西部環境センター | フォークリフト運転技能講習負担金 | 労働安全基準法第61条 | フォークリフト技能の資格取得に必要 | フォークリフト運転業務 | 41,867円×1名=41,867円 | (公社) ボイラ・クレーン安全協会 | 42 | 42 | 42 |
| 環境局 | 西部環境センター | 2級ボイラー実技講習会 | 労働安全衛生法 | ボイラーの構造、機能、取扱いを習得し職場の業務、安全に役立てる | ボイラー取扱業務 | 21,600円×2名=43,200円 | (一社) 日本ボイラ協会埼玉支部 | 43 | 43 | 43 |
| 環境局 | 西部環境センター | 危険物取扱者保安講習負担金 | 参加者負担金 | 危険物の取扱作業に従事している者は受講が必要(消防法第13条の23) | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | (公社) 埼玉県危険物安全協会連合会 | 5 | 5 | 5 |
| 環境局 | 西部環境センター | 自衛消防業務再講習負担金 | 参加者負担金 | 自衛防衛組織を設置するための講習(消防法8条の2の5) | 参加者負担金 | 36,000円×1名=36,000円 | (一社) 東京防災設備保守協会 | 0 | 36 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | 自衛消防業務新規講習負担金 | 参加者負担金 | 自衛防衛組織を設置するための講習(消防法8条の2の5) | 参加者負担金 | 38,000円×2名=76,000円 | (一社) 東京防災設備保守協会 | 38 | 76 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | 電気主任技術者会負担金 | 関東東北産業保安監督部管内電気主任技術者会会則第14条 | 関東東北産業保安監督部管内の自家発電所主任技術者で組織する団体の会員相互の交流及び技術向上 | 自家発電所の運転・維持管理 | 年会費35,000円 | 関東東北産業保安監督部電力安全課管内電気主任技術者会 | 35 | 35 | 35 |
| 環境局 | 西部環境センター | 廃棄物処理施設技術管理者協議会負担金 | 参加者負担金等 | 廃棄物処理施設技術管理者の会員相互の技術交流を図る | 一般廃棄物処理施設の運転・維持管理 | 年会費10,000円 | (一社) 廃棄物処理施設技術管理者協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 環境局 | 西部環境センター | 廃棄物処理施設技術管理者講習負担金 | 参加者負担金 | 廃棄物処理施設の設置者は、技術管理者を定める必要がある(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第17条) | 参加者負担金 | 118,800円×1名=118,800円 | (一財) 日本環境衛生センター | 119 | 119 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | ボイラー・タービン主任技術者会負担金 | 関東東北産業保安監督部管内ボイラー・タービン主任技術者会会則第11条 | 関東東北産業保安監督部管内のボイラー・タービン主任技術者で組織する団体の会員相互の交流及び技術向上 | 自家発電所の運転・維持管理 | 年会費50,000円 | 関東東北産業保安監督部電力安全課管内ボイラータービン主任技術者会 | 50 | 50 | 50 |
| 環境局 | 西部環境センター | 防火・防災管理者新規講習負担金 | 参加者負担金 | 防火の知識の習得及び意識向上を目的とする(消防法第8条) | 参加者負担金 | 9,500円×1名=9,500円 | (一財) 日本防火・防災協会 | 10 | 9 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | ショベルローダー等運転技能講習負担金 | 参加者負担金 | 労働安全衛生法第61条に基づく大物廃棄物運搬に必要 | 参加者負担金 | 24,500円×1名=24,500円 | (一財) 日本産業技能教習協会 | 25 | 25 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | ダイオキシン類業務特別教育負担金 | 参加者負担金 | 廃棄物焼却施設内における運転、点検等の作業に従事する者は、特別教育が必要(労働安全衛生法第59条、労働安全衛生法規則第36条) | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | (株) 安全衛生推進会 | 8 | 8 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|----------------------------|-----------------------------|---|-----------------|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 西部環境センター | ダイオキシン類業務に係る作業指揮者養成研修負担金 | 参加者負担金 | 廃棄物焼却施設内における運転、点検等の作業を行うときは、作業指揮者を定める必要がある(労働安全衛生法第59条、労働安全衛生法規則第36条) | 参加者負担金 | 15,430円×1名=15,430円 | (株)安全衛生推進会 | 15 | 16 | 15 |
| 環境局 | 西部環境センター | 低圧電気取扱業務特別教育講習負担金 | 労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生法規則第36条 | 施設内における電気関連のトラブルに対応すべく、適正な知識及び技能を修得する | 低圧電気取扱による感電災害防止 | 9,300円×1名=9,300円 | (一財)関東電気保安協会 | 0 | 9 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | 廃棄物処理施設積算要領研修会負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | (公社)全国都市清掃会議 | 5 | 5 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | 公害防止主任者資格認定講習受講料負担金 | 埼玉県生活環境保全条例第116条 | ばい煙発生施設における維持管理等、法令等による公害防止主任者資格認定講習 | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | 埼玉県 | 7 | 7 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | 危険物取扱試験 | 参加者負担金 | 一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を置かなければならないため | 参加者負担金 | 3,400円×1名=3,400円 | (一財)消防試験研究センター | 4 | 0 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | 清掃技術訓練センター 運転管理コース危機管理料受講料 | 参加者負担金 | 危機管理対応能力の向上 | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | 清掃技術訓練センター | 15 | 0 | 0 |
| 環境局 | 西部環境センター | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習負担金 | 参加者負担金 | 酸素欠乏危険場所の作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者として選任する必要がある(労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条) | 参加者負担金 | 13,122円×1名=13,122円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 13 | 13 | 13 |
| 環境局 | 東部環境センター | クレーン運転のための特別教育受講料 | 労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生法施行令第20条 | 労働安全衛生法第56条・61条及び労働安全衛生法施行令第20条により、クレーン運転の教育を行う | 参加者負担金 | 11,300円×2名=22,600円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 23 | 23 | 11 |
| 環境局 | 東部環境センター | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習受講料 | 労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条 | 労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条に基づき受講する | 参加者負担金 | 13,500円×1名=13,500円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 14 | 13 | 0 |
| 環境局 | 東部環境センター | 低圧電気取扱者安全衛生特別教育講習受講料 | 労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生法規則第36条 | 施設内における電気関連のトラブルに対応すべく、適正な知識及び技能を修得する | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一財)関東電気保安協会 | 10 | 9 | 0 |
| 環境局 | 東部環境センター | 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | 労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条 | 労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条に基づき受講する | 参加者負担金 | 9,720円×1名=9,720円 | (一社)中央労働基準協会 | 10 | 10 | 10 |
| 環境局 | 東部環境センター | 2級ボイラー実技講習会受講料 | 労働安全衛生法第61条及び労働安全衛生法規則第20条 | 労働安全衛生法第61条(就業制限)に基づき、ボイラー取扱業務を適正に行う | 参加者負担金 | 21,600円×2名=43,200円 | (一社)日本ボイラ協会埼玉支部 | 43 | 43 | 43 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|------------------------|-------------------------------------|---|--------|----------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 東部環境センター | 危険物取扱者保安講習 | 消防法第13条の23 | 消防法第13条の23で、危険物取扱者の3年以内毎の受講が義務付けられているため | 参加者負担金 | 4,700円×1名=4,700円 | (公社)埼玉県危険物安全協会連合会 | 5 | 5 | 5 |
| 環境局 | 東部環境センター | 甲種防火管理者資格講習受講料 | 消防法第8条 | 消防法第8条に基づく防火管理者の育成及び防火の知識の習得、及び意識向上を目的とする | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 13 | 7 |
| 環境局 | 東部環境センター | 公害防止主任者資格認定講習 | 埼玉県生活環境保全条例第116条 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による公害防止管理者認定講習で、技術及び意識高揚を目的とする | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | 埼玉県 | 8 | 8 | 8 |
| 環境局 | 東部環境センター | 電気主任技術者会年会費 | 関東東北産業保安監督部管内電気主任技術者会会則第14条 | 関東東北産業保安監督部管内の自家用発電所電気主任技術者で組織する団体で、会員相互の交流及び技術向上 | 年会費 | 年会費35,000円 | 電気主任技術者会 | 35 | 35 | 35 |
| 環境局 | 東部環境センター | 日本廃棄物処理施設技術管理者中央研究会負担金 | 参加者負担金等 | 技術管理者の自主的研修並びに技術交流等 | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一社)廃棄物処理施設技術管理者協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 環境局 | 東部環境センター | 廃棄物処理施設技術管理者講習会 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条, 施行規則第17条 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づき技術管理者が要件 | 参加者負担金 | 118,000円×1名=118,000円 | (一財)日本環境衛生センター | 118 | 119 | 65 |
| 環境局 | 東部環境センター | 廃棄物処理施設技術管理者中央研究会負担金 | 参加者負担金等 | 技術管理者の自主的研修並びに技術交流等を目的とした団体で、相互の情報交換及び廃棄物処理事業の向上を図る | 参加者負担金 | 5,400円×1名=5,400円 | 日本廃棄物処理技術管理者協議会 | 5 | 5 | 5 |
| 環境局 | 東部環境センター | ボイラー・タービン主任技術者会年会費 | 関東東北産業保安監督部管内ボイラー・タービン主任技術者会会則第11条 | 関東東北産業保安監督部管内のボイラー・タービン主任技術者で組織する団体で、会員相互の交流及び技術向上 | 年会費 | 年会費50,000円 | 関東東北産業保安監督部電力安全課管内ボイラー・タービン主任技術者会 | 50 | 50 | 50 |
| 環境局 | 東部環境センター | アーク溶接特別教育講習 | 労働安全衛生法施行令第20条第10号において、取扱いに関する研修が必要 | 応急的な作業において、金属の溶接・溶断・加熱の作業に従事するため必要があるため | 参加者負担金 | 10,300円×1名=10,300円 | (公財)埼玉県溶接技能協会 | 10 | 12 | 0 |
| 環境局 | 東部環境センター | 危険物取扱者試験受験料 | 消防法第十三条による危険物取扱者の専任 | 乙種4類に属する危険物の保安管理及び取扱者の育成 | 参加者負担金 | 3,400円×1名=3,400円 | (一財)消防試験研究センター | 3 | 3 | 3 |
| 環境局 | 東部環境センター | ダイオキシン類業務特別教育 | 労働安全衛生法第59条第3項 | 労働安全衛生規則第36条34号～36号に該当する作業を実施するため | 参加者負担金 | 7,200円×1名=7,200円 | (一財)労働安全衛生管理協会 | 7 | 8 | 7 |
| 環境局 | 東部環境センター | ダイオキシン類業務に係る作業指揮者養成研修 | 労働安全衛生規則第592条の6 | 労働安全衛生規則第592条の7に規定する特別教育の受講 | 参加者負担金 | 15,430円×1名=15,430円 | 中央労働災害防止協会 | 15 | 15 | 15 |
| 環境局 | 東部環境センター | 廃棄物処理施設積算要領研修会 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に伴う、適正な委託管理や施設修繕の積算方法を習得 | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | (公社)全国都市清掃会議 | 5 | 5 | 5 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|----------------------------|--|---|--------|----------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 東部環境センター | 自衛消防業務新規講習 | 消防法第8条の2の5 | 消防法第8条の2の5に伴う、各班班長の設置及び養成 | 参加者負担金 | 38,000円×2名=76,000円 | (一財)日本消防設備安全センター | 76 | 76 | 70 |
| 環境局 | 東部環境センター | 研削といしの取換え等の業務に関わる特別教育講習受講料 | 労働安全衛生法第59条第3項(規則第36条の1) | 危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育が必要なため | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | (一社)浦和地区労働基準協会 | 8 | 0 | 0 |
| 環境局 | 東部環境センター | 清掃技術訓練センター運転管理コース | 参加者負担金等 | 廃棄物処理施設の運転技術や管理能力の向上を図る | 参加者負担金 | 3,000円×5日×1名=15,000円 | 東京二十三区清掃一部事務組合清掃技術訓練センター | 15 | 0 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | クレーン運転特別教育講習 | 労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条の15 | 労働安全衛生法第59条・61条及び労働安全衛生法施行令第20条により、クレーン運転の教育を行う | 参加者負担金 | 11,300円×1名=11,300円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 11 | 23 | 11 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | ショベルローダー等運転技能講習 | 労働安全衛生法第61条及び労働安全衛生法施行令第20条 | 労働安全衛生法第61条及び労働安全衛生法施行令第20条に基づき大物廃棄物運搬処理に必要 | 参加者負担金 | 24,500円×1名=24,500円 | (一財)日本産業技能教習協会 熊谷教習所 | 24 | 24 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | 労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条 | 労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条に基づき作業主任者が必要 | 参加者負担金 | 9,720円×1名=9,720円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 10 | 10 | 10 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】 | 廃掃法第21条及び廃掃法施行規則第17条並びに厚生省環境整備課長通知『衛環第96号』 | 廃掃法第21条の規定に基づき技術管理者が必要 | 参加者負担金 | 118,800円×1名=118,800円 | (一財)日本環境衛生センター | 119 | 119 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | フォークリフト運転技能講習 | 労働安全衛生法第61条及び労働安全衛生法施行令第20条 | 労働安全衛生法第61条及び労働安全衛生法施行令第20条により、フォークリフト運転の教育を行う | 参加者負担金 | 41,867円×1名=41,867円 | (一財)川口地区労働基準協会 | 42 | 42 | 38 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 安全運転管理者協会会費 | 道路交通法施行規則第9条の8及び第9条の11 | 浦和東地区安全運転管理者協会の地区協会費 | 年会費 | 年会費27,000円 | 浦和東地区安全運転管理者協会 | 27 | 27 | 27 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 乾燥設備作業主任者技能講習 | 労働安全衛生法第14条 | 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識等の習得 | 参加者負担金 | 9,720円×1名=9,720円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 10 | 10 | 19 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 公害防止主任者資格認定講習受講料負担金 | 埼玉県生活環境保全条例第116条 | ばい煙発生施設における維持管理等、法令等による公害防止主任者資格認定講習 | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | 埼玉県 | 8 | 8 | 8 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 小型移動式クレーン運転技能講習受講料負担金 | 労働安全衛生法第61条 | 小型移動式クレーン運転のために必要な知識・技能等の習得 | 参加者負担金 | 28,800円×2名=57,600円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 58 | 58 | 51 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | ゴンドラ取扱業務特別教育講習受講料負担金 | 労働安全衛生法第59条ゴンドラ安全規則第12条 | ゴンドラの運転に必要な知識・技術等の習得 | 参加者負担金 | 6,500円×1名=6,500円 | 日本ビソー(株) | 7 | 7 | 7 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|----------------------------|--|---|---------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 自衛消防業務新規・技術講習負担金 | 消防法施行令第4条の2の8 | 消防法の一部改正により、自衛消防組織を設置するための講習(消防法第8条の2の5) | 参加者負担金 | 38,000円×2名=76,000円 | (一社)東京防災設備保守協会 | 76 | 76 | 89 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 第一種衛生管理者免許試験負担金 | 労働安全衛生法第12条 | 第一種衛生管理者の免許試験を受験 | 第一種衛生管理者の免許取得に要する経費 | 6,800円×2名=13,600円 | (公財)安全衛生技術試験協会 関東安全衛生技術センター | 0 | 14 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 玉掛技能講習受講負担金 | 労働安全衛生法第61条 | 玉掛技能運転のために必要な知識・技能の習得 | 参加者負担金 | 17,400円×3名=52,200円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 52 | 52 | 49 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 廃棄物処理施設技術管理者講習(管理課程)受講料負担金 | 廃掃法第21条及び廃掃法施行規則第17条並びに厚生省環境整備課長通知『衛環第96号』 | 廃掃法第21条の規定に基づき技術管理者が必要 | 参加者負担金 | 64,800円×1名=64,800円 | (一財)日本環境衛生センター | 0 | 0 | 65 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 防火・防災管理新規講習受講料負担金 | 消防法規則第2条の3及び第51条の7 | 防火管理者の育成及び火気管理、消防設備等の操作維持管理を習得(消防法第8条) | 参加者負担金 | 9,500円×1名=9,500円 | (公社)さいたま市防火安全協会 | 10 | 9 | 7 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 安全運転管理者・副安全運転管理者等法定講習会負担金 | 道路交通法施行規則第9条の8及び第9条の11 | 安全運転管理者、副安全運転管理者に対する講習(道路交通法第108条の2第1項第1号) | 参加者負担金 | 4,500円×3名=13,500円 | (一社)埼玉県安全運転管理者協会 | 14 | 13 | 9 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 電気主任技術者会費 | 関東東北産業保安監督部管内電気主任技術者会会則第14条 | 関東東北産業保安監督部との密接な関係のもとに、会員相互の技術交流を通して個々の技術の向上を図る | 年会費 | 年会費35,000円 | 関東東北産業保安監督部管内電気主任技術者会 | 35 | 35 | 35 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | ボイラー・タービン主任技術者会費 | 関東東北産業保安監督部管内ボイラー・タービン主任技術者会会則第11条 | 関東東北産業保安監督部との密接な関係のもとに、会員相互の技術交流を通して個々の技術の向上を図る | 年会費 | 年会費50,000円 | 関東東北産業保安監督部電力安全課管内ボイラー・タービン主任技術者会 | 50 | 50 | 50 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | アーク溶接特別教育 | 労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則36条の3 | 労働安全衛生法第59条により、アーク溶接技能講習を行う | 参加者負担金 | 10,300円×1名=10,300円 | (一社)労働技能講習協会 | 10 | 11 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 廃棄物処理施設積算要領研修会 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に伴う、適正な委託管理や施設修繕の積算方法を習得 | 参加者負担金 | 5,000円×1人=5,000円 | (公社)全国都市清掃会議 | 5 | 5 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 危険物取扱者保安講習 | 消防法第13条の23 | 消防法第13条の23で、危険物取扱者の3年以内毎の受講が義務付けられているため | 参加者負担金 | 4,700円×1名=4,700円 | (公社)埼玉県危険物安全協会連合会 | 5 | 4 | 5 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | ダイオキシン類業務特別教育 | 労働安全衛生法第59条第3項 | 労働安全衛生規則第36条34号～36号に該当する作業を実施するため | 参加者負担金 | 7,200円×1名=7,200円 | (一財)労働安全衛生管理協会 | 7 | 8 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | ダイオキシン類業務に係る作業指揮者養成研修 | 労働安全衛生規則第592条の6 | 労働安全衛生規則第592条の7に規定する特別教育の受講 | 参加者負担金 | 15,430円×1名=15,430円 | 中央労働災害防止協会 | 15 | 15 | 15 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|-------------------------------|----------------------------|---|-----------------|----------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 低圧電気取扱者安全衛生特別教育講習会 | 労働安全衛生法第59条3項及び規則第36条第4号 | 低圧電気の取扱いに必要な知識・技術等の習得 | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 関東電気保安協会 | 10 | 0 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 危険物取扱者試験 | 消防法第13条の23 | 消防法第13条の23で、危険物取扱者の3年以内毎の受講が義務付けられているため | 試験負担金 | 3,400円×1名=3,400円 | (一財) 消防試験研究センター | 3 | 0 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育 | 労働安全衛生法第59条第3項及び規則第36条の1 | 自由研削といしの作業に必要な知識・技能の習得 | 参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | (一社) 浦和地区労働基準協会 | 8 | 0 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 電気設備PMセミナー | 参加者負担金 | 電気設備の取扱いに必要な知識・技術等の習得 | 参加者負担金 | 17,000円×1名=17,000円 | (一社) 日本電気協会 | 0 | 0 | 17 |
| 環境局 | クリーンセンター大崎 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習受講負担金 | 労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条 | 酸素欠乏・硫化水素作業主任者としての必要な知識・技能等の習得 | 参加者負担金 | 13,500円×1名=13,500円 | (一社) 埼玉労働基準協会連合会 | 14 | 13 | 13 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 酸素欠乏・硫化水素が発生する危険作業をする技能者の講習 | 参加者負担金 | 13,500円×1名=13,500円 | (一社) 埼玉労働基準協会連合会 | 14 | 13 | 13 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習参加負担金 | 労働安全衛生法 | 特定化学物質等の知識及び取扱い技能の取得 | 参加者負担金 | 9,720円×1名=9,720円 | (一社) 埼玉労働基準協会連合会 | 10 | 10 | 9 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | フォークリフト運転技能講習参加負担金 | 参加者負担金等 | フォークリフト運転のための特別教育 | 参加者負担金 | 41,867円×1名=41,867円 | アンモータースクール | 42 | 0 | 0 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 公害防止主任者(水質関係)資格認定講習参加負担金 | 埼玉県生活環境保全条例 | 公害防止主任者講習で技術及び意識の向上を図る | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | 埼玉県 | 8 | 8 | 8 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 廃棄物処理施設技術管理者講習会参加負担金 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物処理施設技術管理者の認定講習 | 参加者負担金 | 118,800円×1名=118,800円 | (一財) 日本環境衛生センター | 119 | 119 | 65 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 甲種防火管理講習参加負担金 | 消防法 | 防火安全の推進 | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財) 日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 特別管理廃棄物管理責任者講習参加負担金 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 特別管理廃棄物管理責任者の認定講習 | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 0 | 0 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 廃棄物処理施設積算要領研修会負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | (公社) 全国都市清掃会議 | 5 | 5 | 5 |
| 環境局 | 大宮南部浄化センター | 低圧電気取扱業務特別教育講習負担金 | 労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生法規則第36条 | 施設内における電気関連のトラブルに対応すべく、適正な知識及び技能を修得する | 低圧電気取扱による感電災害防止 | 9,720円×1名=9,720円 | (一財) 関東電気保安協会 | 10 | 10 | 10 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|----------------------------|-------------|---|-------------|----------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 危険物取扱者保安講習負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 4,700円×1名=4,700円 | (公社) 埼玉県危険物安全協会連合会 | 5 | 5 | 5 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 公害防止主任者資格認定講習負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | 埼玉県(水環境課) | 7 | 7 | 8 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 13,122円×1名=13,122円 | (一社) 埼玉労働基準協会連合会 | 13 | 13 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | ショベルローダー等運転技能講習負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 24,500円×1名=24,500円 | (一財) 江南クレーン教習所 | 25 | 25 | 25 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 9,720円×1名=9,720円 | (一社) 埼玉労働基準協会連合会 | 10 | 10 | 10 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | フォークリフト運転技能講習会負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 41,867円×1名=41,867円 | アンモータースクール | 41 | 41 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 廃棄物処理施設技術管理者講習負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 118,800円×1名=118,800円 | (一財) 日本環境衛生センター | 119 | 119 | 119 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 廃棄物処理施設積算要領研修会負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | (公社) 全国都市清掃会議 | 5 | 5 | 5 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 低圧電気取扱者安全衛生特別教育講習会負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 9,300円×1名=9,300円 | (一財) 関東電気保安協会 | 10 | 10 | 10 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 危険物取扱者試験負担金 | 危険物取扱者試験手数料 | 危険物を取り扱うために必要な資格取得を図る | 危険物取扱者試験手数料 | 3,400円×1名=3,400円 | (一財) 消防試験研究センター埼玉支部 | 4 | 4 | 3 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | アーク溶接特別教育負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 10,300円×1人=10,300円 | (一社) 労働安全衛生管理協会 | 11 | 0 | 0 |
| 環境局 | クリーンセンター西堀 | 自由研削といしの取替え等業務に係る特別教育負担金 | 参加者負担金等 | 知識及び技能習得を図る | 参加者負担金 | 8,000円×1人=8,000円 | (一社) 浦和地区労働基準協会 | 8 | 0 | 0 |
| 経済局 | 経済政策課 | 政令指定都市計量行政協議会負担金 | 大都市会議等負担金 | 計量行政に関し、都市間相互において緊密な連携を保ち、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する | 同会議運営費の一部 | 8,000円×1名=8,000円 | 政令指定都市計量行政協議会幹事市(大阪府大阪市) | 8 | 8 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|------------------------------------|-----------------------------------|--|---|--------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 経済政策課 | 全国特定市計量行政協議会 全国会議負担金 | 全国特定市計量行政協 議会規約 | 計量行政に関し、都市間相互にお いて緊密な連携を保ち、適正な計 量の実施を確保し、もって経済の 発展及び文化の向上に寄与する | 同会議運営費の一部 | 年会費18,000円 | 全国特定市計量行政協議会全 国会議会長市（宮城県仙台 市） | 18 | 18 | 18 |
| 経済局 | 経済政策課 | 指定都市経済局庶務担当課 長会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 指定都市の経済行政全般における 諸問題等の協議・情報交換を行 う | 同会議運営費の一部 | 3,000円×1名=3,000円 | 指定都市経済局庶務担当課長 会議 | 3 | 3 | 3 |
| 経済局 | 経済政策課 | 埼玉県産業振興公社負担金 | (公財)埼玉県産業振 興公社会員規約第6条 | 産業振興施策に係る情報収集 | 年会費負担金 | 年会費12,960円 | (公財)埼玉県産業振興公社 | 13 | 13 | 13 |
| 経済局 | 経済政策課 | 指定都市経済局長会議負担 金 | 大都市会議等負担金 | 指定都市の経済行政についての情 報、意見交換等を行う | 同会議運営費の一部 | 3,000円×2名=6,000円 | 指定都市経済局長会議 | 6 | 6 | 6 |
| 経済局 | 経済政策課 | 九都県市合同商談会負担金 | 商談会の出展料 | 企業同士のマッチングを図る | 商談会への参加費 | 政令指定都市一律250,000円 | 九都県市合同商談会実行委員 会 | 250 | 250 | 250 |
| 経済局 | 経済政策課 | 政令指定都市中小企業支援 担当課長会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 中小企業支援施策についての情 報、意見交換等を行う | 同会議運営費の一部 | 4,000円×1名=4,000円 | 指定都市中小企業支援担当課 長会議 | 4 | 4 | 4 |
| 経済局 | 経済政策課 | 経理・簿記決算書等研修会 負担金 | 参加者負担金等 | 融資事務に必要な企業会計等の基 本的知識を習得し、資質の向上を 図る | 参加負担金 | 32,400円×1名=32,400円 | (一社)日本経営協会 | 32 | 33 | 0 |
| 経済局 | 経済政策課 | 政令指定都市金融主管課長 会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 指定都市における金融行政の諸問 題等の協議・情報交換を行う | 同会議運営費の一部 | 3,000円×1名=3,000円 | 政令指定都市金融主管課長会 議 | 3 | 3 | 3 |
| 経済局 | 経済政策課 | 防火管理講習受講料負担金 | 消防法第8条第1項の 定めによる | 産業振興会館の安心・安全な管理 運営のため | 防火管理者資格取得講習 会受講料 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 経済局 | 労働政策課 | 指定都市雇用労働・勤労市 民行政主管者会議出席者分 担金 | 指定都市雇用労働・勤 労市民行政主管者会議 規約第7条 | 指定都市における雇用労働問題・ 勤労市民に関する行政の諸問題等 の協議・情報交換を行う | 指定都市雇用労働・勤労 市民行政主管者会議 | 3,000円×1名=3,000円 | 指定都市雇用労働・勤労市 民行政主管者会議 | 3 | 3 | 0 |
| 経済局 | 労働政策課 | (公社)埼玉県雇用開発協 会会費 | (公社)埼玉県雇用開 発協会定款 | 障害者、高齢者等の雇用並びに 就業への啓発、指導及び援助等 により雇用の促進を図り福祉の向上 に寄与 | 障害者、高齢者等の雇 用並びに就業への啓発、 指導及び援助、研修等 | 年会費15,000円 | (公社)埼玉県雇用開発協会 | 15 | 15 | 15 |
| 経済局 | 労働政策課 | 防火管理講習受講料負担金 | 消防法施行令第3条第 1項 | 防火管理者資格取得のため | 防火管理者として必要 知識に関する講習会 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 経済局 | 産業展開推進課 | 産業のまちネットワーク推 進協議会負担金 | 産業のまちネットワー ク推進協議会規約 | 自治体産業政策に関する交流等を 通じ、地域間企業ネットワー クの推進を図ることで、各自自治 体の課題解決と地域経済の発展につな げる | 協議会会費 | 1自治体あたり30,000円 | 産業のまちネットワーク推進 協議会 | 30 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|-------------------------------|--------------------------|---|-----------------------------------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 商業振興課 | 指定都市商業担当課長会議負担金 | 参加者負担金等 | 指定都市の商業行政全般における諸問題等の協議・情報交換を行う | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 幹事市(大阪府堺市) | 3 | 3 | 3 |
| 経済局 | 商業振興課 | 伝統的工芸品産業振興協会負担金 | (一財)伝統的工芸品産業振興協会寄附行為第36条 | 国の伝統工芸品に指定されている「江戸木目込人形」「岩槻人形」の特別会員としての負担金 | 年会費負担金 | 年会費50,000円 | (一財)伝統的工芸品産業振興協会 | 50 | 50 | 50 |
| 経済局 | 観光国際課 | (社)埼玉県物産観光協会負担金 | (一社)埼玉県物産観光協会定款第7条 | 本県観光振興を目的とする当該団体の財政基盤の確立と組織強化のため会費を負担するものである | 年会費負担金 | 3,000円×26口=78,000円 | (一社)埼玉県物産観光協会 | 78 | 78 | 78 |
| 経済局 | 観光国際課 | 大都市観光協議会分担金 | 参加者負担金等 | 都市観光行政面における共通の問題について連絡調整を図り、その円滑なる運営を期する | 同会議運営費の一部 | 5,000円×参加者2人=10,000円 | 大都市観光協議会 | 10 | 10 | 5 |
| 経済局 | 観光国際課 | JETプログラム団体割会費(自治体国際化協会年会費負担金) | 外国青年招致事業に係る会費に関する規則 | 外国語教育の充実とともに諸外国との相互理解と地域の国際化推進を図る | 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム) | 正会員(都道府県・政令指定都市):団体割会費1,200,000円 | (一財)自治体国際化協会 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 経済局 | 観光国際課 | 自治体国際化協会分担金 | 全国自治体くじ事務協議会において決定 | 国際化に対応した地域社会の振興と地方公共団体の人材養成を図る | 地方公共団体の国際化施策に対する支援事業のうち、海外事務所運営経費 | 100億円×41%×(さいたま市売上額/年末ジャンボくじ全国売上額)×1/2×0.8 | (一財)自治体国際化協会 | 15,000 | 15,000 | 14,000 |
| 経済局 | 農業政策課 | 埼玉県畜産会負担金 | 埼玉県畜産会規約 | 運営費の一部負担金 | 運営経費の一部 | 均等割40,000円 会員55,000円 | (一社)埼玉県畜産会 | 95 | 95 | 95 |
| 経済局 | 農業政策課 | 生産団体主催研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 地産地消及び農業の効率的な経営の推進のために必要な知識を習得する | 生産者団体主催研修 | 宿泊を伴う場合 20,000円×4団体=80,000円 宿泊を伴わない場合 5,000円×21団体=105,000円 | 担当職員 | 185 | 185 | 162 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | さいたま土地改良推進協議会負担金 | さいたま土地改良推進協議会規約 | さいたま農林振興センター管内における土地改良事業発展のため、会員相互の連絡を図り、事業の調査研究を行い、これを推進する | 協議会運営 | 市内農振農用地面積2,625ha 地積割:40円/ha 均等割:10,000円 2,625ha×40円=115,000円 | さいたま土地改良推進協議会 | 115 | 115 | 115 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 末田須賀堰連絡協議会負担金 | 末田須賀堰連絡協議会規約 | 末田須賀堰の管理運営を円滑に進め、農業用水の安定確保と洪水調整機能の向上を図る | 協議会運営 | 定額18,000円 | 末田須賀堰連絡協議会 | 18 | 18 | 18 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 隼人掘・姫宮掘悪水路組合運営費負担金 | 隼人掘・姫宮掘悪水路組合規約 | 農業排水を円滑にするため、隼人掘・姫宮掘の幹線水路の維持管理を図る | 水路組合の運営費 | 均等割:5,000円 受益割:35円/ha×69.84ha=2,400円 | 隼人掘・姫宮掘悪水路組合 | 7 | 7 | 7 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 埼玉県土地改良事業団体連合会負担金 | 埼玉県土地改良事業団体連合会規約 | 埼玉県土地改良事業団体連合会の会員となっている国県等の補助金を受けて工事を毎年実施しているが、工事費の割合により、負担金を納入している | 県営事業にかかる賦課金 | 一般賦課金24,000円 特別賦課金5,800円 | 埼玉県土地改良事業団体連合会 | 30 | 27 | 24 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 埼玉県農業農村振興対策協議会負担金 | 埼玉県農業農村振興対策協議会規約 | 新農業構造改善事業の先進市視察研修会等を開催し、他市との連絡を密にする | 協議会運営 | 会費15,000円 | 埼玉県農業農村振興対策協議会 | 15 | 15 | 15 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------------|-----------------------|--------------------------|---|-------------------|--|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 農業者トレーニングセンター | 防火管理講習受講料負担金 | 消防法等 | 農業者トレーニングセンター防火管理体制の確立 | 防火管理者の資格取得に要する経費 | 6,170円×1名=6,170円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 経済局 | 見沼グリーンセンター | さいたま市防火安全協会講習会負担金 | 消防法 | 見沼グリーンセンターの防火管理体制の確立 | 防火管理者の資格取得に要する負担金 | 7,500円×2回=15,000円 | (公社)さいたま市防火安全協会 | 15 | 13 | 13 |
| 経済局 | 見沼グリーンセンター | 全国市立農場協議会負担金 | 全国市立農場協議会規約 | 農場間の連絡協調を強化し、各農場の機能の充実、職員資質の向上を図る | 場長の研修会 | 参加者負担金5,000円 負担金1農場10,000円 | 全国市立農場協議会 | 15 | 15 | 15 |
| 経済局 | 見沼グリーンセンター | 東部ブロック市立農場協議会負担金 | 東部ブロック市立農場協議会規約 | 農場間の連絡協調を強化し、各農場の機能の充実と技術者指導の向上を図り、農政発展に寄与する | 場長と技術担当者の研修会 | 参加者負担金13,000円×2名=26,000円、協議会負担金1農場20,000円 | 東部ブロック市立農場協議会 | 46 | 59 | 59 |
| 都市局 | 都市総務課 | 埼玉県住環境整備推進協議会負担金 | 埼玉県住環境整備推進協議会会則 | 会員相互の連携を緊密にするとともに、住環境整備に関する知識と技術の向上を図り、住環境整備事業の円滑な進展に資する | 住環境整備事業 | 負担金12,000円 | 埼玉県住環境整備推進協議会 | 12 | 12 | 12 |
| 都市局 | 都市総務課 | 全国住環境整備推進協議会合同部会参加負担金 | 全国住環境整備事業推進協議会会則 | 都道府県及び政令市において、住環境整備推進事業等に係る、現行事業制度等を調査するとともに、今後の方向性を検討し住環境整備事業等の推進に資する | 住環境整備事業 | 事業推進・改善方策検討部会設置要綱第7条(必要の都度会員負担)会員負担金4,000円、視察負担金3,000円 | 全国住環境整備事業推進協議会三部会合同検討部会開催運営費権限受任者 | 7 | 7 | 6 |
| 都市局 | 都市総務課 | 都市防災推進協議会負担金 | 都市防災推進協議会規約 | 都市防災の制度設置、拡充及び事業の推進、都市防災に関する調査・研究、情報交換により安全な都市形成を資する | 都市防災 | 1団体40,000円 | 都市防災推進協議会 | 40 | 40 | 40 |
| 都市局 | 都市総務課 | (一財)都市みらい推進機構負担金 | (一財)都市みらい推進機構寄付行為、賛助会員規程 | 都市の活性化に関する調査・研究、情報・資料の収集・提供等を実施し、民間の技術と経験を生かしつつ地域社会と調和した活力ある都市づくりの推進を図る | 年会費 | 年会費200,000円 | (一財)都市みらい推進機構 | 200 | 200 | 200 |
| 都市局 | 都市総務課 | (公財)都市計画協会負担金 | (公財)都市計画協会会員に関する規定 | 都市計画及び都市計画事業に関する調査研究、啓蒙宣伝、研究会等の開催などにより、都市計画及び都市計画事業に寄与する | 年会費 | 年会費323,000円 | (公財)都市計画協会 | 323 | 323 | 323 |
| 都市局 | 都市総務課 | (公社)日本都市計画学会負担金 | (公社)日本都市計画学会定款 | 会員の研究発表、知識の交換並びに会員相互間及び関連学協会との連絡提携の場となり、都市計画に関する学術の進歩普及を図り、もって学術・文化の発展に寄与する | 年会費 | 年会費30,000円 | (公社)日本都市計画学会 | 30 | 30 | 30 |
| 都市局 | 都市総務課 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 都市計画等に関する知識・視野の向上を図る講座に参加し、職員の自己啓発に寄与する | 参加者負担金 | 31,320円×2名=62,640円 | (一社)日本経営協会 | 63 | 63 | 0 |
| 都市局 | 都市総務課 | 政令市都市計画主管局長会議参加負担金 | 政令市都市計画主管局長会議運営要綱 | 政令指定都市間で都市計画行政に係る意見交換を行う | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 幹事市(大阪府大阪市) | 10 | 10 | 7 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|-----------------------|-------------------|--|------------------------------------|--------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 都市総務課 | 大都市土木協議会参加負担金 | 参加者負担金等 | 大都市土木担当部局が施行する事業に関する問題点及び状況等について、各都市が意見交換を行う | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 大都市土木協議会事務局（岡山県岡山市） | 5 | 10 | 4 |
| 都市局 | 都市総務課 | 大都市土木協議会参加負担金 | 参加者負担金等 | 大都市土木担当部局が施行する事業に関する問題点及び状況等について、各都市が意見交換を行う | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 大都市土木協議会事務局（東京都） | 5 | 10 | 4 |
| 都市局 | 都市総務課 | 都市計画全国大会参加負担金 | 参加者負担金等 | 全国の都市計画関係者が一同に会し、まちづくりの実践についての研究成果を発表して意見交換をする | 参加者負担金 | 20,000円×1名=20,000円 | （公財）都市計画協会 | 20 | 20 | 18 |
| 都市局 | 都市計画課 | INEX推進協議会負担金 | INEX推進協議会規約第9条第2項 | 都市計画に関する情報の有機的交流を支援する機能的かつ充実したデータバンクの開発を含め、幅広い国際的な都市交流を推進する | 国際都市計画事業 | 負担金450,000円 | INEX推進協議会 | 450 | 500 | 450 |
| 都市局 | 都市計画課 | 各種研修会、講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 各種協議会、民間団体等が開催する研修会・講演会等に参加することで、より専門知識を習得する | 都市計画事業全般（特に、当該年度の主要事業及び次年度推進予定の事業） | 受講参加費 | 研修主催団体 | 50 | 50 | 26 |
| 都市局 | 都市計画課 | 各種研修会、講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 各種協議会、民間団体等が開催する研修会・講演会等に参加することで、より専門知識を習得する | 都市計画事業全般 | 受講参加費 | 研修主催団体 | 33 | 33 | 23 |
| 都市局 | 都市計画課 | 各種研修会、講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 各種協議会、民間団体等が開催する研修会・講演会等に参加することで、より専門知識を習得する | 都市計画事業全般 | 受講参加費 | 研修主催団体 | 30 | 30 | 21 |
| 都市局 | 都市計画課 | 関東甲信越都市計画主管課長会議参加者負担金 | 参加者負担金等 | 都市計画の最新の動きや各団体が抱える問題点及び状況について意見交換を行い、また国土交通省の助言・指導等を受け業務の参考とする | 都市計画事業全般 | 会議費2,000円 現地調査費3,000円 | 関東甲信越都市計画主管課長会議事務局 | 5 | 5 | 0 |
| 都市局 | 都市計画課 | 住民参加型行政の推進講座参加費 | 参加者負担金等 | 効率的、効果的・地域経営等の視点を取り入れたまちづくりについての専門知識を習得し、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×2回=62,640円 | （一社）日本経営協会 | 63 | 63 | 0 |
| 都市局 | 都市計画課 | 全国地区計画推進協議会負担金 | 全国地区計画推進協議会規約 | 地区計画等の推進方策の研究、知識の普及・啓蒙等を行い、魅力あるまちづくりに寄与する | 地区計画全般 | 規約第13条の運用、負担金45,000円 | 全国地区計画推進協議会 | 45 | 45 | 45 |
| 都市局 | 都市計画課 | 都市計画全国大会参加費 | 参加者負担金等 | 都市計画に関する知識の普及、都市計画事業の諸問題に関する研究発表及び意見交換を図る | 参加者負担金 | 18,000円×1名=18,000円 | （公財）都市計画協会 | 18 | 18 | 18 |
| 都市局 | 都市計画課 | 各種研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 各種協議会等が開催する講習会等に参加することで、景観計画の運用に必要なより高度な専門知識を習得する | 参加者負担金 | 受講参加費 | 研修主催団体 | 10 | 10 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|-------------------------|-----------------------------|---|-------------|---|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 都市計画課 | 都市景観形成推進協議会年間負担金 | 都市景観形成推進協議会規約第8条 | 魅力ある景観の創造を図るため、各都市が相互に交流を深め、共通の課題を協議し、もって施策の推進に資する | 都市景観事業 | 1都市30,000円 | 都市景観形成推進協議会 | 30 | 30 | 30 |
| 都市局 | 都市計画課 | 都市づくりパブリックデザインセンター会議負担金 | 参加者負担金等 | 都市における公共空間のデザインに関する総合的な調査研究及び技術開発等を行い、魅力ある都市空間の創造 | 魅力ある都市空間の創造 | 都市づくりと行政講習会 3,500円×1人×1回=3,500円 | (公財)都市づくりパブリックデザインセンター | 4 | 10 | 4 |
| 都市局 | 都市計画課 | 都市づくりパブリックデザインセンター賛助会費 | 都市づくりパブリックデザインセンター賛助会員規程第4条 | 都市における公共空間のデザインに関する総合的な調査研究及び技術開発等を行い、魅力ある都市空間の創造 | 魅力ある都市空間の創造 | 1都市100,000円 | (公財)都市づくりパブリックデザインセンター | 100 | 100 | 100 |
| 都市局 | 都市計画課 | 都市景観形成推進協議会参加負担金 | 協議会運営規則 | 魅力ある景観の創造を図るため、各都市が相互に交流を深め、共通の課題を協議し、もって施策の推進に資する | 都市景観事業 | 会議分担金 幹事会7,500円×1人×1回=7,500円 研究会2,000円×1人×1回=2,000円 委員会9,000円×1人×1回=9,000円 | 都市景観形成推進協議会 | 18 | 12 | 12 |
| 都市局 | 交通政策課 | JR宇都宮線整備促進連絡協議会負担金 | JR宇都宮線整備促進連絡協議会規約 | 関係地域の調和ある発展と沿線住民の利便向上を図るため、宇都宮線の整備を促進を図る | 協議会負担金 | 1団体5,000円 | JR宇都宮線整備促進連絡協議会 | 5 | 5 | 5 |
| 都市局 | 交通政策課 | JR川越線整備促進協議会負担金 | JR川越線整備促進協議会規約 | JR川越線全線の複線化等を促進し、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る | 協議会負担金 | 均等割15,000円+延長割10,836円+人口割12,996円=38,832円(千円未満四捨五入) | JR川越線整備促進協議会 | 39 | 39 | 39 |
| 都市局 | 交通政策課 | 各種研修・講習会負担金 | 参加者負担金等 | 先進事例の研究や他の自治体職員と情報交換を行い業務レベルの向上を図る | 参加者負担金 | 25,000円×1名×1回+12,000円×1名×2回+5,000円×1名×1回=54,000円 | (一財)計量計画研究所他 | 54 | 54 | 19 |
| 都市局 | 交通政策課 | 関東ブロック都市交通担当者会議参加費 | 参加者負担金等 | 都市交通に関する調査・研究・情報交換を行い、国・県・市町村等における都市交通計画に関する業務レベルの向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | 関東ブロック都市交通担当者会議事務局 | 7 | 7 | 3 |
| 都市局 | 交通政策課 | 東京都市圏交通計画協議会年会費 | 東京都市圏交通計画協議会規約第11条による | 東京都市圏における総合的な都市交通計画の推進に資する | 年会費 | 年会費550,000円 | 東京都市圏交通計画協議会 | 550 | 550 | 550 |
| 都市局 | 交通政策課 | 東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会負担金 | 東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会規約 | 鉄道利用者の利便性向上を図るため、東武伊勢崎線及び野田線の整備促進を図る | 協議会負担金 | 市：20,000円 | 東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 都市局 | 交通政策課 | 都市交通全国会議参加費 | 参加者負担金等 | 都市交通に関する調査・研究・情報交換を行い、国・県・市町村等における都市交通計画に関する業務レベルの向上を図る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 都市交通計画全国会議実行委員会 | 5 | 5 | 4 |
| 都市局 | 交通政策課 | 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会負担金 | 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会規約 | 武蔵野線の旅客輸送改善と関係地域の発展を図る | 協議会分担金 | 均等割12,000円+(停車駅数5駅×1,000円)=17,000円 | 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会 | 17 | 17 | 17 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------------|------------------------------------|------------------------|--|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 交通政策課 | カーフリーデー参加負担金 | 参加者負担金等 | カーフリーデージャパンと協力し、さいたまカーフリーデーを開催するため | 参加登録費 | カーフリーデージャパンの基準による 政令市：200,000円 | (一社)カーフリーデージャパン | 200 | 200 | 200 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 再生自転車海外譲与自治体連絡会分担金 | 再生自転車海外譲与自治体連絡会規約 | 開発途上国に、再生自転車を譲与し、国際協力に寄与する | 年会費 | 年会費1,000,000円 | 再生自転車海外譲与自治体連絡会 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金 | 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金 | 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金 | 年会費 | 年会費20,000円 | 全国自転車問題自治体連絡協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金【研修会】 | 全国自転車問題自治体連絡協議会規約 | 全国自転車問題自治体連絡協議会研修会負担金 | 参加負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 全国自転車問題自治体連絡協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 各種研修・講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 交通工学講習会参加負担金 | 参加負担金 | 10,000円×2回 | さいたま市 | 20 | 0 | 0 |
| 都市局 | 都市公園課 | 関東甲信越都市公園担当者会議負担金 | 参加者負担金等 | 関東甲信越共通の問題について協議・検討する | 参加者負担金 | 5,000円×2名=10,000円 | 関東甲信越都市公園担当課長会議事務局 | 10 | 10 | 0 |
| 都市局 | 都市公園課 | 公園緑地講習会等負担金 | 参加者負担金等 | 最新の専門的、技術的情報等を学ぶ | 参加者負担金 | 会費80,000円 | 各種講習会実施団体 | 80 | 80 | 20 |
| 都市局 | 都市公園課 | 埼玉県体育施設協会負担金 | 埼玉県体育施設協会規約 | 県内における体育施設の適正な運営について研究協議し、体育運動の振興に寄与する | 研究協議会、研修会等 | 年会費10,000円 | 埼玉県体育施設協会 | 10 | 10 | 10 |
| 都市局 | 都市公園課 | 埼玉県都市公園整備促進協議会負担金 | 埼玉県都市公園整備促進協議会会則 | 県及び市町村が協力して都市公園行政の推進を図る | 都市公園の啓蒙、講習会等の開催、会員相互の情報交換及び連絡調整 | 年会費24,000円 | 埼玉県都市公園整備促進協議会 | 24 | 24 | 24 |
| 都市局 | 都市公園課 | 全国都市公園整備促進協議会負担金 | 全国都市公園整備促進協議会会則 | 加盟地方公共団体が協力して、公園緑地問題を総合的に研究し、公園緑地整備を図るための税財政上の具体的方策を推進する | 総会、全国大会の開催及び政府への要望活動の実施 | 年会費42,000円 | 全国都市公園整備促進協議会 | 42 | 42 | 42 |
| 都市局 | 都市公園課 | 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会実務担当者会議負担金 | 参加者負担金等 | 大都市共通の問題について協議・検討する | 参加者負担金 | 8,000円×2名=16,000円 | 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会実務担当者会議 | 16 | 16 | 12 |
| 都市局 | 都市公園課 | 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会総会・大都市主管者会議負担金 | 参加者負担金等 | 大都市共通の問題について協議・検討する | 参加者負担金 | 8,000円×2名=16,000円 | 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会総会・大都市主管者会議 | 16 | 16 | 12 |
| 都市局 | 都市公園課 | 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会負担金 | 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会規約 | (一社)日本公園緑地協会、東京都及び政令指定都市が共同で行う「都市公園機能実態調査」を円滑に推進する | 共同調査の調査委託 | 年会費2,000,000円 | 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会 | 2,000 | 2,500 | 2,000 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-----------|--------------------------|-------------------------|--|--|--------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 都市公園課 | 日本公園緑地協会負担金 | (一社)日本公園緑地協会会費納入規程 | 都市公園の整備をはじめとする新世紀にふさわしい緑豊かな安全で美しい都市環境の創出を図る | 研究調査、公園緑地事業等推進活動、公園緑地情報の発信及び講習会 | 年会費285,000円 | (一社)日本公園緑地協会 | 285 | 285 | 285 |
| 都市局 | みどり推進課 | (公社)埼玉県緑化推進委員会年会費 | (公社)埼玉県緑化推進委員会定款 | 県土の緑化運動及び緑の基金を推進することにより、森林資源の造成、県土の保全及び水資源のかんよう並びに生活環境の緑化を図り、もって国土の緑化及び国際的な緑化に寄与する | 緑の募金事業、緑の募金緑化事業(学校、公園等公共施設の緑化)、緑化普及啓発事業(学校緑化・緑化ポスターコンクール)、森林ボランティアや緑の少年団の育成、ゴルファーの緑化促進協力会委託事業等 | 会費100,000円 | (公社)埼玉県緑化推進委員会 | 100 | 100 | 100 |
| 都市局 | みどり推進課 | 九都県市緑化政策専門部会負担金 | 九都県市環境問題対策委員会緑化政策専門部会要領 | 緑の保全及び市街地を中心とする緑の増加施策を調査、検討する | 九都県市緑化政策専門部会事業 | 負担金30,000円 | 九都県市緑化政策専門部会 | 30 | 30 | 30 |
| 都市局 | みどり推進課 | 緑化施策関連研修参加費 | 参加者負担金等 | 各種協議会、民間団体等が開催する研修会・講演会等に参加することで、より専門知識を習得する | 緑化推進事業全般 | 受講参加費 | 研修主催団体 | 50 | 50 | 48 |
| 都市局 | 見沼田圃政策推進室 | 緑地保全施策関連研修参加費 | 参加者負担金等 | 緑地保全施策に関する知識や能力の向上を図る | 参加者負担金 | 研修参加費 | 研修主催団体 | 28 | 29 | 22 |
| 都市局 | 開発調整課 | 開発許可研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 開発許可に関する基本的な知識の習得を図る | 参加者負担金 | 77,700円×1名=77,700円 | (一財)全国建設研修センター | 78 | 78 | 78 |
| 都市局 | 開発調整課 | 関東甲信越ブロック開発許可担当主管課長会議負担金 | 参加者負担金等 | 開発許可等事務を施行する都道府県・政令指定都市・中核市等で開発許可に関する諸問題について協議調整を行い事務の円滑な運営を図る | 会議負担金 | 2,000円×2名=4,000円 | 関東甲信越ブロック開発許可担当主管課長会議(千葉県) | 4 | 4 | 4 |
| 都市局 | 開発調整課 | 被災宅地危険度判定連絡協議会負担金 | 参加者負担金等 | 大規模災害により安全性に疑いのある宅地の危険度判定を行い被災地住民の安全な生活に資することを目的とする | 年会費 | 年会費27,000円 | 被災宅地危険度判定連絡協議会(岩手県) | 27 | 27 | 27 |
| 都市局 | 開発調整課 | 土地対策全国連絡協議会負担金 | 参加者負担金等 | 国土利用計画法の事務を所管する都道府県・政令指定都市の情報交換及び国への要望活動を行い、事務の円滑な運営を図る | 年会費 | 年会費8,000円 | 土地対策全国連絡協議会(長崎県) | 8 | 8 | 8 |
| 都市局 | 開発調整課 | 不動産鑑定・地価調査等担当者研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 国土利用計画法における地価調査等の専門知識を有する担当者の養成を図る | 参加者負担金 | 74,800円×1名=74,800円 | (一財)全国建設研修センター | 75 | 75 | 75 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | 行政管理講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 財務書類の作成を行うにあたり、円滑に業務を行い、知識・視野の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×2名=62,640円 | (一社)日本経営協会 | 63 | 63 | 31 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|---------------------|----------------------|---|----------------------|--------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | まちづくり総務課 | 市街地整備促進協議会負担金 | 市街地整備促進協議会会則 | 市街地整備に関する理念、計画、事業等について、会員相互の情報交換、調査、研究等を行うことにより、市街地整備の円滑な促進を図る | 年会費 | 年会費100,000円 | 市街地整備促進協議会 | 100 | 100 | 100 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | 大都市市街地整備主管局長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 市街地整備を効率的に行う上で抱えている諸問題について、論議を行うとともに大都市の抱えている共通の課題として国への要望も含めた新たな制度づくりを検討する | 会議負担金 | 5,000円×2名=10,000円 | 大都市市街地整備主管局長会議事務局 | 10 | 10 | 10 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | 都市計画セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 都市計画に関する学術の進歩普及を図るため、知識・視野の向上を図る | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | (公社)日本都市計画学会 | 14 | 14 | 14 |
| 都市局 | 市街地整備課 | (公社)全国市街地再開発協会負担金 | (公社)全国市街地再開発協会定款 | 市街地の再開発に関する総合的な調査研修及び事業の推進を図る | 研修会・研究会・各種勉強会・現地視察等 | 年会費80,000円 | (公社)全国市街地再開発協会 | 80 | 80 | 80 |
| 都市局 | 市街地整備課 | (公社)街づくり区画整理協会負担金 | (公社)街づくり区画整理協会会費徴収規程 | 土地区画整理事業に関する調査研究、知識、技術の向上及び啓蒙宣伝のための諸事業を行い、土地区画整理事業の推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する | 研修会・研究会・各種勉強会・現地視察等 | 年会費376,000円 | (公社)街づくり区画整理協会 | 376 | 376 | 376 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 区画整理・都市再開発研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 市街地再開発事業等に関する基本的な知識の修得を図り、研修を通じて相互啓発、情報交換等職場における業務の推進に資する | 区画整理研修 | 89,000円×1名=89,000円 | (一財)全国建設研修センター | 89 | 89 | 89 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 区画整理フォーラム参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業の促進並びにその円滑な運営に資する | 区画整理フォーラム | 8,000円×3名=24,000円 | (公社)街づくり区画整理協会 | 24 | 0 | 0 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 埼玉県都市再開発連絡協議会負担金 | 埼玉県都市再開発連絡協議会会則 | 会員相互の協力と技術の向上を図り、埼玉県における都市再開発の円滑な促進を図る | 研修会・研究会・各種セミナー・現地視察等 | 年会費31,000円 | 埼玉県都市再開発連絡協議会 | 31 | 44 | 31 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 埼玉県土地区画整理事業推進協議会負担金 | 埼玉県土地区画整理事業推進協議会規約 | 市町村相互の連携を強化し、土地区画整理事業に関する知識及び技術の向上を図り、土地区画整理事業の円滑な推進に寄与する | 研修会・研究会・各種勉強会・現地視察等 | 年会費31,000円 | 埼玉県土地区画整理事業推進協議会 | 31 | 31 | 31 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 全国市街地再開発事業研究会参加負担金 | 参加者負担金等 | 市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の円滑な実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 全国市街地再開発事業研究会 | 10,000円×2名=20,000円 | 都市再開発促進協議会 | 20 | 30 | 0 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 全国市街地再開発事業研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 市街地再開発事業担当者としての必須の基礎的知識を習得する | 全国市街地再開発事業研修会 | 13,000円×1名=13,000円 | (公社)全国市街地再開発協会 | 13 | 13 | 13 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------------|---------------------------|-----------------------|--|---|--|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 市街地整備課 | 全国市街地再開発連絡会議 参加負担金 | 参加者負担金等 | 地方公共団体の市街地再開発事業 に関する行政水準の向上及びその 相互の連携の強化を図ると共に事 業の推進を図る | 市街地再開発事業に関す る重要事項の調査・研究 ・会員相互の情報交換 等 | 2,000円×1名=2,000円 | 全国市街地再開発連絡会議 | 2 | 2 | 2 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 全国土地区画整理事業推進 協議会負担金 | 全国土地区画整理事業 推進協議会規約 | 加盟団体が協力して、土地区画整 理事業を積極的に拡大推進する | 研修会・研究会・各種勉 強会・現地視察等 | 年会費35,000円 | 全国土地区画整理事業推進協 議会 | 35 | 35 | 35 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 大都市土地区画整理主務者 会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業の促進並びにそ の円滑な運営に資する | 区画整理事業に関する重 要事項の調査・研究・会 員相互の情報交換等 | 5,000円×2名=10,000円 | 大都市土地区画整理主務者会 議 | 10 | 10 | 10 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 都市再開発促進協議会負担 金 | 都市再開発促進協議会 会費算定基準 | 市街地再開発事業に関する予算の 拡充、事業の円滑な実施及び研究 等を行い、既成市街地の再開発を 促進する | 各種推進大会、研究会、 事業の啓蒙関係資料・法 制関係資料作成、配布 | 年会費40,000円 | 都市再開発促進協議会 | 40 | 40 | 40 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 土地区画整理全国大会参加 負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業の促進並びにそ の円滑な運営を図る | 土地区画整理全国大会 | 17,000円×2名=34,000円 | (公社)街づくり区画整理協 会 | 0 | 34 | 34 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 住宅市街地整備推進協議会 全国会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 市街地における美しい景観形成、 安全で快適な居住環境の創出等を 推進するため、住宅市街地整備総 合支援事業等の事業を円滑に運営 し、進展を図る | 住宅市街地整備事業全般 | 3,000円×1名=3,000円 | 住宅市街地整備推進協議会 | 3 | 3 | 3 |
| 都市局 | 市街地整備課 | 住宅市街地整備推進協議会 負担金 | 住宅市街地整備推進協 議会規約 | 市街地における美しい景観形成、 安全で快適な居住環境の創出等を 推進するため、住宅市街地整備総 合支援事業等の事業を円滑に運営 し、進展を図る | 住宅市街地整備事業全般 | 年会費20,000円 | 住宅市街地整備推進協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 都市局 | 市街地整備課 | まちづくり情報交流協議会 負担金 | まちづくり情報交流協 議会運営規則 | 都市再生整備計画事業に関する制 度の運用や活用事例等について情 報・資料の収集・提供、意見交 換、相談等を実施し、地域の創意 工夫を活かしたまちづくりを促進 する | 都市再生整備計画事業全 般 | 年会費50,000円 | まちづくり情報交流協議会 | 50 | 50 | 50 |
| 都市局 | 市街地整備課 | (公社)街づくり区画整理 協会講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識及 び技術の向上を図る | 区画整理事業全般 | 各種研修受講料 | (公社)街づくり区画整理協 会 | 82 | 60 | 98 |
| 都市局 | 市街地整備課 | (一社)日本経営協会講座 参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識及 び技術の向上を図る | 区画整理事業全般 | 各種研修受講料 | (一社)日本経営協会 | 72 | 72 | 31 |
| 都市局 | 市街地整備課 | (公社)全国市街地再開発 協会講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 市街地再開発事業に関する知識及 び技術の向上を図る | 市街地再開発事業全般 | 各種研修受講料 | (公社)全国市街地再開発協 会 | 26 | 26 | 10 |
| 都市局 | 区画整理支援 課 | 研修参加負担金(土地区画 整理セミナー等) | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識の 習得及び技術の向上を図る | 土地区画整理事業担当職 員のための研修 | 39,960円×1名=39,960円 31,320円×1名=31,320円 22,000円×1名=22,000円 | (公社)街づくり区画整理協 会等 | 94 | 84 | 31 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-----------------|-----------------------------|------------------------|---|-----------------------|---|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 区画整理支援課 | 防火管理者講習員負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 都市局 | 日進・指扇周辺まちづくり事務所 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 用地・補償業務について研修に参加し、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | 研修主催団体 | 32 | 32 | 0 |
| 都市局 | 日進・指扇周辺まちづくり事務所 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 用地・補償業務について研修に参加し、職員の資質向上を図る | 参加者負担金 | 39,960円×1名=39,960円 | 研修主催団体 | 40 | 40 | 16 |
| 都市局 | 浦和西部まちづくり事務所 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 市街地の再開発に関する総合的な調査研修及び事業の推進を図る | 参加者負担金 | 10,000円×2名=20,000円 8,000円×2名=16,000円 31,320円×1名=31,320円 | 研修主催団体 | 68 | 68 | 36 |
| 都市局 | 与野まちづくり事務所 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 22,000円×2名=44,000円、 16,000円×1名=16,000円 | 研修主催団体 | 60 | 60 | 16 |
| 都市局 | 岩槻まちづくり事務所 | 区画整理実務講習会負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 39,960円×4名=159,840円 | (一社)日本経営協会他 | 160 | 160 | 54 |
| 都市局 | 都心整備課 | 防火管理者講習会負担金 (防火防災講習会負担金) | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 都市局 | 都心整備課 | まちづくり推進協議会負担金 | さいたま新都心まちづくり推進協議会会計規則 | さいたま新都心に参画する事業者相互の創意工夫により、より良いまちづくりを進める | さいたま新都心まちづくり推進協議会運営経費 | 年会費520,000円 | さいたま新都心まちづくり推進協議会 | 520 | 520 | 520 |
| 都市局 | 東日本交流拠点整備課 | 大宮駅東口駅前南地区まちづくり推進協議会負担金 | 大宮駅東口駅前南地区まちづくり推進協議会規則 | 大宮駅東口駅前南地区のまちづくりの推進 | 総会・勉強会等の運営等にかかる経費 | 年会費2,000円 | 大宮駅東口駅前南地区まちづくり推進協議会 | 2 | 2 | 2 |
| 都市局 | 東日本交流拠点整備課 | 大宮駅東口北地区市街地再開発準備組合負担金 | 大宮駅東口北地区市街地再開発準備組合規約 | 大宮駅東口北地区のまちづくりの推進 | 総会・勉強会等の運営等にかかる経費 | 年会費24,000円 | 大宮駅東口北地区市街地再開発準備組合 | 24 | 24 | 24 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 全国連続立体交差事業促進協議会分担金 | 全国連続立体交差事業促進協議会規約 | 全国連続立体交差事業促進協議会理事として分担する | 全国連続立体交差事業促進協議会分担金 | 一口年額100,000円 | 全国連続立体交差事業促進協議会事務局 | 100 | 100 | 100 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 特定都市交通施設整備研究発表会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 特定都市交通施設に関する知識の習得及び現地視察等を行い、職員の資質向上を図る | 特定都市交通施設整備研究発表会参加者負担金 | 8,000円×1名=8,000円 | 開催都道府県 | 8 | 8 | 8 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 連続立体交差事業研究会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 連続立体交差事業に関する意見交換及び現地視察等を行い、職員の資質向上を図る | 連続立体交差事業研究会参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 開催都道府県 | 5 | 5 | 4 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 全国市街地再開発事業研究会参加負担金 | 参加者負担金 | 市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の円滑な実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 全国市街地再開発事業研究会参加負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (公社)全国市街地再開発協会 | 10 | 10 | 13 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------------|------------------------|--------------------|--|-------------------|---------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 再開発事業施行者実務育成講座受講料 | 再開発事業施行者実務養成講座募集要領 | 浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業の推進に寄与するため | 再開発事業施行者実務育成講座 | 62,000円×1名=62,000円 | (一社)再開発コーディネーター協会 | 62 | 62 | 0 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 公共工事と会計検査講習会受講料 | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の円滑な実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 公共工事と会計検査講習会受講料 | 研修費一式7,000円 | (一財)経済調査会 | 0 | 0 | 7 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 平成29年度第4回技術研究会 | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 平成29年度第4回技術研究会参加費 | 研修費一式15,000円 | (一社)再開発コーディネーター協会 | 0 | 0 | 15 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 第45回まちづくり拝見研修会 | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 第45回まちづくり拝見研修会参加費 | 研修費一式2,000円 | (公社)都市計画協会 | 0 | 0 | 2 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 再開発セミナー(全国市街地再開発協会) | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 再開発セミナー参加費 | 研修費一式8,000円 | (公社)全国市街地再開発協会 | 0 | 0 | 8 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | まちづくりセミナー参加費 | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | まちづくりセミナー参加費 | 研修費一式1,000円 | (公社)都市計画協会 | 0 | 0 | 1 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 第46回まちづくり拝見研修会参加費 | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 第46回まちづくり拝見研修会参加費 | 研修費一式4,000円 | (公社)都市計画協会 | 0 | 0 | 4 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 市街地再開発税制セミナー受講料 | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 市街地再開発税制セミナー受講料 | 研修費一式10,000円 | 大野木総合会計事務所 | 0 | 0 | 10 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 公共建築工事に関する説明会(受講料) | 参加者負担金 | 街路事業、市街地再開発事業に関する予算の拡充、事業の実施及び研究等を行い、既成市街地の再開発を促進する | 公共建築工事に関する説明会受講料 | 研修費一式3,500円 | (一財)経済調査会 | 0 | 0 | 4 |
| 都市局 | 大宮駅東口まちづくり事務所 | 研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 都市再開発や公共用地取得に関する理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×6回=90,000円 | (一社)再開発コーディネーター協会等 | 90 | 90 | 21 |
| 都市局 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | 防火・防災管理者新規講習参加負担金 | 参加者負担金 | 防火・防災管理に係る消防計画を作成し、防火・防災管理上必要な業務(防災管理業務)を計画的に行うため | 参加者負担金 | 研修1回 9,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 10 | 9 | 9 |
| 建設局 | 技術管理課 | 関東甲信地区営繕主管課長会議分科会参加負担金 | 参加者負担金等 | 建築に関する技術の交流理解を図り、営繕行政の向上に寄与する | 参加者負担金 | 3,000円×2名×1回=6,000円 | 幹事市(千葉県千葉市) | 6 | 6 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|----------------------|---------------------|--|--|--|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 技術管理課 | 研修会、講習会等参加負担金 | 参加者負担金等 | 国の統一基準の理解を深め、営繕行政の向上に寄与するため | 参加者負担金 | 10,000円×1名×6回 =60,000円 | 各種講習会・研修会開催団体等 | 60 | 60 | 23 |
| 建設局 | 技術管理課 | 新営予算単価説明会参加負担金 | 参加者負担金等 | 国土交通省が毎年作成する新営予算単価の理解を深め、営繕行政の向上に寄与するため | 参加者負担金 | 7,000円×1名×1回 =7,000円 | (一社)公共建築協会 | 7 | 7 | 7 |
| 建設局 | 技術管理課 | 大都市建築・住宅主管者会議 | 参加者負担金等 | 大都市における建築に関する共通の問題に対処する方針を確立する | 参加者負担金 | 10,000円×1名×1回 =10,000円 | 幹事市(京都府京都市) | 10 | 10 | 5 |
| 建設局 | 技術管理課 | 都道府県技術管理等主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 公共土木事業に関する技術管理業務の合理化を図るため、会員相互の連絡調整、必要な調査等を行い、技術管理業務の適正な執行に寄与する | 参加者負担金 | 7,000円×2名×1回 =14,000円 | 幹事県(静岡県浜松市) | 14 | 14 | 8 |
| 建設局 | 技術管理課 | 土木電算連絡協議会年会費 | 土木電算連絡協議会会則 | 公共事業に係わる設計積算等の情報の標準化と電子化を積極的に推進し、効率的な公共事業の執行に寄与する | 年会費 | 20,000円×1回=20,000円 | 幹事都道府県(岡山県) | 20 | 27 | 20 |
| 建設局 | 土木総務課 | 県南治水促進期成同盟会負担金 | 県南治水促進期成同盟会規約第11条 | 県南7市の荒川左岸、中川右岸流域における水害を防止し民生の安定を期すため関係当局に対し荒川、中川、綾瀬川並びに関連支派川の整備事業の促進を図り関係市の発展振興に寄与する | 幹事会、総会、要望活動 | 均等割額53,000円+面積割額230,500円=283,500円 | 県南治水促進期成同盟会(川口市) | 284 | 284 | 284 |
| 建設局 | 土木総務課 | 埼玉県河川協会負担金 | 埼玉県河川協会会則第6条、第24条 | 治水、利水に関する方策を考究し河川の認識を深め、また河川事業の促進を期し、もって国土の保全と開発に寄与するとともに関係者の連絡調整を図る | 治水及び利水に関する調査研究、治水及び利水事業の促進、河川愛護及び水防訓練の普及徹底 | 会費 18,000円 特別会費700,000円 | 埼玉県河川協会 | 718 | 497 | 497 |
| 建設局 | 土木総務課 | 安全運転管理者協会負担金 | 埼玉県安全運転管理者協会定款第7条 | 安全運転管理者が、自動車の安全運転管理に必要な業務を適切に遂行するため連絡協議し、交通道德の高揚と事故防止を図る | 協会費(年会費) | 年会費： 北部建設事務所32,000円、南部建設事務所34,000円 | 大宮地区安全運転管理者協会、浦和西部地区安全運転管理者協会 | 66 | 66 | 66 |
| 建設局 | 土木総務課 | 安全運転管理者等講習会負担金 | 道路交通法第108条の2第1項第1号 | 道路交通法第108条の2(運転管理者等の講習) | 安全運転管理者、副安全運転管理者講習会 | 安全運転管理者1名、副安全運転管理者2名 北部4,500円×3名=14,000円 南部4,500円×3名=14,000円 | 埼玉県安全運転管理者協会 | 28 | 28 | 27 |
| 建設局 | 土木総務課 | 関東地区用地対策連絡協議会研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 実務経験1年～3年未満の用地職員を対象とした用地事務職員研修 実務経験3年以上の用地職員を対象とした土地評価実務研修 | 地方自治体における用地取得の理論とその実務について解説する講座の開催 | 20,000円×1名=20,000円 15,000円×1名=15,000円 | 関東地区用地対策連絡協議会 | 35 | 35 | 2 |
| 建設局 | 土木総務課 | 関東地区用地対策連絡協議会負担金 | 関東地区用地対策連絡協議会規約第10条 | 公共用地の取得に関し、関係現業機関の相互の連絡を図り、用地取得の推進、補償に関する調査等を行う | 公共用地の取得に関し、関係現業機関の情報交換、研究、協議及び研修を実施するための協議会の運営 | 年会費3,000円 | 関東地区用地対策連絡協議会 | 3 | 4 | 3 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--------------------------|-------------------------|--|--|-----------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 土木総務課 | 埼玉県道路協会負担金 | 埼玉県道路協会会則第9条 | 県内の道路を速やかに整備改善して道路交通の発達を図り通行の安全を確保し公共の福祉に寄与する | 道路愛護思想の普及・啓発に関する各種事業 | 年会費：人口割100万以上280,000円 | 埼玉県道路協会 | 280 | 280 | 280 |
| 建設局 | 土木総務課 | 埼玉県道路利用者会議道路視察会費 | 参加者負担金等 | 国道、県道および市町村道の整備改善事業推進のため先進地域の道路視察の実施 | 道路視察等負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 埼玉県道路利用者会議 | 2 | 5 | 2 |
| 建設局 | 土木総務課 | 埼玉県道路利用者会議負担金 | 埼玉県道路利用者会議規約第6条 | 国道、県道および市町村道の整備改善を促進し、又は啓発する | 道路予算の確保を図るための諸事業の実施、道路関係機関への要望活動、道路事業の啓発 | 年会費50,000円 | 埼玉県道路利用者会議 | 50 | 50 | 50 |
| 建設局 | 土木総務課 | 埼玉地区用地対策連絡協議会負担金 | 埼玉地区用地対策連絡協議会規約第5条 | 公共用地の取得に関し、会員相互で調査研究を行い、併せて連絡調整を図り、適正かつ円滑な事務の推進を図る | 公共用地の取得に関し、会員相互で情報交換、研究、協議及び研修を実施するための協議会の運営 | 年会費10,000円 | 埼玉地区用地対策連絡協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 土木総務課 | 全国道路利用者会議全国大会負担金 | 参加者負担金等 | 道路整備を積極的に促進し、道路交通の進歩発展に寄与する | 道路視察等負担金 | 58,000円×1名=58,000円 | 全国道路利用者会議事務局 | 58 | 108 | 64 |
| 建設局 | 土木総務課 | 全国用対連セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 公共用地の取得に関し、関係現業機関の相互の連絡を図り、各専門家による全国レベルでの事例セミナー | 公共用地の取得に関し、関係現業機関の各専門家による全国レベルでの事例セミナーの開催 | 4,000円×1名=4,000円 | 用地対策連絡会全国協議会 | 4 | 4 | 1 |
| 建設局 | 土木総務課 | 大都市管財事務主管者会議(用地部門)負担金 | 大都市管財主管者会議規約第4条 | 政令指定都市及び東京都における管財事務について、調査研究を行う | 他の官公署等と共同で情報交換、研究、協議及び研修を実施するための協議会の運営 | 3,000円×2名=6,000円 | 大都市管財事務主管者会議幹事市(千葉県千葉市) | 6 | 8 | 6 |
| 建設局 | 土木総務課 | 大都市道路管理主務者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 会議は大都市の道路管理に関して都市相互の意見交換及び調査研究を行う | 視察等負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 大都市道路管理主務者会議幹事市(福岡県福岡市) | 2 | 2 | 2 |
| 建設局 | 土木総務課 | 大都市道路台帳整備実務者会議負担金 | 参加者負担金等 | 大都市の道路台帳整備実務及び道路管理の技術的な諸問題に関して都市相互の意見交換及び調査研究を行う | 会議テキスト代等負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 大都市道路台帳整備実務者会議幹事市(静岡県静岡市) | 6 | 6 | 2 |
| 建設局 | 土木総務課 | 大都市土木協議会参加費負担金(春・秋) | 参加者負担金等 | 大都市土木担当部局が施行する事業に関する問題点及び状況等について各都市が意見交換する | 行政視察等負担金 | 会費4,000円×1名×2回=8,000円 | 大都市土木協議会幹事市(春：岡山県岡山市)(秋：東京都新宿区) | 8 | 8 | 8 |
| 建設局 | 土木総務課 | 道路整備促進期成同盟会埼玉県協議会負担金 | 道路整備促進期成同盟会埼玉県協議会規約第11条 | 埼玉県内の道路整備を強力的に促進するため、道路財源の確保、道路予算の拡大等について活動を行う | 各地域の期成同盟会の連絡調整、情報交換・国会、政府に対する請願要望・道路整備の必要性の啓発、宣伝 | 年会費100,000円 | 道路整備促進期成同盟会埼玉県協議会 | 100 | 100 | 100 |
| 建設局 | 土木総務課 | 都道府県土木・建築部等技術次長技監会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 国土交通省で議題を決定し都道府県及び政令市の取組状況について意見交換及び調査研究を行う | 会議テキスト代等負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | 都道府県土木・建築部等技術次長技監会議幹事県(鳥根県浜田市) | 4 | 4 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|------------------------|------------------------------|--|---------------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 土木総務課 | 日本道路協会負担金 | 日本道路協会定款第7条 | 道路政策のあり方を研究し道路に関する知識の普及啓発に努め道路及び交通の発達を推進する | 道路および交通に関する企画、調査および研究等 | 5級：年会費90,000円 | (公社)日本道路協会 | 90 | 90 | 90 |
| 建設局 | 道路環境課 | 研修会等参加負担金 | 参加者負担金等 | 専門研修に確実に参加し、より高度な知識・技術を獲得すること | 研修会参加負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 専門研修会 | 10 | 10 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 研修負担金 | 参加者負担金等 | 専門研修に確実に参加し、より高度な知識・技術を獲得すること | 研修会参加負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 専門研修会 | 10 | 10 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 関東ブロック改良・舗装担当者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 道路維持事業に関して関東ブロック都市相互間の意見交換及び調査研究を行う | 関東ブロック改良・舗装担当者会議における会議資料・視察等負担金 | 2,000円×2名=4,000円 | 関東ブロック改良・舗装担当者会議事務局 | 4 | 4 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 関東ブロック橋りょう担当者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 橋りょう事業に関して関東ブロック都市相互間の意見交換及び調査研究を行う | 関東ブロック橋りょう担当者会議における会議資料・視察等負担金 | 1,000円×1名=1,000円 | 関東ブロック橋梁担当者会議事務局 | 1 | 1 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 関東ブロック交通安全担当者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 安全な道路整備事業に関して関東ブロック都市相互間の意見交換及び調査研究を行う | 関東ブロック交通安全担当者会議における会議資料・視察等負担金 | 1,000円×1名=1,000円 | 関東ブロック交通安全担当者会議事務局 | 1 | 1 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 関東ブロック道路主管課長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 道路事業に関して関東ブロック都市相互間の意見交換及び調査研究を行う | 関東ブロック道路主管課長会議における会議資料・視察等負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 関東ブロック道路主管課長会議事務局 | 3 | 3 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 研修会等参加負担金 | 参加者負担金等 | 専門研修に確実に参加し、より高度な知識・技術を獲得すること | 専門研修会テキスト代等負担金 | 8,000円×2名×1回=16,000円 | 専門研修会 | 16 | 28 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 交通安全施設等整備事業主管者会議負担金 | 参加者負担金等 | 交通安全施設等事業に関して大都市相互間の問題点等意見交換及び調査研究を行う | 交通安全施設等整備事業主管者会議における会議資料・視察等負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 交通安全施設等整備事業主管者会議事務局 | 3 | 3 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | その他研修会等参加負担金 | 参加者負担金等 | 専門研修会等において技術知識等の習得向上を図る | その他研修会(専門部門研修等)テキスト代等負担金 | 10,000円×1名×2回=20,000円 | 各種研修会開催団体 | 20 | 20 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | その他研修会等参加負担金 | 参加者負担金等 | 専門研修会等において技術知識等の習得向上を図る | その他研修会(専門部門研修等)テキスト代等負担金 | 10,000円×1名×1回=10,000円 | 各種研修会開催団体 | 10 | 26 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 電線類地中化担当者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 電線類地中化事業に関して国・東京都・政令指定都市相互間の意見交換及び調査研究を行う | 電線類地中化担当者会議における会議資料・視察等負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 電線類地中化担当者会議事務局 | 3 | 3 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | TOS推進委員会年会費 | TOS推進委員会会則(Think Our Street) | 都市内道路の整備に関する啓蒙活動、広報活動等 | 総会、研修会、事業検討部会 | 年会費50,000円 | TOS推進委員会 | 50 | 50 | 50 |
| 建設局 | 道路計画課 | 基盤施設整備に関する九都県市連絡協議会年会費 | 基盤施設整備に関する九都県市連絡協議会規約 | 首都圏の道路交通に関する諸問題についての意見交換等 | 会議、要望活動等 | 年会費30,000円 | 基盤施設整備に関する九都県市連絡協議会(東京都) | 30 | 30 | 30 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|-----------------------------------|--------------------------|--|-------------------------------------|---------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 道路計画課 | 埼玉県街路事業推進協議会 年会費 | 埼玉県街路事業推進協 議会会則 | 国庫補助、起債枠の増加拡大等 についての政府その他機関への要 請、会員相互の意見交換 | 総会、講習会等 | 年会費50,000円 | 埼玉県街路事業推進協議会 | 50 | 50 | 50 |
| 建設局 | 道路計画課 | 政令指定都市街路事業担当 者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・ 講習会の実施 | 会議 | 会費2,000円 | 政令指定都市街路事業担当者 会議事務局 | 2 | 2 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 全国街路事業促進協議会関 東ブロック参加負担金 | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・ 講習会の実施 | 会議 | 会費1,000円 | 全国街路事業促進協議会関東 ブロック会議世話人 | 1 | 1 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 全国街路事業促進協議会年 会費 | 全国街路事業促進協議 会規約 | 国庫補助、起債枠の増加拡大等 についての政府への要請、「全国街 路事業コンクール」に関すること | 総会、要望活動、研修 会・講習会、全国街路事 業コンクール | 年会費100,000円 | 全国街路事業促進協議会（神 奈川県横浜市） | 100 | 100 | 100 |
| 建設局 | 道路計画課 | 道路講習会（道路構造令） | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・ 講習会の実施 | 講習会 | 8,000円×4名=32,000円 | （公社）日本道路協会 | 32 | 42 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 用地事務職員研修参加負担 金（不動産鑑定研修を含 む） | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・ 講習会の実施 | 研修会 | 88,600円×2名=177,200円 | （一財）全国建設研修セン ター | 178 | 123 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 用地事務職員研修費 | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・ 講習会の実施 | 研修会 | 15,000円×4名=60,000円 | 関東地区用地対策連絡協議会 | 60 | 123 | 7 |
| 建設局 | 道路計画課 | 上尾道路建設促進期成同盟 会年会費 | 上尾道路建設促進期成 同盟会規約 | 上尾道路の建設促進等 | 幹事会、総会、要望活動 | 年会費26,000円 | 上尾道路建設促進期成同盟会 | 26 | 26 | 23 |
| 建設局 | 道路計画課 | 関東ブロック橋梁担当者会 議参加負担金 | 参加者負担金等 | 道路事業を所掌する関東甲信越ブ ロック都県及び政令市の担当課長 相互の意見交換 | 会議 | 会費1,000円 | 関東ブロック橋梁担当者会議 | 1 | 1 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 関東ブロック道路改良・舗 装担当者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 道路事業を所掌する関東甲信越ブ ロック都県及び政令市の担当課長 相互の意見交換 | 会議 | 会費2,000円 | 関東ブロック改良・舗装担当 者会議 | 2 | 2 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 関東ブロック道路企画担当 者会議負担金 | 参加者負担金等 | 道路事業を所掌する関東甲信越ブ ロック都県及び政令市の道路企画 担当者相互の意見交換 | 会議 | 会費2,000円 | 関東ブロック道路企画担当 者会議 | 2 | 2 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 関東ブロック道路主管課長 会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 道路事業を所掌する関東甲信越ブ ロック都県及び政令市の担当課長 相互の意見交換 | 会議 | 会費3,000円 | 関東ブロック道路主管課長会 議 | 3 | 3 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 首都高速道路料金割引社会 実験協議会年会費 | 首都高速道路料金割引 社会実験に関する協定 | 当該道路の通行料金を割り引くこ とにより、一般道路から首都高速 道路へ交通の転換を図ることで、 一般道路の沿道環境改善、渋滞緩 和等に資する | 委員会、事務局会議 | 年会費100,000円 | 首都高速道路料金割引社会実 験協議会 | 100 | 100 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 直轄国道沿道協議会年会費 | 直轄国道沿道協議会規 約 | 国道の整備、維持管理及び予算獲 得等の要望活動、研修・視察の実 施 | 総会、視察研修、要望活 動 | 年会費42,000円 | 直轄国道沿道協議会 | 42 | 42 | 42 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|----------------------|-------------------------|--|--------------|--|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 道路計画課 | 道路計画一般研修 (道路総合) | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・講習会の実施 | 研修会 | 87,770円×1名＋ 74,800円×1名＝ 162,570円 | (一財)全国建設研修センター | 163 | 163 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | 都道府県・指定都市道路連絡協議会年会費 | 都道府県・指定都市道路連絡協議会規約 | 都道府県政令指定都市間の相互意見交換及び諸活動 | 担当者会議 | 年会費30,000円 | 都道府県・指定都市道路連絡協議会 | 30 | 30 | 30 |
| 建設局 | 道路計画課 | 道路講習会(道路構造令) | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・講習会の実施 | 講習会 | 12,400円×2名＋ 7,000円×1名＝ 31,800円 | (一財)経済調査会 | 32 | 7 | 0 |
| 建設局 | 道路計画課 | ラウンドアバウトマニュアル講習会参加費 | 参加者負担金等 | 会員相互の連絡調整会議、研修・講習会の実施 | 研修会 | 31,885円×1名＋ 5,400円×1名＝ 37,285円 | (一社)交通工学研究会 | 0 | 0 | 37 |
| 建設局 | 道路計画課 | 新大宮上尾道路建設促進期成同盟会年会費 | 新大宮上尾道路建設促進期成同盟会規約 | 新大宮上尾道路の建設促進等 | 幹事会、総会、要望活動 | 年会費100,000円 | 新大宮上尾道路建設促進期成同盟会 | 100 | 100 | 100 |
| 建設局 | 道路計画課 | 「軟弱地盤の改良 技術講習会」参加負担金 | 参加者負担金 | 会員相互の連絡調整、研修・講習会の実施 | 研修会 | 25,944円×1名＝25,944円 | (株)総合土木研究所 | 0 | 0 | 26 |
| 建設局 | 道路計画課 | 「軟弱地盤の改良 技術講習会」受講料 | 参加者負担金 | 会員相互の連絡調整、研修・講習会の実施 | 研修会 | 12,000円×1名＝12,000円 | (株)総合土木研究所 | 12 | 0 | 12 |
| 建設局 | 河川課 | 災害復旧実務講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 災害発生時における復旧業務を速やかに行うための先進的な技術等の講習の受講 | 講習会(テキスト代含む) | 12,100円×4名＝48,400円 | (公社)全国防災協会 | 48 | 50 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 埼玉県市町村河川課長連絡協議会負担金 | 埼玉県市町村河川課長連絡協議会規約第10条 | 会員相互の密接な連絡調整を保ちつつ、治水対策等を積極的に促進して安全で豊かなまちづくりに寄与する | 会議に要する費用 | 会費5,000円 | 埼玉県市町村河川課長連絡協議会 | 5 | 5 | 5 |
| 建設局 | 河川課 | 埼玉県水防管理団体連合協議会負担金 | 埼玉県水防管理団体連合協議会会費規程附則第1条 | 県下水防管理団体相互の連絡を緊密にして、水防体制の充実強化に必要な指導並びに援助を行う | 負担金 | 負担金21,000円 | 埼玉県水防管理団体連合協議会 | 21 | 21 | 21 |
| 建設局 | 河川課 | 埼玉県ホテル保全連絡協議会会費 | 埼玉県ホテル保全連絡協議会会則第8条 | 県内ホテル保全団体の連携とホテル保全活動の推進 | 負担金 | 会費3,000円 | 埼玉県ホテル保全連絡協議会 | 3 | 3 | 3 |
| 建設局 | 河川課 | 社団法人雨水貯留浸透技術協会負担金 | 会費等 | 治水事業の緊急性の普及徹底並びに事業実施の推進 | 負担金 | 負担金32,000円 | (公社)雨水貯留浸透技術協会 | 32 | 32 | 32 |
| 建設局 | 河川課 | 政令指定都市河川連絡会参加負担金 | 政令指定都市河川連絡会規約第7条 | 政令指定都市間における河川管理権限の移譲に関する情報、意見交換 | 会議に要する費用 | 5,000円×2名＝10,000円 | 幹事市(京都府京都市) | 10 | 10 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 全国河川課長協議会負担金 | 全国河川課長協議会規約第7条 | 都道府県及び政令市の治水及び利水に関する方策の研究並びに河川事業の円滑な推進を図る | 会議に要する費用 | 負担金6,400円 | 関東ブロック幹事(神奈川県横浜市) | 7 | 7 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|----------------------------|---------------------------------|---|---------------|---|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 河川課 | 全国治水大会参加負担金 | 全国治水期成同盟会連 合会規約第6条 | 治水事業の緊要性の普及徹底を図るとともに、治水事業の実施を推進する | 会議に要する費用 | 11,000円×1名=11,000円 | 全国治水期成同盟会連合会 | 11 | 11 | 0 |
| 建設局 | 河川課 | 全国都市河川協議会関東ブ ロック会議参加負担金 | 全国都市河川協議会規 約第8条 | 関東ブロックにおける都市河川行政に関する諸問題について意見及び情報交換等を行い、都市河川行政の円滑な推進を図る | 会議に要する費用 | 1,000円×2名=2,000円 | 全国都市河川協議会 | 2 | 2 | 2 |
| 建設局 | 河川課 | 大都市河川実務者会議参加 負担金 | 大都市河川実務者会議 会則第7条 | 都市相互の意見交換及び調査研究等を行うことによる事業の推進 | 会議に要する費用 | 5,000円×2名=10,000円 | 幹事市（新潟県新潟市） | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 河川課 | 大都市河川主務者会議参加 負担金 | 参加者負担金等 | 大都市河川等の諸問題に関する方策の研究討議と、その施策についての政府並びに関係当局への建議、陳情 | 会議に要する費用 | 5,000円×2名=10,000円 | 幹事市（神奈川県横浜市） | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 河川課 | 利根川治水同盟負担金 | 利根川治水同盟規約第 36条 | 利根川及びその水系の治水、利水に関して、流域住民の生命、財産の安全確保と福祉増進に寄与する | 負担金 | 負担金25,000円 | 利根川治水同盟 | 25 | 25 | 25 |
| 建設局 | 河川課 | 中川・綾瀬川流域改修促進 期成同盟会負担金 | 中川・綾瀬川流域改修 促進期成同盟会規約第 12条 | 中川・綾瀬川改修の国直轄工事及び中川・綾瀬川流域の各河川の改修工事の促進 | 会議に要する費用 | 負担金7,000円 | 中川・綾瀬川流域改修促進期成同盟会 | 7 | 7 | 7 |
| 建設局 | 河川課 | 日本ホテルの会会費 | 日本ホテルの会附則第 1条 | 里山環境の象徴「ホテル」の保全及び再生 | 負担金 | 会費10,000円 | 日本ホテルの会 | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 建築総務課 | 建築関係講習会等出席負担 金 | 参加者負担金等 | 建築に関する研修を受け、日常の業務遂行に生かす | 講習会、研究会の出席負担金 | 35,000円×6課=210,000円、15,000円×2名×2回=60,000円、10,800円×2名=21,600円、15,000円×2名=30,000円 | 講習会、研究会の開催者 | 322 | 322 | 144 |
| 建設局 | 建築総務課 | 建築防災研修会受講料 | 参加者負担金等 | 建築に係る災害の未然防止、人命・財産保護のため、建築防災等制度・技術についての理解を深め防災対策の推進を図る | 研修受講料 | 11,000円×1名=11,000円 | (一財)日本建築防災協会 | 11 | 11 | 11 |
| 建設局 | 建築総務課 | 埼玉県建築審査会連絡協議 会負担金 | 埼玉県建築審査会連絡 協議会規約 | 埼玉県内特定行政庁の建築審査会相互の連絡を取り、建築行政の適切な運営を図る | 年会費 | 年会費20,000円 | 埼玉県建築審査会連絡協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 建設局 | 建築総務課 | 彩の国既存建築物地震対策 協議会負担金 | 彩の国既存建築物地震 対策協議会規約 | 耐震性の向上等の対策に関し会員相互で情報の交換調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、地震対策の適性、円滑な推進を図る | 年会費 | 年会費32,000円 | 彩の国既存建築物地震対策協議会 | 32 | 32 | 32 |
| 建設局 | 建築総務課 | 全国建築審査会協議会負担 金 | 全国建築審査会協議会 規約 | 全国特定行政庁の建築審査会相互の連絡を取り、建築行政の適切な運営を図る | 年会費 | 年会費68,000円 | 全国建築審査会協議会 | 68 | 68 | 68 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--------------------------|-----------------|--|-------------|------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 建築総務課 | 全国建築審査会会長会議出席負担金 | 参加者負担金等 | 建築審査会会長・委員を対象に、全国の建築審査会と情報を共有化し、建築審査会委員としての見識を広める | 会議の出席負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | 全国建築審査会会長会議運営委員会 | 20 | 20 | 15 |
| 建設局 | 建築総務課 | 大都市建築・住宅主管者会議出席負担金 | 参加者負担金等 | 東京都及び政令指定都市をもって構成し、大都市における建築及び住宅に関する共通問題等について検討を行う | 会議の出席負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | 大都市建築・住宅主管者会議事務局 | 20 | 20 | 10 |
| 建設局 | 建築総務課 | 大都市建築・住宅庶務担当者会議出席負担金 | 参加者負担金等 | 東京都及び政令指定都市をもって構成し、大都市における建築及び住宅に関する共通問題等について検討を行う | 会議の出席負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 大都市建築・住宅庶務担当者会議事務局 | 5 | 5 | 5 |
| 建設局 | 建築総務課 | 都道府県土木・建築部等技術次長技監会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 国土交通省で議題を決定し都道府県及び政令市の取組状況について意見交換及び調査研究を行う | 会議テキスト代等負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | 都道府県土木・建築部等技術次長技監会議 | 4 | 4 | 0 |
| 建設局 | 建築総務課 | 日本建築学会負担金 | 日本建築学会会則 | 会員相互の協力によって、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展を図る | 年会費 | 年会費30,000円 | 日本建築学会 | 30 | 30 | 30 |
| 建設局 | 建築行政課 | 建築確認関連等講習会負担金 | 参加者負担金等 | 建築確認に関する研修を受け、日常の業務遂行に生かす | 研修受講料 | 120,000円×2課+20,000円×1課=260,000円 | 講習会の開催者 | 260 | 260 | 219 |
| 建設局 | 建築行政課 | 関東甲信越建築行政連絡会議出席負担金 | 参加者負担金等 | 関東甲信越ブロック内の各特定行政庁相互の連絡、協議等を通じて建築行政の円滑な運営を図る | 会議出席負担金 | 3,000円×5名=15,000円 | 関東甲信越建築行政連絡会議(幹事行政庁) | 15 | 15 | 10 |
| 建設局 | 建築行政課 | 建築防災研修会受講料 | 参加者負担金等 | 建築に係る災害の未然防止、人命・財産保護のため、建築防災等制度・技術についての理解を深め防災対策の推進を図ることを目的とする | 研修受講料 | 11,000円×1名=11,000円 | (一財)日本建築防災協会 | 11 | 11 | 11 |
| 建設局 | 建築行政課 | 埼玉県特定行政庁連絡協議会負担金 | 埼玉県特定行政庁連絡協議会規約 | 建築行政に関し会員相互で調査研究を行い、併せて連絡調整を図り適正かつ円滑な事務の推進を図る | 年会費 | 年会費20,000円 | 埼玉県特定行政庁連絡協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 建設局 | 建築行政課 | 全国建築基準法施行都市連絡会議参加者負担金 | 参加者負担金等 | 全国建築基準法施行都市の相互の連絡を図り、建築行政の適正な運営を図る | 会議出席負担金 | 16,000円×1名=16,000円 施設見学会 2,000円 | 全国建築基準法施行都市連絡会議準備委員会 | 18 | 18 | 13 |
| 建設局 | 建築行政課 | 日本建築行政会議負担金 | 日本建築行政会議負担金要領 | 特定行政庁等が相互情報交換と共同作業の場を確立し、よりの確かな諸制度の活用を通じて建築物の安全性の確保・質の向上を実現し公共の福祉増進を図る | 年会費 | 年会費500,000円 | 日本建築行政会議 | 500 | 500 | 500 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 公営住宅管理研修会負担金 | 参加者負担金等 | 公営住宅の管理について研修を受け、日常の業務遂行に資するため | 参加者負担金 | 18,500円×1名=18,500円 | (一社)日本住宅協会 | 18 | 17 | 15 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|------------------------|-----------------------|---|---------------------------------------|-------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 住宅政策課 | 公営住宅管理問題セミナー負担金 | 参加者負担金等 | 市町村をはじめ住宅業務に携わる者が広く参画し、住宅管理の円滑な推進に資するため | 参加者負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | (一社)日本住宅協会 | 4 | 8 | 8 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 公営住宅整備事業担当者研修会負担金 | 参加者負担金等 | 公営住宅の整備について研修を受け、適正な事務執行を図るため | 参加者負担金 | 19,100円×1名=19,100円 | (一社)日本住宅協会 | 20 | 20 | 19 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 埼玉県公営住宅協議会負担金 | 埼玉県公営住宅協議会会則 | 公営住宅の整備事業、管理事務及び住宅行政の向上に資するため | 年会費 | 負担割合(人口割、均等割)により算出 | 埼玉県公営住宅協議会 | 25 | 25 | 25 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 大都市建築・住宅企画庶務担当者会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 東京都及び政令指定都市をもって構成し、大都市における建築及び住宅に関する共通問題等について検討を行う | 会議出席負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | 大都市建築・住宅企画庶務担当者会議事務局 | 20 | 20 | 8 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 大都市建築・住宅庶務担当者会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 東京都及び政令指定都市をもって構成し、大都市における建築及び住宅に関する共通問題等について検討を行う | 会議出席負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 大都市建築・住宅庶務担当者会議事務局 | 10 | 10 | 5 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 大都市住宅管理担当者会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 東京都及び政令指定都市で構成される会議で、大都市における公営住宅等の建築及び住宅に関する共通問題等について検討を行う | 会議出席負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 大都市住宅管理担当者会議事務局 | 10 | 0 | 0 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 大都市住宅建設担当者会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 東京都及び政令指定都市をもって構成し、大都市における建築及び住宅に関する共通問題等について検討を行う | 会議出席負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 大都市住宅建設担当者会議事務局 | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会費 | 参加者負担金等 | 特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を適切に遂行するため、必要な知識を習得する | 受講料 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 0 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 日本住宅協会負担金 | 日本住宅協会定款 | 市町村をはじめ住宅業務に携わる者が広く参画し、住宅政策全般から個々具体的な事例まで、幅広く意見交換を行い研鑽を図る | 年会費 | 負担割合(人口割、均等割)により算出 | (一社)日本住宅協会 | 90 | 90 | 90 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 公共住宅事業者等連絡協議会負担金 | 公共住宅事業者等連絡協議会規約 | 公共住宅整備の多様化、高度化に対応するため、技術的業務の情報の連絡調整、研究等を行う | 年会費 | 負担割合(人口割、均等割)により算出 | 公共住宅事業者等連絡協議会 | 350 | 350 | 350 |
| 建設局 | 住宅政策課 | マンション居住支援ネットワーク市町村負担金 | 埼玉県マンション居住支援ネットワーク会則 | 支援ネットワークを構築し、適切な情報提供及び普及啓発を行うことにより、良好なマンション居住環境及び地域住環境の形成に資する | 年会費 | 負担割合(マンション戸数割、均等割)により算出 | 埼玉県マンション居住支援ネットワーク | 110 | 110 | 110 |
| 建設局 | 営繕課 | (一社)公共建築協会賛助法人会費 | (一社)公共建築協会定款「参加者負担金等」 | 公共建築物の建築等の合理化と能率性に寄与するとともに携わる技術者の技術水準および地位の向上を図る | 公共建築物の建築等に関する調査および研究、情報、資料の収集、整備とその提供 | 会費30,000円 | (一社)公共建築協会 | 30 | 30 | 30 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|-----------------------------|-----------------------------|---|--|--|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 営繕課 | 研修会・講習会・セミナー等参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 各種該当事業 | 研修先基準等 | 研修開催団体等 | 128 | 128 | 8 |
| 建設局 | 営繕課 | 建築工事監理研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 建築工事監理、公共建築工事積算、建築施工マネジメントに関する必要な知識を習得する | 負担金245,000円 | (一財)全国建設研修センター | 245 | 245 | 329 |
| 建設局 | 営繕課 | 大都市建築・住宅主管理者会議、営繕工事担当者会議負担金 | 大都市建築・住宅主管理者会議運営要綱「参加者負担金等」 | 大都市における建築に関する共通の問題に対処する方針を確立する | 大都市における建築に関する共通の問題について、主管理者が意見交換検討を行う | 負担金10,000円 | 大都市建築・住宅主管理者会議、営繕工事担当者会議事務局 | 10 | 10 | 0 |
| 建設局 | 営繕課 | 大都市建築・住宅主管理者会議、住宅建設担当者会議負担金 | 大都市建築・住宅主管理者会議運営要綱「参加者負担金等」 | 大都市における建築および住宅に関する共通の問題に対処する方針を確立する | 大都市における建築および住宅に関する共通の問題について、主管理者が意見交換検討を行う | 負担金10,000円 | 大都市建築・住宅主管理者会議、住宅建設担当者会議事務局 | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 保全管理課 | 研修等負担金 | 参加者負担金等 | 耐震診断等に関する必要な知識を習得するため | 参加者負担金 | 負担金88,000円 | (一財)日本建築防災協会他 | 88 | 126 | 27 |
| 建設局 | 保全管理課 | 建築リニューアル研修負担金 | 参加者負担金等 | 時代に合った機能と耐震を考慮した改修に関する必要な知識を習得するため | 参加者負担金 | 69,000円×1名=69,000円 | (一財)全国建設研修センター | 69 | 75 | 69 |
| 建設局 | 保全管理課 | 建築物の維持・保全研修負担金 | 参加者負担金等 | 保全計画を作成するにあたり、必要な知識、技術を習得するため | 参加者負担金 | 84,000円×1名=84,000円 | (一財)全国建設研修センター | 84 | 84 | 84 |
| 建設局 | 保全管理課 | 公共建築工事積算研修負担金 | 参加者負担金等 | 営繕業務を行うにあたり、必要な知識、技術を習得するため | 参加者負担金 | 90,000円×1名=90,000円 | (一財)全国建設研修センター | 90 | 90 | 0 |
| 建設局 | 保全管理課 | 大都市営繕工事担当者会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 大都市における建築に関する共通の問題について、主管理者が意見交換検討を行うため | 参加者負担金 | 負担金10,000円 | 幹事市(京都府京都市) | 10 | 10 | 5 |
| 建設局 | 設備課 | 関東甲信地区営繕主管理課長会議設備分科会負担金 | 参加者負担金等(関東甲信地区営繕主管理課長会議会則) | 営繕行政の向上に寄与する | 営繕業務担当課相互の協力により建築に関する技術の交流理解を図る | 3,000円×1名=3,000円 | 関東甲信地区営繕主管理課長会議事務局 | 3 | 3 | 0 |
| 建設局 | 設備課 | 研修会・講習会・セミナー等参加負担金 | 研修会・講習会・セミナー等参加負担金 | 技術の向上 | 建築設備設計及び工事監理に関する必要な知識を習得する | 141,000円×1名=141,000円 101,000円×1名=101,000円 14,000円×1名=14,000円 12,000円×1名=12,000円 7,000円×1名=7,000円 36,000円×2名=72,000円 | 各種研修会・講習会・セミナー開催団体等 | 347 | 347 | 281 |
| 建設局 | 設備課 | 大都市住宅建設担当者会議負担金 | 参加者負担金等(大都市建築・住宅主管理者会議運営要綱) | 大都市における設備および住宅に関する共通の問題に対処する方針を確立する | 住宅建設に係る問題について情報交換を行う | 10,000円×1名=10,000円 | 大都市住宅建設担当者会議事務局 | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 設備課 | 大都市設備技術担当者会議負担金 | 参加者負担金等(大都市建築・住宅主管理者会議運営要綱) | 大都市における設備に関する共通の問題に対処する方針を確立する | 電気・機械設備工事に係る設計施工監理の問題について情報交換を行う | 10,000円×2名=20,000円 | 大都市設備技術担当者会議事務局 | 20 | 20 | 12 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|--------|--------------------------|---------------------------|---|--|--------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 西区役所 | 総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 大宮区役所 | 総務課 | 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会負担金 | 講習受講料 | 特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行うため、設置が義務付けられている、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得 | 廃棄物処理法第12条の2第6項に規定されている特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習で、受講料は定額 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 0 |
| 大宮区役所 | 総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 6,500円×1名=6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 0 |
| 見沼区役所 | 総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 0 |
| 中央区役所 | 総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 中央区役所 | 保健センター | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 浦和区役所 | 保健センター | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 0 |
| 浦和区役所 | 保健センター | 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行うため、設置が義務付けられている、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得のため | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 14 |
| 緑区役所 | 総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 岩槻区役所 | 総務課 | 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会負担金 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項 | 特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行うため、設置が義務付けられている、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得のため | 講習会受講料 | 受講料14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 0 |
| 岩槻区役所 | 総務課 | 防火管理者講習会負担金 | 消防法第8条 | 消防法に基づく防火管理者資格取得のため | 講習会受講料 | 受講料6,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 6 | 6 | 0 |
| 消防局 | 消防総務課 | 埼玉県消防長会総務財政部会視察研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 研修会出席に伴う負担金 | 埼玉県消防長会総務財政部会視察研修負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 埼玉県消防長会総務財政部会 | 5 | 5 | 5 |
| 消防局 | 消防総務課 | 埼玉県消防長会第1ブロック消防長会負担金 | 年会費 | 会員相互の融和協調を図り消防制度・技術等の総合的研究を行う | 埼玉県消防長会第1ブロック消防長会負担金 | 年会費30,000円 | 埼玉県消防長会第1ブロック | 30 | 30 | 30 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|------------------------------|----------------------|---|------------------------------|--|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 消防総務課 | 埼玉県消防長会負担金 | 年会費 | 県内消防長の融和協調・情報交換等を行い消防の健全なる発展に寄与する | 埼玉県消防長会負担金 | 平等割：45,000円 人口割：161,000円 職員割：66,000円 | 埼玉県消防長会 | 272 | 272 | 272 |
| 消防局 | 消防総務課 | 全国消防協会負担金 | 年会費 | 火災、その他の災害に関する調査・研究及び技術の研鑽を行い、防災思想の普及広報を行う | 全国消防協会負担金 | 平等割：5,400円 本部割：34,600円 人口割：188,000円 会員割：266,200円 | (一財)全国消防協会 | 495 | 495 | 494 |
| 消防局 | 消防総務課 | 全国消防長会関東支部負担金 | 年会費 | 全国消防長会の目的達成のため消防の地域団結を強化推進する | 全国消防長会関東支部負担金 | 平等割：10,000円 定員割：16,000円 人口割：17,000円 | 全国消防長会関東支部 | 43 | 43 | 43 |
| 消防局 | 消防総務課 | 全国消防長会負担金 | 年会費 | 全国消防長の融和協調を図り、消防の情報を交換し採長補短する | 全国消防長会負担金 | 平等割：27,000円 定員割：173,000円 人口割：940,100円 | 全国消防長会 | 1,140 | 1,140 | 1,140 |
| 消防局 | 消防総務課 | 大都市消防長会議負担金 | 参加者負担金等 | 会議出席に伴う負担金 | 大都市消防長会議負担金 | 3,000円×2名=6,000円 | 開催地消防本部(政令指定都市) | 6 | 6 | 6 |
| 消防局 | 消防総務課 | 埼玉県消防長会予防危険物部会視察研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 研修会出席に伴う負担金 | 埼玉県消防長会予防危険物部会視察研修負担金 | 7,000円×2名=14,000円 | 埼玉県消防長会予防危険物部会 | 14 | 14 | 0 |
| 消防局 | 消防総務課 | マーチングバンド指導者研修会2級指導員コースに係る負担金 | 参加者負担金 | マーチングバンドの指導者として実技を通して、基本的な技術と知識を習得する | マーチングバンド指導者研修会2級指導員コースに係る負担金 | 35,768円×1名 | 日本マーチング協会関東支部 | 0 | 36 | 45 |
| 消防局 | 消防総務課 | マーチングバンド指導者研修会3級指導員コースに係る負担金 | 参加者負担金 | マーチングバンドの指導者として実技を通して、基本的な技術と知識を習得する | マーチングバンド指導者研修会3級指導員コースに係る負担金 | 21,000円×1名 | 日本マーチング協会関東支部 | 0 | 21 | 6 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | 第三級陸上特殊無線技士養成講習受講負担金 | 受講負担金 | 大規模災害等における常備消防と消防団との通信手段を確保するため、車載無線機を配備したことにより、無線の取扱いに必要な免許を取得するもの | 第三級陸上特殊無線技士養成講習受講負担金 | 受託型養成講習40名一式 329,400円 | さいたま市消防団 | 330 | 172 | 169 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | 埼玉県消防協会会費 | (公財)埼玉県消防協会会員に関する規程 | 消防の運営についての研究、消防施設の改善と消防活動の強化を図るため | 埼玉県消防協会会費 | ①人口割：300,000円(120万人以上)、②世帯数割：548,357(世帯数)×3.6円(世帯数割合額)=1,974,085円、③消防職団員数割：(1,232名(団員数)+1,379名(職員数))×185円=483,035円【千円未満四捨五入】 | (公財)埼玉県消防協会 | 2,757 | 2,718 | 2,718 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | 第1ブロック連絡協議会負担金 | 埼玉県消防協会第1ブロック連絡協議会会則 | 埼玉県消防協会第1ブロック域内の連絡・協力体制の維持 | 第1ブロック連絡協議会負担金 | 1支部20,000円 | (公財)埼玉県消防協会第1ブロック協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 消防局 | 消防職員課 | 2級湖川小型船舶操縦士免許取得研修受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 2級湖川小型船舶操縦士免許取得研修受講負担金 | 48,700円×8名=389,600円 | ボートスクールE&M | 390 | 390 | 389 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|---------------------------------|---------|--|---------------------------------|--------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 消防職員課 | 足場の組立て等作業主任者講習受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 足場の組立て等作業主任者講習受講負担金 | 9,800円×4名=39,200円 | 建設業労働災害防止協会 | 39 | 39 | 39 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転中央研修所安全運転管理課程入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 安全運転中央研修所安全運転管理課程入校負担金 | 104,300円×2名=208,600円 | 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 | 209 | 209 | 209 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転中央研修所緊急自動車運転技能者課程入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 安全運転中央研修所緊急自動車運転技能者課程入校負担金 | 84,300円×10名=843,000円 | 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 | 843 | 843 | 843 |
| 消防局 | 消防職員課 | 大型自動車運転免許資格取得研修受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 大型自動車運転免許資格取得研修受講負担金 | 280,000円×10名=2,800,000円 | 市内自動車教習所 | 2,800 | 2,748 | 2,470 |
| 消防局 | 消防職員課 | 高圧ガス製造保安責任者丙種化学特別講習受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 高圧ガス製造保安責任者丙種化学特別講習受講負担金 | 18,900円×3名=56,700円 | 高圧ガス保安協会 | 56 | 37 | 38 |
| 消防局 | 消防職員課 | 小型移動式クレーン運転技能講習受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 小型移動式クレーン運転技能講習受講負担金 | 25,700円×6名=154,200円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 154 | 154 | 154 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校火災調査科入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校火災調査科入校負担金 | 13,900円×10名=139,000円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 0 | 139 | 139 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校救急科入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校救急科入校負担金 | 55,090円×45名=2,479,050円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 2,479 | 2,755 | 2,755 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校救急救命士養成所救急救命士養成研修入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校救急救命士養成所救急救命士養成研修入校負担金 | 1,740,000円×4名=6,960,000円 | 埼玉県消防学校救急救命士養成所 | 6,960 | 6,960 | 6,960 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校救急救命士養成所救急救命士養成事前研修受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校救急救命士養成所救急救命士養成事前研修受講負担金 | 10,000円×8名=80,000円 | 埼玉県消防学校救急救命士養成所 | 80 | 80 | 80 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校救助科入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校救助科入校負担金 | 83,200円×9名=748,800円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 749 | 749 | 749 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校警防活動教育入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校警防活動教育入校負担金 | 24,900円×10名=249,000円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 249 | 249 | 249 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校警防科入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校警防科入校負担金 | 14,500円×10名=145,000円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 145 | 145 | 145 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校実科指導員教育入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校実科指導員教育入校負担金 | 9,795円×4名=39,180円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 0 | 39 | 39 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--|---------|--|--|------------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校初級幹部科 入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校初級幹部科入校負担金 | 13,900円×13名=180,700円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 181 | 181 | 181 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校初任教育入 校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校初任教育入校負担金 | 250,300円×46名= 11,513,800円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 11,513 | 11,412 | 11,413 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校特殊災害科 入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校特殊災害科入校負担金 | 14,750円×6名 =88,500円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 89 | 0 | 0 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校予防査察科 入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校予防査察科入校負担金 | 15,500円×10名=155,000円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 155 | 0 | 0 |
| 消防局 | 消防職員課 | 酸素欠乏・硫化水素作業主 任者技能講習会受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習会受 講負担金 | 13,500円×4名 =54,000円 | (一社)埼玉労働基準協会連 合会 | 54 | 53 | 54 |
| 消防局 | 消防職員課 | 車両系建設機械(解体用) 運転技能講習受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 車両系建設機械(解体用) 運転技能講習受講負 担金 | 14,100円×2名=28,200円 | (一財)日本産業技能教習協 会 | 29 | 29 | 28 |
| 消防局 | 消防職員課 | 車両系建設機械(整地・運 搬・積込・掘削用)運転技 能講習受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 車両系建設機械(整地・ 運搬・積込・掘削用)運 転技能講習受講負 担金 | 76,700円×2名=153,400円 | (一財)日本産業技能教習協 会 | 153 | 153 | 117 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校火災調査科入校 負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校火災調査科入 校負担金 | 347,000円×1名 =347,000円 | (一財)消防防災科学セン ター | 347 | 337 | 335 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校幹部科入校負担 金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校幹部科入校負 担金 | 220,000円×2名 =440,000円 | (一財)消防防災科学セン ター | 440 | 500 | 410 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校救急科入校負担 金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校救急科入校負 担金 | 210,000円×1名=210,000円 | (一財)消防防災科学セン ター | 210 | 210 | 0 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校救助科入校負担 金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校救助科入校負 担金 | 275,000円×1名 =275,000円 | (一財)消防防災科学セン ター | 275 | 550 | 246 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校緊急消防援助隊 教育科NBCコース受講負 担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校緊急消防援助 隊教育科NBCコース受 講負担金 | 78,000円×2名=156,000円 | (一財)消防防災科学セン ター | 156 | 156 | 77 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校緊急消防援助隊 教育科高度・特別高度救助 コース受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校緊急消防援助 隊教育科高度・特別高 度救助コース受講負 担金 | 73,000円×1名 =73,000円 | (一財)消防防災科学セン ター | 73 | 63 | 62 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校緊急消防援助隊 教育科指揮隊長コース受講 負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校緊急消防援助 隊教育科指揮隊長コース 受講負担金 | 58,000円×2名 =116,000円 | (一財)消防防災科学セン ター | 116 | 96 | 95 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|-----------------------|-------------|--|-----------------------|--|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校警防科入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校警防科入校負担金 | 240,000円×1名 =240,000円 | (一財) 消防防災科学センター | 240 | 480 | 212 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校上級幹部科入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校上級幹部科入校負担金 | 82,450円×1名 =82,450円 | (一財) 消防防災科学センター | 83 | 42 | 72 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防大学校予防科入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防大学校予防科入校負担金 | 218,000円×1名=218,000円 | (一財) 消防防災科学センター | 218 | 218 | 209 |
| 消防局 | 消防職員課 | 潜水士免許取得研修負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 潜水士免許取得研修負担金 | 18,500円×2名=37,000円 | (一財) 安全衛生普及センター | 37 | 37 | 37 |
| 消防局 | 消防職員課 | 玉掛技能講習受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 玉掛技能講習受講負担金 | 17,400円×6名=104,400円 | (一社) 日本クレーン協会埼玉支部 | 104 | 104 | 104 |
| 消防局 | 消防職員課 | 中型自動車運転免許資格取得研修受講負担金 | 参加者負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 中型自動車運転免許資格取得研修受講負担金 | 125,920円×20名 =2,518,400円 | 市内自動車教習所 | 2,518 | 2,250 | 1,845 |
| 消防局 | 消防職員課 | 東京研修所救急救命士養成研修後期入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 東京研修所救急救命士養成研修後期入校負担金 | 2,071,000円×4名 =8,284,000円 | (一財) 救急振興財団 | 8,284 | 8,440 | 8,284 |
| 消防局 | 消防職員課 | 特殊小型船舶操縦士免許取得研修受講負担金 | 参加者負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 特殊小型船舶操縦士免許取得研修受講負担金 | 55,200円×2名=110,400円 | ボートスクールE&M | 110 | 110 | 110 |
| 消防局 | 消防職員課 | 陸上自化学学校委託教育訓練参加負担金 | 参加負担金等 | 特殊災害における専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 陸上自化学学校委託教育訓練参加負担金 | 22,000円×1名=22,000円 | 陸上自衛隊中央計隊 | 22 | 22 | 0 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者協会負担金(浦和西地区) | 安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理事業の推進 | 安全運転管理者協会負担金(浦和西地区) | 18,000円×2名=36,000円 | 安全運転管理者協会(浦和西地区) | 36 | 36 | 36 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者協会負担金(浦和地区) | 安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理事業の推進 | 安全運転管理者協会負担金(浦和地区) | 9,000円×1名=9,000円 18,000円×3名=54,000円 | 安全運転管理者協会(浦和地区) | 63 | 63 | 63 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者協会負担金(浦和東地区) | 安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理事業の推進 | 安全運転管理者協会負担金(浦和東地区) | 18,000円×1名=18,000円 | 安全運転管理者協会(浦和東地区) | 18 | 18 | 18 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者協会負担金(岩槻地区) | 安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理事業の推進 | 安全運転管理者協会負担金(岩槻地区) | 16,000円×1名=16,000円 | 安全運転管理者協会(岩槻地区) | 16 | 16 | 16 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者協会負担金(大宮東地区) | 安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理事業の推進 | 安全運転管理者協会負担金(大宮東地区) | 16,000円×1名=16,000円 | 安全運転管理者協会(大宮東地区) | 16 | 16 | 16 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|---|-------------|--|----------------------------|------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者協会負担金 (大宮西地区) | 安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理事業の推進 | 安全運転管理者協会負担金 (大宮西地区) | 16,000円×1名=16,000円 | 安全運転管理者協会(大宮西地区) | 16 | 16 | 16 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者協会負担金 (大宮地区) | 安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理事業の推進 | 安全運転管理者協会負担金 (大宮地区) | 21,000円×3名 =63,000円 | 安全運転管理者協会(大宮地区) | 63 | 42 | 42 |
| 消防局 | 消防職員課 | 安全運転管理者講習負担金 | 参加者負担金等 | 安全運転管理能力の修得 | 安全運転管理者講習負担金 | 4,500円×27名分=121,500円 | 埼玉県公安委員会 | 122 | 122 | 122 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防職員の惨事ストレス研修受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防職員の惨事ストレス研修受講負担金 | 30,000円×2名=60,000円 | 国立大学法人 筑波大学大学院 人間総合科学研究科 | 60 | 25 | 30 |
| 消防局 | 消防職員課 | 日本無線協会第2級陸上特殊無線技士養成課程受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 日本無線協会第2級陸上特殊無線技士養成課程受講負担金 | 30,780円×3名=92,340円 | (公財)日本無線協会 | 92 | 97 | 92 |
| 消防局 | 消防職員課 | 消防中学校女性活躍推進コース入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防中学校女性活躍推進コース入校負担金 | 50,000円×1名=50,000円 | (一財)消防防災科学センター | 50 | 0 | 37 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校実火災訓練指導者教育入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校実火災訓練指導者教育入校負担金 | 2,180円×4名=8,720円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 9 | 0 | 0 |
| 消防局 | 消防職員課 | 埼玉県消防学校実火災訓練教育入校負担金 | 入校負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 埼玉県消防学校実火災訓練教育入校負担金 | 16,390円×3名=49,170円 | 埼玉県消防学校教育振興会 | 50 | 0 | 0 |
| 消防局 | 予防課 | 大都市(政令市・東京消防庁)予防担当部課長会議参加負担金 | 大都市会議等負担金 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 大都市予防担当部課長会議参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 開催地消防本部(政令指定都市) | 5 | 5 | 5 |
| 消防局 | 予防課 | 火災科学セミナー参加者負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 火災科学セミナー参加者負担金 | 2,000円×11人=22,000円 | (公社)日本火災学会 | 22 | 22 | 22 |
| 消防局 | 査察指導課 | 建築物の防火・避難対策と建築基準法、消防法における防災関係規定講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 7,000円×2名=14,000円 | (一財)日本建築防災協会 | 14 | 14 | 14 |
| 消防局 | 査察指導課 | 行政機関向け高圧ガス保安法令等勉強会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 高圧ガス保安協会 | 6 | 12 | 12 |
| 消防局 | 査察指導課 | LPガスバルク供給安全普及のためのセミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 10,800円×1名=10,800円 | (一社)日本エルピーガスプラント協会 | 11 | 22 | 0 |
| 消防局 | 査察指導課 | 火薬学セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 100,000円×1名=100,000円 | (公社)全国火薬類保安協会 | 100 | 200 | 200 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|------------------------------------|---------|--|--------|---------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 査察指導課 | 高圧ガス保安教育基礎講習参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 8,500円×1名=8,500円 | 高圧ガス保安協会 | 9 | 17 | 15 |
| 消防局 | 査察指導課 | 高圧ガス保安法令セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 10,300円×1名=10,300円 | 高圧ガス保安協会 | 10 | 20 | 19 |
| 消防局 | 査察指導課 | 高圧ガス保安法の許可、届出に係る運用と解釈説明会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 10,300円×1名=10,300円 | 高圧ガス保安協会 | 10 | 20 | 19 |
| 消防局 | 査察指導課 | 保安検査のポイントと事例紹介セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 12,300円×1名=12,300円 | 高圧ガス保安協会 | 12 | 25 | 21 |
| 消防局 | 査察指導課 | LPGガス製造事業所向け保安検査実務者講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 10,800円×1名=10,800円 | (一社)日本エルピーガスプラント協会 | 11 | 22 | 22 |
| 消防局 | 査察指導課 | 建築物の防火避難規定の解説講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 12,329円×1人=12,329円 | (一財)日本建築センター | 13 | 13 | 12 |
| 消防局 | 査察指導課 | 水素安全技術セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×1人=15,000円 | 高圧ガス保安協会 | 15 | 30 | 30 |
| 消防局 | 査察指導課 | 冷凍保安講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 13,000円×1名=13,000円 | 高圧ガス保安協会 | 13 | 0 | 20 |
| 消防局 | 査察指導課 | 防爆セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 4,000円×3名=12,000円 | (株)IDEC | 12 | 0 | 0 |
| 消防局 | 査察指導課 | 新防爆規格と規格に対応した防爆機器・設備の設計技術セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 48,600円×2名=97,200円 | (株)日本テクノセンター | 97 | 0 | 0 |
| 消防局 | 査察指導課 | 危険物施設総合研修訓練参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 97,200円×2名=194,400円 | 危険物保安技術協会 | 195 | 0 | 0 |
| 消防局 | 査察指導課 | 製造事業所の保安管理技術研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 10,800円×1名=10,800円 | (一社)日本エルピーガスプラント協会 | 11 | 0 | 0 |
| 消防局 | 査察指導課 | 高圧ガス製造保安責任者講習(三種化学・特別)参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 18,900円×1名=18,900円 | 高圧ガス保安協会 | 19 | 0 | 0 |
| 消防局 | 査察指導課 | 高圧ガス製造保安責任者講習(第三种冷凍)参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 参加者負担金 | 16,200円×1名=16,200円 | 高圧ガス保安協会 | 16 | 0 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-----|----------------------------|----------------------|--|----------------------------|---|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 警防課 | 海洋研究開発機構潜水技術研修受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 海洋研究開発機構潜水技術研修受講負担金 | 129,600円×2名=259,200円 | 日本サバイバルトレーニングセンター | 260 | 260 | 259 |
| 消防局 | 警防課 | GCMSの上手な使い方講習会受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | GCMSの上手な使い方講習会受講負担金 | 27,000円×2名=54,000円 | (株)島津製作所 | 54 | 54 | 0 |
| 消防局 | 警防課 | FTIRの上手な使い方講習会受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | FTIRの上手な使い方講習会受講負担金 | 27,000円×2名=54,000円 | (株)島津製作所 | 54 | 54 | 54 |
| 消防局 | 警防課 | 大都市警防担当部長会議参加負担金(警防関係) | 参加者負担金等 | 会議への参加負担金 | 大都市警防担当部長会議(警防関係) | 5,000円×1消防本部=5,000円 | 開催地消防本部(政令指定都市) | 5 | 5 | 4 |
| 消防局 | 警防課 | 東北自動車道埼玉県消防連絡協議会負担金 | 東北自動車道埼玉県消防連絡協議会規約 | 協議会運営に伴う年会費 | 東北自動車道埼玉県消防連絡協議会の運営 | 10,000円×1消防本部=10,000円 | 東北自動車道埼玉県消防連絡協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 消防局 | 警防課 | 東京外環自動車道埼玉県消防連絡協議会負担金 | 東京外環自動車道埼玉県消防連絡協議会規約 | 協議会運営に伴う年会費 | 東京外環自動車道埼玉県消防連絡協議会の運営 | 10,000円×1消防本部=10,000円 | 東京外環自動車道埼玉県消防連絡協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 消防局 | 警防課 | 消防活動用偵察システム講習受講負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 消防活動用偵察システム講習受講負担金 | 196,000円×1名=196,000円 | 株衛星ネットワーク | 196 | 196 | 65 |
| 消防局 | 警防課 | フォークリフト運転特別教育講習負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | フォークリフト運転特別教育講習負担金 | 16,200円×10名=162,000円 | トヨタL&F埼玉株式会社 | 162 | 0 | 0 |
| 消防局 | 救急課 | 大都市警防(救急)担当部長会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 会議への参加負担金 | 大都市警防(救急)担当部長会議負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | 開催地事務局 | 2 | 0 | 0 |
| 消防局 | 救急課 | 指導救命士養成研修 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 指導救命士養成研修 | 324,000円×1名=324,000円 | (一財)救急振興財団 | 324 | 324 | 324 |
| 消防局 | 救急課 | 中央地域メディカルコントロール協議会運営負担金 | 運営者負担金 | 中央地域メディカルコントロール協議会運営に伴う負担金 | 中央地域メディカルコントロール協議会運営負担金 | 中央地域メディカルコントロール協議会内の人口、救急出場件数及び委員数により算出 | 中央地域メディカルコントロール協議会 | 585 | 557 | 557 |
| 消防局 | 救急課 | 日本救急医学会関東地方会救急隊員学術研究会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 日本救急医学会関東地方会救急隊員学術研究会参加負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 日本救急医学会 | 5 | 5 | 5 |
| 消防局 | 救急課 | 日本救急医学会総会・学術集会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 日本救急医学会負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 日本救急医学会 | 5 | 5 | 5 |
| 消防局 | 救急課 | 日本臨床救急医学会登録料 | 参加者負担金等 | 日本臨床救急医学会登録料 | 日本臨床救急医学会登録料負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 日本臨床救急医学会 | 10 | 10 | 10 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|-----------------------|----------------------|---|------------------------------|------------------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 消防局 | 救急課 | 日本臨床救急医学会参加負担金 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 日本臨床救急医学会参加負担金 | 10,000円×2名=20,000円 | 日本臨床救急医学会 | 20 | 20 | 20 |
| 消防局 | 救急課 | 指導救命士養成研修 | 参加者負担金等 | 職務遂行に必要とされる種々の専門知識及び高度な技能の習得並びに職員の資質の向上を図る | 指導救命士養成研修 | 227,000円×2名=454,000円 | 埼玉県救急救命士養成課程 | 454 | 0 | 0 |
| 消防局 | 指令課 | 消防通信連絡会会費負担金 | 消防通信連絡会規約 | 国、及び全国の代表消防本部の消防通信に関する調査研究及び情報収集、意見交換と、国や電気通信事業者等との連絡調整を目的とし年2回開催される会議費 | 消防通信連絡会7月総会1名分・11月幹事会2名分の負担金 | 4,000円×3名=12,000円 | 消防通信連絡会事務局(東京消防庁) | 12 | 12 | 12 |
| 出納室 | 出納課 | 会計事務講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 会計事務の効率化及び合理的運用事務等を学び、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×4名=125,280円 | (一社)日本経営協会 | 126 | 126 | 125 |
| 出納室 | 出納課 | 埼玉県県南ブロック都市出納事務協議会負担金 | 埼玉県県南ブロック都市出納事務協議会会則 | 会計・用度事務の研究、合理化、効率化を図り、財務会計事務の向上に資すること | 会計及び用度事務に関する調査、研究等 | 本会運営費(年額)1,000円 | 埼玉県県南ブロック都市出納事務協議会 | 1 | 1 | 1 |
| 出納室 | 出納課 | 埼玉県都市出納事務協議会負担金 | 埼玉県都市出納事務協議会会則 | 都市財政の健全なる発展に寄与するため、相互に緊密な連携調和を図り、会計・用度事務の合理化と能率の増進に資する | 地方財務会計制度に関する調査、研究等 | 本会運営費(年額)3,000円 | 埼玉県都市出納事務協議会 | 3 | 3 | 3 |
| 出納室 | 出納課 | 指定都市会計管理者会議参加負担金 | 指定都市会計管理者会規約 | 政令指定都市会計管理者相互の連携を保ち、財務会計事務の円滑な運用と地方自治の発展に資する | 財務会計事務に関する調査、研究等 | 3,000円×2名=6,000円 | 指定都市会計管理者会 | 6 | 6 | 6 |
| 出納室 | 出納課 | 指定都市会計事務主管者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 政令指定都市財政の健全なる発展に寄与するため、相互に緊密な連携調和を図り、会計事務の合理化と能率の増進に資する | 財務会計事務に関する調査、研究等 | 3,000円×2名=6,000円 | 指定都市会計管理者会 | 6 | 12 | 12 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 防火管理者等講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法の規定による防火管理に必要な資格を取得するための講習参加負担金 | 教育委員会事務局の運営に要する経費 | 防火管理者資格講習会7,500円×5名+9,500円=47,000円 | (公社)さいたま市防火安全協会 | 47 | 48 | 39 |
| 教育委員会 | 教育政策室 | 関東地区都市教育長協議会負担金 | 参加者負担金等 | 年間負担金のため | 指定都市教育委員会協議会等の教育団体への負担金支出 | 年額5,000円 | 関東地区都市教育長協議会 | 5 | 5 | 5 |
| 教育委員会 | 教育政策室 | 埼玉県都市教育長協議会負担金 | 参加者負担金等 | 年間負担金のため | 指定都市教育委員会協議会等の教育団体への負担金支出 | 人口50万人以上100,000円 | 埼玉県都市教育長協議会 | 100 | 100 | 100 |
| 教育委員会 | 教育政策室 | 指定都市教育委員会協議会分担金 | 参加者負担金等 | 年間負担金のため | 指定都市教育委員会協議会等の教育団体への負担金支出 | 年額130,000円 | 指定都市教育委員会協議会 | 130 | 150 | 130 |
| 教育委員会 | 教育政策室 | 全国都市教育長協議会年会費 | 参加者負担金等 | 年間負担金のため | 指定都市教育委員会協議会等の教育団体への負担金支出 | 人口70万人以上60,000円 | 全国都市教育長協議会 | 60 | 60 | 60 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|--------|----------------------|---------------------|--|-----------------------|--|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 教育政策室 | エネルギー管理者講習会負担金 | エネルギーの使用の合理化に関する法律 | 研修への出席負担金 | 教育委員会事務局の運営に要する経費 | 17,100円×1名=17,100円 | 研修実施機関 | 18 | 18 | 17 |
| 教育委員会 | 教育政策室 | 関東地区都市教育長協議会出席者負担金 | 参加者負担金等 | 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づいて、会員各自の任務を果たし、互いに協力して、わが国の教育向上に尽くすため | 教育委員会事務局の運営に要する経費 | 10,000円×1名=10,000円 | 関東地区都市教育長協議会 | 10 | 8 | 0 |
| 教育委員会 | 教育政策室 | 政策研修費負担金 | 参加者負担金等 | 各種研修への出席者負担金 | 教育委員会事務局の運営に要する経費 | 5,000円×1名×2回=10,000円 | 研修実施機関 | 0 | 10 | 0 |
| 教育委員会 | 教育政策室 | 全国都市教育長協議会出席者負担金 | 参加者負担金等 | 全国都市（特別区を含む）の連絡を緊密にし、相協力して民主的な教育行政の進展を図り、わが国の教育向上に尽くすため | 教育委員会事務局の運営に要する経費 | 7,000円×1名=7,000円 | 全国都市教育長協議会 | 7 | 7 | 7 |
| 教育委員会 | 教育財務課 | 産業廃棄物処理実務者研修会負担金 | 参加者負担金等 | 学校から排出される産業廃棄物の処理全般にわたる業務を適正に遂行するために必要な知識及び技能を修得する | 産業廃棄物処理実務者研修会 | 7,200円×1名=7,200円 | (公社)全国産業廃棄物連合会 | 8 | 8 | 7 |
| 教育委員会 | 教育財務課 | 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 特別管理産業廃棄物管理業務を適正に遂行するために必要な知識及び技能を修得する | 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 14 |
| 教育委員会 | 学校施設課 | 埼玉県公立学校施設整備期成同盟会負担金 | 参加者負担金等 | 埼玉県内の公立学校施設整備の促進を図る | 参加者負担金 | (児童生徒数102,645名×0.7) + (学校数167校×70) = 83,562円=83,000円 | 埼玉県公立学校施設整備期成同盟会 | 83 | 83 | 83 |
| 教育委員会 | 学校施設課 | 全国公立学校建築技術協議会負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上を図り、学校施設の質的整備に寄与する | 参加者負担金 | 年額15,000円 | 全国公立学校建築技術協議会 | 15 | 15 | 15 |
| 教育委員会 | 学校施設課 | 全国施設主管課長協議会負担金 | 参加者負担金等 | 公立学校施設の整備促進を図る | 参加者負担金 | 分担金4,000円 | 全国施設主管課長協議会 | 4 | 4 | 4 |
| 教育委員会 | 学校施設課 | 廃棄物管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を適正に遂行するための必要な知識及び技能を修得する | 参加者負担金 | 受講料13,500円×8名=108,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 108 | 135 | 54 |
| 教育委員会 | 教職員人事課 | 大都市中学校長会連絡協議会負担金 | 大都市中学校長協議会会則 | 大都市教育の進展、拡充を図ることを目的に設置された協議会であり、年会費等を負担する | 年会費等 | 一都市一律50,000円 | 大都市中学校長会連絡協議会 | 50 | 50 | 50 |
| 教育委員会 | 教職員人事課 | 指定都市小学校長会研究協議会負担金 | 指定都市小学校協議会会則 | 大都市の抱える教育上の諸問題並びに将来の展望についての調査研究と情報交換を推進し、教育の充実発展に資する | 年会費等 | 一都市一律50,000円 | 指定都市小学校長会研究協議会 | 50 | 50 | 50 |
| 教育委員会 | 教職員人事課 | 政令指定都市学校事務職員研究協議会負担金 | 政令指定都市学校事務職員研究協議会会則 | 政令指定都市に共通する課題を研究協議し、各研究会の活動を活性化させ、学校教育の推進に寄与する | 年会費等 | 一都市一律5,000円 | 政令指定都市学校事務職員研究協議会 | 5 | 5 | 5 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|------|--------------------------|----------|---|-------------------------|---------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県産業教育振興会さいたま支部負担金 | 参加者負担金等 | 産業教育の振興を図る | 埼玉県産業教育振興会の運営に係る経費 | 2,800円×162校=453,600円 | 埼玉県産業教育振興会 | 454 | 454 | 454 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県小学校体育連盟支部負担金 | 上部団体負担金 | 埼玉県小学校体育連盟の円滑な運営 | 埼玉県小学校体育連盟の事業費 | 103校×600円+児童数(67,800)×2円=197,400円 | 埼玉県小学校体育連盟 | 197 | 197 | 197 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県中学校体育連盟支部負担金 | 上部団体負担金 | 埼玉県中学校体育連盟の円滑な運営 | 埼玉県中学校体育連盟の事業費 | 市内生徒割：(学校基本調査数)90円×31,637人=2,847,330円 | 埼玉県中学校体育連盟 | 2,847 | 2,888 | 2,819 |
| 教育委員会 | 指導1課 | さいたま市体育協会負担金 | 上部団体負担金 | さいたま市体育協会の円滑な運営 | さいたま市体育協会の事業費 | 10,000円×2団体=20,000円 | (公財)さいたま市体育協会 | 20 | 20 | 20 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 小学校英語活動等国際理解活動指導者養成研修負担金 | 研修に係る負担金 | 外国語活動を担当する指導主事等が、必要な知識等を総合的に習得し、外国語活動指導力向上研修の講師等として活動し、各学校に対して適切な指導・助言を行う | 参加者負担金 | 負担金5,000円 | 教員研修センター | 5 | 5 | 0 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県科学教育振興展覧会負担金 | 参加者負担金等 | 児童生徒の科学的研究物の展示や科学教育の振興 | 児童生徒の科学的研究物の展示等に係る経費 | 負担金28,000円 | 埼玉県理科教育研究会 | 28 | 28 | 28 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県校外教育協会負担金 | 参加者負担金等 | 児童生徒の校外生活の充実を図る活動の助成 | 児童生徒の校外生活の充実を図る活動の助成 | 1,000円×162校=162,000円 | (一社)埼玉県校外教育協会 | 162 | 162 | 162 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県小学校管楽器教育研究会会費負担金 | 参加者負担金等 | 小学校管楽器教育の推進・相互発展 | 小学校管楽器教育の運営に係る経費 | 2,000円×53校=106,000円 | 埼玉県小学校管楽器教育研究会 | 106 | 106 | 100 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県図書館協会会費負担金 | 参加者負担金等 | 埼玉県図書館協会会費 | 埼玉県図書館協会会費 | 500円×162校=81,000円 | 埼玉県図書館協会 | 81 | 80 | 80 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県吹奏楽連盟負担金 | 参加者負担金等 | 吹奏楽の普及振興を図り、音楽文化の向上に寄与 | 吹奏楽の普及振興のための経費 | 中学校10,000円×57校+小学校5,000円×20校=670,000円 | 埼玉県吹奏楽連盟 | 670 | 665 | 665 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県統計教育研究協議会負担金 | 参加者負担金等 | 統計教育の推進 | 統計教育の推進に係る経費 | 1,000円×160校=160,000円 | 埼玉県統計教育研究協議会 | 160 | 160 | 160 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会負担金 | 参加者負担金等 | 職能の向上と市内学校教育の推進・向上を図る | 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会分担金 | 会費15,000円 | 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会 | 15 | 15 | 15 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県国公立幼稚園教育研究会費 | 参加者負担金等 | 埼玉県国公立幼稚園教育の充実発展、及び教員相互の資質の向上を図る | 埼玉県国公立幼稚園教育研究会の運営に係る経費 | 3,600円×5名+5,000円×1園=23,000円 | 埼玉県国公立幼稚園教育研究会 | 0 | 23 | 16 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 埼玉県国公立幼稚園長会費 | 参加者負担金等 | 埼玉県幼稚園教育の普及刷新向上を図る | 埼玉県幼稚園教育の普及刷新に係る経費 | 10,000円×1園=10,000円 | 埼玉県国公立幼稚園長会 | 0 | 10 | 10 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|---------|---------------------------|----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 指導1課 | 全国国公立幼稚園長会負担金 | 参加者負担金等 | 全国幼稚園教育の普及刷新を図る | 全国幼稚園教育の普及刷新に係る経費 | 負担金6,000円 | 埼玉県国公立幼稚園長会 | 0 | 6 | 6 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 小・中学校音楽会中央大会運営負担金 | 開催に対する負担金 | 埼玉県の小・中学校音楽会中央大会の開催に係る費用を一部負担する | 埼玉県小・中学校音楽会中央大会運営業務 | 1/10負担 | 埼玉県音楽教育連盟 | 16 | 16 | 16 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 小中学校体育研究負担金 | 上部団体負担金 | 小中学校の体育研究に寄与する | 小中学校体育研究業務 | 小学校体育連盟研究協議会22,531円、中学校体育連盟研究協議会28,066円 | 小学校体育連盟協議会、中学校体育連盟協議会 | 0 | 51 | 0 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 第9回関東地区特別活動研究協議大会 埼玉大会負担金 | 開催に対する負担金 | 特別活動における指導力の向上を図るため | 関東地区特別活動研究協議大会 | 開催市50,000円 | 埼玉県特別活動研究会 | 0 | 50 | 50 |
| 教育委員会 | 指導1課 | 第57回全国学校体育研究大会負担金 | 開催に対する負担金 | 小中学校における体育研究の推進 | 全国学校体育研究大会 | 参加費5,000円 | (公財)日本学校体育研究連合会 | 5 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 総合教育相談室 | 全国適応指導教室連絡協議会会費 | 全国適応指導教室連絡協議会規約 | 不登校問題の解決に寄与する | 相談・指導方法、組織・運営の在り方等に関する調査・研究及び研究協議会の開催 | 全国適応指導教室連絡協議会負担金5,000円 | 全国適応指導教室連絡協議会 | 5 | 5 | 5 |
| 教育委員会 | 総合教育相談室 | 日本学校ソーシャルワーク学会研究会参加費 | 参加者負担金等 | 子どもの人権と教育及び発達への保障に資する | 学校ソーシャルワークに関する全国大会(研究報告会)の開催 | 日本学校ソーシャルワーク学会全国大会の事前研修及び本大会参加費5,000円 | 日本学校ソーシャルワーク学会全国大会 | 5 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 自治体国際化協会加盟費(人員割会費) | 参加者負担金等 | JET招致4名の自治体国際化協会加盟のため | 自治体国際化協会加盟費(人員割会費) | 72,000円×4名=288,000円 | (一財)自治体国際化協会 | 288 | 288 | 288 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 語学指導助手受入活用連絡協議会政令市負担金 | 参加者負担金等 | 県及び市町村教育委員会にALTを配置するJETプログラムの円滑な推進を図る | JETプログラムの研修の補助 | 2,000円×4人=8,000円 | 埼玉県語学指導助手受入活用連絡協議会 | 8 | 8 | 8 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県定時制教育及び通信制教育振興会市町村負担金 | 埼玉県定時制教育及び通信制教育振興会規約 | 勤労青少年教育の振興 | 生活体験発表、体育大会助成、進路対策など | さいたま市在住定時制通信制生徒数×200円 | 埼玉県定時制教育通信教育振興会 | 288 | 283 | 283 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校教頭会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 全国高等学校教頭会会費4,500円×2名=9,000円、埼玉県高等学校教頭会会費3,000円×2名=6,000円 | 全国高等学校教頭・副校長会、埼玉県高等学校教頭・副校長会 | 15 | 15 | 15 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校教頭会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金 | 参加者負担金 | 全国高等学校教頭会会費4,500円×2名=9,000円、埼玉県高等学校教頭会会費3,000円×2名=6,000円 | 全国高等学校教頭・副校長会、埼玉県高等学校教頭・副校長会 | 15 | 15 | 15 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校事務長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 全国公立学校事務長会会費3,000円、関東公立高等学校事務長会会費1,000円、埼玉県公立学校事務長会会費4,000円、埼玉県公立学校南部地区事務長会会費2,000円、政令指定都市市立学校事務長会会費1,000円 | 全国公立学校事務長会、関東公立高等学校事務長会、埼玉県公立学校事務長会、埼玉県公立学校南部地区事務長会、政令指定都市市立学校事務長会 | 11 | 11 | 10 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|--------------|---------|-----------------------|---------|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 自衛消防業務講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、自衛消防業務資格取得のため | 参加者負担金 | 36,000円×3名=108,000円 | (一財)日本消防設備安全センター | 108 | 108 | 70 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 防災管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防災管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,000円×1名=7,000円 | (一財)日本防火・防災協会 | 7 | 7 | 7 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校教頭会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 全国高等学校教頭会会費 4,500円×2名=9,000円、 埼玉県高等学校教頭会会費 3,000円×2名=6,000円 | 埼玉県 全国高等学校教頭・副校長 会、埼玉県高等学校教頭・副 校長会 | 15 | 15 | 15 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校教頭会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 全国高等学校教頭会会費 4,500円×2名=9,000円、 玉県高等学校教頭会会費 3,000円×2名=6,000円 | 埼玉県 全国高等学校教頭・副校長 会、埼玉県高等学校教頭・副 校長会 | 15 | 15 | 15 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校校長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加費80,000円 | 全国高等学校長協会、全国普 通科高等学校長会、全国都市 立高等学校長会・同関東ブ ロック、全国高等学校長協会 家庭部会、埼玉県高等学校長 協会、埼玉県高等学校家庭科 校長会 | 80 | 80 | 75 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校校長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金 | 参加者負担金 | 参加費100,000円 | 全国高等学校長協会、全国普 通科高等学校長会、全国都市 立高等学校長会・同関東ブ ロック、全国高等学校長協会 家庭部会、埼玉県高等学校長 協会、埼玉県高等学校家庭科 校長会、全国理数科高等学 校長会、全国理数科教育研究大 会 | 100 | 100 | 90 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校校長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加費89,000円 | 全国高等学校長協会、全国普 通科高等学校長会、全国都市 立高等学校長会・同関東ブ ロック、全国高等学校長協会 家庭部会、埼玉県高等学校長 協会、埼玉県高等学校家庭科 校長会、埼玉県高等学校長協 会南部地区校長会 | 89 | 80 | 68 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校校長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加費84,000円 | 全国高等学校長協会、全国普 通科高等学校長会、全国都市 立高等学校長会・同関東ブ ロック、全国高等学校長協会 家庭部会、埼玉県高等学校長 協会、埼玉県高等学校家庭科 校長会 | 84 | 82 | 78 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-------|-------|--------------------|---------------|---|------------------------------|---|--|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校事務長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 全国公立学校事務長会会費3,000円、関東公立高等学校事務長会会費1,000円、埼玉県公立学校事務長会会費4,000円、埼玉県公立学校南部地区事務長会会費2,000円、政令指定都市市立学校事務長会会費1,000円 | 全国公立学校事務長会、関東公立高等学校事務長会、埼玉県公立学校事務長会、埼玉県公立学校南部地区事務長会、政令指定都市市立学校事務長会 | 11 | 11 | 10 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校事務長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 参加者負担金等 | 全国公立学校事務長会会費3,000円、関東公立高等学校事務長会会費1,000円、埼玉県公立学校事務長会会費4,000円、埼玉県公立学校南部地区事務長会会費2,000円、政令指定都市市立学校事務長会会費1,000円 | 全国公立学校事務長会、関東公立高等学校事務長会、埼玉県公立学校事務長会、埼玉県公立学校南部地区事務長会、政令指定都市市立学校事務長会 | 11 | 11 | 10 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高等学校事務長会負担金 | 参加者負担金等 | 参加者負担金 | 参加者負担金 | 全国公立学校事務長会会費3,000円、関東公立高等学校事務長会会費1,000円、埼玉県公立学校事務長会会費4,000円、埼玉県公立学校南部地区事務長会会費2,000円、政令指定都市市立学校事務長会会費1,000円、政令指定都市市立学校事務長会総会・政令指定都市市立学校事務長会研究会参加費3,500円(高校4校を一括して計上) | 全国公立学校事務長会、関東公立高等学校事務長会、埼玉県公立学校事務長会、埼玉県公立学校南部地区事務長会、政令指定都市市立学校事務長会 | 15 | 15 | 13 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校体育連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校体育連盟規約 | 高等学校の体育振興の向上を図る目的で設置された団体で、体育・スポーツの発展のための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 在籍生徒数割(111,000円) + 部数(23部×7,000円) = 272,000円 | 埼玉県高等学校体育連盟 | 272 | 348 | 303 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校体育連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校体育連盟規約 | 高等学校の体育振興の向上を図る目的で設置された団体で、体育・スポーツの発展のための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 在籍生徒数割(218,000円) + 部数(25部×7,000円) = 393,000円 | 埼玉県高等学校体育連盟 | 393 | 393 | 379 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校体育連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校体育連盟規約 | 高等学校の体育振興の向上を図る目的で設置された団体で、体育・スポーツの発展のための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 在籍生徒数割(218,000円) + 部数(24~25部×7,000円) = 390,000円 | 埼玉県高等学校体育連盟 | 390 | 400 | 351 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校体育連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校体育連盟規約 | 高等学校の体育振興の向上を図る目的で設置された団体で、体育・スポーツの発展のための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 在籍生徒数割(218,000円) + 部数(28部×7,000円) = 414,000円 | 埼玉県高等学校体育連盟 | 414 | 414 | 407 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校文化連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校文化連盟規約 | 高等学校の文化部の進展を図る目的で設置された団体で、文科系教育の発展に寄与するための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 学校規模割(65,000円) + 部数(7部×10,000円) = 135,000円 | 埼玉県高等学校文化連盟 | 135 | 135 | 135 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校文化連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校文化連盟規程 | 高等学校の文化部の進展を図る目的で設置された団体で、文科系教育の発展に寄与するための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 学校規模割(65,000円) + 部数(7部×10,000円) = 135,000円 | 埼玉県高等学校文化連盟 | 135 | 135 | 125 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|------------------------|----------------|--|--------------------------------|--|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校文化連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校文化連盟規約 | 高等学校の文化部の進展を図る目的で設置された団体で、文科系教育の発展に寄与するための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 学校規模割(65,000円)＋部数(8部×10,000円)＝145,000円 | 埼玉県高等学校文化連盟 | 145 | 145 | 145 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 埼玉県高等学校文化連盟加盟団体負担金 | 埼玉県高等学校文化連盟規程 | 高等学校の文化部の進展を図る目的で設置された団体で、文科系教育の発展に寄与するための負担金 | 加盟校による負担金等により、諸団体が開催する大会運営費等 | 学校規模割(50,000円)＋部数(8部×10,000円)＝130,000円 | 埼玉県高等学校文化連盟 | 130 | 145 | 125 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 全国中高一貫教育研究会負担金 | 参加者負担金等 | 全国の中高一貫教育について共通の問題を協議し、中高教育の振興を図る | 中高一貫教育に係る研究協議会・分科会・公開シンポジウムを開催 | 全国中高一貫教育研究会会費10,000円 | 全国中高一貫教育研究会 | 10 | 10 | 10 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 国際バカロレアワークショップ参加負担金 | 参加者負担金等 | 国際バカロレアの導入を検討するにあたり、国際バカロレアについて見識を深め、市の施策に生かす | 参加者負担金 | 90,000円×7名＝630,000円 | 国際バカロレア機構 | 630 | 360 | 0 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 刈払機(草刈機)作業従事者教育受講負担金 | 参加者負担金等 | 刈払機作業に係る点検・整備方法や振動障害に関する講習 | 参加者負担金 | 9,700円×1名＝9,700円 | (株)安全衛生推進会 | 10 | 0 | 9 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 全国中高一貫教育研究会負担金 | 参加者負担金等 | 全国の中高一貫教育について共通の問題を協議し、中高教育の振興を図る | 中高一貫教育に係る研究協議会・分科会・公開シンポジウムを開催 | 全国中高一貫教育研究会会費10,000円 | 全国中高一貫教育研究会 | 10 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 国際バカロレア候補校申請 | 申請負担金 | 国際バカロレアの認定をうけるために候補校としての申請を行う | 国際バカロレア候補校申請負担金 | 6,100シンガポールドル(92円×6,100＝561,200円) | 国際バカロレア機構 | 562 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会参加負担金 | 廃棄物処理法 | 特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を適切に遂行するための必要な知識と技能を習得する | PCB保管管理 | 14,000円×1名＝14,000円 | (一社)埼玉環境産業振興協会 | 0 | 14 | 0 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 埼玉県学校保健会分担金 | 埼玉県学校保健会会則による | 埼玉県学校保健会の助成等 | 埼玉県学校保健会資料作成、表彰、大会等 | 児童生徒割2.5円×児童生徒数＋学校均等割3,000円×学校数－日本学校保健会拠出金 | 埼玉県学校保健会 | 487 | 487 | 487 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 指定都市学校保健協議会出席者負担金 | 参加者負担金等 | 学校保健の目的及び事業の達成のため学校保健会に協力し、児童・生徒の健康保持に資する | 協議会への参加 | 7,000円×4名＝28,000円 | 指定都市学校保健協議会 | 28 | 21 | 21 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 日本学校保健会拠出金 | 日本学校保健会寄付行為による | 日本学校保健会の助成等 | 日本学校保健会資料作成、団体助成等 | 児童生徒割1.2円×児童生徒数＋均等割額 | (公財)日本学校保健会 | 268 | 268 | 267 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 食の安全に関する調理員講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 学校給食の充実発展のための施策に協力し、会員相互の親睦と資質の向上を図るため | 研修会への参加、団体への助成 | 5,000円×1名＝5,000円 | 食の安全に関する調理員講習会実行委員会 | 5 | 5 | 5 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会参加負担金 | 参加者負担金等 | 児童・生徒の体位の向上・栄養改善を目標とし、学校給食の栄養に関する職務に従事する栄養士の資質の向上を図る | 研修会への参加、団体への助成 | 6,000円×1名＝6,000円 | 全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会実行委員会事務局 | 6 | 6 | 5 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|------------------------|-----------------------|---|--|---------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 全国学校給食研究協議大会参加負担金 | 参加者負担金等 | 学校給食の充実発展のための施策に協力し、会員相互の親睦と資質の向上を図るため | 研修会への参加、団体への助成 | 5,000円×1名=5,000円 | 全国学校給食研究協議大会実行委員会事務局 | 5 | 5 | 4 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 全国学校歯科保健研究大会出席負担金 | 参加者負担金等 | 会員の連携及び資質向上を図り、地域住民の健康増進に寄与する | 研修会への参加、団体への助成 | 3,000円×1名=3,000円 | 全国学校歯科保健研究大会実行委員会 | 3 | 3 | 3 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 全国学校保健・安全研究大会参加費 | 参加者負担金等 | 諸議題について研究協議を行い、学校保健及び学校安全の充実発展に資する | 研修会への参加、団体への助成 | 6,000円×4名=24,000円 | 全国学校保健・安全研究大会実行委員会 | 24 | 6 | 3 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 全国養護教諭研究大会出席負担金 | 参加者負担金等 | 養護教諭の職務について研究し養護教諭の資質を高め、学校保健の向上に寄与する | 研修会への参加、団体への助成 | 5,000円×1名=5,000円 | 全国養護教諭研究大会実行委員会 | 0 | 5 | 0 |
| 教育委員会 | 教育研究所 | 関東地区教育研究所連盟負担金 | 関東地区教育研究所連盟規約 | 各教育研究機関の相互の連絡提携を密にし、調査研究の進展を図り、教育の振興に寄与する | 資料ならびに情報の交換、教育研究発表会の開催、共同研究、その他、目的達成に必要な事項 | 連盟費(指定都市市の機関)14,400円 | 関東地区教育研究所連盟 | 15 | 15 | 14 |
| 教育委員会 | 教育研究所 | 教育研究所連盟研究発表等参加負担金 | 参加者負担金等 | 各教育研究機関相互の連携を密にし、調査研究の充実を図り、情報収集及び成果の交換を行う | 研究協議会等 | 負担金3,000円×6回=18,000円 | 研究協議会等を主催する団体 | 18 | 12 | 12 |
| 教育委員会 | 教育研究所 | 埼玉県教育研究所連絡協議会負担金 | 埼玉県教育研究所連絡協議会規約 | 各教育研究機関相互の連携を密にし、調査研究及び研修等の進展を図り、埼玉県教育の振興に寄与する | 調査研究に関すること、研修に関すること、資料及び情報の交換に関すること、その他、目的達成に必要な事項 | 会費2,000円 | 埼玉県教育研究所連絡協議会 | 2 | 3 | 2 |
| 教育委員会 | 教育研究所 | 指定都市教育研究所連盟負担金 | 指定都市教育研究所連盟規約 | 指定都市立教育研究所・教育センター相互の連絡、研究調査の提携、成果の交換を行うことにより、各市の教育研究調査の充実を図る | 研究資料ならびに研究成果の交換、共同研究の推進、研究発表会の開催、その他必要な事業 | 負担金22,000円 | 指定都市教育研究所連盟 | 22 | 22 | 22 |
| 教育委員会 | 教育研究所 | 全国教育研究所連盟負担金 | 全国教育研究所連盟規約 | 全国の教育研究機関相互の連絡を緊密にし、相提携して研究調査の進展を図り、教育の改善、進歩に寄与する | 研究成果の刊行、教育研究発表大会の開催、機関誌の発行、教育研究に必要な資料の蒐集及び交換、その他連盟の目的を達成するために必要な事業 | 連盟費(政令指定都市の設置する機関)25,000円 | 全国教育研究所連盟 | 25 | 25 | 25 |
| 教育委員会 | 教育研究所 | 都道府県指定都市教育センター所長協議会負担金 | 都道府県指定都市教育センター所長協議会規約 | 教育センターの相互の連絡提携を密にし、その事業に関する調査研究を行うことにより、教育センターの活動の推進と、その施設設備の充実を促進し、もって教育の発展に寄与する | 教育センターに関する資料の収集並びに情報の交換、教育センターの管理運営に関する調査研究、教育センターの産業教育、情報教育及び理科教育等に関する事業の調査研究及びその施設整備の充実、関係行政機関等に対する要望等 | 分担金18,000円 | 都道府県指定都市教育センター所長協議会 | 18 | 18 | 18 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|----------|---------------------|---------|---|------------------|---------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 館岩少年自然の家 | 南会津危険物安全協会負担金 | 安全協会会費 | 危険物の取扱管理者の向上と災害防止に務め、会員の事業発展と社会公共の福祉に寄与し自然の家の充実に向上を促進する | 会則規程による | 年会費4,000円 | 南会津危険物安全協会 | 4 | 4 | 4 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | 関東甲信越静社会教育研究大会負担金 | 参加者負担金等 | 関東甲信越静の社会教育関係者が、各地域の活動の成果や課題について話し合い、研究協議する | 関東甲信越静社会教育研究大会 | 3,500円×2名=7,000円 | 関東甲信越静社会教育研究大会実行委員会 | 7 | 7 | 7 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | 指定都市社会教育主管課長会議負担金 | 参加者負担金等 | 指定都市の社会教育主管課長が、各地域の活動の成果や課題について話し合い、研究協議する | 指定都市社会教育主管課長会議 | 2,000円×1名=2,000円 | 指定都市社会教育主管課長会議事務局 | 2 | 2 | 2 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | 指定都市社会教育委員連絡協議会負担金 | 参加者負担金等 | 指定都市の社会教育委員及び担当者が、各地域の活動の成果や課題について話し合い、研究協議する | 指定都市社会教育委員連絡協議会 | 2,000円×2名=4,000円 | 指定都市社会教育委員連絡協議会 | 4 | 2 | 2 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | 全国社会教育委員連合負担金 | 年会費 | 全国の社会教育関係者との連携・協力を図り、社会教育の振興に寄与する | 全国社会教育委員連合に関する事業 | 都道府県及び政令指定都市70,000円 | (一社)全国社会教育委員連合 | 70 | 70 | 70 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | 全国社会教育研究大会負担金 | 参加者負担金等 | 全国の社会教育関係者が、各地域の活動の成果や課題について話し合い、研究協議する | 全国社会教育研究大会 | 5,000円×2名=10,000円 | 全国社会教育研究大会実行委員会 | 10 | 10 | 5 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 北足立地区人権教育研究会開催負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | 北足立地区人権教育研究会実行委員会 | 10 | 10 | 10 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 人権教育・啓発リーダー研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 27,000円×1名=27,000円 | 埼玉人権・同和センター | 27 | 27 | 27 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 埼玉県人権教育研究会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 2,000円×3名=6,000円 | 埼玉県人権教育研究会実行委員会 | 6 | 8 | 4 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 地域人権問題全国研究会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | 全国地域人権運動総連合 | 4 | 9 | 4 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 埼玉人権フォーラム参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 4,000円×26名=104,000円 | 部落解放同盟埼玉県連合会 | 104 | 104 | 80 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | みなくるフェスタ参加費 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 1,000円×15名=15,000円 | 部落解放同盟埼玉県連合会女性部 埼玉県教育集会所連絡協議会 | 15 | 15 | 14 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 部落解放人権啓発研究会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 部落解放同盟埼玉県連合会 | 6 | 6 | 6 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|----------|--------------------------|-----------------------|--|-----------------|-------------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 部落解放正統派埼玉県連合会第1回研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 部落解放正統派埼玉県連合会 | 0 | 3 | 0 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 部落解放同盟北足立郡協議会総会・研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 15,500円×1名=15,500円 | 部落解放同盟北足立郡協議会 | 16 | 16 | 16 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 部落解放北足立郡協議会研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 3,000円×10名×2回=60,000円 | 部落解放北足立郡協議会 | 60 | 60 | 24 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 部落解放北足立郡協議会第3回研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 12,000円×1名=12,000円 | 部落解放北足立郡協議会 | 12 | 12 | 14 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 部落解放北足立郡協議会定期大会参加負担金 | 参加者負担金等 | 同和問題の早期解決と情報収集・職員の人権意識の高揚を図るため | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 部落解放北足立郡協議会 | 3 | 3 | 3 |
| 教育委員会 | 人権教育推進室 | 人権担当者基礎講座受講料 | 参加者負担金等 | 新任職員の人権課題の正しい理解と人権意識の向上を図るため研修を受講する | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 部落解放同盟埼玉県連合会 | 6 | 0 | 6 |
| 教育委員会 | 文化財保護課 | 埼玉県文化財保護協会負担金 | 埼玉県文化財保護協会会則 | 文化財保護行政の進展と向上を図る | 総会、研修、研究会等 | 人口割(人口100万人以上):100,000円 | 埼玉県文化財保護協会 | 100 | 100 | 100 |
| 教育委員会 | 文化財保護課 | 全国史跡整備市町村協議会関東地区負担金 | 全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会規約 | 文化財保護行政の進展と向上を図る | 総会、研修、研究会等 | 市負担金10,000円 | 全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 教育委員会 | 文化財保護課 | 全国史跡整備市町村協議会負担金 | 全国史跡整備市町村協議会規約 | 文化財保護行政の進展と向上を図る | 総会、研修、研究会等 | 市負担金40,000円 | 全国史跡整備市町村協議会 | 40 | 40 | 40 |
| 教育委員会 | 文化財保護課 | 全国史跡整備市町村協議会大会参加費 | 参加者負担金等 | 文化財保護行政の進展と向上を図る | 総会、研修、研究会等 | 総会等参加費5,000円 | 全国史跡整備市町村協議会 | 5 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 文化財保護課 | 指定都市文化財行政主管者協議会負担金 | 参加者負担金等 | 文化財保護行政の進展と向上を図る | 総会、研修、研究会等 | 協議会参加者負担金 3,000円×2名=6,000円 | 指定都市文化財行政主管者協議会 | 6 | 3 | 0 |
| 教育委員会 | 青少年宇宙科学館 | サイエンスショーフェスティバル参加費 | 参加者負担金等 | 全国の科学館で実施されているサイエンスショーに携わる職員相互の情報交換 | サイエンスショーフェスティバル | 5,000円×1名=5,000円 | (公財)日立市民科学文化財団 | 5 | 5 | 5 |
| 教育委員会 | 青少年宇宙科学館 | 指定都市科学館連絡会議参加費 | 参加者負担金等 | 指定都市科学館の諸問題について、意見及び情報の交換を行うとともに親睦を図り、その円滑なる運営に資する | 指定都市科学館連絡会議 | 3,000円×1名=3,000円 | 指定都市科学館連絡会議 | 3 | 3 | 0 |
| 教育委員会 | 青少年宇宙科学館 | 日本プラネタリウム協議会参加費 | 参加者負担金等 | プラネタリウムによる天文学の進歩、普及のために行う研究及び連絡 | 日本プラネタリウム協議会 | 5,000円×1名=5,000円 | 日本プラネタリウム協議会 | 5 | 5 | 5 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|----------|----------------------|------------------|---|-----------------------|---------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 青少年宇宙科学館 | 日本プラネタリウム協議会負担金 | 日本プラネタリウム協議会規約 | プラネタリウムによる天文学の進歩、普及に寄与する | 日本プラネタリウム協議会 | 会費10,000円 | 日本プラネタリウム協議会 | 10 | 10 | 10 |
| 教育委員会 | 青少年宇宙科学館 | 防火管理者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,500円×1名=7,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 8 | 7 | 7 |
| 教育委員会 | 青少年宇宙科学館 | 日本プラネタリウム学会負担金 | 日本プラネタリウム学会規約 | プラネタリウム投影中の「熟睡」についての研究を促進し、また眠らせたい人と眠りたい人相互の交流を図る | 日本プラネタリウム学会 | 会費164円 | 日本プラネタリウム学会 | 1 | 1 | 0 |
| 教育委員会 | 博物館 | 埼玉県博物館連絡協議会県外研修会参加費 | 参加者負担金等 | 博物館職員の資質・能力向上により博物館事業の充実を図る | 総会、研修、研究会等 | 県外研修参加費1,000円 | 埼玉県博物館連絡協議会 | 1 | 1 | 0 |
| 教育委員会 | 博物館 | 全国博物館大会参加費 | 参加者負担金等 | 博物館職員の資質・能力向上により博物館事業の充実を図る | 総会、研修、研究会等 | 大会参加費6,000円 | (公財)日本博物館協会 | 6 | 6 | 0 |
| 教育委員会 | 博物館 | 関東地区博物館協会会費 | 関東地区博物館協会規約 | 博物館事業の振興を図る | 総会、研修、研究会等 | 職員10名以上の館園会費10,000円 | 関東地区博物館協会 | 10 | 10 | 10 |
| 教育委員会 | 博物館 | 埼玉県博物館連絡協議会会費 | 埼玉県博物館連絡協議会会則 | 会員相互の連携及び博物館事業の振興を図る | 総会、研修、研究会等 | 職員11名以上の館園会費21,000円 | 埼玉県博物館連絡協議会 | 21 | 21 | 21 |
| 教育委員会 | 博物館 | 日本博物館協会維持会費 | 日本博物館協会規約 | 博物館事業の振興を図る | 総会、研修、研究会等 | 会費30,000円 | (公財)日本博物館協会 | 30 | 30 | 30 |
| 教育委員会 | 博物館 | 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 特別管理産業廃棄物管理業務を適正に遂行するために必要な知識及び技能を修得する | 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | うらわ美術館 | 埼玉県博物館連絡協議会会費 | 埼玉県博物館連絡協議会会則第5条 | 埼玉県内各館相互の連絡を密にし、博物館事業の振興を図る | 総会・理事会等の開催、情報の交換 | 年会費21,000円 | 埼玉県博物館連絡協議会 | 21 | 14 | 14 |
| 教育委員会 | うらわ美術館 | 全国美術館会議総会負担金 | 参加者負担金等 | 美術館相互の連携、情報の交換を図る | 総会出席 | 3,000円×1名=3,000円 | 全国美術館会議 | 3 | 3 | 0 |
| 教育委員会 | うらわ美術館 | 全国美術館会議負担金 | 全国美術館会議規約第6条 | 全国の美術館相互の連絡、提携を図る | 美術に関する協議会、研究会等の開催 | 年会費30,000円 | 全国美術館会議 | 30 | 30 | 30 |
| 教育委員会 | うらわ美術館 | 防虫・防菌講習会出席者負担金 | 参加者負担金等 | 文化財の虫菌害防除の知識を深め、美術館の管理運営に役立てるため | 実務講習会 | 28,000円×1回=28,000円 | (公財)文化財虫菌害研究所 | 28 | 28 | 28 |
| 教育委員会 | うらわ美術館 | 防火・防災管理者講習受講者負担金 | 消防法 | 美術館の防災管理に係る消防計画を作成し、防災管理上必要な業務(防災管理業務)を行う | 実務講習会 | 8,500円×1名=8,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 9 | 9 | 9 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|------------|------------------------|-----------|--|----------------------------------|---|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | 防火管理者資格取得講習会負担金 | 参加者負担金等 | 施設に置かなければならない防火管理者の資格を取得する | 生涯学習総合センターの施設維持管理及び事業費等に係る経費 | 新規資格取得受講料(防火防災) 8,500円×1名=8,500円、(防火) 6,500円×16人=104,000円、(防火再講習) 5,500円×6人=33,000円 | (一財) 日本防火・防災協会 | 146 | 146 | 107 |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | 危険物取扱者試験受験料負担金 | 参加者負担金 | 一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う石油貯蔵タンク等の施設には危険物取扱者をおこななければならないため | 地区公民館(下落合公民館)の施設管理及び事業費等に係る経費 | 3,400円×1名=3,400円(受験料・登録料) | (一財) 消防試験研究センター埼玉県支部 | 4 | 4 | 3 |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | 危険物取扱者試験準備講習会負担金 | 参加者負担金 | 一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う石油貯蔵タンク等の施設には危険物取扱者をおこななければならないため | 地区公民館(下落合公民館)の施設管理及び事業費等に係る経費 | 6,700円×1名=6,700円 | (公社) 埼玉県危険物安全協会連合会 | 7 | 7 | 7 |
| 教育委員会 | 生涯学習総合センター | 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 地区公民館に保管しているPCBの管理をする資格を取得するための講習会参加負担金 | 地区公民館(上落合・大戸公民館)の施設管理及び事業費等に係る経費 | 14,000円×2名=28,000円 | (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター | 28 | 28 | 28 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 埼玉県図書館協会負担金 | 年会費負担金等 | 埼玉県図書館協会施設会員として、県内の公共図書館等と連携し、図書館事業の進展を図り、教育文化の向上に寄与する | 埼玉県図書館協会年会費 | 年会費70,000円 | 埼玉県図書館協会 | 70 | 70 | 70 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | サピエ研修会参加負担金 | 参加者負担金等 | 障害者サービスに関する理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | 特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会 | 3 | 3 | 3 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 指定都市立図書館長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 政令指定都市立図書館の連絡を密にし、直面する諸課題を研究・協議することにより今後の図書館運営の充実を図る | 参加者負担金 | 6,000円×1名=6,000円 | 指定都市立図書館長会議開催市事務局 | 6 | 6 | 6 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 児童図書館員養成講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 児童担当図書館職員としての資質の向上を図る | 参加者負担金 | 40,000円×1名=40,000円 | (公社) 日本図書館協会 | 40 | 40 | 40 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 障害者サービス担当職員養成講座参加負担金 | 参加者負担金等 | 障害者サービスに関する理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (公社) 日本図書館協会 | 10 | 10 | 10 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 全国文学館協議会負担金 | 年会費 | 全国文学館との連携による研究協議を図り、文学活動の振興に寄与する | 総会、研究会等年会費 | 年会費20,000円 | 全国文学館協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 日本図書館協会負担金 | 年会費負担金等 | 日本図書館協会施設会員として人々の読書や情報資料の利用を支援し、文化及び学術並びに科学の振興に寄与する | (公社) 日本図書館協会年会費 | 年会費50,000円 | (公社) 日本図書館協会 | 50 | 50 | 50 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 日本図書館研究会負担金 | 年会費負担金等 | 日本図書館研究会会員として図書館学の研究とその普及発達を図る | 日本図書館研究会年会費 | 年会費8,500円 | 日本図書館研究会 | 9 | 9 | 9 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 日本文藝家協会会費(大宮図書館) | 日本文藝家協会定款 | 故大西民子氏の著作権をさいたま市が管理所有していることを公示するため | 日本文藝家協会年会費 | 年会費3,000円 | (公社) 日本文藝家協会 | 3 | 3 | 3 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|----------|-----------------------|-------------------------|---|--------------------------------------|---|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会負担金 | 参加者負担金等 | 特別管理産業廃棄物管理業務を適正に遂行するために必要な知識及び技能を修得する | 参加者負担金 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 14 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 防火・防災管理新規講習会参加負担金 | 参加者負担金等 | 消防法の規定による防火・防災管理に必要な資格を取得するための講習参加負担金 | 参加者負担金 | 受講料8,500円×1名=8,500円 | (一財)日本防火・防災協会 | 9 | 9 | 7 |
| 教育委員会 | 中央図書館管理課 | 日本図書館情報学会負担金 | 年会費負担金等 | 日本図書館情報学会会員として図書館情報学の進歩発展に寄与する | 日本図書館情報学会団体会員年会費 | 年会費15,000円 | 日本図書館情報学会 | 15 | 0 | 0 |
| 議会局 | 秘書課 | 関東市議会議長会負担金 | 関東市議会議長会会則 | 協同して地方自治の確立と都市の興隆発展を図る | 出席者負担金 宿泊負担金 | 出席者負担金7,000円×1名×5回=35,000円 宿泊負担金10,000円×2名×3回=60,000円 | 関東市議会議長会 | 95 | 95 | 55 |
| 議会局 | 秘書課 | 関東市議会議長会負担金 | 関東市議会議長会会則 | 議会議務に関係する特別講演を聞いたり会員との情報交換を通して議政局職員の資質向上を図る | 出席者負担金 | 出席者負担金2,000円×2名=4,000円 | 関東市議会議長会 | 4 | 4 | 4 |
| 議会局 | 秘書課 | 広報研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 市民に親しまれ、わかりやすい広報紙作成のための技法を学び、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 1,500円×2名×2回=6,000円 | (一社)日本経営協会、埼玉県町村議会議長会 | 38 | 38 | 33 |
| 議会局 | 秘書課 | 埼玉県都市財政研究会第三区視察参加者負担金 | 埼玉県都市財政研究会会則 | 昭和29年以降市制を施行した市の財政その他について研究し、各市相互の発展に資する | 参加者負担金 | 参加者負担金10,000円 | 埼玉県都市財政研究会(第三区) | 10 | 10 | 0 |
| 議会局 | 秘書課 | 全国市議会議長会指定都市協議会出席者負担金 | 全国市議会議長会指定都市協議会規約・申合せ事項 | 指定都市に関わる制度や行政課題を協議し、指定都市以外の市とも連携しつつ、在るべき大都市制度の実現等に資することを目的とする | 出席者負担金 | 出席者負担金10,000円×2名=20,000円 | 全国市議会議長会指定都市協議会 | 20 | 20 | 20 |
| 議会局 | 秘書課 | 都道府県庁所在都市議会議長会出席者負担金 | 都道府県庁所在都市議会議長会規約 | 会員市が連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資するとともに、共通する地方自治の課題を協議し、その解決を図る | 出席者負担金 | 出席者負担金8,000円 | 都道府県庁所在都市議会議長会 | 8 | 8 | 8 |
| 議会局 | 秘書課 | 秘書研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 基本的な秘書実務を学んだり、他市職員との情報交換をして資質の向上を図る | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社)日本経営協会 | 31 | 31 | 31 |
| 議会局 | 秘書課 | 関東市議会議長会負担金 | 関東市議会議長会会則 | 協同して地方自治の確立と都市の興隆発展を図る | 各市負担金 総会事務費負担金 出席者負担金 宿泊負担金 | 各市負担金35,000円 総会事務費負担金12,000円 出席者負担金7,000円×1名×5回=35,000円 宿泊負担金10,000円×1名×3回=30,000円 | 関東市議会議長会 | 112 | 112 | 102 |
| 議会局 | 秘書課 | 埼玉県市議会議長会負担金 | 埼玉県市議会議長会会則 | 地方自治の本旨に則り市政に関する諸般の事項を調査研究し、各都市の発展に資する | 年会費 | 均等割：100,000円 人口割：632,000円 | 埼玉県市議会議長会 | 732 | 727 | 727 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-----|----------------------|-------------------------|---|------------------|--|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 議会局 | 秘書課 | 埼玉県市議会第五区議長会負担金 | 埼玉県市議会第五区議長会会則 | 関係市相互の連絡を密にし、議会の円滑なる運営と各市の興隆発展を期すると共に、親睦を図る | 年会費 | 年会費30,000円 | 埼玉県市議会第五区議長会 | 30 | 30 | 30 |
| 議会局 | 秘書課 | 埼玉県都市財政研究会第三区視察参加負担金 | 埼玉県都市財政研究会会則 | 昭和29年以降市制を施行した市の財政その他について研究し、各市相互の発展に資する | 参加市負担金 参加者負担金 | 参加市負担金40,000円 参加者負担金10,000円 | 埼玉県都市財政研究会(第三区) | 50 | 50 | 0 |
| 議会局 | 秘書課 | 埼玉県都市財政研究会負担金 | 埼玉県都市財政研究会会則 | 昭和29年以降市制を施行した市の財政その他について研究し、各市相互の発展に資する | 年会費 | 年会費40,000円 | 埼玉県都市財政研究会 | 40 | 40 | 40 |
| 議会局 | 秘書課 | 全国市議会議長会指定都市協議会負担金 | 全国市議会議長会指定都市協議会規約・申合せ事項 | 指定都市に関わる制度や行政課題を協議し、指定都市以外の市とも連携しつつ、在るべき大都市制度の実現等に資することを目的とする | 加盟市負担金 出席者負担金 | 加盟市負担金75,000円 出席者負担金10,000円×1名 =10,000円 | 全国市議会議長会指定都市協議会 | 85 | 85 | 85 |
| 議会局 | 秘書課 | 全国市議会議長会負担金 | 全国市議会議長会会則 | 地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図る | 年会費 | 均等割：261,000円 人口割(100万人以上)： 2,477,000円 | 全国市議会議長会 | 2,738 | 2,738 | 2,738 |
| 議会局 | 秘書課 | 全国自治体病院経営都市議会協議会負担金 | 全国自治体病院経営都市議会協議会規約 | 自治体病院経営都市議会の議長が、連絡協調して自治体病院経営の健全化を図り、自治体病院の興隆発展に寄与する | 年会費 | 年会費18,000円 | 全国自治体病院経営都市議会協議会 | 18 | 18 | 18 |
| 議会局 | 秘書課 | 都市行政問題研究会負担金 | 都市行政問題研究会規約 | 加盟市が資料及び情報の交換により、相互の市政の発展を図る | 年会費 | 年会費60,000円 | 都市行政問題研究会 | 60 | 60 | 60 |
| 議会局 | 秘書課 | 都道府県庁所在都市議長会出席者負担金 | 都道府県庁所在都市議長会規約 | 会員市が連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資するとともに、共通する地方自治の課題を協議し、その解決を図る | 出席者負担金 | 出席者負担金8,000円 | 都道府県庁所在都市議長会 | 8 | 8 | 8 |
| 議会局 | 秘書課 | 北海道・東北新幹線沿線都市議長会負担金 | 北海道・東北新幹線沿線都市議長会規約 | 会員市間における情報や意見の交換等を通じた連携協力の推進を図り、会員市の地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与する | 会員市負担金 出席者負担金 | 会員市負担金69,000円 出席者負担金10,000円×1名 ×2回=20,000円 | 北海道・東北新幹線沿線都市議長会 | 89 | 0 | 0 |
| 議会局 | 秘書課 | 北海道・東北新幹線沿線都市議長会負担金 | 北海道・東北新幹線沿線都市議長会規約 | 会員市間における情報や意見の交換等を通じた連携協力の推進を図り、会員市の地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与する | 出席者負担金 | 出席者負担金10,000円×1名 ×2回=20,000円 | 北海道・東北新幹線沿線都市議長会 | 20 | 0 | 0 |
| 議会局 | 総務課 | 全国市議会議長会研究フォーラム負担金 | 参加者負担金等 | 地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資するため | 諸会議・研修会 | 7,000円×14名=98,000円 | 全国市議会議長会 | 98 | 98 | 70 |
| 議会局 | 総務課 | 全国市議会議長会研究フォーラム負担金 | 参加者負担金等 | 地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資するため | 諸会議・研修会 | 7,000円×1名=7,000円 | 全国市議会議長会 | 7 | 7 | 7 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------------|-------|----------------------------|--|--|--|------------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 議会局 | 議事課 | 全国議事記録議事運営事務 研修会出席者負担金 | 参加者負担金等 | 円滑で充実した議事運営を行うた め | 全国議事記録議事運営事務 研修会 | 15,000円×1名=15,000円 | (公社)日本速記協会 | 15 | 13 | 15 |
| 議会局 | 調査法制課 | 法務研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 法務事務体制の整備・強化を図る | 参加者負担金 | 31,320円×2名=62,640円 | (一社)日本経営協会 | 63 | 63 | 55 |
| 議会局 | 調査法制課 | 法務能力向上セミナー参加 負担金 | 参加者負担金等 | 法務事務体制の整備・強化を図る | 参加者負担金 | 4,000円×1名=4,000円 | (一財)地方自治研究機構 | 4 | 0 | 0 |
| 選挙 管理 委員会 | 選挙課 | (公財)明るい選挙推進協 会分担金 | 公益財団法人明るい選 挙推進協会 定款 | 国民の政治意識の向上を図ると ともに、各種公職の選挙が明るく行 われるよう推進し、もって民主政 治の発展に寄与する | 啓発活動、政治・選挙に 関する調査・研究・結果 の公表、資料の作成・配 布等 | 都道府県及び指定都市1団体 当たり400,000円 | (公財)明るい選挙推進協会 | 400 | 400 | 400 |
| 選挙 管理 委員会 | 選挙課 | 指定都市選挙管理委員会連 合会分担金 | 指定都市選挙管理委員 会連合会規約第14条 指定都市選挙管理委員 会連合会規約実施上の 申し合わせ事項7 | 選挙事務の改善並びに選挙制度の 研究刷新を図り、指定都市選挙管 理委員会相互の密接な連携を保つ | 指定都市選挙管理委員会 連合会通常会議、委員長 会議、事務局長会議、主 管課長・係長研究会議及 びブロック別検討会議 | 指定都市1市当たり150,000 円 | 指定都市選挙管理委員会連合 会 | 150 | 150 | 150 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 「分限処分・懲戒処分」実 務研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 職員の苦情相談、労働基準監督業 務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 12,960円×2名=25,920円 | (一財)公務人材開発協会 人事行政研究所 | 26 | 9 | 26 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 衛生管理者受験講習会参加 者負担金 | 参加者負担金等 | 職員の苦情相談、労働基準監督業 務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 3,000円×1名=3,000円 | (一財)地方公務員安全衛生 推進協会 | 3 | 3 | 0 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 給与実務研修会参加者負担 金 | 参加者負担金等 | 任用、給与、服務、勤務時間・休 暇制度など多岐にわたる人事委員 会の業務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 11,880円×1名×2回= 23,760円 | (一財)公務人材開発協会 人事行政研究所 | 24 | 46 | 12 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 苦情相談実務研修会 | 参加者負担金等 | 職員の苦情相談、労働基準監督業 務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 12,960円×1名=12,960円 | (一財)公務人材開発協会 人事行政研究所 | 13 | 9 | 13 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 採用試験研究団体賛助会費 の額 | 採用試験研究団体が理 事会において定める賛 助会費の額 | 政令指定都市の職員にふさわしい 優秀な人材を確保するために実施 する採用試験の問題提供を受ける | 年会費 | 年会費1,700,000円 | 採用試験研究団体 | 1,700 | 1,700 | 1,700 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 全国人事委員会連合会分担 金 | 全国人事委員会連合会 が総会において定める 分担金の額 | 人事委員会業務の円滑な遂行に は、全国的人事委員会との連絡、 協力体制は必要不可欠である | 年会費 | 年会費157,000円 | 全国人事委員会連合会 | 157 | 157 | 157 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 大都市人事委員会連絡協議 会分担金 | 大都市人事委員会連絡 協議会規約に定める分 担金の額 | 人事委員会業務の円滑な遂行に は、19政令市、東京都及び特別区 の人事委員会との連絡、協力体制 は必要不可欠である | 年会費 | 年会費80,000円 | 大都市人事委員会連絡協議会 | 80 | 80 | 80 |
| 人事 委員会 | 任用調査課 | 地方公務員給与制度の実務 研修 | 参加者負担金等 | 任用、給与、服務、勤務時間・休 暇制度など多岐にわたる人事委員 会の業務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 10,500円×1人=10,500円 | (公財)全国市町村国際文化 研修所 | 11 | 11 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|----------------------------|---|--|---|---|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 人事委員会 | 任用調査課 | 労働基準法実務講座参加者負担金 | 参加者負担金等 | 職員の苦情相談、労働基準監督業務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 4,000円×2名=8,000円 | (一財)中央労働基準協会 | 8 | 12 | 0 |
| 人事委員会 | 任用調査課 | 「勤務時間・休暇関係実務研修会」参加費 | 参加者負担金等 | 任用、給与、服務、勤務時間・休暇制度など多岐にわたる人事委員会の業務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 12,960円×1名=12,960円 | (一財)公務人材開発協会 人事行政研究所 | 13 | 10 | 0 |
| 人事委員会 | 任用調査課 | 日本人事行政研究所賛助会員年会費 | (一財)公務人材開発協会 人事行政研究所 会員規程において定める 年会費の額 | 任用、給与、服務、勤務時間・休暇制度など多岐にわたる人事委員会の業務の制度の理解に努める | 年会費 | 年会費10,000円 | (一財)公務人材開発協会 人事行政研究所 | 10 | 10 | 10 |
| 人事委員会 | 任用調査課 | 「給与実務の実例」研修会参加者負担金 | 参加者負担金等 | 任用、給与、服務、勤務時間・休暇制度など多岐にわたる人事委員会の業務の制度の理解に努める | 参加負担金 | 11,880円×1名=11,880円 | (一財)公務人材開発協会 人事行政研究所 | 11 | 11 | 12 |
| 監査事務局 | 監査課 | 関東都市監査委員会年間会費 | 関東都市監査委員会規約 | 各都市との必要な監査事務の研究 と相互の綿密な連絡を図る | 監査に関する調査、研究 及び資料の交換、監査委員・事務局職員 の研修、表彰 | 人口100万人以上200万人未満 36,000円 | 関東都市監査委員会 | 36 | 36 | 36 |
| 監査事務局 | 監査課 | 行政管理講座受講負担金 | 参加者負担金等 | 監査業務の理論と実務について、 専門知識を習得し、スキルアップ を図る | 参加者負担金 | 31,320円×6名=187,920円 | (一社)日本経営協会 | 188 | 188 | 94 |
| 監査事務局 | 監査課 | 埼玉県中央ブロック年間会費 | 埼玉県中央ブロック監査委員会会則 | 各都市との必要な監査事務の研究 と相互の綿密な連絡を図る | 監査に関する調査、研究 及び資料の交換、監査委員・事務局職員 の研修 | 人口100万人以上110,000円 | 埼玉県中央ブロック監査委員会 | 110 | 110 | 110 |
| 監査事務局 | 監査課 | 埼玉県都市監査委員会年間会費 | 埼玉県都市監査委員会規約 | 各都市との必要な監査事務の研究 と相互の綿密な連絡を図る | 監査に関する調査、研究 及び資料の交換、監査委員・事務局職員 の研修、表彰 | 均等割：17,000円 人口割（100万人以上）： 63,000円 | 埼玉県都市監査委員会 | 80 | 80 | 80 |
| 監査事務局 | 監査課 | 全国都市監査委員会年間会費 | 全国都市監査委員会会則 | 全国都市監査委員相互の連絡を密 にし、監査委員制度の円滑運営と 発展を図る | 監査に関する調査、研究、 研修会、講習会の開催 また、監査委員制度に関し、 関係官庁その他への陳情、 請願、意見の上申 | 均等割：12,000円 人口割（100万人以上150万人 未満）：294,000円 | 全国都市監査委員会 | 306 | 306 | 306 |
| 監査事務局 | 監査課 | 全都道府県監査委員協議会 連合会講習会負担金 | 参加者負担金等 | 監査業務の理論と実務について、 専門知識を習得し、スキルアップ を図る | 参加者負担金 | 4,000円×5名=20,000円 | 全都道府県監査委員協議会連 合会 | 20 | 20 | 12 |
| 監査事務局 | 監査課 | 地方自治監査の監査と公営 企業会計の実務負担金 | 参加者負担金等 | 監査業務の理論と実務について、 専門知識を習得し、スキルアップ を図る | 参加者負担金 | 35,000円×1名=35,000円 | 池田技研(株)研修部 | 0 | 35 | 35 |
| 監査事務局 | 監査課 | 公益・一般法人会計実務講 習会負担金 | 参加者負担金等 | 監査業務の理論と実務について、 専門知識を習得し、スキルアップ を図る | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一財)地方自治研究機構 | 10 | 10 | 0 |

2 会費・研修費等の負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|------------------------|-------------------------|---|--------|---|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 監査 事務局 | 監査課 | 地方財務会計講習会負担金 | 参加者負担金等 | 監査業務の理論と実務について、 専門知識を習得し、スキルアップ を図る | 参加者負担金 | 2,000円×1名=2,000円 | (一財)地方財務協会 | 2 | 2 | 0 |
| 農業 委員会 | 農業振興課 | 農業委員会職員全国研究会 参加者負担金 | 農業委員会職員全国研 究会開催要領 | 農業委員会の日常業務について情 報交換を行い、職員の研鑽、資質 向上を図る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 全国農業委員会職員協議会 | 5 | 5 | 3 |
| 農業 委員会 | 農地調整課 | 農業委員会職員全国研究会 参加者負担金 | 農業委員会職員全国研 究会開催要領 | 農業委員会の日常業務について情 報交換を行い、職員の研鑽、資質 向上を図る | 参加者負担金 | 5,000円×1名=5,000円 | 全国農業委員会職員協議会 | 5 | 5 | 3 |
| 農業 委員会 | 農業振興課 | 埼玉県農業委員会職員事務 研究会負担金 | 埼玉県農業委員会職員 事務研究会規約 | 農業委員会組織の連絡を密にし、 相互に研修に努め、農業委員会の 機能の発揚と農業の発展を期する | 年会費 | 農業委員会割3,000円+職員 数割5,205円=8,205円≒ 8,200円 | 埼玉県農業委員会職員事務研 究会 | 9 | 9 | 8 |
| 農業 委員会 | 農業振興課 | 埼玉県農業会議負担金 | 非営利型一般社団法人 埼玉県農業会議定款 | 農業委員会の事務の効率的かつ効 果的な実施及び農業生産力の増進 及び農業経営の合理化を図り、農 業の健全な発展に寄与する | 年会費 | 年会費637,000円 | (一社)埼玉県農業会議 | 637 | 637 | 637 |

3 その他負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|---------|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------|---|----------------------------------|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | 九都県市首脳会議ホームページ保守管理負担金 | 九都県市首脳会議ホームページ基本確認事項 | 九都県市首脳会議の活動や実績等について、より一層アピールするもの | 九都県市首脳会議事業 | 輪番制により開催都市となった場合に対象経費を負担 | 九都県市首脳会議企画担当課 長会議 | 200 | 0 | 0 |
| 都市戦略本部 | オリンピック・パラリンピック部 | 「さいたまスポーツフェスティバル2018」の開催に関する負担金 | 「さいたまスポーツフェスティバル2018」の開催に関する協定 | 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の気運の醸成及び障害者理解の促進等を図ることを目的とする | 「さいたまスポーツフェスティバル2018」開催、運営に係る負担金 | さいたま市負担8,700,000円 | さいたまスポーツフェスティバル実行委員会 | 8,700 | 8,700 | 8,517 |
| 総務局 | 防災課 | 被災者支援事業費負担金 | 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定 | 自然災害により被害を受けた県内住民、市町村に対する支援経費を負担する | 被災者支援事業費負担金 | 科目設定1,000円 | 埼玉県 | 1 | 1 | 73 |
| 財政局 | 財政課 | 「第4回さいたま国際マラソン」さいたま市ふるさと応援寄附者枠参加料負担金 | 第4回さいたま国際マラソン参加者負担金 | 第4回さいたま国際マラソン参加者の参加料を負担 | 参加者負担金 | 参加料15,000円×60名＝900,000円 | さいたま国際マラソン組織委員会 | 900 | 900 | 720 |
| 市民局 | 消費生活総合センター | 大宮情報文化センター管理負担金 | 大宮情報文化センター管理規約 | 共用部分施設管理の経費 | 消費生活総合センター管理運営事業 | 共有部分の設備管理、保安警備、清掃業務、光熱水費、修繕費等 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 11,719 | 9,023 | 9,022 |
| 市民局 | 消費生活総合センター | 大宮情報文化センター電気使用料 | 大宮情報文化センター管理規約 | 消費生活総合センター専有部分の電気代 | 消費生活総合センター管理運営事業 | 専有部分の光熱水費 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 528 | 654 | 279 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 一般財団法人地域創造負担金 | 平成29年度芸術文化くじの持寄額に応じた分担金について | 地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりを推進する | 一般財団法人地域創造負担金 | 分担金630,000,000円×平成28年度販売シェア0.900%＝5,670,000円(千円単位) | (一財)地域創造 | 5,670 | 5,670 | 5,670 |
| 保健福祉局 | 福祉総務課 | さいたま市臨時給付金支給事務局用貸室電気料金負担金 | さいたま市臨時給付金支給事務局用貸室賃貸借契約 | 臨時給付金支給事務局で使用した電気料金を貸主へ支払う | 賃借人負担金 | 21.12円/kwh(税抜) | (株)エコ計画 | 0 | 0 | 308 |
| 子ども未来局 | 児童相談所 | 下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 市における下水道事業の受益者金 | 一時保護所管理運営事業 | 50,480円×1施設＝50,480円 | さいたま市 | 51 | 51 | 50 |
| 子ども未来局 | 子ども家庭支援課 | 全国児童心理治療施設協議会研修負担金 | 全国児童心理治療施設協議会会則参加者負担金等 | トラウマ治療にかかる専門的知識を習得するため | 年会費、参加者負担金 | ・年会費100,000円 ・研修費 3,000円×6回、6,000円×5回、12,000円×3回、15,000円×1回、18,000円×1回、24,000円×1回、46,290円×1回、60,000円×1回、72,000円×2回 | 全国児童心理治療施設協議会、明治安田こころの健康財団、子どもの虹情報研修センター、国立精神・神経医療研究センター | 492 | 0 | 0 |
| 子ども未来局 | 子ども家庭支援課 | 全国自治体病院協議会会費、日本・県医師会・浦和医師会会費 | 公益社団法人全国自治体病院協議会定款、浦和医師会定款 | 診療室の円滑な運営のため | 年会費 | ・全国自治体病院協議会会費19,900円 ・日本・県医師会・浦和医師会会費156,600円 | ・全国自治体病院協議会 ・日本・県医師会・浦和医師会 | 177 | 0 | 0 |
| 子ども未来局 | 子ども家庭支援課 | 発達障害支援SV養成研修、「安心感の輪」子育てプログラム | 参加者負担金等 | 子育て支援機関に対する、インクルーシブな子育て支援に必要な知識・技術の提供支援(支援者支援)の質の向上のため | 参加者負担金 | ・発達障害支援SV養成研修20,000円 ・「安心感の輪」子育てプログラム105,000円 | ・日本財団 ・大阪彩都心理センター | 125 | 0 | 0 |

3 その他負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|---------------|---------------------------|---------------------------|--|---|---|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 見沼グリーンセンター | 見沼代用土地利用改良区組合費 | 見沼代用土地利用改良区定款 | 農業生産の基盤及び開発を図り、農業総生産の増大を図る | 水利確保 | 農場面積負担金200,160円 (50,292㎡×3.98円/㎡) | 見沼代用土地利用改良区 | 201 | 201 | 200 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 武蔵浦和駅周辺自転車駐車場用地下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 駐輪場用地に下水道が整備されたため、受益者負担金を支払うもの | 下水道受益者負担金 | 負担金55,640円 | さいたま市 | 56 | 56 | 56 |
| 都市局 | 都心整備課 | 防火施設管理負担金 | さいたま新都心東西自由通路管理協定 | 自由通路の公共性を保持し、歩行者が安全かつ円滑に通行できる、快適な空間を確保する | 屋内消火栓用水の配水のためのポンプ設備等の点検費用 | 消防施設管理負担金40,000円 (点検総額×3/8×1.08) | 東日本旅客鉄道(株) | 40 | 40 | 37 |
| 都市局 | 大宮駅東口まちづくり事務所 | 大門町2丁目中地区市街地再開発組合に対する負担金 | さいたま市市街地再開発事業補助金等交付要綱 | 大門町2丁目中地区のまちづくりの推進 | 大門町2丁目中地区市街地再開発事業 | 用地費等1,740,000,000円 | 大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合 | 1,740,000 | 0 | 0 |
| 都市局 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | JACK大宮負担金 | 大宮情報文化センター管理規約 | 共用部分施設管理の経費 | 共益費、計画修繕費 | 共有部分の設備管理、保安警備、清掃業務、光熱水費等 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 7,813 | 6,015 | 6,015 |
| 都市局 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | JACK大宮電気使用料(専有部分) | 大宮情報文化センター管理規約 | 専有部分施設管理の経費 | 電気使用料 | 専有部分の光熱水費 | (一財)さいたま市都市整備公社 | 289 | 332 | 113 |
| 建設局 | 土木総務課 | 県償還金負担金 | 埼玉県との国県道路等に係る、県償還金に関する覚書 | 埼玉県との事務引継書に基づき、県から移譲された国県道に係る県償還金の一部を負担する | 国県道等に係る県償還金負担金 | さいたま市分570,000,000円 (H15-34年度で償還金負担) | 埼玉県 | 570,000 | 570,000 | 570,000 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | 消防団員等公務災害補償等共済基金掛金(損害補償費) | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 | 消防団員が安心して活動に従事できるようにするため 防災活動等により死亡、負傷、疾病にかかった場合、その者又は遺族に対して損害を補償する | 消防団員等公務災害補償等共済基金掛金(損害補償費) | ①消防団員割：1,432名(団員定数)×1,900円＝2,720,800円、②消防人口割：1,263,979名×2円(掛金)＝2,527,958円、③水防人口割：1,263,979名×1.5円(掛金)＝1,895,968円 | 消防団員等公務災害補償等共済基金 | 7,145 | 7,146 | 7,145 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | 消防団員等公務災害補償等共済基金掛金(退職報償金) | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 | 5年以上在職した団員に対して、退職に際する、消防団員退職報償金の支給を的確に行うため 消防団員の消防活動等に係る環境を整備するため | 消防団員等公務災害補償等共済基金掛金(退職報償金) | 消防団員割：団員定数(1,432名)×19,200円(掛金)＝27,494,400円 | 消防団員等公務災害補償等共済基金 | 27,495 | 27,495 | 27,494 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | 第1ブロック連絡協議会埼玉県消防操法大会負担金 | 埼玉県消防協会第1ブロック連絡協議会会則 | 消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とする | 第1ブロック連絡協議会埼玉県消防操法大会負担金(隔年にて開催) | 1支部：90,000円 | 埼玉県消防操法大会第1ブロック出場消防団 | 90 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 大宮西高校国有地増改築承諾料 | 普通財産貸付事務処理要領(財務省) | 大宮西高校の中等教育学校改編に係る現状変更手続きを行う | さいたま市立中等教育学校(仮称)整備事業 | 3,145,900円 | 財務省 | 0 | 3,146 | 3,146 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 学校災害救済制度医療費給付金 | さいたま市学校災害救済給付金条例 | 学校管理下で災害を受けた児童・生徒の救済を図る | 学校災害被災者見舞金、学校災害被災者医療費助成金、学校災害被災障害者修学助成金 | 死亡見舞金1,000,000円、歯牙見舞金(1本)30,000円×40件、歯牙見舞金(2本)50,000円×8件、障害見舞金380,000円 | 受給者 | 2,980 | 2,980 | 1,790 |

3 その他負担金

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|---------------|---|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 全国市長会見舞金 | さいたま市学校災害補償要綱 | 学校管理下で災害を受けた児童・生徒の救済を図る | 後遺障害給付金、死亡給付金 | 障害補償金1,000,000円 | 受給者 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | 学校給食費物資代金振込手数料負担金 | さいたま市立学校給食センター学校給食費取扱要綱 | 学校給食費を給食センターあてに口座振込するために必要な経費を負担する | 各学校の学校給食費管理事務 | 給食提供校から給食センターへ振込む口座振込手数料の実額の負担額 864円×11ヵ月×2校＝ 19,008円 | 学校給食センターから給食の提供を受ける学校 | 20 | 10 | 10 |

4 環境・アメニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|-----------|--------------------------------|---|--|---|--|--|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 環境創造政策課 | さいたま市環境会議事業交付金 | さいたま市環境会議事業交付金交付要綱 | 市環境基本計画に基づき、市民、事業者、市の連携のもと、本市の環境保全活動の推進を目的とする活動を支援する | 環境保全活動の推進を目的として実施される事業及びその事業の運営に要する事務 | 対象事業に要する経費300,000円の範囲内 | さいたま市環境会議 | 300 | 300 | 300 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金 | さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金交付要綱 | 家庭部門からの温室効果ガス排出量削減のため、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギー化等を図る | さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助事業 | 太陽光発電(2kW未満3万円・2kW以上6万円)、太陽熱利用・自然(3万円)太陽熱利用・強制(5万円)太陽光採光システム(5万円)エネファーム(4万円)蓄電池(上限10万円)V2H(5万円)地中熱(30万円)高遮熱塗装(上限・戸建3万円・集合50万円)HEMS(1万円) ※すべてのメニューについて市内業者施工の場合、加算あり | 自ら居住する住宅に省エネ対策を行う市民 | 103,800 | 150,000 | 136,241 |
| 環境局 | 環境対策課 | 国庫補助対象合併処理浄化槽設置整備事業補助金 | 循環型社会形成推進交付金交付要綱 さいたま市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する | 埼玉県生活排水処理施設整備構想で設置されている浄化槽整備区域内に合併処理浄化槽を設置しようとする者に補助金を交付する | 5人槽632,000円×7基=4,424,000円、7人槽714,000円×13基=9,282,000円、10人槽848,000円×5基=4,240,000円 | 補助対象地域内に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者 | 17,946 | 17,946 | 15,238 |
| 環境局 | 環境対策課 | 雨水貯留タンク設置補助金 | さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱 | 雨水タンクの普及を促進することによって、雨水を有効利用し、併せて水資源の重要性の意識の醸成を図る | 雨水貯留タンクを設置した者に対して補助を行う | 30,000円×70基=2,100,000円 | 雨水タンクを設置した者 | 2,100 | 2,100 | 1,264 |
| 環境局 | 環境対策課 | さいたま市水環境保全・創造事業交付金 | さいたま市水環境保全・創造事業交付金交付要綱 | より良い市の水環境を再生し、守り育ていく | 河川の汚濁を防止し、水質の浄化や水辺環境改善等水環境の保全・創造について必要な啓発及び会員相互の交流促進、支援等の事業 | 水環境保全・創造事業に要する経費550,000円 | 河川その他の水環境の保全・創造のために活動を行う団体(さいたま市水環境ネットワーク) | 550 | 550 | 550 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | 電気自動車等普及促進対策補助金 | さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付要綱 | 地球温暖化防止・大気汚染の改善を図る | 電気自動車及び燃料電池自動車の導入 | 電気自動車 50,000円 燃料電池自動車500,000円 | 電気自動車及び燃料電池自動車を導入する者 | 6,500 | 10,000 | 6,875 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | 低公害車普及促進対策補助金 | さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱 | 地球温暖化防止・大気汚染の改善を図る | CNG自動車・ハイブリッドバス・ハイブリッドトラック・LPGハイブリッドタクシーの導入 | CNG自動車補助対象経費の1/4以内(幼稚園バス1/2以内)、優良ハイブリッドバス・トラックの補助対象経費1/4以内(限度額1台200,000円~500,000円)LPGハイブリッドタクシー300,000円 | CNG自動車、ハイブリッドのバス・トラック、LPGハイブリッドタクシーを導入する者 | 13,500 | 5,750 | 4,392 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | ハイパーエネルギーステーション整備事業費補助金 | さいたま市ハイパーエネルギーステーション整備事業費補助金交付要綱 | 災害に強いエネルギーシステムの構築に貢献することを目指す | 設備の導入 | 上限7,000,000円×2箇所=14,000,000円(補助対象経費1/3以内) | 設備を導入する者 | 14,000 | 14,000 | 1,400 |

4 環境・アメニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-----------|---------------------------|---------------------------------|--|---|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | 「スマートシティ・さいたまモデル」構築事業費補助金 | 「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要綱 | 「スマートシティさいたまモデル」の構築 | さいたまモデル構築事業 | 対象事業に対する経費 | 事業を実施する者 | 65,671 | 102,000 | 90,672 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | CNGスタンド重要機器整備費補助金 | さいたま市天然ガスエコステーション重要機器整備費補助金交付要綱 | CNGの普及支援 | CNGスタンドの整備 | 対象事業に対する経費 (補助率1/2・上限300万) | 機器を整備する者 | 0 | 3,000 | 3,000 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | レジリエンスステーション設置費補助金 | 平成29年度に補助未執行のため、要綱制定なし | 災害に強いエネルギーシステムの構築に貢献することを目指す | 設備の導入 | 上限15,000,000円×1箇所＝15,000,000円 | 設備を導入する者 | 0 | 15,000 | 0 |
| 環境局 | 環境未来都市推進課 | (仮称)さいたま版グリーンニューディール事業補助金 | 平成30年度に補助金要綱を制定予定 | (仮称)さいたま版グリーンニューディール事業の普及・啓発・効果検証及び(仮称)レジリエンス住宅認証制度の普及・啓発 | (仮称)さいたま版グリーンニューディール事業、(仮称)レジリエンス住宅認証事業 | 対象事業に対する経費 | 事業を実施する者 | 11,880 | 0 | 0 |
| 環境局 | 資源循環政策課 | さいたま市衛生協力助成金 | さいたま市衛生協力助成金交付要綱 | ごみ収集所の管理、清潔保持等に要する経費として自治会等に交付する | ごみ収集所の管理、清潔保持等 | (18,000円×864自治会+180円×287,864世帯)＝67,295,520円 | 助成金の交付に係る年度の前年度において、市長に設立の届出をし、認定を受けた団体 | 67,296 | 67,296 | 65,070 |
| 環境局 | 廃棄物対策課 | 団体資源回収運動補助金 | さいたま市団体資源回収運動補助金交付要綱 | 市民団体が自主的に行う資源回収運動を通じて、団体活動の活性化及び資源物の有効利用を図る | 自治会、PTA、子供会、福祉団体等の非営利の市民団体が自主的に行う資源回収運動 | 5円×15,700,000kg＝78,500,000円 | 営利を目的としない団体で、自治会、PTA、子供会、福祉団体及び市長が認めた市民団体 | 78,500 | 78,500 | 64,456 |
| 環境局 | 廃棄物対策課 | 生ごみ処理容器等購入費補助金 | さいたま市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱 | 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図る | 生ごみ処理容器等を購入した者に対し、その購入に係る経費の一部補助 | コンポスト：4,000円×140基＝560,000円、電気式20,000円×170基＝3,400,000円 | ・市内に住所を有し、かつ、居住している者 ただし、当該生ごみ処理容器等の販売を目的とする事業者及び事業用に使用する目的で購入した者を除く ・生ごみ処理容器等を常に良好な状態で維持管理できる者 ・たい肥化し、又は減量化した生ごみを適正に処理することができる者 | 3,960 | 6,600 | 2,248 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | うらわフェニックス運営協議会補助金 | うらわフェニックス運営協議会補助金交付要綱 | 処分場周辺の住環境の向上及び自然環境の保全を促進し、住民の利益と安全を守り、これにより環境行政並びに廃棄物処理事業に対する理解を得るとともに、処分場の運営とその継続につき、地域全体の協力を得ること | 環境保全対策事業 | 協議会の運営に要する経費 | うらわフェニックス運営協議会 | 0 | 65 | 0 |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 七里総合公園最終処分場対策連絡協議会補助金 | 七里総合公園最終処分場対策連絡協議会補助金交付要綱 | 処分場周辺の住環境及び自然環境の保全を促進することにより、環境行政並びに廃棄物処理事業に対する理解を得るとともに、処分場の運営とその継続につき、地域全体の協力を得ること | 環境保全対策事業 | 協議会の運営に要する経費 | 七里総合公園最終処分場対策連絡協議会 | 185 | 185 | 14 |

4 環境・アメニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|---------------------|---|--|--|---|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 環境局 | 環境施設管理課 | 桜環境センター四自治会対策委員会補助金 | 桜環境センター四自治会対策委員会補助金交付要綱 | 地域住民の生活と健康を守るため、住環境の向上並びに自然環境の保全を推進することを目的とし、併せてさらにさいたま市の発展に寄与する目的で設置された桜環境センター四自治会対策委員会に対し、その運営に資するため | 桜環境センター四自治会対策委員会運営費 | 委員会の運営に要する経費 | 桜環境センター四自治会対策委員会 | 400 | 400 | 151 |
| 環境局 | 西部環境センター | 西部環境センター対策連絡協議会補助金 | 西部環境センター対策連絡協議会補助金交付要綱 | 施設周辺の住環境の保全と安全を守り、さらにさいたま市の発展に寄与する目的で設置された西部環境センター対策連絡協議会に対し、その運営に資するため | 西部環境センター対策連絡協議会運営費 | 協議会の運営に要する経費 | 西部環境センター対策連絡協議会 | 700 | 700 | 383 |
| 環境局 | 東部環境センター | 東部環境センター対策連絡協議会補助金 | 東部環境センター対策連絡協議会補助金交付要綱 | 施設周辺の住環境の保全と安全を守り、さらにさいたま市の発展に寄与する目的で設置された東部環境センター対策連絡協議会に対し、その運営に資するため | 東部環境センター対策連絡協議会運営費 | 協議会の運営に要する経費 | 東部環境センター対策連絡協議会 | 343 | 343 | 340 |
| 都市局 | みどり推進課 | さいたま市指定緑地補助金 | さいたま市指定緑地補助金交付要綱 | 緑地の適切な保全又は管理を図る | 良好な自然環境を有する緑地の保全 | (1) (3)に定めるものを除くほか、市街化区域内に存する保存緑地：固定資産税及び都市計画税相当額(1筆あたり上限1,000,000円) (2) (3)に定めるものを除くほか、市街化調整区域内に存する保存緑地：固定資産税相当額+指定面積(m ²)×7.5円(1筆あたり上限1,000,000円) (3) 樹高10m以上の樹木が300本以上植えられ、地域固有の景観を有し、緑を形成する樹林又は並木の存する保存緑地：1,000,000円 (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる以外の保存緑地：指定面積(m ²)×7.5円 (5) 環境緑地：300,000円 | 指定緑地(保存緑地又は環境緑地)の所有者又は管理者 | 81,000 | 82,000 | 76,629 |
| 都市局 | みどり推進課 | さいたましみどり愛護会補助金 | さいたま市緑化団体補助金交付要綱 | みどりの保全を図る | さいたましみどり愛護会が行う緑地保全活動 | 団体の運営及び事業に要する経費 | さいたましみどり愛護会 | 100 | 100 | 100 |
| 都市局 | みどり推進課 | (公財)さいたま市公園緑地協会補助金 | さいたま市公園緑地協会補助金交付要綱 (公財)さいたま市公園緑地協会生け垣助成要綱、(公財)さいたま市公園緑地協会樹木の保存に関する要綱 | 緑化の推進を図る | (公財)さいたま市公園緑地協会生け垣助成要綱、樹木の保存に関する要綱に基づく事業 | さいたま市公園緑地協会補助金交付要綱第2条2項に掲げる補助事業に要する経費 | (公財)さいたま市公園緑地協会 | 4,880 | 4,880 | 3,480 |

4 環境・アメニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------|---------|--------------------|-------------------------|---|------------------|--|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 氷川参道対策室 | さいたま市指定緑地補助金 | さいたま市指定緑地補助金交付要綱 | 緑地の適切な保全又は管理を図る | 良好な自然環境を有する緑地の保全 | 樹高10m以上の樹木が300本以上植えられ、地域固有の景観を有し、緑を形成する樹林又は並木の存する保存緑地：1,000,000円 | 指定緑地（保存緑地又は環境緑地）の所有者又は管理者 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区ホテル観賞事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 緑区内で開催されるホテル観賞事業を支援する | ホテル観賞に係る事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区内ホテル観賞事業実施団体 | 400 | 400 | 122 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区環境講演会事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 緑区の基本理念である環境をテーマに、首都圏に残された貴重な緑地空間である「見沼田んぼ」の豊かな自然を生かしたまちづくりの推進を図る | 緑区の環境教育に係る事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区環境講演会実行委員会 | 250 | 250 | 115 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区見沼田んぼ散策事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | ウォーキングイベントを開催し、参加者の健康増進を図り、また、コースにおける歴史や自然環境等、緑区の特性や魅力を解説し、緑区への関心、愛着を高めてもらう | 緑区お宝散策 | 対象事業に要する経費 | 緑区お宝散策実行委員会 | 0 | 500 | 476 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区見沼田んぼ美化活動協力事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 緑区の貴重な財産である「見沼田んぼ」等の緑地空間を美化・保存する | 緑区見沼田んぼ美化活動 | 対象事業に要する経費 | 緑区見沼田んぼキレイきれい大作戦実行委員会 | 250 | 250 | 220 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|--------------------|-------------------------|---|---|--|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 骨髄移植ドナー助成費補助金 | さいたま市骨髄移植ドナー助成費交付要綱 | 骨髄・末梢血幹細胞提供者を対象に、提供者の休業による経済的負担の軽減をもって、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図る | 骨髄移植ドナー助成費 | 骨髄・末梢血幹細胞の提供のための通院・入院日数1日につき2万円を交付(ただし、1回の提供につき14万を限度) | 骨髄・末梢血幹細胞の提供(採取)を行った市民 | 1,960 | 2,100 | 1,800 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | さいたま市医師会市民公開講座補助金 | さいたま市医師会市民公開講座補助金等交付要綱 | 医師会が運営する医療講演会をとおして、市民の健康意識の啓発を図る | 医療講演会運営費 | 対象事業に要する経費 | (一社)浦和医師会、(一社)大宮医師会、(一社)さいたま市与野医師会、(一社)岩槻医師会(輪番制) | 500 | 500 | 500 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 埼玉いのちの電話運営費補助金 | 埼玉いのちの電話運営費補助金交付要綱 | 電話相談事業等の適正な運営を確保し、その健全な育成を助成する | 電話相談事業に要する経費 | 対象事業に要する経費 | (福)埼玉いのちの電話 | 500 | 500 | 500 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 大宮医師会看護専門学校運営費補助金 | さいたま市医師会看護専門学校等補助金等交付要綱 | 保健衛生及び地域医療の向上を図る | 大宮医師会看護専門学校運営費 | 対象事業に要する経費 | (一社)大宮医師会 | 5,050 | 5,050 | 5,050 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 大宮医師会立准看護学校運営費補助金 | さいたま市医師会看護専門学校等補助金等交付要綱 | 保健衛生及び地域医療の向上を図る | 大宮医師会立大宮准看護学校運営費 | 対象事業に要する経費 | (一社)大宮医師会 | 3,550 | 3,550 | 3,550 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | 大宮歯科衛生士専門学校運営費補助金 | さいたま市歯科衛生士専門学校補助金交付要綱 | 歯科保健・歯科医療の普及並びに公衆衛生の向上を図る | 大宮歯科衛生士専門学校運営費 | 対象事業に要する経費 | (一社)大宮歯科医師会 | 4,500 | 4,500 | 4,500 |
| 保健福祉局 | 健康増進課 | さいたま市歯科保健事業補助金 | さいたま市歯科保健事業補助金交付要綱 | 歯科保健・歯科医療の普及並びに公衆衛生の向上を図る | 歯科保健事業費 | 対象事業に要する経費 | (一社)浦和歯科医師会、(一社)大宮歯科医師会、(一社)与野歯科医師会 | 14,000 | 14,000 | 14,000 |
| 保健福祉局 | 地域医療課 | さいたま市在宅当番医制事業補助金 | さいたま市在宅当番医制事業補助金交付要綱 | 休日・夜間の急病患者的の医療を確保する | 在宅当番医制事業運営費 | 補助単価×診療日数 | (一社)浦和医師会、(一社)大宮医師会、(一社)さいたま市与野医師会、(一社)岩槻医師会 | 35,292 | 34,614 | 32,001 |
| 保健福祉局 | 地域医療課 | さいたま市産科医等確保支援事業補助金 | さいたま市産科医等確保支援事業費補助金交付要綱 | 産科医等の処遇を改善しその確保を図るため | 分娩手当等を支給する分娩 | 分娩数×単価6,700円 | 分娩手当等を支給する市内の分娩取扱機関 | 23,293 | 23,133 | 15,047 |
| 保健福祉局 | 地域医療課 | さいたま市第二次救急医療運営費補助金 | さいたま市第二次救急医療運営費補助金交付要綱 | 休日・夜間の重症救急患者の医療を確保する | 第二次救急医療運営費 | 補助単価×診療日数 | (一社)浦和医師会、(一社)大宮医師会 | 77,526 | 77,349 | 77,349 |
| 保健福祉局 | 地域医療課 | さいたま市地域医療研究費補助金 | さいたま市地域医療研究費補助金交付要綱 | 地域医療の発展向上 | 地域医療の発展・向上に寄与する調査・研究費 | 補助対象経費の2/3以内、限度額1件1,000,000円 | 市内医療機関に従事する医療関係者 | 3,000 | 3,000 | 2,467 |
| 保健福祉局 | 地域医療課 | 地域医療連携推進事業補助金 | さいたま市地域医療連携推進事業等補助金交付要綱 | かかりつけ医と地域基幹病院の機能連携と機能分担を進め効率的な医療体制の確立を図るとともに、市民が優先して入院できる後方病院として、患者用病床を確保する | 地域医療運営推進事業の健全な運営を図るための経費、市民病床の健全な運営を図るための経費 | 対象事業に要する経費 | (一社)浦和医師会、さいたま赤十字病院 | 15,200 | 15,200 | 15,200 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-----------|----------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 地域医療課 | 外国人未払医療費対策事業補助金 | さいたま市外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱 | 救急医療体制の円滑な運営に資するため | 市内に居所等を有し、医療費の負担能力に欠ける外国人に係る救急医療に関し発生した医療費の未収金 | 未収金＝10万円×2/3 | 当該救急医療を実施した医療機関 | 390 | 380 | 380 |
| 保健福祉局 | 生活衛生課 | さいたま市環境衛生協会補助金 | さいたま市環境衛生協会補助金等交付要綱 | 環境衛生の普及並びに公衆衛生の向上を図る | 自主衛生指導員活動事業 | 対象事業に要する経費 | さいたま市環境衛生協会 | 310 | 310 | 284 |
| 保健福祉局 | 生活衛生課 | さいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等助成金 | さいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等助成金交付要綱 | 不必要な繁殖による猫の増加を抑え、地域の快適な生活環境の整備及び猫の飼い方と動物の愛護及び管理について意識の高揚を図る | 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術に要した経費及び他の猫に感染させる恐れのある感染症及び寄生虫病に係る検査、予防接種及び駆虫等に要した費用 | 限度回数：なし（ただし確認を行う場合あり） 限度額：去勢手術1匹4,000円、不妊手術1匹8,000円、その他の費用1,000円 | 市内在住者 | 6,500 | 6,378 | 6,246 |
| 保健福祉局 | 食品・医薬品安全課 | 薬事衛生事業補助金 | さいたま市薬事衛生事業補助金交付要綱 | 保健衛生及び地域医療の向上を図る | 薬事衛生事業費 | 対象事業に要する経費 | (一社)さいたま市薬剤師会 | 3,900 | 3,900 | 3,900 |
| 保健福祉局 | 食品・医薬品安全課 | (一社)さいたま市食品衛生協会補助金 | (一社)さいたま市食品衛生協会補助金等交付要綱 | 食品衛生の普及並びに公衆衛生の向上を図る | 指導員活動費 | 指導員活動に要する経費 | (一社)さいたま市食品衛生協会 | 625 | 625 | 625 |
| 保健福祉局 | 食品・医薬品安全課 | 全国飲食業生活衛生同業組合連合会創立55周年記念埼玉県大会補助金 | 全国飲食業生活衛生同業組合連合会創立55周年記念埼玉県大会補助金交付要綱 | 全国飲食業生活衛生同業組合連合会創立55周年記念埼玉県大会の円滑な運営を通じて、飲食店等営業者の自主衛生管理に対する意識の向上を図る | 全国飲食業生活衛生同業組合連合会創立55周年記念埼玉県大会の運営経費 | 対象事業に要する経費 | 埼玉県料飲業生活衛生同業組合 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 保健福祉局 | 福祉総務課 | さいたま市社会福祉協議会運営費等補助金 | さいたま市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱 | 各種自主事業を展開している社協が安定的運営及び効率的事業執行を確保できるよう、運営費及び事業費について一部を補助する | 社会福祉協議会が本部及び区事務所を運営するうえで必要となる経費の補助 | 社会福祉協議会の運営に要する経費 | (福)さいたま市社会福祉協議会 | 574,828 | 607,713 | 607,713 |
| 保健福祉局 | 福祉総務課 | 更生保護関係団体運営費補助金 | 更生保護関係団体運営費補助金交付要綱 | 更生保護事業法に基づく団体に対し、更生保護事業の適正な運営を確保し、その健全な育成を助成する | 団体の運営費に係る経費 | 団体の運営に要する経費 | 市内の更生保護関係団体 | 7,765 | 7,710 | 7,710 |
| 保健福祉局 | 福祉総務課 | 埼玉県建設国民健康保険組合補助金 | さいたま市組合保健事業補助金交付要綱 | 組合が行う保健事業の適正な実施を確保する | 組合の保健事業に係る経費 | ①250円に4月1日における市内在住の組合の被保険者数を乗じた額 ②事業の費用の2分の1 ①と②のいずれか少ない額を限度とする額 | 埼玉県建設国民健康保険組合 | 1,100 | 1,100 | 1,090 |
| 保健福祉局 | 福祉総務課 | 埼玉土建国民健康保険組合補助金 | さいたま市組合保健事業補助金交付要綱 | 組合が行う保健事業の適正な実施を確保する | 組合の保健事業に係る経費 | ①250円に4月1日における市内在住の組合の被保険者数を乗じた額 ②事業の費用の2分の1 ①と②のいずれか少ない額を限度とする額 | 埼玉土建国民健康保険組合 | 3,950 | 3,950 | 3,369 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|----------------------------|------------------------------------|--|--|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | 戦傷病者・戦没者遺族関係 団体運営費補助金 | 戦傷病者・戦没者遺族 関係団体運営費補助金 交付要綱 | 戦傷病者・戦没者遺族等援護法に 基づく団体に対し、その団体の適 正な運営を確保し、健全な育成を 助成する | 団体の運営費に係る経費 | 団体の運営に要する経費 | 市内の戦傷病者・戦没者遺族 関係団体 | 1,186 | 1,186 | 1,186 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | さいたま市産休等代替職員 費補助金 | さいたま市産休等代替 職員制度実施要綱 | 児童福祉施設等の職員の母体の保 護又は専心療養の保障及び児童福 祉施設等における児童等の処遇を 確保する | 児童福祉施設等の産休等 代替職員を当該児童福祉 施設等の長が臨時的に任 用し、当該任用に要する 経費 | 産休の場合：出産予定日の6 週間前の日から産後8週間を 経過するまでの期間 病休の場合：病休開始後30日 を経過した日から起算して60 日を経過するまでの期間 | 児童福祉施設等の経営者 | 2,579 | 2,569 | 1,044 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | 社会福祉施設職員等キャリ アアップ支援事業 | 社会福祉施設職員キャ リアアップ支援事業補 助金交付要綱 | 社会福祉施設職員等の研修参加費 及び代替職員人件費補助を通じ、 社会福祉施設職員等のスキルア ップを図る | 社会福祉施設等が職員を 研修へ派遣し、費用を負 担した場合に補助 | 50,000円×50施設＝ 2,500,000円 | 市内で事務所又は事業所を運 営する社会福祉法人 | 2,500 | 2,500 | 2,659 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | ふれあい福祉基金運用補助 金 | さいたま市ふれあい福 祉基金運用補助金交付 要綱 | ボランティア団体やNPO団体等 が行う地域福祉のための事業へ補 助金を交付することで、市内の地 域福祉を推進する | 民間福祉団体等が行う高 齢者・障害者・児童等の 福祉を推進する事業 | 事業費の4/5以内 (300,000円を限度)、諸修 理等に係る経費の4/5以内 (500,000円を限度) | 市内において活動を行っている 民間福祉団体、ボランティ ア団体・特定非営利活動団体 | 16,000 | 16,000 | 9,605 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | 民間社会福祉施設整備資金 貸付金 | さいたま市民間社会福 祉施設整備資金貸付要 綱 | 市内に土地を購入し、社会福祉施 設を整備しようとする社会福祉法 人に対し、施設整備に必要な整備 資金の貸付け及び利子助成を行う ことにより、施設整備の促進を図 る | 市内に土地を購入し、社 会福祉施設を整備する事 業 | 施設整備資金として、1社会 福祉法人当たり、 100,000,000円以内の貸付け を行う 利子助成として、予算の範囲 内において、申請のあった事 業者に交付する | 市内に土地を購入し、社会福 祉施設を整備しようとする社 会福祉法人 | 17 | 107 | 102 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | さいたま市民生委員児童委員 協議会活動費補助金 | さいたま市民生委員児 童委員協議会活動費補 助金交付要綱 | 民生委員活動事業の適正な運営を 確保し、その健全な育成を助成す る | 民生委員児童委員の活 動・研修・地区民児協の 運営・全国大会及び各研 修への参加等に要する費 用 | 協議会の運営に要する経費 | さいたま市民生委員児童委員 協議会 | 179,158 | 179,158 | 179,158 |
| 保健 福祉局 | 福祉総務課 | さいたま市臨時福祉給付金 (経済対策分) | さいたま市臨時福祉給 付金(経済対策分)支 給要綱 | 消費税率の引上げに際し、低所得 者に与える負担の影響に鑑み、適 切な配慮を行うため、暫定的・臨 時的な措置として、臨時福祉給付 金(経済対策分)を支給する | 臨時福祉給付金 | 対象者一人につき1万5千円 | 平成28年度の市町村民税(均 等割)が課税されていない者 (課税されている者の扶養親 族等や生活保護受給者等を除 く) | 0 | 0 | 1,831,725 |
| 保健 福祉局 | 障害政策課 | 障害者(児)福祉施設整備 促進助成金 | さいたま市障害者 (児)福祉施設整備促 進助成金交付要綱 | 施設入所者等の福祉の向上 | 施設整備事業 | ①と②を比較して低い方の額 ①国庫補助対象経費の実支出 額の85%から国庫補助基本額 に相当する額を控除した額 ②本工事費に係る国庫補助 基本額に相当する額の1/2 の額 | 社会福祉法人等 | 0 | 0 | 80,600 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-------|-------|----------------------------|---|---|--|--|---|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 障害政策課 | 障害者(児)施設等災害復旧費市費補助金 | 平成29年台風21号に係るさいたま市障害者(児)施設等災害復旧費市費補助金交付要綱 | 災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保 | 施設整備事業 | 工事費等に係る国庫補助基準額(国負担2/3・市負担1/3)に相当する額 | 社会福祉法人等 | 0 | 0 | 10,121 |
| 保健福祉局 | 障害政策課 | 全国障害者スポーツ大会実行委員会補助金 | 全国障害者スポーツ大会さいたま市実行委員会補助金交付要綱 | スポーツを通じて障害者の機能回復と体力維持増強等を図る | 選手選考に要する経費、選手団支度費、大会参加費及びその他大会参加に伴う経費の補助 | 実行委員会が事業に要する経費のうち、予算の範囲内で一定の額 | 全国障害者スポーツ大会さいたま市実行委員会 | 10,171 | 10,326 | 10,033 |
| 保健福祉局 | 障害政策課 | 障害者(児)施設等施設整備費市費補助金 | さいたま市障害者(児)施設等施設整備費市費補助金交付要綱 | 施設入所者等の福祉の向上 | 施設整備事業 | 本体内工事費等に係る国庫補助基準額(国負担2/3・市負担1/3)に相当する額 | 社会福祉法人等 | 35,262 | 615,750 | 507,422 |
| 保健福祉局 | 障害政策課 | 障害者団体補助金 | さいたま市障害者団体補助金等交付要綱 | 障害者福祉の増進 | 障害者団体の福祉事業に要する経費 | 対象経費の2分の1ただし、団体ごとの補助限度額を上限とする | 障害者団体 | 2,697 | 2,297 | 1,973 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 聴覚障害者情報提供施設運営費補助金 | さいたま市聴覚障害者情報提供施設運営費補助金交付要綱 | 聴覚障害者情報提供施設の円滑な運営 | 施設運営経費 | 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内で市長が定める額 | 聴覚障害者情報提供施設を設置する社会福祉法人 | 1,929 | 1,929 | 1,929 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 障害児(者)生活サポート事業補助金 | さいたま市障害児(者)生活サポート事業補助金交付要綱 | 心身障害児者の地域生活の支援 | 障害児(者)生活サポート事業によるサービスの提供に要する経費 | 基本補助額=基準単価×合計利用時間、障害児差額分補助額=差額補助単価×合計利用時間(障害児) | 障害児(者)生活サポート事業を行う団体 | 68,670 | 68,533 | 61,118 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 心身障害児(者)特別療育費等補助金 | さいたま市心身障害児(者)特別療育費等補助金交付要綱 | 心身障害児(者)の処遇の向上、児童福祉施設及び障害福祉サービス事業所の円滑な運営と措置委託の促進を図る | 直接処遇職員の人件費及び賃しおむつ利用費 | 経費のうち、基準額表によって算定した額 | 県内に医療型障害児入所施設又は療養介護事業所を設置し、運営している社会福祉法人 | 37,440 | 41,882 | 28,973 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 心身障害者地域デイケア事業補助金 | さいたま市心身障害者地域デイケア事業補助金交付要綱 | 心身障害者の社会参加の促進 | 施設運営、処遇の改善及び施設の利用又は建物の賃借に要する経費等 | 経費のうち基準額の範囲内の額 | 心身障害者地域デイケア施設を設置する社会福祉法人及び障害者の福祉に関する団体 | 16,128 | 16,128 | 13,722 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 生活ホーム事業補助金 | さいたま市生活ホーム事業補助金交付要綱 | 心身障害者の社会的自立の助長 | 生活ホームの運営や家賃等に要する経費 | 経費のうち一定額 | 生活ホームを設置する社会福祉法人及び障害者の福祉に関する団体 | 76,320 | 80,151 | 72,153 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 点字図書館運営費補助金 盲人ホーム運営費補助金 | さいたま市点字図書館及び盲人ホーム運営費補助金交付要綱 | 点字図書館及び盲人ホームの円滑な運営 | 施設運営経費 | 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内で市長が定める額 | 点字図書館及び盲人ホームを設置する社会福祉法人 | 40,901 | 40,862 | 40,472 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業補助金 | さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業補助金交付要綱 | 意思の疎通が困難な重度障害者に対して、意思疎通ができる者を派遣することにより、円滑な医療行為が行えるよう支援する | 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 | (知的障害者)972時間×1,830円=1,778,760円 (身体障害者)972時間×1,830円=1,778,760円 | 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業を行う事業者 | 3,558 | 3,997 | 2,583 |
| 保健福祉局 | 障害支援課 | 地域活動支援センター事業補助金 | さいたま市地域活動支援センター事業補助金交付要綱 | 障害者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図る | 地域活動支援センターの基礎的業務、機能強化事業など | 経費のうち、基準額表によって算定した額 | 地域活動支援センターの設置者 | 376,859 | 371,137 | 355,913 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|-------|-------------------------|---------------------------------|---|---|--|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 全国健康福祉祭さいたま市実行委員会運営費補助金 | 全国健康福祉祭さいたま市実行委員会運営費補助金交付要綱 | 生きがい推進事業の一環として全国健康福祉祭にさいたま市選手を派遣する | 全国健康福祉祭への選手派遣、作品出展及び実行委員会の運営に必要と認められる経費等 | 実行委員会の運営に要する経費 | 全国健康福祉祭さいたま市実行委員会 | 8,126 | 8,978 | 6,567 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成金 | さいたま市高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事業要綱 | 家主から立ち退きを求められ、他の民間賃貸住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成することで、居住環境の安定、福祉の向上を図る | 家主から立ち退きを求められ、他の民間賃貸住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成 | 家主の自己都合により転居した場合、転居後の月額家賃と転居前の月額家賃の差額、限度額月額20,000円 | 満65歳以上の者で、一定の要件を満たすもの | 7,200 | 5,760 | 5,990 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 要介護高齢者居宅改善費補助金 | さいたま市要介護高齢者居宅改善費補助要綱 | 日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善をすることで福祉の増進を図る | 介護保険給付対象以外の工事に係る経費 | 補助対象経費の2/3、限度額300,000円 | 一定要件に該当する高齢者のために、高齢者の居宅の改善工事を行う者 | 1,800 | 1,800 | 1,094 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | シニアユニバーシティ校友会連合会運営費補助金 | さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会運営費補助金交付要綱 | 高齢者大学卒業生によって構成される校友会連合会に対し、交友活動を継続し社会参加の道を開き、生きがいとなるよう自主的諸活動の促進を図る | さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会運営 | シニアユニバーシティ校友会連合会の運営経費 | さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会 | 400 | 400 | 400 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | アクティブチケット交付事業補助金 | さいたま市アクティブチケット交付事業実施要綱 | 高齢者の社会貢献意欲を引き出し社会活動に繋げるとともに、高齢者の外出支援を図る | さいたま市アクティブチケット交付事業 | 要綱に定める利用料金等の割引額に相当する額 | 要綱に定める対象施設 | 21,707 | 17,914 | 12,756 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金 | 介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付要綱 | 要介護となる原因の1割である転倒事故の中でも多い自宅内事故を予防する | 住宅改善のための工事費の補助 | 介護保険料率が第1段階から第2段階1/1：15万円 第3段階以上2/3：10万円 | 身体機能の低下により要介護状態となるおそれが高いと認められた者 | 2,800 | 2,500 | 3,092 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | さいたま市高齢者見守り活動奨励補助金 | さいたま市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱 | 地域における自主的な相互支援の意識の高揚及びその活動の促進を図り、もって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりに資するため | さいたま市社会福祉協議会が高齢者の見守り活動を実施するために行う啓発事業及び研修事業、地区社会福祉協議会に対しての補助事業 | 対象事業に要する経費 | (福)さいたま市社会福祉協議会 | 9,666 | 9,000 | 8,752 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | シルバー人材センター補助金 | さいたま市シルバー人材センター補助金交付要綱 | 高齢者の就業機会の増進に寄与する | さいたま市シルバー人材センターの管理費及び事業費の一部等の運営経費 | 管理運営及び補助対象事業の実施に要した経費から事業収入等を差し引いた実支出額以内 | (公社)さいたま市シルバー人材センター | 178,727 | 174,156 | 174,156 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 長寿応援ポイント事業補助金 | さいたま市シルバーポイント(長寿応援ポイント)事業実施要綱 | 高齢者の地域交流等の団体活動、健康サークル活動等を支援し、その生きがい・健康づくり及び介護予防活動の推進を図る | 長寿応援ポイント事業 | H30年度付与ポイント20円×1,923,950ポイント＝38,479,000円 | 長寿応援ポイント事業登録者 | 38,479 | 37,704 | 31,908 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 敬老会等事業補助金 | 敬老会等事業補助金交付要綱 | 高齢者の方を敬愛し、その長寿を祝すとともにますますの健康を願って老人の日を中心に、行われる敬老会の実施を促進する | 地区社会福祉協議会等の主催による敬老会等の事業 | 敬老会等補助金額1,000円と祝品200円相当に対象者数を乗じた数 | 各地区社会福祉協議会 | 184,628 | 176,812 | 171,027 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | ふれあい会食サービス事業補助金 | さいたま市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱 | ひとり暮らし高齢者に対し、会食を実施することにより、高齢者の孤独感の解消と健康維持に資する | ふれあい会食事業に要する経費 | 対象事業に要する経費 | (福)さいたま市社会福祉協議会 | 11,632 | 10,996 | 10,996 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|---------|------------------------------|---|--|--|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | さいたま市老人クラブ補助金 | さいたま市老人クラブ補助金交付要綱 | 社会奉仕や趣味・教養の集い、レクリエーション等の活動を行う老人クラブの育成を行うことにより、老人福祉の推進を図る | 単位老人クラブ又は連合会の運営事業、ボランティア活動事業、生きがいのための活動事業、健康活動事業、学習活動事業等 | 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実支出額以内 | 市内の老人クラブで会員数30人以上のもの及びさいたま市老人クラブ連合会 | 30,011 | 31,220 | 30,031 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 民間老人福祉センターふれあいセンターしらぎく運営費助成金 | さいたま市民間老人福祉センター「ふれあいセンターしらぎく」管理運営事業費助成金交付要綱 | 社会福祉施設の整備を図るため、民間老人福祉センター「ふれあいセンターしらぎく」の管理運営事業に対して助成金を交付する | 民間老人福祉センター「ふれあいセンターしらぎく」の管理運営経費 | 管理運営経費から利用料等の収入を差し引いた額 | (福)育成会 | 39,725 | 39,725 | 39,725 |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | 高齢者だんらんの家助成金 | さいたま市高齢者だんらんの家設置助成要綱 | 市内に居住する高齢者の健全なだんらんの場を設置する者に対し予算の範囲内で助成する | 地域住民の社会福祉に関係する団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)が設置及び管理運営するもの | 運営経費のうち建物借上経費、限度額月額30,000円、諸経費、限度額月額13,000円 | 高齢者だんらんの家を設置する者 | 1,860 | 1,860 | 1,564 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 埼玉県介護保険事業費補助金 | さいたま市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減事業実施要綱 | 低所得者の介護保険サービス利用を促進する | 社会福祉法人の介護サービスを利用する低所得者に対して、社会福祉法人が軽減を行った場合の軽減額の一部 | 軽減総額から、利用者負担収入の1%を控除した額の2分の1 | 利用者負担軽減制度を申し出た社会福祉法人 | 1,568 | 2,249 | 729 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 軽費老人ホーム事務費補助金 | さいたま市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱 | 軽費老人ホームを設置する社会福祉法人が入所者からの事務費の一部を減免することにより、入所者の負担軽減を図る | 入所者の負担軽減を図るために軽費老人ホームを設置する社会福祉法人が減免した入所者からの事務費の一部 | 事務費実支出額と事務費基準額のうち、少ない方の額から事務費本人徴収額を控除した額 | 軽費老人ホームを設置する社会福祉法人で、入所者からの事務費の一部を減免している者 | 114,573 | 117,567 | 105,532 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 地域介護・福祉空間整備等補助金 | さいたま市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 | 民間事業者等が行う施設及び設備等の整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設等の整備を促進するとともに高齢者の福祉の向上を図る | 高齢者施設等を市内に運営する民間事業者等に対し、建設及び設備等の整備に要する費用の一部 | 市が定める基準単価に施設数を乗じて得た額もしくは整備した施設に応じた基準単価により得た額 | 高齢者施設等を市内に運営する民間事業者等 | 0 | 0 | 1,619 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 老人福祉施設整備費補助金 | さいたま市老人福祉施設整備費補助金交付要綱 | 社会福祉法人が行う施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を促進するとともに高齢者の福祉の向上を図る | 社会福祉法人が行う施設整備に要する費用の一部 | 市が定める定員1名の基準単価に定員を乗じて得た額もしくは整備した施設に応じた基準単価により得た額 | 施設整備を行う社会福祉法人 | 1,536,240 | 1,651,592 | 1,555,688 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 | さいたま市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱 | 民間事業者等が行う施設及び設備等の整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設等の整備を促進するとともに高齢者の福祉の向上を図る | 高齢者施設等を市内に運営する民間事業者等に対し、建設及び設備等の整備に要する費用の一部 | 市が定める基準単価に施設数を乗じて得た額もしくは整備した施設に応じた基準単価により得た額 | 高齢者施設等を市内に運営する民間事業者等 | 210,470 | 22,356 | 22,356 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | がん検診推進事業 | がん検診推進事業実施要領 | 乳がん、子宮頸がんについての啓発、がん検診の受診勧奨により、がんの早期発見・早期治療を目的とする | 無料クーポン券を配布する前に自己負担額を支払い受診した対象者へ償還払いにより返金する経費 | 自己負担金として医療機関へ支払った額 | 市が対象とするがん検診の受診者 | 0 | 32 | 1 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | さいたま市食生活改善推進員協議会補助金 | さいたま市食生活改善推進員協議会補助金交付要綱 | 地域住民の健康保持増進を図る | 健康づくりに関する知識の向上、食資源の利用・普及及びその他他の目的達成に要する経費 | 協議会の活動に要する経費 | さいたま市食生活改善推進員協議会 | 950 | 950 | 950 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-------|---------|---------------------|---|--|--|--|---|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 妊婦健康診査助成金 | さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例 | 里帰り出産等のため契約医療機関等以外で妊婦健康診査を受診した場合であっても、公費負担額の範囲で妊婦健康診査に要した費用を支払う | 契約医療機関等以外で妊婦健康診査を受診した妊婦の申請により、公費負担額の範囲内で償還払いを行う経費 | 妊婦が契約医療機関等以外で支払った妊婦健康診査費のうち公費負担額 | 市内に住民登録を有する妊婦 | 22,255 | 21,389 | 24,832 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | さいたま市特定不妊治療費助成事業助成金 | さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 | 生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民に対し不妊治療費の助成を行う | 特定不妊治療費の一部助成費用 | 1回の治療につき上限額150,000円(初回300,000円)、男性不妊治療150,000円、採卵を伴わないものの上限額75,000円(申請年度、治療開始年齢で助成回数設定あり) | 市内に住民登録を有する戸籍上の夫婦(所得制限あり) | 322,275 | 254,881 | 292,592 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | さいたま市保健愛育会補助金 | さいたま市保健愛育会補助金交付要綱 | 地域住民の健康保持増進を図る | 子育て支援、健康づくりに関する事業及びその他愛育会の目的を達成するために必要な事業経費 | 保健愛育会の活動に要する経費 | さいたま市保健愛育会 | 590 | 590 | 590 |
| 保健福祉局 | 地域保健支援課 | 産婦健康診査助成金 | さいたま市産婦健康診査事業実施要綱 | 産婦健康診査に係る費用の助成等を行うことにより、産婦の健康の増進及び経済的負担の軽減及び産後の初期段階における母子への支援をもって妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する | 契約医療機関等以外で産婦健康診査を受診した産婦の申請により、公費負担額の範囲内で償還払いを行う経費 | 産婦が契約医療機関等以外で支払った産婦健康診査費のうち公費負担額 | 市内に住民登録を有する産婦 | 21,000 | 0 | 1,126 |
| 保健福祉局 | 疾病予防対策課 | 結核予防費補助金 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、結核予防費補助金交付要綱 | 結核の蔓延を防止する | 設置者が実施する定期健康診断等の費用 | 次に掲げる額を比較して最も少ない額に2/3を乗じて得た額 ①要綱別表補助単価の表に定めるところにより計算して得た額の合計額、②要綱別表補助対象経費の表に定める経費の実支出額、③総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額 ただし、補助額の上限額は毎会計年度において定める額、下限額は10,000円 | 学校又は施設(国、都道府県、市町村の設置する学校又は施設を除く)の設置者 | 2,700 | 2,700 | 1,860 |
| 保健福祉局 | 疾病予防対策課 | さいたま市B類定期予防接種料交付金 | さいたま市B類定期予防接種料交付金交付要綱 | インフルエンザ及び肺炎球菌の発病及び重症化防止を図る | 老人保健施設等に入所中の市民が、インフルエンザ及び成人用肺炎球菌ワクチン定期予防接種実施に要した費用 | 医療機関への支払額からさいたま市定期予防接種等実施要綱に定める個人負担額を控除した額 | 市に住民登録があり、各ワクチンの定期接種対象者でかつ老人保健施設等に入所している者 | 2,341 | 2,285 | 1,663 |
| 保健福祉局 | 疾病予防対策課 | 予防接種健康被害者給付金 | 予防接種事故対策費負担金交付要綱 | 定期予防接種による健康被害の救済を図る | 障害年金、医療手当て、医療費 | 国で定めた基準額で計算した額の全額 | 予防接種法第11条第1項の規定による予防接種健康被害者 | 16,755 | 16,755 | 16,323 |
| 保健福祉局 | 疾病予防対策課 | さいたま市A類定期予防接種料交付金 | さいたま市A類定期予防接種料交付金交付要綱 | A類疾病の発病及び重症化防止のため | 里帰り出産等の市民が、A類定期予防接種実施に要した費用 | さいたま市A類定期予防接種料交付金交付要綱に定める交付金上限額。または、医療機関への支払額のいずれか少ない額 | 市に住民登録があり、各ワクチンの定期接種対象者でかつ里帰り出産等のやむを得ない理由により県内で接種を受けることが出来ない者 | 14,554 | 15,729 | 8,507 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|--------|----------|-----------------------------------|-------------------------------------|--|-------------------------------------|---|--|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 疾病予防対策課 | さいたま市「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」自己負担額交付金 | さいたま市「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」自己負担額交付金要綱 | 過去に石綿に暴露した可能性のある方に対し、健康不安を和らげるとともに、自身の健康管理に役立てる機会としていただくもの | さいたま市「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」参加のため要した費用 | さいたま市がん検診受診時の自己負担額及び胸部レントゲン写真借用に係る自己負担額のうち、さいたま市「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」自己負担交付金要綱に定める交付金上限額 | さいたま市「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」対象者 | 202 | 60 | 36 |
| 保健福祉局 | 精神保健課 | さいたま市定期病状報告書等報告事業補助金 | さいたま市定期病状報告書等報告事業補助金交付要綱 | 精神科病院に入院中の精神障害者の人権を擁護するとともに、適正な医療の提供を確保する | 精神科医療適正化事業 | 定期病状報告等文書料補助金 1,500円×1,500件＝ 2,250,000円 | 市内に所在する、精神科の入院施設を有する病院及び市長が越境措置入院をさせている精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8に定める指定病院 | 2,250 | 2,250 | 2,147 |
| 子ども未来局 | 子育て支援政策課 | 子どもがつくるまち事業補助金 | さいたま市子どもがつくるまち事業補助金交付要綱 | 子どもの社会参画意識の醸成と自己肯定感を育むことを目的とする | 子どもがつくるまち事業 | 事業実施に要する経費 1,150,000円×10団体＝ 11,500,000円 | 子どもがつくるまち事業実施団体 | 11,500 | 11,500 | 11,499 |
| 子ども未来局 | 子育て支援政策課 | 単独型子育て支援センター一時預かり事業費補助金 | さいたま市単独型子育て支援センター一時預かり事業費補助金交付要綱 | 子育て支援センターで実施する一時預かりの運営費を助成する | 子育て支援センター（単独型）事業 | 事業に要する経費の総額から利用者から徴収した利用料・負担金の総額を差し引いた額、限度額2,000,000円 公共施設において実施する場合に要する目的外利用料又は貸付料、限度額2,600,000円 公共施設において実施する場合に要する光熱水費及び管理費（共益費を含む）、限度額500,000円 | 一時預かり実施事業者 | 4,500 | 4,500 | 4,273 |
| 子ども未来局 | 子育て支援政策課 | 単独型子育て支援センター事業費補助金（きた） | さいたま市単独型子育て支援センター事業費補助金交付要綱 | 子育て支援センターの運営費を助成する | 子育て支援センター（単独型）事業 | 家賃補助 月額200,000円×12月＝ 2,400,000円 | 特定非営利活動法人 子ども文化ステーション | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| 子ども未来局 | 子育て支援政策課 | 単独型子育て支援センター事業費補助金（さくら） | さいたま市単独型子育て支援センター事業費補助金交付要綱 | 子育て支援センターの運営費を助成する | 子育て支援センター（単独型）事業 | 家賃補助 月額120,000円×12月＝ 1,440,000円 | 特定非営利活動法人 厚生福祉協会 | 1,440 | 1,440 | 1,440 |
| 子ども未来局 | 子育て支援政策課 | 単独型子育て支援センター事業費補助金（みどり） | さいたま市単独型子育て支援センター事業費補助金交付要綱 | 子育て支援センターの運営費を助成する | 子育て支援センター（単独型）事業 | 家賃補助 月額200,000円×12月＝ 2,400,000円 | (福)みどり会 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| 子ども未来局 | 子育て支援政策課 | 母子父子寡婦団体補助金 | さいたま市母子父子寡婦団体補助金交付要綱 | 母子父子寡婦家庭の生活向上及び会員の相互扶助と発展 | さいたま市母子寡婦福祉会の運営 | 母子父子寡婦団体が事業に要する経費から、自主的に調達できる財源、他の公的機関からの補助金及び寄附金等その他の収入額を差し引いた額の2分の1を上限とした金額 | さいたま市母子寡婦福祉会 | 300 | 300 | 253 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|--------------|---------------------------------------|---|---|--|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | ファミリー・サポート・セ ンターひとり親家庭支援事 業助成金 | さいたま市ファミ リー・サポート・セン ターひとり親家庭支援 事業実施要綱 | ひとり親家庭がファミリー・サ ポート・センター又は緊急サポ ーター事業を利用した場合に、その利 用料の一部を助成する | さいたま市ファミリー・ サポート・センターひと り親家庭支援事業 | 利用料の合計額の1/2 (1 月あたり2万円が上限) | 市内在住のひとり親で、児童 扶養手当を受給している又は 同等の所得水準の会員 | 724 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | 単独型子育て支援センター 事業費補助金(みどり) | さいたま市単独型子 育て支援センター事業費 補助金交付要綱 | 子育て支援センターの開設準備経 費を助成する | 子育て支援センター(単 独型)事業 | 礼金200,000円 開設準備月家賃200,000円 初度整備1,500,000円 | 子育て支援センターみどり運 営事業者 | 1,900 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | さいたま市児童養護施設等 生活環境改善事業補助金 | さいたま市児童養護施設等 生活環境改善事業 補助金交付要綱 | 対象施設に対し生活環境の改善を 支援することで、入所児童を安心 して養育できる体制を整備し、入 所児童の心理的負担を軽減する | 入所児童等の生活向上や 安全確保のために、必要 な備品の購入や更新及び 施設等の改修を行う事業 | 1施設あたり8,000,000円 | 児童養護施設等 | 8,000 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 子育て支援政 策課 | 子どもの居場所づくり事業 (多世代交流会食) 補助金 交付要綱 | さいたま市子どもの居 場所づくり事業(多世 代交流会食) 補助金交 付要綱 | 地域社会の中で、子どもが様々な 世代との交流を通じて健全に成長 できる環境づくりを推進する | 子どもの居場所づくり事 業(多世代交流会食) | 1か所につき、月2回まで、 参加した子ども・ボランティ ア1人あたり食材費上限400 円 運営に係る費用の1/2補助 (上限100,000円) | 市内にて子どもの居場所づく り事業(多世代交流会食)を 実施する団体等 | 3,200 | 2,762 | 258 |
| 子ども 未来局 | 青少年育成課 | 民設放課後児童クラブ保護 者助成金 | さいたま市民設放課後 児童クラブ保護者助成 金交付要綱 | 民設放課後児童クラブに入所して いる児童の保護者の負担軽減を図 る | 民設放課後児童クラブに入 所している小学校に就 学する市内在住の児童に ついて助成する | 生活保護世帯10,000円、前年 分所得税非課税かつ前年度分 市民税非課税世帯10,000円、 前年分所得税非課税かつ前年 度分市民税課税世帯8,000 円、被災世帯10,000円 | 民設放課後児童クラブに入所 している小学校に就学する市 内在住の児童の保護者で左記 に該当する世帯 | 25,424 | 14,974 | 7,415 |
| 子ども 未来局 | 青少年育成課 | 民設放課後児童クラブ放課 後児童支援員処遇改善費補 助金 | さいたま市民設放課後 児童クラブ放課後児童 支援員処遇改善費補助 金交付要綱 | 民設児童クラブに勤務している放 課後児童支援員の毎月の給与に対 し処遇を改善するために支出した 費用を補助する | 放課後児童支援員の処遇 改善 | (区分1) 放課後児童支援員 …10,000円 (区分2) より専門性の高い 研修を受講した経験年数5年 以上の放課後児童支援員… 20,000円 (区分3) 事業所長的立場に ある経験年数10年以上の放課 後児童支援員…30,000円 | 市の委託を受けて、放課後児 童健全育成事業を実施する団 体で、放課後児童支援員の処 遇を改善する団体 | 53,400 | 16,704 | 11,464 |
| 子ども 未来局 | 青少年育成課 | 放課後児童クラブ整備促進 補助金 | さいたま市放課後児童 クラブ整備促進補助金 交付要綱 | 民設放課後児童クラブの開設を促 進するとともに、既存施設的环境 改善を図る | 民設放課後児童クラブの 新設・分離・移転整備及 び既存施設的环境整備 | (初度賃借料) 委託開始前月 の家賃：1施設1月分 120,000円以内、礼金：1施 設1月分120,000円以内 ※市内主要駅から1km以内は それぞれ80,000円加算、駅か ら1km以内はそれぞれ30,000 円加算、施設の受入可能児童 数20人超1人につき1,900円 加算 (初度消耗品及び備品購入 費) 1施設200,000円以内 (環境整備費) 施設改修の係 る経費の5分の4以内(1施 設1,000,000円を限度とす る) | 市の委託を受けて、放課後児 童健全育成事業を実施する団 体 | 37,096 | 35,475 | 29,556 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|-------|----------------------------------|---|--|--|--|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 私立幼稚園等特別支援事業 費補助金 | さいたま市私立幼稚園 等特別支援事業費補助 金交付要綱 | 私立幼稚園及び認定こども 園における心身に障害等の ある児童の就園を促進す るとともに、特別支援 教育の充実と振興を図る ため | 私立幼稚園及び認定こ ども園が実施する特別 支援事業 | ・障害の疑いのある幼 児 1人当たり522,000 円 ・障害のある幼児（県 単独補助に上乗せ）1 人当たり130,000円 | 特別支援事業を実施 する市内私立幼稚 園及び認定こども 園 | 72,804 | 72,804 | 63,032 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 私立幼稚園特別支援 教育研修事業費補助 金 | さいたま市私立幼稚 園特別支援教育研修 事業費補助金交付要 綱 | 私立幼稚園における 特別支援教育の充実 と振興を図るため | さいたま市私立幼稚 園協会が私立幼稚 園の職員に対して 実施する特別支援 教育に係る研修 | 特別支援教育研修 300,000円×1回=300,000円 | (一社)さいたま市 私立幼稚園協会 | 300 | 300 | 300 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 認可外保育施設保 育士資格取得支援 事業補助金 | さいたま市認可外 保育施設保育士資格 取得支援事業補助 金交付要綱 | 保育士資格の取得 支援を行うことで、 保育環境向上や保 育士不足解消を図 るため | 保育士資格を取得 するために要した 指定保育士養成 施設の受講料等の 経費 | ・補助額：経費の1/2 ・上限：300,000円 ・300,000円×5名=1,500,000円 ・35,356円×1名=35,356円 ・56,000円×1名=56,000円 | 認可外保育施設 のうち、立入調 査において指摘 項目がなく、「 認可外保育施設 指導監督基準を 満たす旨の証明 書」の交付を受 けた施設に勤務 している保育士 資格を有してい ない者等 | 1,592 | 1,500 | 300 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 私立幼稚園園児 教育費助成金 | さいたま市私立 幼稚園園児教育費 助成金交付要綱 | 幼稚園に幼児を 通園させている 保護者に対する 教育費負担の 軽減を図るため | 市内に在住し 幼稚園に在園 している園児 を単位として、 世帯構成と収入 状況に応じた額 を支給する | 園児1人あたり 最大40,000円 | 私立幼稚園に 幼児を通園さ せている保護 者 | 552,544 | 627,732 | 577,382 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 被災幼児就園 支援事業費補助 金 | さいたま市被災 幼児就園支援事 業費補助金交付 要綱 | 東日本大震災 により被災し、 経済的に就園 が困難となっ た幼児がいる 家庭に対し、 就園機会の確 保に資するた め | 園児と生計を 同一にして いる保護者の 市民税額およ び世帯構成に 応じた額を支 給する | 市民税所得割 額が一定の基 準以下、また は世帯構成に よって、62,200 円～308,000 円（世帯構成 に応じて額の 変動あり） | 東日本大震災 により被災し た幼児を、幼 稚園に通園さ せている保護 者 | 308 | 1,360 | 0 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 幼稚園就園 奨励費補助金 | さいたま市幼 稚園就園奨励費 補助金交付要綱 | 当該園児の 保護者に対し する教育費負 担の軽減を図 り、幼稚園へ の就園を奨励 するため | 園児と生計を 同一にして いる保護者の 市民税額およ び世帯構成に 応じた額を支 給する | 市民税所得割 額が一定の基 準以下、また は世帯構成に よって、62,200 円～308,000 円（世帯構成 に応じて額の 変動あり） | 幼稚園に幼 児を通園させ ている保護者 | 2,006,632 | 2,088,546 | 1,978,482 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 保育士試験に よる資格取得 支援事業費補助 金 | さいたま市保 育士試験による 資格取得支援 事業費補助金 交付要綱 | 保育士資格 の取得支援を 行うことで、 保育環境向上 や保育士不足 解消を図るた め | 保育士試験 受験講座の受 講に必要な入 学料や受講料 等の経費 | ・補助額：経費の1/2 ・上限：150,000円 ・50,000円×27名=1,350,000円 | 保育士試験の 受験講座（通 信制等）を受 講し、保育士 試験に合格し 、保育士証の 交付を受ける 者で、さいた ま市内の保 育所等に勤務 する者 | 1,350 | 7,500 | 245 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 保育士試験 受験手数料補 助事業費補助 金 | さいたま市保 育士試験受験 手数料補助事 業費補助金交 付要綱 | 保育士資格 の取得支援を 行うことで、 保育環境向上 や保育士不足 解消を図るた め | 保育士試験 受験手数料 | ・補助額：12,700円 ・12,700円×50名=635,000円 | 保育士試験に 合格し、保育 士証の交付を 受ける者で、 さいたま市 内の保育所等 に勤務する者 | 0 | 635 | 0 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 幼稚園満3 歳児入園促進 事業費補助金 | さいたま市幼 稚園満3歳児 入園促進事業 費補助金交付 要綱 | 満3歳児の 園児を有する 多子世帯の 経済的負担 軽減を図り、 もって幼児 教育の振興 に寄与するた め | 第3子以降の 満3歳児と生 計を同一にし ている保護者 の市民税額 および世帯 構成に応じた 額を支給す る | 308,000円 又は交付年 度に保護者が 設置者へ支払 う保育料等 の総額のい ずれか低い 方の額から、 就園奨励費 補助金及び 園児教育費 助成金額の 合計額を除 いた額 | 第3子以降の 満3歳児を 幼稚園に通 園させてい る保護者 | 3,216 | 4,020 | 499 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|------------|------------------------------|--|--|--|--|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 幼児教育振興補助金 | さいたま市幼児教育振興補助金交付要綱 | 幼児教育環境の維持向上に資する事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対し補助することにより、幼児教育の振興を図るため | 私立幼稚園及び認定こども園が実施する幼児教育環境の維持向上に資する事業 | 補助対象経費の2/3相当額、限度額1,000,000円 | 私立幼稚園及び認定こども園 | 104,000 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 保育所等保育士資格取得支援事業補助金 | さいたま市保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱 | 保育士資格の取得支援を行うことで、保育環境向上や保育士不足解消を図るため | 保育士資格を取得するために要した指定保育士養成施設の受講料等の経費 | 補助額：経費の1/2、上限：300,000円、300,000円×2名=600,000円 | 認可保育所等に勤務している保育士資格を有していない者等 | 600 | 0 | 0 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金 | さいたま市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付要綱 | 保育士資格の取得支援を行うことで、保育環境向上や保育士不足解消を図るため | 保育士試験受験講座の受講に必要な入学金や受講料等の経費 | ・補助額：経費の1/2 ・上限：100,000円 ・100,000円×5名=500,000円 | 幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ保育士資格を有していない者が、特例制度により保育士資格を取得し、市内の保育所等に常勤の保育士として勤務することが決定した者 | 500 | 500 | 32 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 幼稚園型一時預かり事業費補助金 | さいたま市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱 | 私立幼稚園等における預かり保育事業を促進することで、多様な保育ニーズへの対応を図るため | 私立幼稚園及び認定こども園が実施する一時預かり事業 | 対象事業に要する経費（利用児童数や利用時間、開設日数に応じて限度額あり） | 市民である園児を対象として幼稚園型一時預かり事業を実施する市内私立幼稚園及び認定こども園 | 277,830 | 370,411 | 71,427 |
| 子ども 未来局 | 幼児政策課 | 私立幼稚園預かり保育事業費補助金 | さいたま市私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱 | 私立幼稚園における預かり保育事業を促進することで、多様な保育ニーズへの対応を図るため | 私立幼稚園が実施する預かり保育事業 | 対象事業に要する経費（実施時間、実施日数、利用料などの実施体制に応じて限度額あり） | 市民である園児を対象として預かり保育事業を実施する市内私立幼稚園 | 18,170 | 0 | 83,791 |
| 子ども 未来局 | のびのび安心子育て課 | 賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金 | さいたま市賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金交付要綱 さいたま市賃貸物件による保育所重点整備事業補助金交付要綱 | 保育所の整備拡充を図る | 賃貸物件により新たに保育所を設置する事業 | 補助基準額×3/4以内 | 社会福祉法人等 | 0 | 168,000 | 69,671 |
| 子ども 未来局 | のびのび安心子育て課 | 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 | さいたま市独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金交付要綱 | 社会福祉法人、日本赤十字社等が経営する社会福祉施設の整備を促進する | (独)福祉医療機構の福祉貸付資金のうち建築資金(購入資金を除く)及び設備備品整備資金 | 支払い利子の1/2以内 | 社会福祉法人等 | 11,153 | 12,058 | 7,786 |
| 子ども 未来局 | のびのび安心子育て課 | 保育所等整備補助金 | さいたま市保育所等整備補助金交付要綱 | 保育所等の整備拡充を図る | 保育所等の創設、増改築、拡張、大規模修繕等の施設整備 | 補助基準額×3/4以内 | 社会福祉法人等 | 2,472,191 | 2,149,682 | 2,134,280 |
| 子ども 未来局 | のびのび安心子育て課 | 保育所整備促進助成金 | さいたま市保育所整備促進助成金交付要綱 | 保育所等の整備拡充を図る | 保育所等の創設、増改築、拡張、大規模修繕等の施設整備 | 保育所等整備補助金の1/3以内 | 社会福祉法人等 | 824,061 | 682,793 | 671,850 |
| 子ども 未来局 | のびのび安心子育て課 | 認定こども園施設整備補助金 | さいたま市認定こども園施設整備補助金交付要綱 | 教育と保育を一体的に提供する施設を整備し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う | 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を行う事業等 | 補助基準額×3/4以内 | 学校法人又は社会福祉法人 | 0 | 313,658 | 310,153 |
| 子ども 未来局 | 保育課 | 食物アレルギー疾患生活管理指導表助成金 | さいたま市保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業実施要綱 | 食物アレルギー疾患生活管理指導表の文書料を助成することにより、児童の福祉向上を図る | 子どもの食の安全確保事業(食物アレルギー対応の取り組み強化) | 3,000円×30名×1.08=97,200円 | 認可保育所等に通所中の児童の保護者 | 97 | 97 | 17 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|--------|-------|-----------------------|-----------------------------|---|--------------------------------------|---|------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども未来局 | 保育課 | 民間建設保育園補修費補助金 | さいたま市民間建設保育園(公立)補修費補助金交付要綱 | 民間建設保育園の施設機能の充実に対応した施設改修を支援する | 保育に必要な箇所として建物本体及び付帯設備の補修工事 | 補助対象経費の1/2相当額、限度額2,000,000円 | 民間建設保育園所有者 | 4,000 | 4,000 | 0 |
| 子ども未来局 | 保育課 | トワイライトステイ事業費補助金 | さいたま市トワイライトステイ事業費補助金交付要綱 | 保護者が夜間不在となり、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合、その他緊急の場合に一時的に保育するトワイライトステイ事業を支援する | トワイライトステイ事業 | 事業に要する経費の総額から利用者から徴収した利用料・負担金の総額を差し引いた額、限度額4,000,000円 | 民間保育所 | 8,000 | 8,000 | 7,915 |
| 子ども未来局 | 保育課 | 病児保育利用連絡書発行手数料補助金 | さいたま市病児保育利用連絡書発行手数料補助金交付要綱 | 病児保育事業の保護者の費用負担を軽減するとともに、病児保育の利用を促進する | 医療機関が「病児保育利用連絡書」を発行する際の保護者が負担する発行手数料 | 限度額一般世帯1,000円 生活保護世帯2,000円 | 病児保育利用者 | 333 | 353 | 391 |
| 子ども未来局 | 保育課 | 保育所併設型子育て支援センター補助金 | さいたま市特別保育事業費補助金交付要綱 | 子育て支援センター事業の促進を図る | 民間保育所が行う子育て支援センター事業 | 対象事業に要する経費 | 民間保育所 | 252,939 | 259,076 | 241,240 |
| 子ども未来局 | 保育課 | 特別保育事業費補助金 | さいたま市特別保育事業費補助金交付要綱 | 延長保育、一時保育等多様な保育ニーズに対応するための民間保育所が行う各種特別保育事業を支援し、福祉の向上を図る | 障害児保育、延長保育等の特別保育事業 | 対象事業に要する経費 | 民間保育所 | 465,890 | 344,674 | 419,431 |
| 子ども未来局 | 保育課 | 民間保育所運営費補助金 | さいたま市民間保育所運営費補助金交付要綱 | 施設の運営改善と児童、職員の処遇改善を図る | 民間保育所職員の雇用・給与処遇の改善、施設の改修等 | 対象事業に要する経費 | 民間保育所 | 1,355,743 | 1,156,322 | 1,114,985 |
| 子ども未来局 | 保育課 | 親支援事業補助金 | さいたま市家庭保育室等親支援推進事業導入補助金交付要綱 | 親の養育力向上のための支援を強化し、豊かな子育て・親育ちの実現を図る | 親の養育力向上のための支援を強化することに係る経費 | 1施設100,000円を限度 | 認可保育所外保育施設 | 1,500 | 1,500 | 1,169 |
| 子ども未来局 | 保育課 | さいたま市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金 | さいたま市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱 | 保育士の確保、定着及び離職防止を図る | 保育士宿舍借り上げ支援事業 | 補助対象経費×7/8(月額上限70,000円) | 私立認可保育所、認定こども園、地域型保育施設 | 209,352 | 59,424 | 91,948 |
| 子ども未来局 | 保育課 | さいたま市保育士修学資金等貸付事業補助金 | さいたま市保育士修学資金等貸付事業補助金交付要綱 | 保育士の就職促進と就業継続を支援する | 特定教育・保育施設等運営事業 | 対象事業に要する貸付原資及び事務費 | (福)さいたま市社会福祉協議会 | 0 | 0 | 16,307 |
| 子ども未来局 | 保育課 | 小規模保育事業保育士等処遇改善事業費補助金 | さいたま市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱 | 施設の運営改善と児童、職員の処遇改善を図る | 特定教育・保育施設等運営事業 | 対象事業に要する経費 | 民間保育所 | 182,651 | 82,638 | 80,956 |
| 子ども未来局 | 保育課 | 認可外保育施設保育士等処遇改善事業費補助金 | さいたま市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱 | 施設の運営改善と児童、職員の処遇改善を図る | 認可外保育施設運営事業 | 対象事業に要する経費 | 認可保育所外保育施設 | 106,142 | 122,090 | 77,411 |
| 子ども未来局 | 児童相談所 | 里親会補助金 | 里親会補助金交付要綱 | 市における里親制度促進事業を援助する | 里親会が行う里親の各種研修会及び激励会等 | 里親会の運営に要する経費 | さいたま市里親会 | 50 | 300 | 300 |
| 子ども未来局 | 児童相談所 | 里親制度推進事業補助金 | 里親制度推進費補助金交付要綱 | 市における里親制度の円滑な運営を図る | 特別里親推進事業、里親賠償責任保険保険料負担事業 | 養育手当10,000円/月・支度費20,000円/人、里親賠償責任保険料負担事業6,800円/委託里親 | さいたま市里親会 | 2,793 | 2,707 | 1,480 |

5 健康・福祉分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|-------|------------------------------------|--|---|--|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | さいたま市児童福祉施設等 子どもの暮らし応援事業補 助金 | さいたま市児童福祉施 設等子どもの暮らし応 援事業補助金交付要綱 | 施設の特徴、特徴を生かした運営 を行えるよう補助金を交付し、施 設機能を高めることにより、児童 処遇の高度化や自立支援を強化す る | 施設入所児童等健全育成 推進事業、民間児童養護 施設等人材確保対策事 業、定員外入所対策費 | 事業内容により補助基準額の 1/3以内又は10/10以内 | 児童養護施設、乳児院、児童 心理治療施設、里親会、里 親、自立援助ホーム、ファミ リーホーム | 25,705 | 28,077 | 14,786 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 社会福祉施設職員キャリア アップ支援補助金 | 社会福祉施設職員キャ リアアップ支援補助金 交付要綱 | 社会福祉施設が行なう職員の資質 の向上及び定着の促進に向けた取 組を支援することを目的とする | 児童自立支援総合対策事 業 | 100,000円×1施設 +80,000円×2施設 =260,000円 | 民間社会福祉施設（指定管理 者を除く） | 260 | 260 | 30 |
| 子ども 未来局 | 児童相談所 | 普通自動車免許取得助成 | さいたま市自立援助 ホーム入所児童自立援 助補助金要綱 | 施設入所児童の就職支援のため普 通自動車免許取得の助成を行う | 就職準備資格取得費助成 | 350,000円×2名=700,000円 | 自立援助ホーム | 700 | 700 | 747 |
| 教育 委員会 | 健康教育課 | 8020歯の健康教室補助金 | 8020歯の健康教室補助 金交付要綱 | 児童生徒の歯と口腔の衛生指導及 び保護者の啓発を図る | 歯科医師及び歯科衛生士 による学校訪問指導 | 46,000円×35校=1,610,000 円 | さいたま市歯科医師会 | 1,610 | 1,190 | 1,190 |

6 教育・文化・スポーツ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|---------|----------|-----------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市戦略本部 | 行財政改革推進部 | 大学による地域の課題解決・活性化支援事業補助金 | 大学による地域の課題解決・活性化支援事業補助金交付要綱 | 大学の知や活力による地域の課題解決や活性化及び大学における実践的な教育・研究機会の確保、人材育成等を目的とする | さいたま市内における地域の課題解決や活性化等を目的とした事業 | 300,000円×3件=900,000円 | 大学コンソーシアムさいたま加盟大学 | 900 | 900 | 876 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | さいたま市八王子スポーツ施設管理運営補助金 | さいたま市八王子スポーツ施設管理運営補助金交付要綱 | 市民スポーツ活動の需要に応え、誰もが積極的にスポーツ参加の機会が得られるようなスポーツ環境の充実を目指す | 八王子スポーツ施設の管理運営に必要と認められる経費 | 11,185,000円 | (公財)さいたま市公園緑地協会 | 11,185 | 11,035 | 11,035 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | 学校体育施設開放事業交付金 | さいたま市学校体育施設開放事業交付金交付要綱 | 「さいたま市学校体育施設の開放に関する要綱」に基づく学校体育施設開放事業を推進し、事業を行う団体の円滑な運営を図る | 学校体育施設開放事業に必要と認められる団体の運営費 | 基本額(小学校28,000円、中学校18,000円)に校庭(15,000円)、夜間校庭(20,000円)、屋内体育施設(20,000円)を開放状況により加算 | 学校体育施設開放運営委員会 | 9,617 | 9,597 | 9,349 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | さいたまシティカップ開催補助金 | さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会補助金交付要綱 | サッカーの普及発展及び地域スポーツの振興、地域経済の活性化を促進するとともに、生涯スポーツのまちづくりを推進する | さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会が実施する事業 | 40,000,000円 | さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会 | 0 | 40,000 | 0 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会補助金 | さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会補助金交付要綱 | サッカーの普及発展及び地域スポーツの振興、地域経済の活性化を促進するとともに、生涯スポーツのまちづくりを推進する | さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会が実施する事業 | 7,000,000円 | さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会 | 7,000 | 7,000 | 6,070 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | (公財)さいたま市体育協会運営事業補助金 | (公財)さいたま市体育協会運営事業補助金交付要綱 | 市内体育スポーツの振興及び市民の健康増進・体力向上等 | (公財)さいたま市体育協会の運営費及び事業費 | 44,989,000円 | (公財)さいたま市体育協会 | 44,989 | 44,489 | 44,489 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | 区スポーツ振興会補助金 | さいたま市スポーツ振興会補助金交付要綱 | 市内体育振興及び市民の体力増進等を図る | 団体の体育振興に必要と認められる運営費及び事業費 | 1区300,000円×10区=3,000,000円 | 区スポーツ振興会 | 3,000 | 3,000 | 2,838 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | 地区体育振興会運営事業補助金 | さいたま市地区体育振興会運営事業補助金交付要綱 | 地域におけるスポーツ振興を推進し、地域住民相互の親睦及び健康・体力増進を図る | 団体の体育振興に必要と認められる運営費及び事業費 | 地区体育振興会(29地区)10,235,000円 | 地区体育振興会 | 10,235 | 10,235 | 10,014 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | さいたま市・南会津町たていわ親善ツアーチーム事業補助金 | さいたま市体育振興事業補助金等交付要綱 | 市内体育振興及び市民の体力増進等を図る | 市内の体育振興に必要と認められる事業及び市民の体力増進を目的とした事業 | 1,745,000円 | さいたま市・南会津町たていわ親善ツアーチーム実行委員会 | 0 | 1,745 | 1,701 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | 小中学生全国大会等出場奨励金交付金 | さいたま市小中学生全国大会等出場奨励金交付要綱 | 小中学生のスポーツ活動の普及及び推進を図る | 地区予選等を経て出場する全国大会及びオリンピックや世界選手権大会等の国際大会 | 全国大会(個人5,000円、団体20,000円)国際大会(個人25,000円、団体100,000円) | 市内在住の小中学生の保護者又は市内に活動の本拠のある4人以上の団体で、出場する選手のうち、市内に住所を有する選手が過半数を占める団体 | 980 | 980 | 120 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | オリンピック・パラリンピック強化指定選手奨励金交付事業 | さいたま市オリンピック・パラリンピック強化指定選手奨励金交付要綱 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、本市のスポーツ振興及びスポーツに関する市民意識の醸成を図る | オリンピック強化指定選手又はパラリンピック強化指定選手 | 100,000円(パラリンピック競技団体独自強化指定選手については、50,000円) | 市内在住者 | 3,900 | 3,900 | 650 |

6 教育・文化・スポーツ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|---------|-----------|--|--|---|--|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | さいたま市ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地整備事業費補助金 | さいたま市ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地整備事業費補助金交付要綱 | ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地として、練習グラウンド候補地の充実を図る | ラグビーワールドカップ公認チームキャンプ地整備事業 | 補助対象経費の2分の1 | ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地の練習グラウンド候補地とした施設を管理・運営する者 | 12,420 | 0 | 0 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | さいたま市レクリエーション協会運営事業補助金 | さいたま市レクリエーション協会運営事業補助金交付要綱 | スポーツ・レクリエーションを振興し、市民の健康増進を図る | 団体の体育振興に必要と認められる運営費及び事業費 | さいたま市レクリエーション協会3,000,000円 | さいたま市レクリエーション協会 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| スポーツ文化局 | スポーツ振興課 | さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会運営事業補助金 | さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会運営事業補助金交付要綱 | スポーツ・レクリエーションを振興し、市民の健康増進を図る | 団体の体育振興に必要と認められる運営費及び事業費 | さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会2,859,250円 | さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会 | 2,860 | 2,860 | 2,850 |
| スポーツ文化局 | スポーツ政策室 | さいたま市スポーツコミッション事業補助金 | さいたま市スポーツコミッション事業補助金交付要綱 | スポーツイベントの誘致と開催支援を通じ、スポーツ振興と地域経済の活性化を図る | スポーツ振興に必要と認められる団体事業 | 85,938,000円 | (公社)さいたま観光国際協会 | 85,938 | 53,187 | 53,187 |
| スポーツ文化局 | スポーツ政策室 | 大宮けんぼグラウンド活用事業補助金 | 大宮けんぼグラウンド活用事業補助金交付要綱 | スポーツイベント誘致の拡大及び市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、大宮けんぼグラウンドを活用する | 大宮けんぼグラウンド活用事業に必要と認められる経費 | 7,000,000円 | (公社)さいたま観光国際協会 | 7,000 | 10,444 | 6,830 |
| スポーツ文化局 | スポーツイベント課 | 国際自転車競技大会事業補助金 | さいたま市国際自転車競技大会事業補助金交付要綱 | スポーツの振興、市内観光の振興及び地域活性化を図ること | さいたまクリテリウム開催経費 | 開催経費270,000,000円 | 2018さいたまクリテリウム実行委員会 | 270,000 | 0 | 269,039 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | さいたまシティオペラ補助金 | さいたまシティオペラ補助金交付要綱 | 市民による「市民オペラ」の普及・発展を図り、文化芸術の振興を図る | さいたまシティオペラ演奏会にかかる事業経費 | 対象事業に要する経費 | さいたまシティオペラ | 2,000 | 0 | 0 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | さいたま市文化協会補助金 | さいたま市文化協会補助金交付要綱 | 文化団体の連絡調整を図り、市の文化向上に資することを目的として設立された文化協会を支援する | さいたま市文化協会の運営に要する経費 | 対象団体の運営に要する経費 | さいたま市文化協会 | 1,439 | 1,339 | 1,339 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | さいたま市民音楽祭実行委員会補助金 | さいたま市民音楽祭実行委員会補助金交付要綱 | 文化芸術の振興及び市民文化の向上に資する実行委員会事業を支援する | 市民音楽祭に要する経費 | 対象事業に要する経費 | 市民音楽祭実行委員会 | 1,152 | 1,152 | 1,122 |
| スポーツ文化局 | 文化振興課 | 文化芸術都市創造補助金 | さいたま市文化芸術都市創造補助金交付要綱 | 文化芸術都市の創造に向けて、市民の自主的な文化芸術活動の促進及び本市の文化芸術の振興を図る | 文化団体等が市内で実施し、補助金交付による効果が期待できる文化芸術事業（文化芸術活動ステップアップ事業、周年的記念的文化芸術事業、文化芸術を生かした地域活性化事業） | ①補助対象経費の2分の1かつ限度額180,000円②補助対象経費の2分の1以内かつ予算の範囲内③補助対象経費の範囲内かつ限度額2,000,000円 | 市内文化団体等 | 19,300 | 19,300 | 18,967 |
| 子ども未来局 | 青少年育成課 | さいたま市青少年団体等補助金 | さいたま市青少年団体等補助金交付要綱 | 青少年の健全育成を目的とした団体が行う、ボランティア活動・イベント事業等を支援するまた、地域における青少年の健全育成を目的として行う子ども会事業を支援する | 青少年の健全育成に必要と認められる事業に要する経費、その他市長が必要と認める事業に要する経費 | ボーイスカウト3,278,000円、ガールスカウト270,000円、青少年相談員300,000円、子ども会本部145,000円、子ども会区連合会：2,687,000円 | さいたま市ボーイスカウト協議会、さいたま市ガールスカウト連絡協議会、さいたま市青少年相談員協議会、さいたま市子ども会育成連絡協議会、さいたま市子ども会区連合会 | 6,680 | 4,030 | 3,730 |

6 教育・文化・スポーツ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|------------|-------------|----------------------------|---|--|--|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 子ども 未来局 | 青少年育成課 | 青少年育成さいたま市民会 議補助金 | さいたま市青少年団体 等補助金交付要綱 青少年育成さいたま市 民会議地区会体験活動 等事業補助金交付要綱 青少年育成さいたま市 民会議地区会補助金交 付要綱 | 地域において青少年の健全育成を 図る環境を醸成する また、地域における青少年の健全 育成を目的として行う体験活動等 事業の実施を支援する | 市民会議本部、区連絡会 及び地区会の運営及び事 業 | 本部700,000円、区連絡会 90,000円×10区=900,000 円、地区会60,000円×67地区 会=4,020,000円、体験活動 等事業10,741,306円 | 青少年育成さいたま市民会 議、青少年育成さいたま市民 会議を構成する区連絡会・地 区会 | 16,362 | 16,362 | 16,219 |
| 子ども 未来局 | 青少年育成課 | さいたま市青少年団体等補 助金 | さいたま市青少年団体 等補助金交付要綱 | 青少年の健全育成を目的としたボ ランティア活動・イベント事業等 を支援する | 成人式、さるはなキャン プフェスタ・親子のつど い、「コシヒカリの郷」 子ども自然体験村IN南 魚沼 | 成人式20,400,000円、さるは なキャンプフェスタ90,000 円、コシヒカリの郷600,000 円 | 成人式実行委員会 さるはなキャンプフェスタ・ 親子のつどい実行委員会 六日町観光協会 | 21,090 | 16,770 | 16,051 |
| 子ども 未来局 | 青少年育成課 | さいたま市青少年による郷 土芸能伝承活動補助金 | さいたま市青少年によ る郷土芸能伝承活動補 助金交付要綱 | 青少年の健全育成を目的とした郷 土芸能伝承活動を支援する | 郷土芸能伝承活動 | 40,000円×40団体= 1,600,000円 | お囃子、獅子舞、神楽、太鼓 等を演奏又は演技する団体 | 1,600 | 1,600 | 1,480 |
| 経済局 | 観光国際課 | 世界盆栽大会支援事業補助 金 | 世界盆栽大会支援事業 補助金交付要綱 | 世界盆栽大会開催に必要な支援 | 世界盆栽大会 | 対象事業に要する経費 | (一社)日本盆栽協会 | 0 | 93,692 | 91,413 |
| 経済局 | 農業政策課 | (仮)さいたま市農業体験 支援事業補助金 | (仮)さいたま市農業 体験支援事業補助金交 付要綱 | さいたま市都市農業の振興に関す る条例第17条の規定に基づき定め る都市農業基本指針(農業振興ビ ジョン)の各施策の実現を図る | 小・中学校を対象とした 農業体験事業 | 5,000円/1時間の定額指導 料 | 対象事業を実施する認定農業 者もしくは農業者で組織する 団体 | 0 | 500 | 0 |
| 緑 区役所 | コミュニティ 課 | 緑区かかしランド事業補助 金 | さいたま市緑区まちづ くり推進事業補助金交 付要綱 | かかしの制作等を通して、住んで いる街の歴史・文化を認識し、郷 土愛を育むことを目的とする | 緑区かかしランドに係る 事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区かかしランド実行委員会 | 750 | 750 | 679 |
| 緑 区役所 | コミュニティ 課 | 緑区子どもまつり事業補助 金 | さいたま市緑区まちづ くり推進事業補助金交 付要綱 | 子どもの感性を育み、豊かな成長 を促すための様々なイベントを開 催し、心と身体の健康の保持・増 進を図る | 緑区ひのび子どもまつ り | 対象事業に要する経費 | 緑区子どもまつり実行委員会 | 400 | 400 | 0 |
| 緑 区役所 | コミュニティ 課 | 緑区手づくり音楽祭事業補 助金 | さいたま市緑区まちづ くり推進事業補助金交 付要綱 | 参加者同士の交流を通じて相互に コミュニケーションを図り、地域 コミュニティの醸成に寄与する | 緑区手づくり音楽祭 | 対象事業に要する経費 | 緑区手づくり音楽祭実行委員 会 | 200 | 200 | 0 |
| 緑 区役所 | コミュニティ 課 | 緑区地域文化講演会事業補 助金 | さいたま市緑区まちづ くり推進事業補助金交 付要綱 | 子どもの健やかな成長に寄与する | 児童文学に関する研修事 業、子どもの健やかな成 長に寄与する事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区地域文化講演会実行委員 会 | 370 | 370 | 0 |
| 緑 区役所 | コミュニティ 課 | 緑区内公民館活動文化団体 交流事業補助金 | さいたま市緑区まちづ くり推進事業補助金交 付要綱 | 緑区内の公民館で活動している文 化団体が協力し、地域の文化イベ ントとして区民に親しまれるまち づくりに寄与する | 文化団体の交流事業と して、ロビーコンサート、 絵画、写真、書道・篆 刻、工芸等のグループ合 同展 | 対象事業に要する経費 | 緑区内公民館活動文化団体連 絡会 | 190 | 190 | 120 |
| 教育 委員会 | 学事課 | さいたま市遠距離通学費補 助金 | さいたま市遠距離通学 費補助金交付要綱 | さいたま市立小学校に在籍し遠距 離通学する児童の保護者に対する 経済的負担の軽減を図る | 遠距離通学する児童が 公共交通機関を利用す るために必要とした費用 (定期乗車券購入費) | 就学援助対象世帯：12箇月定 期乗車券運賃相当額 その他世帯：12箇月定期乗車 券運賃相当額の2分の1 | さいたま市立小学校に在籍し 公共交通機関を利用し遠距離 通学している児童の保護者 | 512 | 581 | 284 |

6 教育・文化・スポーツ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-------|---------|----------------------------|---------------------------------|--|---|--|--------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 学事課 | さいたま市外国人学校児童生徒保護者補助金 | さいたま市外国人学校児童生徒保護者補助金交付要綱 | 外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対する経済的負担の軽減を図る | 保護者が外国人学校に授業料として支払った経費 | 児童年額20,000円×72名=1,440,000円 生徒年額40,000円×27名=1,080,000円 | 外国人学校に在籍する児童生徒の保護者 | 2,520 | 2,660 | 460 |
| 教育委員会 | 指導1課 | さいたま市外国人学校文化・体育交流補助金 | さいたま市外国人学校文化・体育交流補助金交付要綱 | 外国人学校児童生徒とさいたま市立学校児童生徒もしくはさいたま市民との文化・体育の交流活動の振興を図る | (1)文化的交流に関する事業 (2)体育的交流に関する事業 | 対象事業に要する経費 | 埼玉朝鮮初中級学校 | 500 | 500 | 142 |
| 教育委員会 | 指導1課 | さいたま市全国・関東体育大会選手派遣補助金 | さいたま市全国・関東体育大会選手派遣補助金交付要綱 | 体育・スポーツ振興を図るため、市立中・高等学校の生徒の全国関東大会出場による競技力向上に寄与する | 宿泊費：関東2泊以内、全国4泊以内 | 1名1泊上限8,000円、中学校のみ全国大会参加費3,000円、関東大会参加費2,000円 | 全国・関東体育大会に出場した、市立中・高等学校の運動部の生徒 | 5,186 | 5,186 | 4,610 |
| 教育委員会 | 指導1課 | さいたま市立小・中学校文化部大会派遣補助金 | さいたま市立小・中学校文化部大会派遣補助金交付要綱 | 小・中学校の文化部活動を通じて、人間性の豊かさや教養の増進を図る | 全国又は関東大会参加に要する経費 | 1名児童1泊6,000円、生徒1泊上限8,000円、交通費の4割、楽器運搬費：開催地までの距離による | 文化部の活動を支援する団体 | 5,913 | 5,913 | 5,547 |
| 教育委員会 | 指導1課 | さいたま市立中学校国際交流事業派遣生徒渡航費用補助金 | さいたま市立中学校国際交流事業派遣生徒渡航費用補助金交付要綱 | 英語学習や国際理解への興味・関心を高めるとともに、国際交流及び国際親善に資する | さいたま市立中学校国際交流事業の派遣生徒の渡航・現地研修費用の補助 | 125,000円×65名=8,125,000円 | さいたま市立中学校国際交流事業の派遣生徒 | 8,125 | 7,125 | 7,125 |
| 教育委員会 | 指導1課 | さいたま市私立幼稚園教育研究事業交付金 | さいたま市私立幼稚園教育研究事業交付金交付要綱 | 市における幼稚園教育の充実を図る | さいたま市私立幼稚園教育研究事業に係る経費 | 対象事業に要する経費 | (一社)さいたま市私立幼稚園協会 | 3,088 | 3,088 | 1,329 |
| 教育委員会 | 特別支援教育室 | さいたま市特別支援教育振興会補助金 | さいたま市特別支援教育振興会補助金交付要綱 | 特別支援教育の振興を図る | 広報誌「ともしび」発行、合同スポーツ大会、障害児学級合同作品展、施設見学等 | 250,000円×1団体=250,000円 | さいたま市特別支援教育振興会 | 250 | 250 | 250 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | さいたま市立高等学校海外交流事業補助金 | さいたま市立高等学校海外交流事業派遣生徒渡航費用補助金交付要綱 | 国際交流の推進を図り、国際的な視野を広げるとともに国際親善に資する | 高等学校が実施する海外交流(生徒派遣)事業 | 海外渡航費用の一部補助100,000円×10人 | 海外交流(派遣)事業生徒 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | さいたま市立高等学校海外交流事業補助金 | さいたま市立高等学校海外交流事業派遣生徒渡航費用補助金交付要綱 | 国際交流の推進を図り、国際的な視野を広げるとともに国際親善に資する | 高等学校が実施する海外交流(生徒派遣)事業 | 海外渡航費用の一部補助100,000円×10人 | 海外交流(派遣)事業生徒 | 1,000 | 1,000 | 900 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | さいたま市立高等学校海外交流事業補助金 | さいたま市立高等学校海外交流事業派遣生徒渡航費用補助金交付要綱 | 国際交流の推進を図り、国際的な視野を広げるとともに国際親善に資する | 高等学校が実施する海外交流(生徒派遣)事業 | 海外渡航費用の一部補助100,000円×10人 | 海外交流(派遣)事業生徒 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 教育委員会 | 高校教育課 | さいたま市立高等学校海外交流事業補助金 | さいたま市立高等学校海外交流事業派遣生徒渡航費用補助金交付要綱 | 国際交流の推進を図り、国際的な視野を広げるとともに国際親善に資する | 高等学校が実施する海外交流(生徒派遣)事業 | 海外渡航費用の一部補助4,000,000円 | 海外交流(派遣)事業生徒 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 教育委員会 | 健康教育課 | さいたま市学校保健会補助金 | さいたま市学校保健会補助金交付要綱 | 学校教育における保健衛生の研究並びに普及発展を図る | 理事会、総会、健康づくり標語審査会、学校保健講習会、歯科保健、優良校コンクール | 学校保健会の運営に要する経費 | さいたま市学校保健会 | 1,000 | 1,040 | 874 |

6 教育・文化・スポーツ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|----------|-----------------------------|---------------------------------|--|---------------------------|---|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 教育委員会 | 館岩少年自然の家 | 自然の教室補助金 | 自然の教室補助金交付要綱 | 人間性豊かな児童・生徒の育成を図る | 館岩少年自然の家等で実施される自然の教室バス輸送費 | バス：3,000円/名×21,832名=65,496,000円 | 自然の教室実施委員会 | 65,496 | 65,154 | 63,982 |
| 教育委員会 | 館岩少年自然の家 | 自然の教室宿泊費補助金 | 自然の教室宿泊費補助金交付要綱 | 児童・生徒の自然の教室に係る宿泊費の負担の公平を図る | ホテル南郷及びアストリアロッジ宿泊に要する経費 | ホテル南郷：2,040円/名×3,151名=6,428,040円 アストリア：7,400円/名×4,058名=30,029,200円 | 自然の教室実施委員会 | 0 | 36,459 | 35,754 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | さいたま市PTA協議会補助金 | さいたま市社会教育関係団体補助金交付要綱 | 社会教育の振興と、社会教育事業の円滑な推進を図るとともに、学校・地域におけるPTA活動の発展と児童・生徒の健全育成を図る | さいたま市PTA協議会に関する事業 | 限度額1,650,000円 補助対象経費の1/2 | さいたま市PTA協議会 | 1,650 | 1,650 | 1,650 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | さいたま市障害のある児童とない児童の交流促進事業補助金 | さいたま市障害のある児童とない児童の交流促進事業補助金交付要綱 | 障害のある児童とない児童の生涯学習活動及び交流による健全育成を図る | 障害のある児童とない児童の交流に関する事業 | 限度額300,000円 補助対象経費の1/2 | 障害のある児童とない児童の交流を支援し、児童の健全育成を図る事業を行う団体 | 300 | 350 | 94 |
| 教育委員会 | 生涯学習振興課 | さいたま市地域婦人会合同事業補助金 | さいたま市社会教育関係団体補助金交付要綱 | 市の生涯学習の振興と地域婦人会活動の振興を図る | 地域婦人会が合同で開催する事業 | 限度額300,000円 補助対象経費の1/2 | さいたま市地域婦人会 | 0 | 300 | 0 |
| 教育委員会 | 文化財保護課 | さいたま市文化財保存事業費補助金 | さいたま市文化財保存事業費補助金交付要綱 | 文化財の保存及び活用を図る | 文化財保存事業に要する経費 | 保存事業費の1/2以内かつ予算の範囲内 | 文化財の所有者、管理者、保持者、保持団体、保存団体 | 6,945 | 15,573 | 10,875 |

7 都市基盤・交通分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|--------|-------------|------------------------------|----------------------------------|--|---|---|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市戦略本部 | 東部地域・鉄道戦略部 | 浦和美園～岩槻間快速バス運行事業補助金 | 浦和美園駅・岩槻駅間快速バス運行事業補助金交付要綱 | 浦和美園～岩槻間の移動需要の創出及び移動実態の把握 | 路線バス事業者による快速バス運行等に要する経費 | 市補助金30,400,000円 | 路線バス事業者 | 30,400 | 33,273 | 30,424 |
| 都市戦略本部 | 東部地域・鉄道戦略部 | 浦和美園～岩槻地域成長市民方策支援補助金 | 浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付要綱 | 浦和美園～岩槻地域成長・発展方策の推進 | 浦和美園～岩槻地域成長・発展方策の推進を図る団体等の事業に要する経費 | 市補助金1,500,000円 | 浦和美園～岩槻地域成長・発展方策の推進を図る団体等 | 1,500 | 1,500 | 1,489 |
| 都市戦略本部 | 東部地域・鉄道戦略部 | 高速鉄道東京7号線建設促進事業支援補助金 | さいたま市高速鉄道東京7号線建設促進事業支援補助金交付要綱 | 地下鉄7号線延伸の早期実現 | 地下鉄7号線建設促進を目的として活動する団体の事業等に要する経費 | 市補助金6,000,000円 | 地下鉄7号線建設促進を目的として活動する団体 | 6,000 | 6,000 | 6,000 |
| 都市局 | 交通政策課 | 交通バリアフリー化設備補助金 | さいたま市交通バリアフリー化設備補助金交付要綱 | 高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用する際に、その移動の円滑化を促進し、福祉のまちづくりの推進を図る | 鉄道事業者が補助対象駅舎に補助対象設備（バリアフリー化設備）を設置する費用 | ホームドア以外補助対象経費の1/3 ホームドア補助対象経費の1/6 | 鉄道事業者 | 92,500 | 30,000 | 125,000 |
| 都市局 | 交通政策課 | コミュニティバス等運行事業費補助金 | さいたま市コミュニティバス等運行経費補助金交付要綱 | 路線バスが運行していない交通空白・交通不便地区を解消する | コミュニティバス等の運行に係る経費 | 運行経費から運賃等の収入を差し引いた額 | バス事業者、タクシー事業者 | 219,116 | 206,201 | 164,545 |
| 都市局 | 交通政策課 | ノンステップバス導入促進事業費補助金 | さいたま市ノンステップバス導入促進等事業費補助金交付要綱 | 交通のバリアフリー化のため、ノンステップバスの導入促進を図る | ノンステップバスの導入 | 導入経費の一部（国と協調） | 路線バス事業者 | 23,100 | 29,580 | 28,632 |
| 都市局 | 交通政策課 | 東京2020大会に向けた浦和美園駅ホームドア等設備補助金 | 東京2020大会に向けた浦和美園駅ホームドア等設備補助金交付要綱 | 東京2020大会の開催に向け、ホームドアの設置により、浦和美園駅利用者の駅ホームからの転落、列車との接触等の危険の排除を図る | 鉄道事業者が浦和美園駅に補助対象設備（ホームドア等）を設置する費用 | ホームドア補助対象経費の1/6 | 埼玉高速鉄道（株） | 21,667 | 0 | 0 |
| 都市局 | 自転車まちづくり推進課 | 民営自転車等駐車場建設補助金 | さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱 | 市内の民営自転車等駐車場の新設等を行う設置者に対し、補助金を交付する | 市内に新設又は増設をする民営自転車等駐車場で次の要件を備えているもの ①公共の用に供される駐車場②市内の駅を中心におおむね300mの範囲内に設置される駐車場③新設の場合、自転車等の収容台数が30台以上であること④増設の場合、自転車等の収容台数を30台以上増加させること⑤継続して5年以上運営されること | 基準事業費の1/3以内、補助限度額5,000,000円、 基準事業費 建築確認を要する駐車場：100,000円/台×増加台数 建築確認を要しない駐車場：60,000円/台×増加台数 (ただし、実際に要した費用を基準事業費の限度とする) | 要綱に掲げる要件を備えた民営自転車等駐車場を新設又は増設した者 | 10,000 | 10,000 | 3,040 |
| 都市局 | 都市公園課 | 民間児童遊園地等管理補助金 | さいたま市民間児童遊園地等補助金交付要綱 | 児童の自由な遊び場を充実させるとともに、児童の健康と情操に寄与することを目的とする | 児童遊園地等の管理運営 | 18,000円×39団体=702,000円 | 自治会等の団体 | 702 | 702 | 695 |
| 都市局 | 都市公園課 | 民間児童遊園地等整備補助金 | さいたま市民間児童遊園地等補助金交付要綱 | 児童の自由な遊び場を充実させるとともに、児童の健康と情操に寄与することを目的とする | 児童遊園地・広場の設置、整備等 | (整備・撤去)限度額300,000円×10箇所 | 自治会等の団体 | 3,000 | 3,000 | 1,684 |
| 都市局 | みどり推進課 | さいたま市花いっぱい運動推進会補助金 | さいたま市緑化団体補助金交付要綱 | 緑化の推進を図る | さいたま市花いっぱい運動推進会が行う緑化推進活動 | 団体の運営及び事業に要する経費 | さいたま市花いっぱい運動推進会 | 1,550 | 1,550 | 1,550 |

7 都市基盤・交通分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|----------------------|---------------------------------|---|--|--|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | みどり推進課 | みどりの街並みづくり助成事業助成金 | さいたましみどりの街並みづくり助成金交付要綱 | 緑地の減少が著しい市街地等において、建築物の屋上や壁面を活用した建築物緑化および道路に面した敷地を緑化する沿道緑化に要した経費の一部を助成し、新たな緑の創出を図る | 【屋上緑化・壁面緑化】 緑化重点地区内の建築物、又は、3,000㎡以上の敷地に建てられた建築物に新たに屋上緑化、壁面緑化を行う事業 【沿道緑化】 緑化重点地区内の自己の居住の用に供する敷地に新たに緑化を行う事業 | 【屋上緑化・壁面緑化】 助成基準 ・屋上緑化または壁面緑化を10㎡以上 ただし、法令(条例を含む)で緑化を義務付けられた建築物については、基準の緑化率により必要とされる面積を除いた10㎡以上の緑化を対象 助成金額 【屋上緑化】 ・10,000円/㎡×対象緑化面積又は対象経費の2分の1の少ない額 ただし、助成上限額は500,000円 【壁面緑化】 ・20,000円/㎡×対象緑化面積又は対象経費の2分の1の少ない額 ただし、助成上限額は1,000,000円 【沿道緑化】 助成基準 ・1敷地に新たに2本以上の樹木を植栽 助成金額 ・高木20,000円/本、中木10,000円/本×植栽本数 既存塀の撤去5,000円/㎡×撤去延長 又は対象経費の2分の1の少ない額 ただし、助成上限額は200,000円 | 屋上緑化・壁面緑化及び沿道緑化に取り組む市民及び事業者 | 5,000 | 5,000 | 1,055 |
| 都市局 | まちづくり総務課 | さいたま市まちづくり支援補助金 | さいたま市まちづくり支援補助金交付要綱 | 市民の自主的なまちづくり活動の促進を図る | 集会や勉強会の開催、広報紙の発行、基本計画の作成などに必要となる費用の一部 | 既存団体2,980,000円+新規団体1,230,000円=4,210,000円 | 市街地の計画的な整備の推進を目的に活動しているまちづくり団体 | 4,210 | 4,210 | 1,827 |
| 都市局 | 区画整理支援課 | 組合等区画整理事業市補助金 | さいたま市組合等土地区画整理事業補助金要綱 | 組合等による土地区画整理事業を促進し、健全な市街地の造成を図る | 市内土地区画整理事業(組合施行等) | 補助事業の総事業費から国庫補助金、公共施設管理者負担金及び保留地処分金に相当する額を控除して得た額又は要綱に定められた補助基本額のいずれか低い額を補助限度額とする | 土地区画整理組合等 | 4,757,164 | 3,968,607 | 3,657,621 |
| 都市局 | 区画整理支援課 | 組合等区画整理事業補助金(国庫補助事業) | さいたま市組合等土地区画整理事業社会資本整備総合交付金交付要綱 | 都市の骨格の形成、道路ネットワークを整備し、地方の創意・工夫を活かした個性的な街づくりの推進、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある道路整備の推進 | 市内土地区画整理事業(組合施行等) | 補助対象の範囲で、総事業費から保留地処分金、鉄道負担金、公共施設管理者負担金、賦課金、その他補助金、寄付金等を減じた用地買収方式の額を補助限度額とする | 土地区画整理組合等 | 2,342,800 | 3,499,660 | 2,288,447 |

7 都市基盤・交通分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------------|----------------------------|------------------------------|---|--|--|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 区画整理支援課 | 土地区画整理協会補助金 | (一財)さいたま市土地区画整理協会補助金要綱 | 協会が定款に定めて行う事業の円滑な促進を図り、もって公共施設の整備改善及び宅地の利用増進に寄与する | (一財)さいたま市土地区画整理協会運営事業 | 協会運営に要する経費で、予算の範囲内とする | (一財)さいたま市土地区画整理協会 | 133,090 | 143,638 | 134,786 |
| 都市局 | 浦和西部まちづくり事務所 | 市街地再開発事業費補助金 公共施設管理者負担金 | さいたま市市街地再開発事業補助金等交付要綱 | 市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る | 市街地再開発事業(組合施行) | 市街地再開発事業費補助金2/3、公共施設管理者負担金10/10 | 武蔵浦和駅第3街区市街地再開発組合 | 0 | 0 | 57,070 |
| 都市局 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 浦和駅西口南高砂地区一般会計補助金 | 都市再開発法、さいたま市市街地再開発事業補助金等交付要綱 | 浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業における補助金(一般分)のため | 浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業 | 一式1,887,800,000円 | 浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合 | 0 | 1,887,800 | 44,720 |
| 都市局 | 大宮駅東口まちづくり事務所 | 大門町2丁目中地区市街地再開発組合に対する補助金 | さいたま市市街地再開発事業補助金等交付要綱 | 大門町2丁目中地区のまちづくりの推進 | 大門町2丁目中地区市街地再開発事業 | 工事費等2,459,400,000円 | 大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合 | 2,459,400 | 3,959,000 | 1,192,038 |
| 都市局 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | 大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業 | さいたま市市街地再開発事業補助金等交付要綱 | 大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合への補助 | 大宮駅西口まちづくり推進事業 | 平成30年度実施事業：権利変換計画作成 | 大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合 | 2,456,600 | 67,100 | 178,934 |
| 都市局 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | 大宮駅西口第3-A・D地区第一種市街地再開発事業 | さいたま市市街地再開発事業補助金等交付要綱 | 大宮駅西口第3-A・D地区市街地再開発準備組合への補助 | 大宮駅西口まちづくり推進事業 | 平成30年度実施事業：都市計画決定 | 大宮駅西口第3-A・D地区市街地再開発準備組合 | 224,920 | 0 | 0 |
| 建設局 | 道路環境課 | 私道舗装等整備費用助成金 | さいたま市私道舗装等整備費用助成制度要綱 | 市道として認定することが困難な私道の舗装等整備を行う者に対して費用の一部を助成し、交通安全の確保と市民の生活環境の向上に資する | 次に掲げる要件全てに該当する私道の舗装及び側溝等排水施設の設置に係る経費 ①幅員1.8m以上(側溝整備を行う場合は4m以上かつ道路位置の確定) ②排水施設を整備する場合、流末排水に支障がないもの ③公道から公道に通じている、又は、5戸以上の家屋が立ち並ぶ私道で不特定多数の人が利用するもの ④私道敷地の所有者の同意を受けているもの ⑤私道に接続する道路が舗装済又は当該年度に舗装予定のもの ⑥本助成制度を受けた私道については20年を経過しているもの | 両端が他の道路(建築基準法42条に規定する道路)に接続する幅員が4m以上の私道に対する助成額は整備に必要な経費の90% これ以外の私道に対する助成額は整備に必要な経費の90%で最高限度額3,000,000円 | 私道の舗装等整備を行う者 | 50,000 | 50,000 | 49,417 |

8 産業・経済分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|--------|----------|--------------------------------|------------------------------------|---|--|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市戦略本部 | シティセールス部 | 団体等へのシティセールスの促進 | 事業の開催に関する協定 | 企業や団体が本市の都市イメージを高め、シティセールスにつながる事業を行う場合に支援するもの | 本市のあらゆる魅力を扱い、「市の認知度向上」、「都市イメージの向上」を目的とした事業 | 対象事業に要する経費 | ビジット・ジャパンinさいたま実行委員会 | 2,000 | 12,000 | 588 |
| 経済局 | 経済政策課 | さいたま商工会議所事業費等補助金 | さいたま商工会議所事業費等補助金交付要綱 | 市内商工業の振興を図る | さいたま商工会議所が実施する市内商工業の振興に資する各種事業 | 他団体からの補助金等特定の財源を差し引いた額の1/2以内 ただし、重点事業においては、他団体からの補助金等特定の財源を差し引いた額に市長が必要かつ適当と認める割合 | さいたま商工会議所 | 65,000 | 65,000 | 64,654 |
| 経済局 | 経済政策課 | さいたま市中小企業支援センター事業補助金（経済政策課扱い） | さいたま市中小企業支援センター事業補助金交付要綱 | 都道府県等中小企業支援センターが中小企業支援事業の実施体制の中心として機能するため | 中小企業支援法第7条第2項に規定する特定支援事業 | 他団体からの補助金その他特定の財源を差し引いた額で市長が必要と認める額 | (公財)さいたま市産業創造財団 | 239,914 | 239,230 | 224,771 |
| 経済局 | 経済政策課 | 公益社団法人日本青年会議所第66回全国大会埼玉中央大会補助金 | 公益社団法人日本青年会議所第66回全国大会埼玉中央大会補助金交付要綱 | 公益社団法人埼玉中央青年会議所の活動活性化及び地域経済活性化を図るため、埼玉中央青年会議所が行う公益社団法人日本青年会議所第66回全国大会埼玉中央大会に要する経費に対し、補助金を交付するもの | 全国大会に要する経費（会場使用料、会場設営費、企画演出費、演出物物品、車両借上料、広報費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、その他全国大会に必要な経費で市長が必要かつ適当と認めたもの） | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は1,000万円のいずれか低い額 | (公社)埼玉中央青年会議所 | 0 | 10,000 | 10,000 |
| 経済局 | 労働政策課 | 浦和与野雇用対策協会補助金 | 浦和与野雇用対策協会補助金交付要綱 | 地域産業の発展のための労働力確保と若年労働力等の指導育成により雇用の安定を図る | 地域産業発展のための労働力確保及び若年労働力等の指導育成のための事業 | 対象事業に要する経費 | 浦和与野雇用対策協会 | 250 | 250 | 250 |
| 経済局 | 労働政策課 | さいたま市勤労者団体補助金 | さいたま市勤労者団体補助金交付要綱 | 勤労者の生活の充実、福祉の増進及び労働条件の改善を図る | 勤労者の生活の充実、福祉の増進及び労働条件の改善等を図るための事業 | 対象事業に要する経費 | 市内の勤労者団体 | 1,900 | 1,900 | 1,870 |
| 経済局 | 労働政策課 | さいたま市職業訓練校支援事業補助金 | さいたま市職業訓練校支援事業補助金交付要綱 | 勤労者または求職者の技能向上を通じ、生活の安定と地位の向上等を図ることを目的とした職業訓練校が行う事業の実施 | 技能の向上に資する訓練等の事業 | 対象事業に要する経費 | 市内の職業訓練校 | 360 | 360 | 360 |
| 経済局 | 労働政策課 | さいたま市少年少女発明クラブ補助金 | さいたま市少年少女発明クラブ補助金交付要綱 | 科学技術に関する興味や関心を持たせ、実際に体験する場を提供し、創造性豊かな人間形成を図る | 工作教室、学習会等の事業 | 対象事業に要する経費 | 少年少女発明クラブ（文部科学省及び社団法人発明協会の趣旨により設立された団体等） | 500 | 500 | 500 |
| 経済局 | 労働政策課 | さいたま市ものづくり体験事業補助金 | さいたま市ものづくり体験事業補助金交付要綱 | 地域企業や学校等との連携により、子どもたちにもものづくりの喜びを体験できる機会を与え、将来の優秀な技術人材の育成を図る | ロボット製作教室等の事業 | 対象事業に要する経費 | ロボット工房事業実施団体 | 100 | 100 | 99 |
| 経済局 | 労働政策課 | (公財)さいたま市産業創造財団勤労者福祉事業補助金 | (公財)さいたま市産業創造財団勤労者福祉事業補助金交付要綱 | 市内の中小企業等に勤務する者の勤労者福祉向上を図る | 勤労者の福祉向上のための事業等 | 対象事業に要する経費 | (公財)さいたま市産業創造財団 | 20,600 | 22,000 | 22,000 |

8 産業・経済分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|---------------------------------|---------------------------------|---|---|--|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 産業展開推進課 | さいたま市イノベーション技術創出支援補助金 | さいたま市イノベーション技術創出支援補助金交付要綱 | さいたま市における研究開発型企業の集積とイノベーションの創出を図る | 関連技術の研究開発又は実証実験に要する経費 | 補助対象経費の1/2、上限800,000円×2件=1,600,000円(研究開発)、上限2,500,000円×2件=5,000,000円(実証実験) | 市内中小企業者 | 6,600 | 6,600 | 1,174 |
| 経済局 | 産業展開推進課 | さいたま市商工業団体等事業補助金 | さいたま市商工業団体等事業補助金交付要綱 | 市内商工業の振興を図る | 地域コミュニティを形成するために開かれたコミュニティ事業等 | 補助対象経費の1/3以内 | 市内商工業の振興を目的とした団体 | 400 | 400 | 400 |
| 経済局 | 産業展開推進課 | さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金 | さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱 | 市内への企業の進出を促進し、産業の集積及び経済の振興を図る | 本社機能、東日本の活動拠点機能、研究開発機能、製造機能のための事業所等を市内に賃借する場合の賃借料の一部 | 3月分の建物賃借料一般・中小企業特例限度額3,000,000円 大型限度額6,000,000円 | 対象産業9分野の企業 | 12,000 | 15,000 | 3,000 |
| 経済局 | 産業展開推進課 | さいたま市産業立地促進補助金 | さいたま市産業立地促進補助金交付要綱 | 市内への企業の立地を促進し、産業の集積及び経済の振興を図る | 本社機能、東日本の活動拠点機能、研究開発機能、製造機能のための事業所等を市内に建設する場合の投資額の一部 | 投資額の10%一般・中小企業特例限度額200,000,000円 大型限度額1,000,000,000円 | 対象産業9分野の企業 | 152,931 | 153,287 | 153,273 |
| 経済局 | 産業展開推進課 | さいたま市中小企業支援センター事業補助金(産業展開推進課扱い) | さいたま市中小企業支援センター事業補助金交付要綱 | 都道府県等中小企業支援センターが中小企業支援事業の実施体制の中心として機能するため | 中小企業支援法第7条第2項に規定する特定支援事業 | 他団体からの補助金その他特定の財源を差し引いた額で市長が必要と認める額 | (公財)さいたま市産業創造財団 | 14,110 | 14,684 | 14,026 |
| 経済局 | 商業振興課 | 公衆浴場支援事業補助金 | さいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要綱 | 市内一般公衆浴場の健全な育成と振興を図る | 設備近代化資金事業(設備の設置及び改修)及び活性化推進事業、衛生対策事業 | 県補助対象：補助対象経費の2/3以内、限度額2,000,000円、県補助対象外：補助対象経費の2/3以内、限度額300,000円、衛生対策事業：補助対象経費の10/10以内、限度額100,000円、活性化推進事業：補助対象経費の1/2以内、限度額1浴場100,000円 | 市内の一般公衆浴場の経営者及び市内一般公衆浴場で組織する組合 | 3,850 | 3,850 | 2,649 |
| 経済局 | 商業振興課 | 商工業団体等事業補助金 | さいたま市商工業団体等事業補助金交付要綱 | 市内商工業の振興を図る | 地域商業及び商店街の活性化に資する事業 | 事業に要する経費 | 市内商工業の振興を目的とした団体 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 経済局 | 商業振興課 | 商工業団体等事業補助金 | さいたま市商工業団体等事業補助金交付要綱 | 市内商工業の振興を図る | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律により認定を受けた振興計画等に掲げる事業 | 事業に要する経費 | 市内商工業の振興を目的とした団体 | 2,500 | 2,500 | 2,259 |
| 経済局 | 商業振興課 | 空き店舗を活用した地域コミュニティ活性化事業補助金 | さいたま市商店街活性化推進事業(空き店舗活用型)補助金交付要綱 | 空き店舗を活用して、商店街の活性化を図る | 地域社会の問題解決に取り組む地域コミュニティ機能を充実させる事業、地域における商店の不足業種を保管し商業機能を充実させる事業、チャレンジショップ、アンテナショップ | ①店舗改装費(事業開始初年度のみ)補助率1/2以内 限度額2,000,000円 ②店舗賃料・事業費(当初契約から36月)補助率1/2以内 限度額150,000円/月(事業費は50,000円/月) | 商店会、商店会の推薦を受けた社会福祉法人、特定非営利活動法人等 | 7,920 | 17,222 | 6,516 |

8 産業・経済分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|---|---|--|---|--|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 商業振興課 | 商店街活性化キャンペーン事業補助金 | 商店街活性化キャンペーン事業補助金交付要綱 | 即効性のある経済効果と個人消費意欲を市内商店街に誘導することで、市内の地域経済の活性化を図る | 商店街活性化キャンペーン事業 | 補助対象経費のうち予算の範囲内 | さいたま市商店会連合会 | 60,000 | 60,000 | 60,000 |
| 経済局 | 商業振興課 | 商店街活性化推進事業補助金 商店街活性化推進事業（空き店舗活用型）補助金 | さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱 さいたま市商店街活性化推進事業（空き店舗活用型）補助金交付要綱 | 市内商店街の賑わいの創出、顧客の確保等を図る | 特色性創出事業（地域における特色ある取組で賑わいを創出する事業）、販売促進事業、地域活動連携事業（地域の住民や団体と連携したコミュニティ機能の高い事業） ・空き店舗活用型 地域社会の問題解決に取り組む地域コミュニティ機能を充実させる事業、地域における商店の不足業種を補完し商業機能を充実させる事業、チャレンジショップ、アンテナショップ | ①対象が商店会の場合 補助率1/4以内 ※審査規定に定める事業報告書及び収支決算書の提出がある場合で、補助対象経費が1,000,000円以下の時は補助率1/3以内、1,000,000円を超える時は、補助率1/4以内+83,000円 ②対象が2つ以上の商店会が連携した組織の場合 補助率1/3以内 ※5つ以上の商店会が連携して行う事業は、補助率1/2以内 補助限度額は①②ともに1,000,000円 ・空き店舗活用型 ①店舗改装費（事業開始初年度のみ） 補助率1/2以内、限度額2,000,000円 ②店舗賃料・事業費（当初契約から36月） 補助率1/2以内、限度額150,000円/月（事業費は50,000円/月） | 商店会、2つ以上の商店会が対象事業を実施するために連携した組織 ・空き店舗活用型 商店会、商店会の推薦を受けた社会福祉法人、特定非営利活動法人等 | 19,767 | 16,251 | 12,517 |
| 経済局 | 商業振興課 | 商店街環境整備事業補助金 | さいたま市商店街環境整備事業補助金交付要綱 | 市内商店街の賑わい創出、顧客の利便性向上を図る | 賑わい創出関連施設、ユニバーサルデザイン関連施設、コミュニティ関連施設、C1・イメージアップ関連施設等 | ①施設の新設の場合：補助率1/2以内、限度額20,000,000円、②施設の改修の場合：補助率1/3以内、限度額10,000,000円、③②のうちLED街路灯の建設、既存街路灯ランプ（LEDランプを除く）のLEDランプへの交換、LED照明の付け替えに伴う灯具等の改修をする場合：補助率1/2以内 | 市内の商店街 | 22,675 | 26,570 | 18,251 |
| 経済局 | 商業振興課 | 商店街照明施設等維持管理事業補助金 | さいたま市商店街照明施設等維持管理事業補助金交付要綱 | 市内商店街の賑わい創出、顧客の利便性向上を図る | 商店街が所有し、維持管理する照明施設等の電気料金のうち前年度の1月から当該年度の12月までの支払分 | 補助対象経費の1/2以内、限度額1,000,000円 | 市内の商店街 | 15,585 | 19,200 | 14,917 |

8 産業・経済分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|---|--|---|--------------------------------------|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 商業振興課 | さいたま市商店街活性化推進事業（地域資源活用型）補助金 | さいたま市商店街活性化推進事業（地域資源活用型）補助金交付要綱 | 商店街の活性化及びまちなかの賑わいを創出する | 地域資源を活用し、商店街に誘客する内容を含んだ事業 | 限度額2,000,000円 補助率は2年度目以降設定 2年度目：補助対象経費の総額の2/3以内 3・4年度目：補助対象経費の総額の1/2以内 | 3つ以上の商店会が連携して組織した団体、3つ以上の商店会が加盟している団体、3つ以上の商店街で活動する団体 | 10,000 | 10,000 | 5,750 |
| 経済局 | 観光国際課 | 賑わい創出観光事業補助金 | 賑わい創出観光イベント事業補助金交付要綱 | 市内観光の振興を図る | 市民主体の地域にとらわれない全市的なイベント | 対象事業に要する経費 | 市内観光の振興を目的とした団体 | 3,435 | 5,000 | 3,003 |
| 経済局 | 観光国際課 | 公益社団法人さいたま観光国際協会補助金 | 公益社団法人さいたま観光国際協会補助金交付要綱 | 市内観光の振興等を図る | 観光客の誘致、受入に関する事業等、観光国際協会が実施する事業 | 対象事業に要する経費 | (公社)さいたま観光国際協会 | 319,757 | 310,803 | 310,803 |
| 経済局 | 観光国際課 | さいたま市花火大会事業 | さいたま市観光団体事業補助金交付要綱 | 市内観光の振興を図る | さいたま市花火大会の開催に必要と認められる費用 | 対象事業に要する経費 | さいたま市花火大会実行委員会 | 53,000 | 51,000 | 51,000 |
| 経済局 | 観光国際課 | 観光団体事業補助金（地域のまつり） | さいたま市観光団体事業補助金交付要綱 | 市内観光の振興を図る | 地域のまつりの振興に必要なと認められる事業 | 対象事業に要する経費 | 市内観光の振興を目的とした団体 | 45,683 | 43,736 | 43,305 |
| 経済局 | 観光国際課 | さいたま市外国人観光客受入環境整備及び誘致促進事業補助金 | さいたま市外国人観光客受入環境整備及び誘致促進事業補助金交付要綱 | 事業者による外国人観光客の受入環境整備促進や誘致促進に係る事業の活性化を図る | 外国人観光客の受入環境整備及び誘致促進に係る事業 | 補助対象経費の2分の1以内の額（限度額＝50万円） ※団体申請の場合、対象経費の3分の1以内（限度額＝70万円） | 市内に事業所を有し、かつ、1年以上事業を営む事業者又は団体 | 1,900 | 1,900 | 183 |
| 経済局 | 観光国際課 | 公益社団法人さいたま観光国際協会補助金 | 公益社団法人さいたま観光国際協会補助金交付要綱 | 市内観光の振興等を図る | 国際化推進及び多文化共生の推進に関する事業等、観光国際協会が実施する事業 | 対象事業に要する経費 | (公社)さいたま観光国際協会 | 41,121 | 43,929 | 43,928 |
| 経済局 | 観光国際課 | 政令指定都市15周年記念花火大会 | さいたま市政令指定都市15周年記念花火大会事業補助金交付要綱 | 政令指定都市15周年という節目の年を市民とともに祝い、一体感を醸成するとともに、観光都市・国際都市としても、さらに魅力的な都市として成長していくことを目的とした記念花火大会を実施する | 事業を実施するために必要な経費 | 事業を実施するために必要な経費 | さいたま市政令指定都市15周年記念花火大会実行委員会 | 55,000 | 0 | 0 |
| 経済局 | 農業政策課 | さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金 | さいたま市卸売市場活性化対策事業費補助金交付要綱 | 市内の卸売市場の健全な発展及び地域経済への貢献のため | 当該事業に要する経費の一部 | 補助対象経費×1/2 | 大宮市場開設運営協議会 | 4,800 | 4,800 | 2,856 |
| 経済局 | 農業政策課 | さいたま市農業近代化資金利子補給金 さいたま市農業経営基盤強化資金利子助成金 | さいたま市農業近代化資金利子補給条例 さいたま市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱 | 農業資金を融資する農協等の融資機関に利子補給金を交付し、農業者等の資本整備の高度化を図る | 農業近代化施設等補助のために認定農業者が借り入れた金利分 | 利子補給対象事業費の利子一部助成（近代化資金1.5%以内、経営基盤強化資金0.5%以内） | 農協等の融資機関 | 1,510 | 1,756 | 779 |
| 経済局 | 農業政策課 | さいたま市青果物卸売市場施設整備事業費補助金 | さいたま市青果物卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱 | 青果物卸売市場の機能向上を図り、青果物の円滑かつ安定的な流通を確保し、もって市民生活の安定に資するため | 施設整備事業 | 補助対象経費の1/3以内 上限500万円 | 青果物卸売市場の開設者及び卸売業者 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |

8 産業・経済分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|-------|------------------|---------------------------|--|--|--|---|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 農業政策課 | 新規就農総合支援事業費補助金 | さいたま市農業次世代人材投資資金交付要綱 | 就農前後の青年就農者の所得を確保する給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増大を図る | 新規就農総合支援事業 | 1,500,000円/人 | 青年就農者 | 12,000 | 9,000 | 5,250 |
| 経済局 | 農業政策課 | さいたま市農業振興事業費補助金 | さいたま市農業振興事業費補助金交付要綱 | さいたま市都市農業の振興に関する条例第17条の規定に基づき定める都市農業基本指針(農業振興ビジョン)の各施策の実現を図る | ①流通・販売・加工施設整備事業 ②6次産業化、農商工連携推進事業 ③第三者認証GAP取得支援事業(GAP実践導入事業) ④第三者認証GAP取得支援事業(GAP認証取得・継続事業) ⑤第三者認証GAP取得支援事業(研修事業) ⑥農業経営者団体支援事業 ⑦農業後継者育成事業(自立経営支援事業) ⑧農業後継者育成事業(研修派遣事業) ⑨農業後継者育成事業(団体育成事業) ⑩農業施設機械共同利用支援事業 ⑪認定農業者支援対策事業 ⑫見沼農業振興事業(活性化支援事業) ⑬見沼農業振興事業(観光農園等整備事業) ⑭畜産振興事業(防疫事業) ⑮畜産振興事業(公害対策事業) ⑯畜産振興事業(優良種畜導入事業) ⑰農用地景観形成作物栽培支援事業 ⑱都市住民交流支援事業(イベント事業) ⑲都市住民交流支援事業(市民農園整備事業) ⑳ランドコーディネーター支援事業 ㉑農業祭、アグリフェスタ、さつきまつり開催支援事業 | ①補助対象経費の3分の1以内(上限150万円) ②補助対象経費の2分の1以内(上限10万円) ③④⑤補助対象経費の2分の1以内(別途区分により算出した額を限度とする) ⑥⑩補助対象経費の3分の2以内(別途区分により算出した額を限度とする) ⑦⑪補助対象経費の2分の1以内(上限100万円) ⑧補助対象経費の3分の1以内(上限5万円) ⑨補助対象経費の3分の2以内(別途区分により算出した額を限度とする)(ただし、さいたま市農業後継者対策協議会が実施する児童体験農園については、予算に定める額とする) ⑩補助対象経費の3分の1以内(上限150万円、下限10万円)(ただし、共同実施による空散防除は、2分の1以内で予算で定める額とする) ⑫補助対象経費の3分の2以内 ⑬補助対象経費の2分の1以内(上限50万円) ⑭補助対象経費の3分の1以内 ⑮⑱補助対象経費の2分の1以内 ⑯補助対象経費の2分の1以内(1頭あたり上限150,000円) ⑰上限 30,000円/10アール ⑲補助対象経費の3分の1以内(上限10万円) ⑳予算で定める額 | ①⑩⑱農業経営者団体及び農業協同組合 ②農業経営者及び農業経営者団体 ③④⑤農業経営者、農業経営者団体及び農業協同組合 ⑥⑰農業経営者団体 ⑦⑧農業後継者 ⑨農業後継者(3名以上)で組織された団体及びさいたま市農業後継者対策協議会 ⑪認定農業者 ⑫見沼田圃を所有する農業経営者で組織された農業経営者団体及び農業協同組合 ⑬農業経営者、農業経営者団体及び農業協同組合 ⑭⑮市内に在住し畜産経営を営む農業経営者 ⑯農業経営者又は市内在住かつ市内所有農地において、自らが市民農園開設主体となる者 ⑳ランドコーディネーター協議会 ㉑さいたま市農業祭実行委員会、さいたま市アグリフェスタ実行委員会及びさいたまさつきまつり展示会実行委員会 | 63,791 | 57,179 | 44,692 |
| 経済局 | 農業政策課 | 経営所得安定対策推進事業費補助金 | さいたま市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱 | 経営所得安定対策及び水田利用の直接支払交付金の実施に必要な推進活動等のうち、県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成する | 経営所得安定対策推進事業 | 埼玉県からの補助金交付決定額による(定額) | 地域農業再生協議会 | 4,880 | 4,880 | 4,880 |

8 産業・経済分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|---------------------|-------------------------|---|--|---|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 農業政策課 | 産地パワーアップ事業補助金 | さいたま市産地パワーアップ事業費補助金交付要綱 | 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づいて実施する、産地の高収益化に向けた取組を支援する | 低コスト耐候性ハウス等の施設の導入やトラクターなどの農業機械のリース導入に必要な経費 | 補助対象経費の1/2以内 | 産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体 | 0 | 0 | 10,585 |
| 経済局 | 農業政策課 | 機構集積協力金 | さいたま市機構集積協力金交付要綱 | 機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速する | ①経営転換協力金交付事業 ②耕作者集積協力金交付事業 | ①(1)0.5ha以下：30万円/戸(2)0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸(3)2.0ha超：70万円/戸 ②交付要件を満たす農地の合計×0.5万円/10a | ①以下のいずれかに該当する農地所有者(個人又は法人) (1)農業部門の減少により経営転換する農業者 (2)リタイアする農業者 (3)農地の相続人で農業経営を行わない者 ②以下のいずれかに該当する者 (1)交付対象農地が自作地である場合、交付対象農地を機構に貸し付けた農地所有者である農業者 (2)交付対象農地が貸借地である場合、交付対象農地の所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に利用権を有している者 | 1,250 | 1,400 | 0 |
| 経済局 | 農業政策課 | 経営体育成条件整備事業助成金 | さいたま市経営体育成条件整備事業助成金交付要綱 | 地域農業の担い手の育成・確保を図ることを目的とする | 融資主体型補助事業等 | 以下のうち最も低い額。上限300万円 ①事業費×3/10 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額等 | 適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体等 | 6,000 | 1,900 | 0 |
| 経済局 | 農業政策課 | さいたま市エコ農業直接支援事業費補助金 | さいたま市エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱 | 地域の環境保全効果の高い営農活動を支援する | 環境保全型農業直接支払交付金 | 対象営農栽培 8,000円/10a | 市内農業者 | 1,600 | 1,600 | 541 |
| 経済局 | 農業政策課 | さいたま市農地流動化支援事業協力金 | さいたま市農地流動化支援事業協力金交付要綱 | 地域の中心となる経営体(担い手)への利用集積の促進、遊休農地の解消及び拡大の抑制を図ることを目的とする | 利用権設定した農地 | (1)6年以上～10年未満 8,000円/10a (2)10年以上 12,000円/10a ※ただし、上記とも同出し手から同担い手への再設定の場合は1/2を上限とする | 交付要綱に定める要件を全て満たす事業を行った農地の出し手 | 1,356 | 1,560 | 4 |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 多面的機能支払交付金 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 | 広く市民が享受している農地の有する多面的機能の維持、発揮を図るために、地域における共同活動への支援を行う | 多面的機能支援事業 | 〔農地維持支払〕 11,841,400円(15団体) 〔資源向上支払(共同)〕 1,555,536円(3団体) 〔資源向上支払(長寿命化)〕 3,063,676円(1団体) | 馬宮環境保全会、野孫環境保全会、見山環境保全会、箕輪地域資源保全会、掛地域資源保全会、大谷環境保全会、在家環境保全会、丸ヶ崎地域資源保全会、大野島地域資源保全会、塚本環境保全会、釣上下環境保全会、湯木地域資源保全会、飯塚環境保全会、中川環境保全会、南部領辻環境保全会 | 16,460 | 15,861 | 14,243 |

8 産業・経済分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|---------------|--------------------------|------------------------|---|---|-------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 農業環境整備課 | 農業経営者団体支援事業補助金(さいたま中央地区) | さいたま市農業振興事業費補助金交付要綱 | 基盤整備事業実施を踏まえた農業経営及び生産性に関する研究、研修等を行い、事業に対する理解の促進を図るため | 農業経営の拡大又は生産性の向上に資する、農業経営及び生産に関する研究、研修、PR事業等 | 補助対象経費の2/3 | さいたま中央地区都市農業を推進する会 | 0 | 50 | 0 |
| 経済局 | 農業者トレーニングセンター | 農業振興事業費補助金 | さいたま市農業振興事業費補助金交付要綱 | 農業団体等の事業の円滑化と、組織の強化を図り、もって農業団体等の育成及び農業振興を図る | 農業振興に必要と認められる事業 | 対象事業に要する経費 | 農業者、農業団体等 | 10,111 | 10,111 | 9,631 |
| 経済局 | 農業者トレーニングセンター | 農業振興事業費補助金 | さいたま市農業振興事業費補助金交付要綱 | 農業団体等の事業の円滑化と、組織の強化を図り、もって農業団体等の育成及び農業振興を図る | 農業振興に必要と認められる事業 | 団体の事業に要する経費 | 農業者、農業団体等 | 0 | 70 | 0 |
| 岩槻区役所 | 観光経済室 | 城下町岩槻鷹狩り行列事業補助金 | 岩槻区城下町岩槻鷹狩り行列事業補助金交付要綱 | 歴史と文化を育む城下町岩槻として、江戸時代の鷹狩り行列を再現し、広く内外に宣伝・紹介するとともに、観光・産業の振興及び地域交流の拡大を図る | 城下町岩槻鷹狩り行列事業 | 対象事業に要する経費 | 城下町岩槻鷹狩り行列実行委員会 | 10,000 | 10,000 | 9,998 |

9 安全・生活基盤分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|-------------------|---------------------------|---------------------------------------|--|---|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 総務局 | 防災課 | 自主防災組織育成補助金 | さいたま市自主防災組織補助金交付要綱 | 市民の自主的な防災意識の高揚及び普及を図るとともに、防災組織の育成に資する | 自主防災組織が行う防災資機材の購入等 | 防災資機材の購入等に係る経費の3/4以内で市長が定める額(限度額500,000円) | 自主防災組織 | 87,938 | 91,160 | 80,882 |
| 総務局 | 防災課 | 自主防災組織連絡協議会運営補助金 | さいたま市自主防災組織連絡協議会運営補助金交付要綱 | 防災組織の結成の促進及び育成強化に資する | 協議会の運営に要する経費 | 協議会の運営に要する経費 | さいたま市自主防災組織連絡協議会 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 総務局 | 防災課 | 自主防災組織防災訓練補助金 | さいたま市自主防災組織補助金交付要綱 | 防災組織が実施した防災訓練に係る経費を負担する | 各自主防災組織の防災訓練に要する経費 | 自主防災組織が企画・実施する防災訓練に対し、一律30,000円の補助 | 自主防災組織 | 24,150 | 22,950 | 22,680 |
| 総務局 | 防災課 | 自主防災組織運営補助金 | さいたま市自主防災組織補助金交付要綱 | 防災組織の運営及び育成強化に資する | 各自主防災組織の組織運営に要する経費 | 組織割：一律20,000円 世帯割：自治会世帯×10円 | 自主防災組織 | 19,803 | 19,607 | 19,081 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 岩槻蓮田地区交通安全協会運営補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体307,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 307 | 307 | 307 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 浦和交通安全協会運営補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体614,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 614 | 614 | 614 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 浦和西交通安全協会運営補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体614,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 614 | 614 | 614 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 浦和東交通安全協会運営補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体614,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 614 | 614 | 614 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 大宮交通安全協会運営補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体614,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 614 | 614 | 614 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 大宮西交通安全協会運営補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体614,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 614 | 614 | 614 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 大宮東交通安全協会運営補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体614,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 614 | 614 | 614 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 交通安全対策協議会補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体3,145,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 3,145 | 3,145 | 3,135 |

9 安全・生活基盤分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|--------------|--------------------|------------------------|--|--|---|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 交通安全保護者の会(母の会)補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体1,289,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 1,289 | 1,289 | 1,289 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 交通指導員連絡会補助金 | さいたま市交通安全団体補助金交付要綱 | 交通安全啓発及び交通安全対策の研究を一層推進させる | 交通安全運動に使用する広報掲示用品・啓発品の購入及び交通安全教育等の交通安全活動全般 | 1団体1,942,000円 | 交通安全基本法等に基づき組織された団体及び協力する団体 | 1,942 | 1,942 | 1,937 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | さいたま市地域防犯活動助成金 | さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱 | 犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、自主的に地域防犯活動を行う団体を支援する | 自主防犯活動事業 青色防犯パトロール車導入事業 | 自主防犯活動事業15,930,000円(補助対象経費の3/4以内、限度額1団体30,000円、約530団体) 青色防犯パトロール車導入事業100,000円(補助対象経費の3/4以内、限度額1団体100,000円、1台分) | 自主防犯活動団体 | 16,030 | 16,030 | 14,351 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | さいたま市防犯協会補助金 | さいたま市防犯協会補助金交付要綱 | 自主防犯体制の確立と犯罪予防の推進を図る | さいたま市防犯協会の運営に要する経費 | 1団体9,000,000円 | さいたま市防犯協会 | 9,000 | 9,000 | 8,955 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | さいたま市暴力排除推進協議会補助金 | さいたま市暴力排除推進協議会補助金交付要綱 | 暴力行為等を排除し、明るく住みよいまちづくりの推進を図る | さいたま市暴力排除推進協議会の運営に要する経費 | 1団体2,000,000円 | さいたま市暴力排除推進協議会 | 2,000 | 2,000 | 1,987 |
| 市民局 | 市民生活安全課 | さいたま市地域防犯カメラ設置助成金 | さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付要綱 | 地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安心して安全なまちづくりを図る | 地域防犯カメラの購入に要する費用及び設置工事に要する費用 地域防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する費用 | 150,000円×20団体＝3,000,000円(補助対象経費の3/4以内、限度額1団体150,000円) | 自治会 | 3,000 | 1,500 | 1,350 |
| 市民局 | 消費生活総合センター | 消費者団体等運営補助金 | さいたま市消費者団体等運営補助金交付要綱 | 市民の消費生活向上を図る | 消費者団体及び消費者団体の連合体の運営に要する経費 | 150,000円×1団体＝150,000円 | 消費者団体及び消費者団体の連合体 | 150 | 150 | 150 |
| 保健福祉局 | 思い出の里市営霊園事務所 | 思い出の里連絡協議会運営補助金 | 思い出の里連絡協議会運営補助金交付要綱 | 生活環境向上の推進 | 協議会運営事業費 | 協議会の運営に要する経費 | 思い出の里連絡協議会 | 200 | 200 | 200 |
| 環境局 | 環境創造政策課 | さいたま市市民共同発電事業推進補助金 | さいたま市市民共同発電事業推進補助金交付要綱 | 市民との共同による低炭素なまちづくりを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進する | さいたま市市民共同発電事業 | 対象事業費のうち、国・県の補助金額を控除した額の2分の1、または100万円のどちらか低い額 | 公益的団体 (特定非営利活動法人、公益法人、自治会、自主防災組織、PTA、学校法人、社会福祉法人、その他公益を目的とする団体) | 2,000 | 2,000 | 1,000 |

9 安全・生活基盤分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|---------------|------------------------|------------------------------------|--|--|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 建築総務課 | 既存建築物耐震補強等助成金 | さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱等 | 市民が安心して生活するために、地震災害に強いまちづくりの推進を目指す | <p>(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築された以下の建築物の耐震診断、耐震補強設計・工事、建替えに対する補助金</p> <p>①戸建て住宅 (a, f, j, p) ②共同住宅等 (b, g, k, q) ③耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物 (c, h, l, r) ④③の建築物のうち規模要件に該当しない老人ホーム、幼稚園、保育園、自治会館等 (d, i, m, s) ⑤②のうち埼玉県指定の緊急輸送道路沿道建築物、ただし⑦の建築物を除く (b, g, n, t) ⑥③のうち埼玉県指定の緊急輸送道路沿道建築物、ただし⑦の建築物を除く (c, h, o, u) ⑦①～④のうち埼玉県指定の緊急輸送道路(重要路線重点23路線に限る)沿道建築物で非木造かつ3以上の階を有する建築物 (e)</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築された木造の戸建て住宅に設置する耐震シェルター等に対する補助金</p> | <p>(1)</p> <p>a 診断費用、限度65,000円 b 診断費用の3分の2、限度50,000円/戸 c 診断費用の3分の2、限度3,000,000円 d 診断費用の3分の2、限度1,200,000円 e 診断費用、限度10,000,000円(共同住宅等80,000円/戸) f 補強設計費用の3分の2、限度200,000円 g 補強設計費用の3分の2、限度100,000円/戸 h 補強設計費用の3分の2、限度3,000,000円 i 補強設計費用の3分の2、限度1,200,000円 j 補強工事費用かつ33,500円/㎡の1/2、限度額1,200,000円〔ただし、補強設計助成額を減じた額〕 k 補強工事費用かつ33,500円(49,300円)/㎡の1/2、限度額600,000円/戸〔同上〕 l 補強工事費用かつ50,300円/㎡の1/3、限度額15,000,000円〔同上〕 m 補強工事費用かつ50,300円/㎡の23%、限度額7,200,000円〔同上〕 n 補強工事費用かつ49,300円/㎡の2/3、限度額45,000,000円〔同上〕 o 補強工事費用かつ50,300円/㎡の2/3、限度額45,000,000円〔同上〕 p 建替え工事費用かつ33,500円/㎡(除却建築物)の23%、限度額600,000円〔同上〕 q 建替え工事費用かつ33,500円(49,300円)/㎡(除却建築物)の23%、限度額300,000円/戸〔同上〕 r 建替え工事費用かつ50,300円/㎡の23%、限度額6,500,000円〔同上〕 s 建替え工事費用かつ50,300円/㎡の23%、限度額3,600,000円〔同上〕 t 建替え工事費用かつ49,300円/㎡の1/3、限度額22,500,000円〔同上〕 u 建替え工事費用かつ50,300円/㎡の1/3、限度額22,500,000円〔同上〕 (2) 設置費用、限度300,000円</p> | <p>(1)</p> <p>・建築物の所有者(戸建て住宅・共同住宅等は、2親等以内の親族を含む)、区分所有建築物は、区分所有者の代表者など ・区分所有共同住宅(分譲マンション)の代表者 (2) 木造住宅の所有者</p> | 423,494 | 428,441 | 186,704 |

9 安全・生活基盤分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|-----------------------------|--------------------------------------|---|---|---|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 住宅政策課 | 高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金 | さいたま市高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要綱 | 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の安全で安定した居住の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与するとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進する | 家賃減額補助：認定事業者が高賃貸住宅の家賃の減額に要する費用 | 家賃減額補助：補助対象経費 | 認定事業者 | 5,568 | 6,540 | 5,658 |
| 建設局 | 住宅政策課 | 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料補助金 | さいたま市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料補助金交付要綱 | 住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居する際に、最初に支払う家賃債務保証料を補助し、円滑な入居を支援する | 家賃債務保証料補助：住宅確保要配慮者が専用賃貸住宅に入居する際に、最初に支払う家賃債務保証料の一部 | 60,000円×25戸＝1,500,000円 | 国の登録を受けた家賃債務保証業者又は住宅確保要配慮者居住支援法人 | 1,500 | 0 | 0 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | さいたま市自警消防団助成金 | さいたま市自警消防団助成金交付要綱 | 自警消防団の運営を助成する | 自警消防団の運営等に必要な経費 | 年額50,000円×36組織＝1,800,000円 | 自警消防団 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 消防局 | 消防団活躍推進室 | さいたま市消防団運営費交付金 | さいたま市消防団運営費交付金交付要綱 | 消防団の活性化と円滑な運営を図る | 消防団の運営及び実施する事業に要する経費、消防団及び消防団員の活性化を図るために行う事業の経費、消防団員の知識、技能の向上を図るために行う研修等に要する経費、その他市長が必要と認める事業に要する経費 | 団本部：年額130,000円 各分団：年額240,000円×64分団＝15,360,000円 | さいたま市消防団団本部 さいたま市消防団各分団 | 15,490 | 15,490 | 15,342 |

10 交流・コミュニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|-----------|--------------------|------------------------|--|---|--|---|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 人権相談事業補助金 | 人権相談事業等補助金交付要綱 | 人権相談等事業に補助し、人権擁護委員が行う相談事業及び人権啓発活動に寄与し、事業の充実を図る | 人権擁護委員が市民生活の安定に寄与することを目的として行う人権相談事業及び人権啓発活動 | 団体の運営に要する補助金430,000円 | さいたま人権擁護委員協議会 さいたま部会・大宮部会 | 430 | 430 | 430 |
| 総務局 | 人権政策推進課 | 部落解放民間運動団体補助金 | 同和対策補助金交付要綱 | 自主的団体による活動及び研修により部落差別の解消を図る | 民間運動団体が行う啓発事業、学習事業、調査研究事業等 | 啓発・学習・調査研究事業等に要する補助金3,695,000円 | 市内の対象地域に基盤を持ち対象地域出身者により構成されている団体 | 3,695 | 3,695 | 3,363 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | コミュニティ助成事業補助金 | さいたま市コミュニティ助成事業補助金交付要綱 | 地域住民の自助、連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の促進を図る | 自治会が行うコミュニティ活動に直接必要な用具の整備及び集会所建設時における備品購入に要する経費 | (1) 屋外活動備品…補助対象経費の3/4、限度額1,000,000円 (2) 屋内活動備品…補助対象経費の1/2、限度額500,000円 | 自治会 | 10,907 | 14,956 | 12,311 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 自治会集会所整備事業補助金 | さいたま市自治会集会所整備事業補助金交付要綱 | 地域コミュニティ活動の拠点となる集会所整備の促進と充実を図り、もって地域における住民の自助、連携意識を醸成し、住み良い地域社会の実現をめざす | 集会所建設、集会所増改築修繕に要する経費 | 新築：補助対象経費の1/2、限度額 ・一般集会所15,000,000円 ・大規模集会所20,000,000円、25,000,000円、もしくは30,000,000円 修繕等：補助対象経費の3/4、限度額2,000,000円 | 自治会 | 78,674 | 83,292 | 79,953 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 自治会運営補助金 | さいたま市自治会運営補助金交付要綱 | 地域住民の相互理解と融和を図るとともに、住みよい豊かな地域社会の形成に資する | 自治会の運営に要する経費 | 均等割：10,000円 世帯割：700円×加入世帯数 | 自治会 | 268,301 | 268,301 | 266,434 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 自治会連合会運営補助金 | さいたま市自治会運営補助金交付要綱 | 地域住民の相互理解と融和を図るとともに、住みよい豊かな地域社会の形成に資する | さいたま市自治会連合会、各区自治会連合会の運営に要する経費 | (1) 市自治会連合会運営に要する経費 (2) 区自治会連合会均等割：500,000円 自治会割：10,000円×加入自治会数 | さいたま市自治会連合会、各区自治会連合会 | 14,550 | 14,550 | 14,340 |
| 市民局 | コミュニティ推進課 | 自治会集会所借上事業補助金 | さいたま市自治会集会所借上事業補助金交付要綱 | 地域コミュニティ活動の拠点となる集会所整備の促進と充実を図り、もって地域における住民の自助、連携意識を醸成し、住み良い地域社会の実現をめざす | 集会所及び集会所用地借上に要する経費 | (1) 建物借上事業補助対象経費の1/2、限度額500,000円 (2) 用地借上事業補助対象経費の範囲内、限度額100,000円 | 自治会 | 3,079 | 1,150 | 725 |
| 市民局 | 男女共同参画課 | さいたま市民間緊急一時避難施設補助金 | さいたま市民間緊急一時避難施設補助金交付要綱 | 民間緊急一時避難施設を運営する団体に対して、その事業を支援する | 民間緊急一時避難施設として設置されている建物及び運営事務所の賃借料 | 1年間の家賃の総額の1/2、限度額1団体400,000円 | 規約を定めて運営されている団体、市内を活動拠点とし、市内に事務所を有する団体、民間緊急一時避難施設として1年以上の実績を有すること | 800 | 800 | 800 |
| 市民局 | 男女共同参画課 | 男女共同参画推進事業補助金 | 男女共同参画推進事業補助金等交付要綱 | 市内の男女共同参画推進団体が相互に情報を交換し、協力し合うことにより、男女共同参画の実現に向けた活動を行う | 市と補助事業者が協働し、男女共同参画を推進させる事業 | 850,000円×1団体=850,000円 | さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会 | 850 | 850 | 850 |
| 市民局 | 男女共同参画課 | 男女共同参画推進事業補助金 | 男女共同参画推進事業補助金等交付要綱 | 市民の活動及び交流支援のため、男女共同参画社会の実現に向けた活動を行っている団体に企画・運営を経験する機会を提供し支援する | 講座の企画・運営事業 | 80,000円×2団体=160,000円(限度額80,000円2団体以内) | 男女共同参画推進市民企画講座実施団体 | 160 | 160 | 160 |

10 交流・コミュニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考) 平成29年度決算額 |
|-------|---------|--------------------------|------------------------------|---|---|---|-----------------------------|-------------|-------------|-------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市民局 | 市民協働推進課 | 市民活動及び協働の推進助成金 | さいたま市市民活動及び協働の推進助成金交付要綱 | 市民活動の活発化を図ることにより協働のまちづくりを推進する | 一般助成事業、団体希望助成事業 | 一般助成事業1,000,000円×1団体+400,000円×5団体=3,000,000円(上限1,000,000円)、団体希望助成事業450,000円 | 市民活動団体 | 3,450 | 4,450 | 2,389 |
| 経済局 | 観光国際課 | コンベンション開催助成事業補助金 | コンベンション開催助成事業補助金交付要綱 | 観光振興や地域経済の活性化に貢献するコンベンションの誘致を促進することを目的とする | 公益社団法人さいたま観光国際協会が行うコンベンション誘致に要する開催助成金交付のための経費 | 対象事業に要する経費 | (公社)さいたま観光国際協会 | 17,350 | 10,300 | 10,112 |
| 西区役所 | コミュニティ課 | 西区内散策交流事業補助金 | さいたま市西区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 西区の地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進 | 西区内散策交流事業 | 対象事業に要する経費 | 西区内散策交流事業実行委員会 | 848 | 848 | 598 |
| 西区役所 | コミュニティ課 | 西区ふれあいまつり事業補助金 | さいたま市西区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 西区の地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進 | 西区ふれあいまつり事業 | 対象事業に要する経費 | 西区ふれあいまつり実行委員会 | 7,146 | 7,146 | 7,035 |
| 西区役所 | コミュニティ課 | 西区まちづくり推進事業補助金 | さいたま市西区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 西区の地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進 | 西区の特性、特徴を生かした魅力あるまちづくりのための事業、西区民のコミュニティの活性化のための事業、市民活動ネットワーク登録団体が行う事業 | 原則として、補助対象経費の1/2、限度額100,000円 | 市民活動ネットワーク登録団体等 | 300 | 600 | 163 |
| 西区役所 | コミュニティ課 | 西区中学生スポーツ交流事業補助金 | さいたま市西区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 西区の地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進 | 西区の特性、特徴を生かした魅力あるまちづくりのための事業、西区民のコミュニティの活性化のための事業 | 原則として、補助対象経費の1/2 | 西区中学生スポーツ大会実行委員会 | 300 | 300 | 300 |
| 北区役所 | コミュニティ課 | さいたま市北区まちづくり事業補助金 | さいたま市北区まちづくり事業補助金交付要綱 | 北区における地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進を図るため、北区市民活動ネットワークに登録した団体が実施する事業を支援する | ①地域の活性化を推進するための事業、②地域コミュニティの醸成を図るための事業、③魅力あるまちづくりの推進に効果的な事業、④団体会員の技能向上を目的とする事業で、①②③の内容が将来的に期待できる事業、⑤その他、区長が特に必要と認める事業 | 補助対象経費の3/4以内、限度額100,000円、同一事業への補助は3年度を限度 | 北区内に活動拠点がある北区市民活動ネットワーク登録団体 | 800 | 800 | 497 |
| 北区役所 | コミュニティ課 | さいたま市北区民まつり実行委員会補助金 | さいたま市北区民まつり実行委員会補助金交付要綱 | 郷土意識の醸成及び地域の連帯をより一層深めることを目的とした北区民まつり事業を支援する | 郷土意識の醸成及び地域の連帯をより一層深めることを目的とした北区民まつり事業 | 事業の実施に要する経費のうち、飲食に要する経費を除く額で予算の範囲内の額 | 北区民まつり事業を実施する実行委員会 | 6,928 | 5,971 | 5,961 |
| 大宮区役所 | コミュニティ課 | 大宮区市民活動ネットワーク公益活動支援事業補助金 | 大宮区市民活動ネットワーク公益活動支援事業補助金交付要綱 | 大宮区の地域コミュニティの醸成及び魅力あるまちづくりの推進を図る | 登録団体が区民を対象として区内で行う公益的な事業 | 事業にかかる経費の1/2以内(限度額200,000円) | 大宮区市民活動ネットワーク登録団体 | 800 | 800 | 41 |
| 大宮区役所 | コミュニティ課 | さいたま市大宮区民ふれあいフェア実行委員会補助金 | さいたま市大宮区民ふれあいフェア実行委員会補助金交付要綱 | 郷土意識の醸成及び地域住民の連帯を深めるため大宮区民ふれあいフェアを実施 | さいたま市大宮区民ふれあいフェア実行委員会が実施する事業 | 対象事業に要する経費 | 大宮区民ふれあいフェア実行委員会 | 1,700 | 1,700 | 1,698 |

10 交流・コミュニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|---------|-------------------------|-----------------------------|---|---|--|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 大宮区役所 | コミュニティ課 | 大宮区まちづくり推進事業補助金 | 大宮区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 創造性あふれる豊かな音楽とアートで、潤いと文化を育み、地域を活性化させる | 市民主体の音楽・アート団体を広く募り、街中の複数会場でさまざまなジャンルの音楽、アートを同時多発的に発表、展示する事業 | 対象事業に要する経費 | アートフルゆめまつり実行委員会 | 900 | 900 | 900 |
| 見沼区役所 | コミュニティ課 | さいたま市見沼区ふれあいフェア実行委員会補助金 | さいたま市見沼区ふれあいフェア実行委員会補助金交付要綱 | 郷土づくり、郷土意識の醸成及び地域住民の連帯をより一層高めるため | 見沼区ふれあいフェア | 対象事業に要する経費 | 見沼区ふれあいフェア実行委員会 | 5,816 | 5,536 | 5,534 |
| 見沼区役所 | コミュニティ課 | さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金 | さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金交付要綱 | 地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進のため | 市民活動ネットワークに登録された団体が実施する事業 | 補助対象経費の1/2以内で、上限20万円 | 市民活動ネットワークに登録された団体 | 600 | 800 | 321 |
| 見沼区役所 | コミュニティ課 | 見沼区文化まつり実行委員会補助金 | 見沼区文化まつり実行委員会補助金交付要綱 | 郷土づくり、郷土意識の醸成及び地域住民の連帯をより一層高めるため | 見沼区文化まつり | 対象事業に要する経費 | 見沼区文化まつり実行委員会 | 0 | 2,360 | 2,338 |
| 中央区役所 | 総務課 | さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金 | さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付要綱 | 中央区管内において観光の振興を図る | 観光の振興に必要とされる事業に要する経費 | 対象事業に要する経費 | 実績を勘案し区長が決定する団体 | 3,321 | 2,990 | 2,550 |
| 中央区役所 | コミュニティ課 | さいたま市中央区区民まつり事業補助金 | さいたま市中央区区民まつり事業補助金交付要綱 | 区民相互のふれあいと連帯感および郷土意識の醸成を深める | さいたま市中央区区民まつり | 対象事業に要する経費 | さいたま市中央区区民まつり実行委員会 | 9,700 | 9,700 | 9,548 |
| 中央区役所 | コミュニティ課 | さいたま市中央区コミュニティ協議会事業補助金 | さいたま市中央区コミュニティ協議会事業補助金交付要綱 | 中央区コミュニティ協議会の事業を支援し、コミュニティ活動の活性化を図る | 中央区コミュニティ協議会の実施する事業 | 対象事業に要する経費 | さいたま市中央区コミュニティ協議会 | 2,215 | 2,215 | 1,946 |
| 中央区役所 | コミュニティ課 | バラのまち中央区アートフェスタ事業補助金 | バラのまち中央区アートフェスタ事業補助金交付要綱 | 中央区の地域特性を活かした魅力あるまちづくりと、芸術・文化を通じた区民の文化意識の高揚、交流を促進する | バラのまち中央区アートフェスタ事業 | 対象事業に要する経費 | バラのまち中央区アートフェスタ実行委員会 | 3,500 | 3,500 | 3,398 |
| 中央区役所 | コミュニティ課 | 中央区活性化等推進事業補助金 | 中央区活性化等推進事業補助金交付要綱 | 中央区の地域コミュニティの醸成や魅力あるまちづくりの活動を行う団体に対して、その取り組み事業を支援する | 中央区の魅力あるまちづくりを推進する事業 | 補助対象経費の3/4以内で、上限10万円 | さいたま市中央区コミュニティ協議会加入団体及びその他区長が必要と認めた団体 | 400 | 500 | 151 |
| 桜区役所 | コミュニティ課 | さいたま市桜区区民まつり等補助金 | さいたま市桜区区民まつり等補助金交付要綱 | 桜区民の郷土愛を高めコミュニティの振興を図り、桜区の発展を目指す | ①桜区区民ふれあいまつり ②①に類する事業 | ①対象事業に要する経費 ②補助対象経費の1/2、限度額100,000円 | ①桜区区民まつり実行委員会 ②当該事業の主催団体 | 7,000 | 7,000 | 6,968 |
| 桜区役所 | コミュニティ課 | 桜区活性化推進事業補助金 | 桜区活性化推進事業補助金交付要綱 | 桜区の活性化と魅力あるまちづくりの推進 | (1)桜区の活性化を推進する事業(2)桜区の特長・特徴を生かした魅力あるまちづくりを推進するための事業(3)桜区の歴史・文化・自然環境等を生かした魅力あるまちづくりに効果的な事業 | 補助対象経費の1/2、限度額100,000円 | 桜区市民活動ネットワーク登録団体 | 500 | 500 | 144 |

10 交流・コミュニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-------|---------|----------------------------------|----------------------------|--|--|--|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 浦和区役所 | コミュニティ課 | 浦和区まちづくり推進事業補助金 | 浦和区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 地域コミュニティの醸成と区の魅力あるまちづくりを推進する | 消耗品費、委託料、手数料など | 運営経費等の見積りをもとに積算 | ・コミュニティキャンパス浦和 ・浦和区市民活動ネットワーク登録団体 ・浦和区文化の小径づくり推進委員会 ・花とみどりの豊かなまちづくり推進委員会 | 3,800 | 4,300 | 3,275 |
| 浦和区役所 | コミュニティ課 | 浦和区民まつり事業補助金 | 浦和区民まつり事業補助金交付要綱 | 地域活性化及び魅力あるまちづくりの推進を目的とする | 消耗品費、委託料、手数料、備品購入費など | 運営経費等の見積りをもとに積算 | 浦和区民まつり実行委員会 | 7,450 | 7,450 | 7,438 |
| 南区役所 | コミュニティ課 | 南区魅力あるまちづくり推進事業補助金 | 南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱 | 区における地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進 | 南区民を対象として実施される地域コミュニティの醸成及び魅力あるまちづくりの推進に寄与する事業 | 南区市民活動ネットワーク登録団体については、補助金交付対象経費の1/2の範囲内で、限度額200,000円 実行委員会などの連合組織については、事業に対する区の予算額の範囲内で交付 | 市民活動ネットワーク登録団体、南区ふるさとふれあいフェア実行委員会、南区駅からハイキング実行委員会等 | 12,030 | 11,980 | 11,175 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | まちづくり推進事業補助金（市民活動ネットワーク登録団体への支援） | さいたま市緑区市民活動ネットワーク事業補助金交付要綱 | 緑区の市民活動ネットワークの登録を受けた団体がその活動を充実させ、地域活動の活性化を図る | 市民活動ネットワーク登録団体が行う事業 | 対象事業に要する経費の2分の1の範囲内で、限度額100,000円 | 緑区市民活動ネットワーク登録団体 | 500 | 500 | 0 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区活性化事業補助金（4地区活動支援） | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 緑区内4地区自治会連合会がその活動を充実させ、地域のコミュニティ活動の活性化を図る | まちづくり推進に係る事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区地区自治会連合会 | 500 | 500 | 239 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 東浦和駅前クリスマスツリー点灯式事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 緑区内の地域経済の活性化とふれあいのある地域社会の形成を目的とする | 東浦和駅前クリスマスツリー点灯式 | 対象事業に要する経費 | 東浦和駅前クリスマスツリー点灯式実行委員会 | 700 | 700 | 684 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 日光御成道 美園 大門宿まつり事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 人口が急増している「美園地区」のコミュニティの醸成と新旧住民の交流の促進を図る | 日光御成道 美園 大門宿まつりに係る事業 | 対象事業に要する経費 | 日光御成道 美園 大門宿まつり実行委員会 | 4,200 | 4,200 | 3,590 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区オープンガーデン事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 個人の場所から区内全域に向けての花飾りの活動を行い、美しく快適で活気のある緑区のまちづくりに貢献することを目的とする | 緑区オープンガーデンに係る事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区花仲間の会 | 230 | 230 | 223 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区たこ揚げ大会事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | たこ作り及びたこ揚げを通して、家族のふれあいのある「まちづくり」に貢献することを目的とする | たこ作り・たこ揚げに係る事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区たこ揚げ大会実行委員会 | 240 | 240 | 235 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区絵画教室事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 絵を好きになるきっかけ作り及び教える人と学ぶ人の交流を促進し、区民同士の交流のあるまちづくりに貢献する | 緑区絵画教室に係る事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区絵画教室実行委員会 | 250 | 250 | 164 |
| 緑区役所 | コミュニティ課 | 緑区区民まつり事業補助金 | さいたま市緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 区民が一体となってまちづくりを行い、ふれあいのある地域社会の形成を図るため、官民協働により区民まつりを開催する | 緑区区民まつり | 対象事業に要する経費 | 緑区区民まつり実行委員会 | 6,450 | 6,450 | 6,256 |

10 交流・コミュニティ分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------------|-----------------------------------|---------------------------------------|--|--|------------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 緑 区役所 | コミュニティ 課 | 歴史交流都市推進事業補助 金 | さいたま市緑区まちづ くり推進事業補助金交 付要綱 | 緑区内の歴史的遺産を再認識し、 それに緑のある都市・地域との親 善交流を深めることを目的とする | 緑区内の歴史的遺産を再 認識し、それに緑のある 都市・地域との親善交流 を推進させるための事業 | 対象事業に要する経費 | 緑区歴史交流都市推進委員会 | 0 | 300 | 87 |
| 岩槻 区役所 | コミュニティ 課 | まちかど雑めぐり事業補助 金 | まちかど雑めぐり事業 補助金交付要綱 | 歴史ある「人形のまち岩槻」をP Rし、さらに商店街の活性化を図 ることにより、まちの発展を目指 す | まちかど雑めぐり | 対象事業に要する経費 | まちかど雑めぐり実行委員会 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 岩槻 区役所 | コミュニティ 課 | 岩槻区市民活動ネットワー クまちづくり推進事業補助 金 | 岩槻区市民活動ネット ワークまちづくり推進 事業補助金交付要綱 | 岩槻区の地域コミュニティの醸成 と岩槻区の魅力あるまちづくりを 推進する | 岩槻区の特性・特徴を活 かした事業、コミュニ ティ活動の活性化につな がる事業、地域の課題解 決に向けた事業 | 補助対象経費の1/2以内、 限度額100,000円 | 岩槻区市民活動ネットワー クに登録された団体 | 1,200 | 1,200 | 594 |
| 岩槻 区役所 | コミュニティ 課 | 岩槻区民まつり事業補助金 | 岩槻区民まつり事業補 助金交付要綱 | 岩槻区の新たな郷土づくりと郷土 意識の醸成及び地域住民の連帯を より一層高める | 岩槻やまぶきまつり | 岩槻やまぶきまつり事業に要 する経費 | 岩槻やまぶきまつり実行委員 会 | 8,900 | 8,900 | 8,895 |

11 その他分野

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|---------|-----------|------------------------------|--------------------------------|---|---|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 市民局 | 市民生活安全課 | 市民相談事業補助金 | さいたま市市民相談事業補助金交付要綱 | 市民相談事業の適正な運営を図り、市民生活の安定に寄与する | 市民相談関係団体の相談事業に要する経費 | 市民相談事業の運営に要する経費 | 次に掲げる相談に応じることをその業務とする団体 ①税務相談②司法書士の登記・法律相談③土地家屋調査士の登記相談④社会保険労務士の年金・保険・労務相談⑤行政書士の相続遺言・内容証明相談⑥行政相談 | 1,359 | 1,359 | 1,341 |
| 保健福祉局 | 大宮聖苑管理事務所 | 片柳東部公共施設整備協議会運営補助金 | 片柳東部公共施設整備協議会運営補助金交付要綱 | 生活環境向上の推進 | 協議会運営事業費 | 協議会の運営に要する経費 | 片柳東部公共施設整備協議会 | 500 | 500 | 393 |
| 建設局 | 建築総務課 | 狭あい道路後退用地の測量及び分筆登記の費用に対する補助金 | さいたま市狭あい道路拡幅整備要綱 | 安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため、建築基準法の趣旨をふまえ、建築主等の理解と協力のもとに、建築行為に係る後退用地を道路として整備する | 建築基準法第42条第2項の規定で特定行政庁が指定した4m未満の道路で、その道路を後退拡幅した場合における敷地の測量、分筆登記に要する費用 | 分筆補助金額は80,000円(測量及び分筆登記に要した費用が確認できる書面の提出がある場合は、120,000円を限度として実際に要した費用) | 寄附をしていただく土地の所有者 | 60,000 | 65,000 | 53,095 |
| 建設局 | 建築総務課 | 民間建築物アスベスト対策事業補助金 | さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱 | 飛散性の高い吹付けアスベストの排出及び飛散を防止するため、所有者等が行う除去工事等費用を助成することにより、市民の健康被害の防止と安全で安心な生活環境の確保を図る | 民間建築物に施工されているアスベストの含有のおそれがある吹付け建材に対して行うアスベスト含有の有無に係る調査、壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの除去、封じ込め、囲い込み工事 | 分析に要した費用：限度250,000円、除去等に要した費用：2/3、限度6,000,000円 | 補助対象建築物について所有権等を有する者 | 31,250 | 32,500 | 17,390 |
| 議会局 | 総務課 | 政務活動費補助金 | さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例 | 地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、並びに同条第16項の規定の趣旨にのっとり市議会議員の調査研究その他の活動に資するため | さいたま市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費 | 会派：月額340,000円又は月額140,000円のうちから各会派が選択した額に、各月の初日における当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額 議員：月額200,000円 | 会派及び議員（「さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例」第4条第1項の規定により政務活動費の月額として140,000円の額を選択した会派に属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員） | 244,800 | 244,800 | 215,971 |
| 選挙管理委員会 | 選挙課 | さいたま市明るい選挙推進協議会運営補助金 | さいたま市明るい選挙推進協議会運営補助金交付要綱 | 明るい選挙の推進を図る | 明るい選挙推進のための啓発・普及活動等 | 対象事業に要する経費 | さいたま市明るい選挙推進協議会 | 0 | 445 | 445 |

◆特別会計 負担金、補助及び交付金一覧

1 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------------|---------------------------|----------------------------------|--|---|--|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 政令指定都市国保・年金主 管部課長会議負担金 | 参加者負担金等 | 国への要望事項の協議と各市の問題・制度等の研究討議し、国保事業の安定化を図ることを目的とする | 政令指定都市国保・年金 主管部課長会議 | 5,000円×3名=15,000円 | 指定都市幹事市（兵庫県神戸市） | 15 | 15 | 15 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 埼玉県国民健康保険団体連 合会負担金 | 国民健康保険法第83条 | 保険者（市町村等）が共同して国保事業の目的を達成する為必要な事業を行うことを目的とする | 保険者の事務の共同処理 診療報酬の審査及び支払 保健事業 調査・研究・広報・研修 | 保険者平均割70,000円 被保険者割：被保険者数×50 円 | 埼玉県国民健康保険団体連合 会 | 14,121 | 15,520 | 14,120 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 全国市町村国保主管課長研 究協議会負担金 | 参加者負担金等 | 全国の市町村における国保運営上の諸問題を研究討議し、国保の発展に寄与する | 調査・研究・研修 | 5,000円×1名=5,000円 | 埼玉県国民健康保険団体連合 会 | 5 | 5 | 4 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 退職者医療共同事業拠出金 | 国民健康保険法第83条 | 保険者（市町村等）が共同して国保事業の目的を達成する為必要な事業を行うことを目的とする | 退職者の適用適正化事業 | 年金受給権者一覧表掲載者× 8.5円 | 埼玉県国民健康保険団体連合 会 | 28 | 60 | 17 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 諸会議負担金 | 参加者負担金等 | 市町村における国保運営上の諸問題に関する研究・研修を行い、国保の発展に寄与する | 調査・研究・研修 | 参加者負担金 | 埼玉県国民健康保険団体連合 会 | 25 | 25 | 0 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 埼玉県国保協議会会員負担 金 | 国民健康保険法第11条 | 市町村国保運営協議会の会長を会員とし、国保事業の健全な運営に寄与する | 調査・研究・研修 | 保険者平等割：1×10,000円 =10,000円 被保険者割：被保険者数×1.2 円 | 埼玉県国保協議会 | 292 | 381 | 291 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 一般被保険者療養給付費 | 国民健康保険法第36条 さいたま市国民健康保 険条例 | 保険者が被保険者に対して、医療機関や薬局を通じて療養を目的とした医療サービスを共有する | 国民健康保険被保険者の 疾病治療 | 国民健康保険被保険者の疾病 治療の保険者負担額 | 国民健康保険被保険者 | 62,946,626 | 65,970,982 | 62,421,658 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 退職被保険者等療養給付費 | 国民健康保険法第36条 さいたま市国民健康保 険条例 | 保険者が被保険者に対して、医療機関や薬局を通じて療養を目的とした医療サービスを共有する | 国民健康保険被保険者の 疾病治療 | 国民健康保険被保険者の疾病 治療の保険者負担額 | 国民健康保険被保険者 | 396,198 | 927,271 | 784,758 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 一般被保険者療養費 | 国民健康保険法第54条 | 被保険者がやむを得ない理由により 自費で療養を受けた場合、その 療養に要した費用を後から保険者 が支給する | 国民健康保険被保険者の 疾病治療 | 国民健康保険被保険者の疾病 治療の保険者負担額 | 国民健康保険被保険者 | 953,292 | 1,352,894 | 923,258 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 退職被保険者等療養費 | 国民健康保険法第54条 | 被保険者がやむを得ない理由により 自費で療養を受けた場合、その 療養に要した費用を後から保険者 が支給する | 国民健康保険被保険者の 疾病治療 | 国民健康保険被保険者の疾病 治療の保険者負担額 | 国民健康保険被保険者 | 8,212 | 20,314 | 14,036 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 一般被保険者高額療養費 | 国民健康保険法第57条 の2 | 被保険者が支払った医療費が一定 額を超えた場合、その超えた額に ついて後から保険者が支給する | 国民健康保険被保険者の 疾病治療 | 所得に応じた区分の自己負担 限度額を超えた額 | 国民健康保険被保険者 | 7,936,808 | 8,891,037 | 8,400,951 |

1 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-------|---------|------------------|----------------------------|--|----------------------------|--|--------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 退職被保険者等高額療養費 | 国民健康保険法第57条の2 | 被保険者が支払った医療費が一定額を超えた場合、その超えた額について後から保険者が支給する | 国民健康保険被保険者の疾病治療 | 所得に応じた区分の自己負担限度額を超えた額 | 国民健康保険被保険者 | 56,931 | 206,502 | 141,159 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 一般被保険者高額介護合算療養費 | 国民健康保険法第57条の3 | 世帯ごとに、医療費及び介護費の両方が一定額を超えた場合、その超えた分を後から保険者が支給する | 国民健康保険被保険者の疾病治療 | 医療費及び介護保険の両方が一定額を超えた額 | 国民健康保険被保険者 | 3,300 | 6,600 | 3,103 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 退職被保険者等高額介護合算療養費 | 国民健康保険法第57条の3 | 世帯ごとに、医療費及び介護費の両方が一定額を超えた場合、その超えた分を後から保険者が支給する | 国民健康保険被保険者の疾病治療 | 医療費及び介護保険の両方が一定額を超えた額 | 国民健康保険被保険者 | 200 | 200 | 0 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 一般被保険者移送費 | 国民健康保険法第54条の4 | やむを得ず、医師の指示により入院や転院などの移送に費用がかかった場合に移送に要した費用を支給する | 国民健康保険被保険者の移送 | 国民健康保険被保険者の移送にかかる額 | 国民健康保険被保険者 | 1,100 | 1,100 | 35 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 退職被保険者等移送費 | 国民健康保険法第54条の4 | やむを得ず、医師の指示により入院や転院などの移送に費用がかかった場合に移送に要した費用を支給する | 国民健康保険被保険者の移送 | 国民健康保険被保険者の移送にかかる額 | 国民健康保険被保険者 | 500 | 500 | 0 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 出産育児一時金 | 国民健康保険法第58条 国民健康保険条例第6条 | 出産においては高額な費用がかかるため、出産及び育児に対する助成をする | 国民健康保険被保険者の出産 | 産科医療補償制度加入医療機関420,000円、産科医療補償制度未加入医療機関404,000円 | 国民健康保険被保険者 | 417,307 | 466,448 | 389,905 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 葬祭費 | 国民健康保険法第58条 国民健康保険条例第7条 | 被保険者が死亡した場合に、その葬儀を行う費用に対して助成し、葬儀を行った者の負担を軽減する | 国民健康保険被保険者の葬祭 | 申請1件につき50,000円 | 国民健康保険被保険者 | 73,350 | 72,600 | 70,450 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 後期高齢者支援金 | 高齢者の医療の確保に関する法律第118条 | 後期高齢者医療制度との財政調整 | 後期高齢者医療制度被保険者の疾病治療 | 後期高齢者医療制度との財政調整のため同被保険者の疾病治療にかかる額 | 社会保険診療報酬支払基金 | 0 | 14,886,174 | 14,931,760 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 後期高齢者関係事務費拠出金 | 高齢者の医療の確保に関する法律第118条 | 後期高齢者医療制度との財政調整事務費の一部を負担する | 後期高齢者の医療業務に関する事務費や審査手数料 | 後期高齢者の医療業務に関する事務や審査にかかる額 | 社会保険診療報酬支払基金 | 0 | 1,011 | 1,060 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 前期高齢者納付金 | 高齢者の医療の確保に関する法律第36条 | 前期高齢者間の財政調整 | 前期高齢者医療制度被保険者の疾病治療 | 前期高齢者医療制度被保険者の疾病治療にかかる額 | 社会保険診療報酬支払基金 | 0 | 11,850 | 53,359 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 前期高齢者関係事務費拠出金 | 高齢者の医療の確保に関する法律第36条 | 前期高齢者間の財政調整の事務を支払基金が一括して行うため、事務費の負担をする | 前期高齢者の医療業務に関する事務費や審査手数料 | 前期高齢者の医療業務に関する事務や審査にかかる額 | 社会保険診療報酬支払基金 | 0 | 1,029 | 1,023 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 老人保健医療費拠出金 | 老人保健法第53条 | 老人保健被保険者の疾病治療の給付 | 老人保健被保険者の疾病治療の給付の保険者負担分 | 老人保健被保険者の疾病治療の給付の保険者負担分の額 | 社会保険診療報酬支払基金 | 0 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 国民健康保険課 | 老人保健事務費拠出金 | 老人保健法第53条 | 老人保健被保険者の医療業務に関する事務や審査を一括で行うため | 老人保健被保険者の医療業務に関する事務費や審査手数料 | 老人保健被保険者の医療業務に関する事務や審査にかかる額 | 社会保険診療報酬支払基金 | 0 | 537 | 268 |

1 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------------|-----------------------------------|---|--|---|---|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 介護納付金 | 国民健康保険法第36条 | 国保加入者のうち介護第2号被 保険者の介護保険料の納付 | 国保加入者のうち介護第 2号被保険者の介護保険 料 | 国保加入者のうち介護第2号 被保険者の介護保険料 | 社会保険診療報酬支払基金 | 0 | 6,050,022 | 5,723,679 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 高額医療費共同事業拠出金 | 国民健康保険法第104条 県国保連合会保険財政 共同安定化・高額医療 費共同事業規則 | 高額な医療費に対し県国保連合会 が事業主体となり、高額医療費共 同事業を行う | 各保険者のレセプト1件 800,000円超の高額医療費 の給付の負担分 | 各保険者のレセプト1件 800,000円超の高額医療費の 給付の負担額 | 埼玉県国民健康保険団体連 合会 | 0 | 2,698,208 | 2,953,472 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 保険財政共同安定化事業拠 出金 | 国民健康保険法第104条 県国保連合会保険財政 共同安定化・高額医療 費共同事業規則 | 高額医療費共同事業の対象とな らない全ての医療費に対し県国保連 合会が事業主体となり、保険財政 共同安定化事業を行う | 各保険者のレセプト1件 800,000円未満の医療費の 給付の負担分 | 各保険者のレセプト1件 800,000円未満の医療費の給 付の負担額 | 埼玉県国民健康保険団体連 合会 | 0 | 29,053,824 | 26,186,669 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 生活習慣病重症化予防対策 事業に係る分担金 | 国民健康保険法第83条 及び104条 | 埼玉県国民健康保険団体連合会と 保険者（市町村等）が共同して国 保事業の目的を達成する為必要な 事業を行うことを目的とする | 保健事業 重症化予防対策事業 | 76,615,000円 （参加保険者による分担金） | 埼玉県国民健康保険団体連 合会 | 76,615 | 85,000 | 45,871 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 特定健診等の共同広報事業 に係る分担金 | 国民健康保険法第83条 及び104条 | 埼玉県国民健康保険団体連合会と 保険者（市町村等）が共同して広 報事業を実施することで、特定健 診等の受診促進を図る | 保健事業 調査・研究・広報・研修 | 540,000円 （参加保険者による分担金） | 埼玉県国民健康保険団体連 合会 | 540 | 540 | 442 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 保健指導カプラスワンセミ ナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 現代人のライフスタイルの傾向か ら効果的に行動変容へ導く保健指 導を学ぶ | 参加者負担金 | 5,400円×2名=10,800円 | （一社）日本家族計画協会 | 11 | 20 | 15 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 栄養指導を結果につなげる セミナー | 参加者負担金等 | 栄養指導の基礎知識から実践ま での一連を学ぶ | 参加者負担金 | 10,800円×6名=64,800円 | （一社）日本家族計画協会 | 65 | 44 | 32 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | より良い特定健診・保健指 導のためのスキルアップ講 座 | 参加者負担金等 | 保健指導困難事例にも対応でき る力を養成する | 参加者負担金等 | 8,000円×5名=40,000円 | （一社）日本肥満学会 | 40 | 8 | 8 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | セルフエフィカシーセミ ナー | 参加者負担金等 | 健康教育を効果的に展開するた めの事例を習得し保健活動の推進 を図るための実践的な手法を学ぶ | 参加者負担金等 | 21,600円×1名=21,600円 | （一社）日本家族計画協会 | 0 | 21 | 21 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 国民健康保険事業費納付金 （医療分・一般分） | 国民健康保険法第75条 の7 | 県の国民健康保険に関する特別 会計において負担する国民健康保 険給付費等交付金の交付に要す る費用その他の国民健康保険事業 に要する費用に充てるため | 国民健康保険被保険者の 疾病治療 | 県内市町村ごとの医療費水 準・所得水準に応じた負担額 | 埼玉県 | 21,740,639 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 国民健康保険事業費納付金 （医療分・退職分） | 国民健康保険法第75条 の7 | 県の国民健康保険に関する特別 会計において負担する国民健康保 険給付費等交付金の交付に要す る費用その他の国民健康保険事業 に要する費用に充てるため | 国民健康保険被保険者の 疾病治療 | 県内市町村ごとの医療費水 準・所得水準に応じた負担額 | 埼玉県 | 41,879 | 0 | 0 |

1 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------------|--|-------------------|---|---------------------------------|---|------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 国民健康保険事業費納付金 (後期分・一般分) | 国民健康保険法第75条 の7 | 後期高齢者医療制度との財政調整 | 後期高齢者医療制度被保 険者の疾病治療 | 後期高齢者医療制度との財政 調整のため同被保険者の疾病 治療にかかる額 | 埼玉県 | 7,509,865 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 国民健康保険事業費納付金 (後期分・退職分) | 国民健康保険法第75条 の7 | 後期高齢者医療制度との財政調整 | 後期高齢者医療制度被保 険者の疾病治療 | 後期高齢者医療制度との財政 調整のため同被保険者の疾病 治療にかかる額 | 埼玉県 | 17,116 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 国民健康保険事業費納付金 (介護分) | 国民健康保険法第75条 の7 | 国保加入者のうち介護第2号被保 険者の介護保険料の納付 | 国保加入者のうち介護第 2号被保険者の介護保険 料 | 国保加入者のうち介護第2号 被保険者の介護保険料 | 埼玉県 | 2,697,701 | 0 | 0 |
| 保健 福祉局 | 国民健康保険 課 | 特定保健指導担当管理栄養 士スキルアップセミナー～ 第3期特定保健指導改訂情 報研修～ | 参加者等負担金 | 平成30年度に第3期が始まるにあ たり、改定情報及び検討された事 項について、また今後の方向性な どの最新情報を得て、特定保健指 導をより充実・発展させる | 参加者等負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (公社)日本栄養士会 | 0 | 0 | 10 |

2 後期高齢者医療事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|-----------------------|-------------------------|---|-----------------------------|---|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 年金医療課 | 後期高齢者医療保険料納付金 | 高齢者の医療の確保に関する法律第105条 | 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため | 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療事業 | 被保険者から徴収した保険料 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合 | 12,673,101 | 11,790,976 | 11,612,134 |
| 保健 福祉局 | 年金医療課 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項 | 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する事務経費に充てるため | 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療事業 | 共通経費総額の10%を構成市町村数で除して算出した金額、共通経費総額の45%に全構成市町村の前年度の3月31日現在の総人口及び満75歳以上人口に占める各市町村の割合を乗じて算出したそれぞれの金額 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合 | 317,747 | 259,132 | 240,835 |
| 保健 福祉局 | 年金医療課 | 後期高齢者医療市町村療養給付費負担金 | 高齢者の医療の確保に関する法律第98条 | 後期高齢者医療広域連合が支払う療養の給付に関する費用のうち、市負担分を納付する | 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険給付事業 | 負担対象額の12分の1 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合 | 8,555,366 | 8,083,377 | 8,083,376 |
| 保健 福祉局 | 年金医療課 | 後期高齢者医療保険料保険基盤安定納付金 | 高齢者の医療の確保に関する法律第105条 | 低所得者等の保険料軽減分を公費で負担する | 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療事業 | 低所得者等の保険料軽減分のうち、市(1/4)及び県(3/4)負担分 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合 | 1,883,517 | 1,749,290 | 1,737,027 |

3 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-------|-----------|----------------------------|-------------------------------------|--|--|---|----------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 高齢福祉課 | いきいきボランティアポイント事業補助金 | さいたま市シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)事業実施要綱 | 高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図るため、ボランティア活動を奨励し、推進をする | 事前に市の指定を受けた施設・団体等(受入機関)におけるボランティア活動 長寿応援ポイント事業登録団体の代表・スタッフ活動等 | H30年度付与ポイント 100円×282,080ポイント＝ 28,208,000円 | いきいきボランティアポイント事業登録者 | 28,208 | 37,538 | 23,493 |
| 保健福祉局 | いきいき長寿推進課 | 介護者カフェ事業補助金 | さいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱 | 高齢者を介護している方の負担軽減に対する支援として、介護者がほっとひと息つきたいときに立ち寄り、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェを運営する実施事業者を募集するため | 介護者カフェ事業に関する経費 | 対象事業に要する経費 | 市内で介護者カフェ事業を行う者 | 4,800 | 4,800 | 2,070 |
| 保健福祉局 | いきいき長寿推進課 | 住民主体による訪問型・通所型生活支援モデル事業補助金 | さいたま市住民主体による訪問型・通所型生活支援モデル事業補助金交付要綱 | 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる体制を整備するため、要支援者等に日常生活上の支援を提供する団体の活動を支援する | 住民主体による第1号訪問事業及び第1号通所事業 | 対象事業に要する経費 | 市内で住民主体による訪問型・通所型生活支援事業を行う者 | 6,000 | 0 | 0 |
| 保健福祉局 | いきいき長寿推進課 | 介護予防・生活支援サービス事業費 | さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱 | 要支援者等が利用した介護予防・生活支援サービスの費用の保険給付割合相当額を給付する | さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱に定める介護予防・生活支援サービス | 介護予防・生活支援サービス費の保険者負担額 | 介護保険被保険者 | 2,368,781 | 1,298,283 | 1,037,015 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会負担金 | さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会規約 | 会員相互の情報交換並びに連携を図る中で利用者本位の公平で公正なサービスの提供を実現するための事業環境の形成に寄与する | さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会特別会員年会費 | 年会費200,000円 | さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 | 200 | 200 | 200 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 大都市介護保険担当課長会議負担金 | 大都市会議等負担金 | 大都市(指定都市)が、介護保険行政に関し、協力して調査検討、意見交換を行い、国に対して要望を行う | 大都市介護保険担当課長会議参加者負担金 | 7,000円×2名×2回＝ 28,000円 | 大都市介護保険担当課長会議幹事市(新潟県新潟市及び兵庫県神戸市) | 28 | 28 | 26 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 介護サービス等諸費 | 介護保険法第40条 | 要介護者が利用した介護サービスの費用の保険給付割合相当額を給付する | 介護保険法に定める介護サービス | 介護サービス費の保険者負担額 | 介護保険被保険者 | 63,809,039 | 61,672,627 | 59,355,901 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 地域密着型介護サービス給付費 | 介護保険法第40条 | 要介護者が利用した地域密着型介護サービスの費用の保険給付割合相当額を給付する | 介護保険法に定める地域密着型介護サービス | 地域密着型介護サービス費の保険者負担額 | 介護保険被保険者 | 7,148,268 | 7,624,031 | 6,551,236 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 介護予防サービス等諸費 | 介護保険法第52条 | 要支援者が利用した介護予防サービスの費用の保険給付割合相当額を給付する | 介護保険法に定める介護予防サービス | 介護予防サービス費の保険者負担額 | 介護保険被保険者 | 1,561,592 | 2,715,731 | 2,597,394 |

3 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-------|-------|------------------|-----------|---|---|--|----------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 地域密着型介護予防サービス給付費 | 介護保険法第52条 | 要支援者が利用した地域密着型介護予防サービスの費用の保険給付割合相当額を給付する | 介護保険法に定める地域密着型介護予防サービス | 地域密着型介護予防サービス費の保険者負担額 | 介護保険被保険者 | 52,419 | 50,520 | 40,322 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 高額介護サービス等費 | 介護保険法第40条 | 要介護者の利用負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額を償還払いする | 介護保険法に定める介護サービスのうち利用者負担額が一定額を超えたもの | 介護サービスのうち利用者負担額が一定額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 2,016,382 | 2,448,116 | 1,733,365 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 高額介護予防サービス費 | 介護保険法第52条 | 要支援者の利用負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額を償還払いする | 介護保険法に定める介護予防サービスのうち利用者負担額が一定額を超えたもの | 介護予防サービスのうち利用者負担額が一定額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 5,258 | 2,000 | 3,604 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 高額医療合算介護サービス等費 | 介護保険法第40条 | 要介護者の医療及び介護両制度における自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額を償還払いする | 介護保険法に定める介護サービスのうち、医療及び介護両制度における自己負担額が一定額を超えたもの | 介護サービスのうち、医療及び介護の両制度における自己負担額が一定額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 302,905 | 263,624 | 282,088 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 高額医療合算介護予防サービス等費 | 介護保険法第52条 | 要支援者の医療及び介護両制度における自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額を償還払いする | 介護保険法に定める介護予防サービスのうち、医療及び介護両制度における自己負担額が一定額を超えたもの | 介護予防サービスのうち、医療及び介護の両制度における自己負担額が一定額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 2,406 | 2,673 | 2,508 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 特定入所者介護サービス費 | 介護保険法第40条 | 低所得の要介護者が特定介護保険施設等のサービスを利用したとき、食費・居住費に負担限度額を設け、国が定めた基準費用額との差分を保険給付する | 介護保険法に定める特定入所者介護サービス | 要介護者の食費、居住費が所得段階に応じた利用者負担限度額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 2,625,973 | 2,694,886 | 2,136,124 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 特例特定入所者介護サービス費 | 介護保険法第40条 | 低所得の被保険者が特定介護保険施設等のサービスを要介護認定前にはやむをえない理由により利用したとき、食費・居住費に負担限度額を設け、国が定めた基準費用額との差分を保険給付する | 介護保険法に定める特例特定入所者介護サービス | 要介護者の食費、居住費が所得段階に応じた利用者負担限度額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 0 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 特定入所者介護予防サービス費 | 介護保険法第52条 | 低所得の要支援者が特定介護保険施設等のサービスを利用したとき、食費・居住費に負担限度額を設け、国が定めた基準費用額との差分を保険給付する | 介護保険法に定める特定入所者介護予防サービス | 要支援者の食費、居住費が所得段階に応じた利用者負担限度額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 2,240 | 2,691 | 1,582 |
| 保健福祉局 | 介護保険課 | 特例特定入所者介護予防サービス費 | 介護保険法第52条 | 低所得の被保険者が特定介護保険施設等のサービスを要介護認定前にはやむをえない理由により利用したとき、食費・居住費に負担限度額を設け、国が定めた基準費用額との差分を保険給付する | 介護保険法に定める特例特定入所者介護予防サービス | 要支援者の食費、居住費が所得段階に応じた利用者負担限度額を超えた額 | 介護保険被保険者 | 0 | 1 | 0 |

3 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|-------|----------------|---|---|------------------|---------------------|----------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 介護保険課 | 介護相談員養成研修参加負担金 | さいたま市介護相談員派遣事業実施要領及び平成19年4月23日付け埼玉県介護保険課長通知 | 介護相談員を申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問、不満、不安の解消を図り、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図る | 介護相談員の養成研修参加者負担金 | 54,000円×5人=270,000円 | 介護相談員 | 270 | 265 | 216 |
| 保健 福祉局 | 介護保険課 | 介護保険災害臨時特例支出金 | 平成29年度介護保険災害臨時特例補助金交付要綱 | 東日本大震災日に特定被災区域内の市町村に住所を有しており、被災し、本市に転入した介護保険の被保険者について、介護サービス等に係る自己負担額を支給する | 介護保険法に定める介護サービス等 | 介護サービス等の被保険者負担額 | 介護保険被保険者 | 0 | 0 | 1,883 |

4 食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|--------------|---------------------------|--------------------------|---|---|--------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | 全国中央卸売市場協会負担金 | 全国中央卸売市場協会会則 | 中央卸売市場の業務研修、生鮮食料品流通に関する調査、研究、情報の収集、伝達及び関係機関に対する各種要請等を行う | 年会費 | 130,000円 | 全国中央卸売市場協会 | 130 | 130 | 130 |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | 全国中央卸売市場協会定例総会出席者負担金 | 参加者負担金 | 全国中央卸売市場協会の定例総会の会議に出席する | 中央卸売市場の業務研修、生鮮食料品流通に関する調査、研究、情報の収集、伝達及び関係機関に対する各種要請等を行う | 7,000円×1名=7,000円 | 全国中央卸売市場協会 | 7 | 7 | 0 |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | さいたま市食肉中央卸売市場連絡協議会負担金 | さいたま市食肉中央卸売市場連絡協議会規約 | 当市場における業務の円滑な運営及び市場の発展を図る | 年会費 | 100,000円 | さいたま市食肉中央卸売市場連絡協議会 | 100 | 100 | 100 |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | 全国中央卸売市場協会食肉部会出席者負担金 | 参加者負担金 | 市場相互間の情報交換や機能の充実を図るための会議に出席する | 市場相互間の情報交換や機能の充実を図る | 5,000円×1名=5,000円 | 全国中央卸売市場協会、食肉部会 | 5 | 5 | 5 |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | 全国中央卸売市場協会関東支部市場長会議出席者負担金 | 参加者負担金 | 支部内市場と密接な連絡を取り、中央卸売市場の機能の充実と円滑な流通を図るため、国等に対する要望、意見具申、管理運営に関する調査、研究を行うための会議に出席する | 支部内市場と密接な連絡を取り、中央卸売市場の機能の充実と円滑な流通を図るため、国等に対する要望、意見具申、管理運営に関する調査、研究を行う | 6,000円×1名=6,000円 | 全国中央卸売市場協会関東支部 | 6 | 6 | 0 |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | 全国中央卸売市場協会関東支部負担金 | 全国中央卸売市場協会関東支部規約 | 支部内市場と密接な連絡を取り、中央卸売市場の機能の充実と円滑な流通を図るため、国等に対する要望、意見具申、管理運営に関する調査、研究を行う | 年会費 | 年会費30,000円 | 全国中央卸売市場協会関東支部 | 30 | 30 | 20 |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | 全国食肉市場長連絡協議会出席者負担金 | 参加者負担金 | 関係官庁や関係団体との連絡、交渉を行い、食肉市場並びにと畜場の発展向上を図るための会議に出席する | 関係官庁や関係団体との連絡、交渉を行い、食肉市場並びにと畜場の発展向上を図る | 5,000円×1名=5,000円 | 全国食肉市場長連絡協議会 | 5 | 10 | 9 |
| 経済局 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | さいたま市と畜場周辺環境連絡協議会補助金 | さいたま市と畜場周辺環境連絡協議会補助金交付要綱 | さいたま市と畜場周辺住民の生活環境の向上を図るため、必要な対策を検討協議し、もって地域の良好な生活環境を維持促進することを目的とする | 総会・勉強会等の運営等にかかる経費 | 周辺環境に関する視察経費・総会費110,000円 | さいたま市と畜場周辺環境連絡協議会 | 110 | 110 | 110 |

5 大宮駅西口都市改造事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------------|----------------|--------------|------------------------|-----------------|--|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | 土地区画整理研修会参加負担金 | 参加者負担金 | 土地区画整理事業の基礎的な知識及び技術を学ぶ | 大宮駅西口第四土地区画整理事業 | 研修2回 22,000円×2回 | (公社)街づくり区画整理協会 | 44 | 44 | 32 |
| 都市局 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | 水道管工事負担金 | 水道局との負担協議による | 上水道の整備 | 大宮駅西口第四土地区画整理事業 | 直径100mm管 延長35m 直径150mm管 延長76m 直径200mm管 延長97m 消火栓 2基 | さいたま市水道局 | 22,926 | 34,317 | 1,823 |

6 東浦和第二土地区画整理事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------------|-----------------|---------------------------------|------------------------------|-----------|------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 東浦和まちづくり事務所 | 水道管敷設負担金 | さいたま市給水条例 | 区画街路整備に伴う水道管敷設工事を行い、事業の進捗を図る | 水道管敷設負担金 | 水道局設計による | さいたま市水道局 | 50,583 | 70,946 | 27,234 |
| 都市局 | 東浦和まちづくり事務所 | 下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第2条第2項 | 下水道整備費の一部として負担するもの | 下水道受益者負担金 | さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例による | さいたま市 | 36 | 121 | 121 |
| 都市局 | 東浦和まちづくり事務所 | 土地区画整理事業研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 24,000円×5回=120,000円 | (公社)街づくり区画整理協会 | 120 | 120 | 110 |

7 浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|--------------|--------------|---|--|--------------------|--|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 浦和東部まちづくり事務所 | 調節池整備市負担金 | 一級河川綾瀬川改修事業への浦和東部第一特定土地区画整理事業の費用負担に関する基本協定書 | 浦和東部第二地区内に整備する調節池において、第一地区の開発に伴う調整量を確保すると共に、工事費及び用地費について応分の負担をする | 一級河川綾瀬川改修事業 | 埼玉県との協議による | 埼玉県 | 0 | 0 | 6,984 |
| 都市局 | 浦和東部まちづくり事務所 | 配水管布設工事負担金 | 水道局との負担協議による | 浦和東部第一特定土地区画整理事業の進捗に併せ布設する水道管の整備費用について負担金を支出する | 水道局による水道管布設工事 | 水道局設計による | さいたま市水道局 | 20,402 | 42,170 | 89,875 |
| 都市局 | 浦和東部まちづくり事務所 | 上水道切り回し工事負担金 | 水道局との負担協議による | 浦和東部第一特定土地区画整理事業に伴い発生する水道管の切り回し工事について負担金を支出する | 水道局による水道管切り回し工事 | 水道局設計による | さいたま市水道局 | 2,000 | 2,000 | 2,129 |
| 都市局 | 浦和東部まちづくり事務所 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識の習得及び技術の向上を図る | 土地区画整理事業担当職員のための研修 | 22,000円×2名=44,000円 16,000円×3名=48,000円 | (公社)街づくり区画整理協会 | 92 | 92 | 0 |

8 南与野駅西口土地区画整理事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|-----------------|--------------|-------------------------------------|------------------------|--|----------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 与野まちづくり事務所 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識の習得及び技術の向上を図る | 参加者負担金 | 39,960円×2名=79,920円 31,320円×1名=31,320円 31,210円×1名=31,210円 | 研修主催団体 | 143 | 112 | 40 |
| 都市局 | 与野まちづくり事務所 | 水道局配水支管布設・移設負担金 | 水道局との負担協議による | 区画整理事業に伴う支障物件の移設・新設を行い、区画整理事業の進捗を図る | 南与野駅西口土地区画整理事業地内上水道施設等 | 水道局設計による | さいたま市水道局 | 10,306 | 22,487 | 18,499 |

9 指扇土地区画整理事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------------------------|----------------------------------|------------------|----------------------------|---------|--|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 日進・指扇周 辺まちづくり 事務所 | 研修負担金(日本経営協 会・街づくり区画整理協 会) | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業実施に必要な知 識の習得を図る | 参加者負担金 | 39,960円×2回=79,920円 22,000円×2回=44,000円 16,000円×1回=16,000円 | (一社)日本経営協会、(公 社)街づくり区画整理協会 | 140 | 140 | 122 |
| 都市局 | 日進・指扇周 辺まちづくり 事務所 | 水道管敷設工事負担金 | 水道局との負担協議に よる | 土地区画整理事業による上水道の 整備 | 水道管敷設工事 | 水道局設計 | さいたま市水道局 | 39,000 | 25,000 | 65,726 |

10 江川土地区画整理事業特別会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|------------|--------------|---------|-----------------------|----------|--|-------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 都市局 | 岩槻まちづくり事務所 | 区画整理実務講習会負担金 | 参加者負担金等 | 土地区画整理事業に関する知識及び技術の向上 | 区画整理事業全般 | 区画整理実務講習会負担金 39,960円×2名=79,920円 区画整理実務講習会負担金 22,000円×1名=22,000円 | (一社)日本経営協会他 | 102 | 124 | 94 |

◆企業会計 負担金、補助及び交付金一覧

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|---------------------|----------------------|--|--|--|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 水道総務課 | 日本水道協会会費 | 日本水道協会定款 日本水道協会細則 | 水道の普及とその健全な発達を図ること | 水道について諸般の調査研究 他 | 均等負担額43,000円(基本料金)+1,097,520円(水量割負担見込額) 計1,140,520円(従量料金) | (公社)日本水道協会 | 1,140 | 1,137 | 1,137 |
| 水道局 | 水道総務課 | 日本水道協会関東地方支部会費 | 日本水道協会関東地方支部規則 | 支部区域内における日本水道協会の事業の推進及び会員相互の連絡調整 | 日本水道協会の事業を推進するための諸般の調査研究 他 | 日本水道協会会費 1,140,520円×20/100(10円未満切捨) | (公社)日本水道協会関東地方支部 | 228 | 228 | 227 |
| 水道局 | 水道総務課 | 日本水道協会埼玉県支部会費 | 日本水道協会埼玉県支部規則 | 支部区域内における日本水道協会の事業の推進及び会員相互の連絡調整 | 日本水道協会の事業を推進するための諸般の調査研究 他 | 日本水道協会会費 1,140,520円×10/100(100円未満切捨) | (公社)日本水道協会埼玉県支部 | 114 | 37 | 36 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道技術研究センター年会費 | 水道技術研究センター会員規約 | 水道の技術に係る情報収集、調査、開発、研究、普及等に関する事業を行うことにより、その発展を図り、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与すること | 水道の技術に係る情報収集及び調査に関する事業 他 | 300,000円(年間有収水量1億m以上) | (公財)水道技術研究センター | 300 | 300 | 300 |
| 水道局 | 水道総務課 | 地方公営企業連絡協議会会費負担金 | 前年度総会で決定 | 地方公共団体の経営する企業の健全な運営とその発展に寄与すること | 地方公営企業相互の連絡上必要な各種会議の開催 他 | 年会費150,000円 | 地方公営企業連絡協議会 | 150 | 170 | 150 |
| 水道局 | 水道総務課 | 公益事業学会会費 | 公益事業学会規約 | 公益事業の研究に篤志なる者協同して、それに関する知識を研鑽、普及し、公益事業の健全なる進歩発展を図り、以って公共の福祉増進に貢献しようとするもの | 公益事業に関する調査研究、研究会・講演会・見学会等の開催、雑誌及び図書の発行、研究の助成 他 | 年会費20,000円 | 公益事業学会 | 20 | 20 | 20 |
| 水道局 | 水道総務課 | 日本水道協会全国会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 水道の普及とその健全な発達を図ること | 日本水道協会全国会議の開催 | 16,000円×3名=48,000円 | (公社)日本水道協会 | 48 | 48 | 48 |
| 水道局 | 水道総務課 | 日本水道協会関東地方支部総会参加負担金 | 参加者負担金等 | 支部区域内における日本水道協会の事業の推進及び会員相互の連絡調整 | 日本水道協会関東地方支部総会の開催 | 7,000円×4名=28,000円 | (公社)日本水道協会関東地方支部 | 28 | 28 | 28 |
| 水道局 | 水道総務課 | 大都市水道事業管理者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 水道事業経営の全般に関する重要課題について協議、検討する | 大都市水道事業管理者会議の開催 | 15,000円×2名=30,000円 | 大都市水道事業管理者会議 | 30 | 30 | 30 |
| 水道局 | 水道総務課 | 大都市水道局事務協議会参加負担金 | 参加者負担金等 | 水道事業経営に伴う管理等に関する重要課題等について協議検討する | 大都市水道局事務協議会の開催 | 5,000円×3名=15,000円 | 大都市水道局事務協議会 | 15 | 15 | 15 |
| 水道局 | 水道総務課 | 大都市水道局技術協議会参加負担金 | 参加者負担金等 | 水道事業経営に伴う管理および建設技術等に関する重要課題等について協議検討する | 大都市水道局技術協議会の開催 | 10,000円×3名=30,000円 | 大都市水道局技術協議会 | 30 | 30 | 12 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道技術懇話会参加負担金 | 参加者負担金等 | 水道の技術に係る情報収集、調査、開発、研究、普及等に関する事業を行うことにより、その発展を図り、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与すること | 水道技術懇話会の開催 | 1,000円×70名=70,000円 | (公財)水道技術研究センター | 70 | 70 | 0 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--------------------|--------|--|--------|---------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 水道総務課 | 小型移動式クレーン運転技能講習参加費 | 研修参加費用 | 災害用備蓄資材の管理に資する | 参加者負担金 | 25,700円×2名=51,400円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 52 | 52 | 52 |
| 水道局 | 水道総務課 | 玉掛け技能講習参加費 | 研修参加費用 | 災害用備蓄資材の管理に資する | 参加者負担金 | 17,400円×2名=34,800円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 35 | 35 | 35 |
| 水道局 | 水道総務課 | フォークリフト運転技能講習参加費 | 研修参加費用 | 災害用備蓄資材の管理に資する | 参加者負担金 | 35,640円×3名=106,920円 | トヨタL&F埼玉(株) | 107 | 107 | 36 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道事業事務研究会(経営部門)参加費 | 研修参加費用 | 水道事業経営に関する専門的な知識の向上を図る | 参加者負担金 | 23,000円×2名=46,000円 | (公社)日本水道協会 | 46 | 46 | 46 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道技術者研究会(Bコース)参加費 | 研修参加費用 | 水道事業経営に関する専門的な知識の向上を図る | 参加者負担金 | 90,000円×2名=180,000円 | (公社)日本水道協会 | 180 | 180 | 180 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道技術者研究会(専門別)参加費 | 研修参加費用 | 技術職員の専門的知識の向上に資する | 参加者負担金 | 47,000円×3名=141,000円 | (公社)日本水道協会 | 141 | 141 | 0 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道技術者研究会(ブロック別)参加費 | 研修参加費用 | 水道施設の維持管理及び水質の管理に万全を期すため、水道事業に関する知識の向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (公社)日本水道協会 | 15 | 15 | 15 |
| 水道局 | 水道総務課 | 新任水道事業管理者研修会参加費 | 研修参加費用 | 水道事業管理者として必要な研修を行い、水道事業の健全な経営に資する | 参加者負担金 | 35,000円×1名=35,000円 | (公社)日本水道協会 | 35 | 35 | 35 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道事業管理職事務研究会参加費 | 研修参加費用 | 管理的な立場にある者の業務の遂行に資する | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (公社)日本水道協会 | 15 | 15 | 15 |
| 水道局 | 水道総務課 | 全国水道研究発表会参加費 | 研修参加費用 | 水道に関する調査研究成果を発表し、ノウハウを共有する | 参加者負担金 | 16,000円×6名=96,000円 | (公社)日本水道協会 | 96 | 96 | 96 |
| 水道局 | 水道総務課 | 浄水場等設備技術実務研究会参加費 | 研修参加費用 | 浄水場・給水場等の運転管理に係る技術・技能レベルの向上を図る | 参加者負担金 | 75,000円×2名=150,000円 | (公社)日本水道協会 | 150 | 150 | 0 |
| 水道局 | 水道総務課 | 配管設計講習会参加費 | 研修参加費用 | 配水管の設計に関する基礎知識、ダクタイル鑄鉄管を基本とした製図・積算までの実務能力を付与する | 参加者負担金 | 36,000円×5名=180,000円 | (公社)日本水道協会 | 180 | 216 | 216 |
| 水道局 | 水道総務課 | 消費税実務講座参加費 | 研修参加費用 | 経理事務の消費税に関する専門的な知識の向上を図る | 参加者負担金 | 15,000円×1名=15,000円 | (公社)日本水道協会 | 15 | 15 | 15 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道技術セミナー参加費 | 研修参加費用 | 水道技術の向上に資するとともに高水準の水道の構築に寄与する | 参加者負担金 | 18,000円×1名=18,000円 | (公財)水道技術研究センター | 18 | 18 | 18 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|-------------------------------|--------|-------------------------------|------------------------|--|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 水道総務課 | 条例規則担当者のための実務講座参加費 | 研修参加費用 | わかりやすい条例、規則の立案のポイントを習得する | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社)日本経営協会 | 31 | 31 | 31 |
| 水道局 | 水道総務課 | 防火管理者講習会参加費 | 研修参加費用 | 消防法に基づき、防火管理者資格取得のため | 参加者負担金 | 7,380円×5名=36,900円 | (一財)日本防火・防災協会 | 37 | 37 | 7 |
| 水道局 | 水道総務課 | (社)浦和地区労働基準協会年会費 | 会費負担金 | (一社)浦和地区労働基準協会への年会費 | 年会費負担金 | 年会費6,500円 | (一社)浦和地区労働基準協会 | 7 | 7 | 5 |
| 水道局 | 水道総務課 | (一財)埼玉県社会保険協会会費負担金 | 会費負担金 | (一財)埼玉県社会保険協会への年会費 | 年会費負担金 | 年会費8,700円 | (一財)埼玉県社会保険協会 | 9 | 9 | 9 |
| 水道局 | 水道総務課 | 安全運転管理者講習会参加費 | 研修参加費用 | 安全運転管理者等の安全運転指導に関する講習会の受講料 | 事業所として安全運転に努めるための講習を行う | 水道庁舎2名、針ヶ谷庁舎2名、北部水道営業所2名、水道総合センター2名、配水管理事務所1名 4,500円×9名=40,500円 | 各地区安全運転管理者協会(浦和・大宮) | 41 | 41 | 41 |
| 水道局 | 水道総務課 | 衛生管理者(第1種)試験資格取得参加費 | 研修参加費用 | 労働安全衛生法に基づき、衛生管理者(第1種)資格取得のため | 参加者負担金 | 22,896円×4名=91,584円 | (一財)地方公務員安全衛生推進協会 | 92 | 92 | 69 |
| 水道局 | 水道総務課 | 安全管理者選任時研修参加費 | 研修参加費用 | 労働安全衛生法に基づき、安全管理者を選任するため | 参加者負担金 | 16,200円×4名=64,800円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 65 | 65 | 65 |
| 水道局 | 水道総務課 | 水道事業実務講習会参加費 | 研修参加費用 | 積算業務及び補助金等申請方法に必要な専門知識の向上を図る | 研修費 | 10,000円×10名=100,000円 | 全国簡易水道協議会 | 100 | 100 | 100 |
| 水道局 | 水道総務課 | 関東地方支部技術継承研修漏水調査及び修繕(実務)研修参加費 | 研修参加費用 | 漏水調査・修繕実務に必要な知識を身につける | 参加者負担金 | 33,000円×4名=132,000円 | 横浜ウォーター(株) | 132 | 132 | 99 |
| 水道局 | 水道総務課 | 関東地方支部技術継承研修水処理(実務)研修参加費 | 研修参加費用 | 浄水処理などの水処理実務に必要な知識を身につける | 参加者負担金 | 51,500円×1名=51,500円 | 横浜ウォーター(株) | 52 | 52 | 52 |
| 水道局 | 水道総務課 | 関東地方支部技術継承研修水運用(実務)研修参加費 | 研修参加費用 | 水運用に関わる現場技術の習得と基礎知識を身につける | 参加者負担金 | 36,000円×1名=36,000円 | 横浜ウォーター(株) | 36 | 36 | 36 |
| 水道局 | 水道総務課 | 関東地方支部技術継承研修水道概論研修参加費 | 研修参加費用 | 水道事業運営に必要な水道関連法令や基礎知識を学ぶ | 参加者負担金 | 20,600円×3名=61,800円 | 横浜ウォーター(株) | 62 | 62 | 62 |
| 水道局 | 水道総務課 | 関東地方支部技術継承研修配水管技術研修参加費 | 研修参加費用 | 送配水の基礎知識と実務を身につける | 参加者負担金 | 33,000円×2名=66,000円 | 横浜ウォーター(株) | 66 | 66 | 66 |
| 水道局 | 水道総務課 | 関東地方支部技術継承研修給水装置(実務)研修参加費 | 研修参加費用 | 給水装置工事の計画・施工に必要な基礎知識を身につける | 参加者負担金 | 33,000円×8名=264,000円 | 横浜ウォーター(株) | 264 | 297 | 264 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|----------------------------|---------|--|--------|---|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 水道総務課 | 地方公務員のための給与制度の基本と運用実務研修参加費 | 研修参加費用 | 給与制度を適正かつ円滑に運用するための知識を習得する | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 31 | 31 | 31 |
| 水道局 | 水道総務課 | 給水装置工事主任技術者講習会参加費 | 研修参加費用 | 給水装置工事に必要な知識や技術を学ぶことで、水道事業に従事する職員の実務に携わる知識・技術力の向上を図る | 参加者負担金 | 36,000円×2名=72,000円 | (株) 施工管理研究所 | 72 | 72 | 108 |
| 水道局 | 水道総務課 | 関東地方支部技術継承研修水運用研修(応用編)参加費 | 研修参加費用 | 管網解析システム等について講義や実習を行い、水運用に関する知識の理解を深めるため | 参加者負担金 | 36,000円×1名=36,000円 | 横浜ウォーター(株) | 36 | 36 | 36 |
| 水道局 | 水道総務課 | 安全衛生推進者養成講習参加費 | 研修参加費用 | 労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を選任するため | 参加者負担金 | 13,176円×1名=13,176円 | (一社) 埼玉労働基準協会連合会 | 13 | 13 | 13 |
| 水道局 | 水道総務課 | 未納料金対策実務研修会参加費 | 研修参加費用 | 料金未納対策について、実務面を主体に習得し、料金徴収業務の円滑な運営を図る | 参加者負担金 | 15,000円×3名=45,000円 | (公社) 日本水道協会 | 45 | 30 | 45 |
| 水道局 | 水道総務課 | 公共工事の契約と設計変更に関する講習会参加費 | 研修参加費用 | 公共工事における契約変更の実際について、習得を図る | 参加者負担金 | 10,400円×1名=10,400円 | (一財) 経済調査会 | 11 | 11 | 0 |
| 水道局 | 水道総務課 | シンポジウム「持続可能な水道システムの確立」参加費 | 研修参加費用 | 他都市水道事業の最新の取組について学ぶ | 参加者負担金 | 12,960円×3名=38,880円 | 「持続可能な水道システムの確立」企画委員会 | 0 | 0 | 39 |
| 水道局 | 水道総務課 | 上下水道コンセッション事業の論点に係るセミナー参加費 | 研修参加費用 | 上下水道分野におけるコンセッション方式の先行事例について、概要やリスク、課題などを学ぶ | 参加者負担金 | 20,844円×2名=41,688円 | (株) 日本ナレッジセンター | 0 | 0 | 42 |
| 水道局 | 水道総務課 | 「新任担当のための条例・規則の立案事務」参加費 | 研修参加費用 | 条例・規則のあり方や制定について、実践的な方法を習得する | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 0 | 0 | 31 |
| 水道局 | 水道総務課 | 2018年第11回IWA世界会議登録料 | 研修参加費用 | 世界中から水分野の専門家が一堂に会する場で、技術交流や問題意識の共有を図る | 参加者負担金 | (発表者) 120,000円×4名 + (参加者) 135,000円×8名 =1,560,000円 | IWA(国際水協会) 2018年世界水会議・展示会事務局 | 1,560 | 0 | 0 |
| 水道局 | 経営企画課 | エネルギー管理講習負担金 | 参加者負担金等 | エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー管理企画推進者を選任するため | 参加者負担金 | 17,100円×7名=119,700円 | (一財) 省エネルギーセンター | 120 | 120 | 120 |
| 水道局 | 経営企画課 | 情報システム運用管理研修 | 研修参加費 | 職員のサーバ関係運用技術習得のため | 研修費 | 86,400円×1名=86,400円 129,600円×1名=129,600円 | (株) 富士通ラーニングメディア | 216 | 216 | 205 |
| 水道局 | 水道財務課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 地方公営企業会計の基本を学ぶため | 研修費 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 0 |
| 水道局 | 水道財務課 | 研修参加費 | 研修参加費 | キャッシュフロー計算書の基本を学ぶため | 研修費 | 31,320円×2名=62,640円 | (一社) 日本経営協会 | 63 | 63 | 125 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--------|--------------|---|---|---|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 水道財務課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 地方公営企業会計基準の実務を学ぶため | 研修費 | 10,000円×1名=10,000円 | (一財) 地方自治研究機構 | 10 | 10 | 0 |
| 水道局 | 水道財務課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 水道事業会計の基礎と水道料金の算定方法を学ぶため | 研修費 | 35,000円×1名=35,000円 | 池田技研(株) | 35 | 35 | 35 |
| 水道局 | 水道財務課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 複式簿記の基本を学ぶため | 研修費 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 0 | 0 | 31 |
| 水道局 | 管財課 | 会費負担金 | 各安全運転管理者協会会則 | 安全運転管理者協会の年会費 | 事業所として安全運転に努めるための活動を行う | 浦和地区:水道庁舎27,000円、南部水道営業所27,000円、大宮地区:北部水道営業所29,000円、大宮東地区:配水管理事務所16,000円、大宮地区:水道総合センター29,000円 | 各地区安全運転管理者協会(浦和・大宮・大宮東) | 128 | 119 | 128 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | 財産管理に関する研修へ参加することによって、業務に必要な実務能力を身につける | 地方自治体における財産管理の理論とその実務について解説する講座の開催 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | 契約事務に関する研修に参加することによって、業務に必要な実務能力を身につける | 地方自治体における契約事務の理論とその実務について解説する講座の開催 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | 技術検査・工事監理に関する研修へ参加することによって、業務に必要な実務能力を身につける | 地方自治体における技術検査・工事監理の理論とその実務について解説する講座の開催 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | 工事契約事務に関する研修に参加することによって、業務に必要な実務能力を身につける | 地方自治体における工事契約事務の理論とその実務について解説する講座の開催 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | リース・レンタル契約に関わる法律の基本、契約締結を習得 | 参加者負担金 | 31,320円×1名=31,320円 | (一社) 日本経営協会 | 32 | 32 | 31 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | 水道庁舎危険物取扱者の取得に伴う事前講習会 | 参加者負担金 | 11,140円×1名=11,140円 | (公社) 埼玉県危険物安全協会連合会 | 12 | 12 | 11 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | 水道庁舎危険物取扱者の取得 | 参加者負担金 | 3,400円×1名=3,400円 | (一財) 消防試験研究センター埼玉支部 | 4 | 4 | 3 |
| 水道局 | 管財課 | 研修費 | 参加者負担金等 | 水道庁舎危険物取扱者の更新に伴う保安講習会 | 参加者負担金 | 4,700円×1名=4,700円 | (公社) 埼玉県危険物安全協会連合会 | 5 | 5 | 5 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|---------|-------------------------|-------------------|--|--------|-------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 営業課 | 会費負担金 | 会費負担金 | 県内の公共料金に係る組織犯罪に対する情報等共有のため | 協議会会費 | 10,000円×1式=10,000円 | 埼玉県公共料金暴力対策協議会 | 10 | 10 | 0 |
| 水道局 | 北部水道建設課 | 研修参加費 | 参加者負担金等 | 工事監督に関して理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 79,000円×1名(5日間)=79,000円 | (一財)全国建設研修センター | 0 | 79 | 79 |
| 水道局 | 北部水道建設課 | 研修参加費 | 参加者負担金等 | 工事費積算に関して理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 75,000円×1名(5日間)=75,000円 | (一財)全国建設研修センター | 75 | 0 | 0 |
| 水道局 | 南部水道建設課 | 研修参加費 | 参加者負担金 | 工事監督に関して理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 79,000円×1名(5日間)=79,000円 | (一財)全国建設研修センター | 79 | 0 | 0 |
| 水道局 | 南部水道建設課 | 研修参加費 | 参加者負担金 | 工事費積算に関して理解を深め、資質の向上を図る | 参加者負担金 | 75,000円×1名(5日間)=75,000円 | (一財)全国建設研修センター | 0 | 75 | 75 |
| 水道局 | 維持管理課 | 石綿作業主任者技能講習負担金 | 参加者負担金等 | 労働安全衛生法に基づき、石綿作業主任者を選任するため | 研修費 | 11,556円×2名=23,112円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 24 | 24 | 23 |
| 水道局 | 維持管理課 | 漏水防止対策研修負担金 | 参加者負担金等 | 漏水発見に必要な技術的要素と漏水調査についての習得のため | 研修費 | 30,000円×7名=210,000円 | フジテコム(株) | 210 | 210 | 210 |
| 水道局 | 維持管理課 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習負担金 | 参加者負担金等 | 労働安全衛生法に基づき、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者選任のため | 研修費 | 15,660円×2名=31,320円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 32 | 31 | 31 |
| 水道局 | 維持管理課 | 東京電蝕防止対策委員会講習会負担金(その1) | 参加者負担金等 | 電蝕防止技術向上のため | 研修費 | 9,500円×2名=19,000円 | 東京ガス(株)(東京電蝕防止対策委員会) | 19 | 19 | 19 |
| 水道局 | 維持管理課 | 東京電蝕防止対策委員会講習会負担金(その2) | 参加者負担金等 | 電蝕防止技術向上のため | 研修費 | 6,200円×2名=12,400円 | 東京ガス(株)(東京電蝕防止対策委員会) | 13 | 13 | 12 |
| 水道局 | 維持管理課 | 東京電蝕防止対策委員会事業分担金 | 東京電蝕防止対策委員会規約による | 電蝕防止のために関係者の連絡協調を密にし、必要なる各種の調査及び測定などを行い、これらの対策を研究し、かつ、実施の促進を図る | 年会費 | 54,450円 | 東京電蝕防止対策委員会 | 55 | 55 | 54 |
| 水道局 | 維持管理課 | 東京電蝕防止対策委員会総会拠出金 | 総会開催経費 | 東京電蝕防止対策委員会の総会運営に係る経費を負担する | 総会開催経費 | 9,000円 | 東京電蝕防止対策委員会 | 9 | 9 | 9 |
| 水道局 | 工務課 | 研修参加費 | フォークリフト運転技能講習会参加費 | 漏水修繕業務に必要な資格を取得するため | 研修費 | 35,640円×2名=71,280円 | トヨタL&F埼玉(株) | 72 | 72 | 72 |
| 水道局 | 工務課 | 研修参加費 | 玉掛技能講習会参加費 | 漏水修繕業務に必要な資格を取得するため | 研修費 | 17,400円×4名=69,600円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 70 | 35 | 35 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|-------------------------------|---------------------|---|--------|-----------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 工務課 | 研修参加費 | 小型移動式クレーン運転技能講習会参加費 | 漏水修繕業務に必要な資格を取得するため | 研修費 | 28,800円×4名=115,200円 | (一社)日本クレーン協会埼玉支部 | 115 | 58 | 51 |
| 水道局 | 工務課 | 中型自動車運転免許資格取得研修受講料負担金 | 参加者負担金 | 漏水修繕業務に必要な資格を取得するため | 研修費 | 147,200円×4名=588,800円 | アンモーターズスクール | 0 | 589 | 501 |
| 水道局 | 配水課 | 危険物取扱者試験準備講習会受講料負担金 | 参加者負担金等 | 危険物取扱者試験受験者の予備知識向上のため | 参加者負担金 | 6,800円×1名=6,800円 | (公社)埼玉県危険物安全協会連合会 | 7 | 7 | 7 |
| 水道局 | 配水課 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習受講料負担金 | 参加者負担金等 | 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業場所に係る作業指揮その他規則に定められた職務の遂行に必要な資格取得のため | 参加者負担金 | 13,500円×2名=27,000円 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 27 | 27 | 27 |
| 水道局 | 配水課 | 危険物取扱者保安講習受講料負担金 | 参加者負担金等 | 危険物施設における危険物の取扱作業の保安を担っている危険物取扱者の資質の維持、向上を図るため | 参加者負担金 | 4,700円×5名=23,500円 | (公社)埼玉県危険物安全協会連合会 | 24 | 24 | 19 |
| 水道局 | 配水課 | 第一種電気工事士定期講習受講料負担金 | 参加者負担金等 | 自家用電気工作物の電気工事及び保安に関する知識、関係法令等に関する知識の更新を図るため | 参加者負担金 | 9,000円×2名=18,000円 | (一財)電気工事技術講習センター | 18 | 36 | 27 |
| 水道局 | 配水課 | 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受講料負担金 | 参加者負担金等 | 特別管理産業廃棄物に係る管理全般に必要な知識や技能を習得するための資格取得のため | 参加者負担金 | 14,000円×2名=28,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 28 | 28 | 27 |
| 水道局 | 配水課 | 電気関係事業安全セミナー参加負担金 | 参加者負担金等 | 関係業界の安全活動事例や具体的な対策手法に関する理解を深め、職場の安全意識の高揚を図る | 参加者負担金 | 20,000円×2名=40,000円 | (一社)日本電気協会 | 40 | 40 | 40 |
| 水道局 | 配水課 | 低圧電気取扱者安全衛生特別教育講習会受講料負担金 | 参加者負担金等 | 感電等の災害を防止するため、低圧電気取扱業務に関する安全または衛生のための特別教育を受講する | 参加者負担金 | 10,000円×4名=40,000円 | (一財)関東電気保安協会 | 40 | 38 | 40 |
| 水道局 | 配水課 | 高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育講習会受講料負担金 | 参加者負担金等 | 感電等の災害を防止するため、高圧・特別高圧電気取扱業務に関する安全または衛生のための特別教育を受講する | 参加者負担金 | 22,000円×2名=44,000円 | (一財)関東電気保安協会 | 44 | 0 | 0 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 赤外顕微鏡の基本操作と実習、OMNICベーシックと実習 | 研修費 | 54,000円×1名=54,000円 | サーモフィッシャーサイエンティフィック(株) | 54 | 54 | 54 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 有機溶剤の取扱い資格取得(知識習得・事故防止) | 研修費 | 8,640円×1名(2日間)=8,640円 | (公財)埼玉県健康づくり事業団 | 9 | 9 | 9 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 特定化学物質及び四アキ鉛等に関する知識習得と事故防止 | 研修費 | 8,640円×1名(2日間)=8,640円 | (公財)埼玉県健康づくり事業団 | 9 | 9 | 9 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--------|-------|--|-------|-------------------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 分析技術に関する基礎的技術の習得、向上 | 研修費 | 25,000円×1名(2日間) =25,000円(会員1名まで) | (公社)日本分析化学会 | 25 | 25 | 25 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 水質検査業務に従事する検査員の技術向上 | 研修費 | 4,000円×1名=4,000円 | (一社)全国給水衛生検査協会 | 4 | 4 | 4 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 内部監査員に係る基礎知識の習得 | 研修費 | 21,600円×1名(2日間) =21,600円 | (株)TBCソリューションズ | 22 | 22 | 19 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 事業者は、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに責任者をおくことになっているため、資格を取得 | 研修費 | 14,000円×1名=14,000円 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 14 | 14 | 14 |
| 水道局 | 水質管理課 | 会費負担金 | 会費負担金 | 研修時の会員割引等の優遇措置の享受及び会発行の月刊誌の購読のため | 会費負担金 | 28,800円×1式=28,800円 | (公社)日本分析化学会 | 29 | 29 | 29 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 水道水質管理業務の向上及び現在における関連情報の収集 | 研修費 | 5,000円×1名=5,000円 | (一社)全国給水衛生検査協会 | 5 | 5 | 5 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 厚生労働省による精度管理 | 研修費 | 35,640円×1式=35,640円 | 厚生労働省 | 36 | 36 | 36 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | ICP-MSの操作方法習得 | 研修費 | 103,680円×1式=103,680円 | アジレント・テクノロジー(株) | 0 | 104 | 0 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 埼玉県による精度管理 | 研修費 | 22,000円×1式=22,000円 | 埼玉県 | 22 | 22 | 20 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 一般社団法人全国給水衛生検査協会による精度管理 | 研修費 | 33,000円×1式=33,000円 | (一社)全国給水衛生検査協会 | 33 | 30 | 33 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | ゲルマニウム半導体検出器に関する知識及び測定法の習得(環境放射能分析) | 研修費 | 80,460円×1式=80,460円 | (公財)日本分析センター | 81 | 81 | 80 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | より良い精度管理の在り方の関連情報伝達と技術水準向上の一助 | 研修費 | 5,000円×1式=5,000円 | (一社)全国給水衛生検査協会 | 5 | 5 | 0 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 検査員の研鑽の成果発表 | 研修費 | 5,000円×1名=5,000円 | (一社)全国給水衛生検査協会 | 5 | 5 | 0 |

1 水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|-------|--------|-------|----------------------------------|------|--------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | イオンクロマトグラフのソフトウェア操作方法メンテナンス方法の習得 | 研修費 | 66,000円×1名=66,000円 | サーモフィッシャーサイエティフィック(株) | 0 | 66 | 0 |
| 水道局 | 水質管理課 | 研修参加費 | 研修参加費 | 消防法により、危険物取扱者の設置と保安講習が必要なため | 研修費 | 9,200円×2名=18,400円 | (一財)消防試験研究センター | 19 | 19 | 18 |

2 病院事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|----------------|----------------------|--------------------|--|----------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 日本医師会会費 | 日本医師会定款 | 医道の高揚、医学教育の向上、医学と関連科学との総合進捗、医師の生涯教育 | 日本の医療に関すること | A会員10,500円×12月×1名 =126,000円 B会員2,350円×12月×19名= 535,800円 | (公社) 日本医師会 | 662 | 662 | 634 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県医師会会費 | 埼玉県医師会定款 | 医道の高揚、医学教育の向上、医学と関連科学との総合進捗、医師の生涯教育 | 埼玉県の医療に関すること | A会員6,350円×12月×1名= 76,200円 B会員3,200円×12月×19名= 729,600円 | (一社) 埼玉県医師会 | 806 | 806 | 767 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 浦和医師会会費 | 浦和医師会定款 | 医道の高揚、医学教育の向上、医学と関連科学との総合進捗、医師の生涯教育 | 浦和地域の医療に関すること | A会員15,000円×12月×1名 =180,000円 B会員7,500円×12月×19名= 1,710,000円 | (一社) 浦和医師会 | 1,890 | 1,890 | 1,800 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県医師会病院部会会費 | 埼玉県医師会定款 | 埼玉県医師会加入病院に関する連絡調整 | 埼玉県の医療に関すること | 3,000円 | (一社) 埼玉県医師会 | 3 | 3 | 3 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県医師会労災医療部会会費 | 埼玉県医師会定款 | 埼玉県医師会加入病院の労災医療に関する連絡調整 | 埼玉県の医療に関すること | 3,000円 | (一社) 埼玉県医師会 | 3 | 3 | 3 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県医師会救急医療部会会費 | 埼玉県医師会定款 | 埼玉県医師会加入病院の救急医療に関する連絡調整 | 埼玉県の医療に関すること | 3,000円 | (一社) 埼玉県医師会 | 3 | 3 | 3 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県医師会勤務医部会会費 | 埼玉県医師会定款 | 勤務医として医療の進展に寄与すると共に、勤務環境の向上、会員相互の福祉増進、親睦をはかる | 埼玉県の医療に関すること | 1,000円 | (一社) 埼玉県医師会 | 1 | 1 | 1 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県産婦人科医会会費 | 埼玉県産婦人科医会総会 | 埼玉県産婦人科医に関する連絡調整 | 埼玉県産婦人科医の医療に関すること | 79,500円×2名=159,000円 | 埼玉県産婦人科医会 | 159 | 159 | 90 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県外科医会施設会費 | 埼玉県外科医会総会 | 埼玉県外科医に関する連絡調整 | 埼玉県外科医の医療に関すること | 15,000円 | 埼玉県外科医会 | 15 | 15 | 15 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 全国自治体病院協議会会費 | 全国自治体病院協議会定款・代議員会 | 自治体病院事業発展とその使命の完遂をはかり、国民福祉の向上に寄与する | 自治体病院の発展に関する研修会・講演会等 | 13,300円+ (640円×557床) =369,780円 | (公社) 全国自治体病院協議会 | 370 | 370 | 370 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 日本病院会会費 | 日本病院会定款 | 全病院の一致協力によって病院の向上発展と使命の遂行を図り、社会の福祉増進に寄与する | 日本の病院に関すること | 124,000円+ (160円×537床 +130円×20床)=212,520円 | (一社) 日本病院会 | 213 | 213 | 213 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 全国及び埼玉県自治体病院開設者協議会会費 | 埼玉県自治体病院開設者協議会定時総会 | 自治体病院事業発展とその使命の完遂をはかり、県民福祉の向上に寄与する | 埼玉県内自治体病院開設者の共通課題解決に向けた研修会 | 本部会費72,000円 県会費5,000円 | 埼玉県自治体病院開設者協議会 | 77 | 77 | 77 |

2 病院事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|----------------|--------------------|-------------------|---|------------------------|--------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県公的病院協議会会費 | 埼玉県公的病院協議会 会則 | 埼玉県公的病院に関する連絡調整 | 研修会・講演会 | 15,000円 | 埼玉県公的病院協議会 | 15 | 15 | 15 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 埼玉県医療社会事業協会会費 | 埼玉県医療社会事業協 会定款 | 埼玉県における医療社会事業の推 進につとめ、疾病等に悩む者及び その家族の福祉の増進を図ると もに、医療社会事業従事者の資質 の向上を図り、もって社会福祉の 向上に寄与することを目的とする | 埼玉県医療社会事業の推 進に関すること | 7,000円×2名=14,000円 | (公社)埼玉県医療社会事業 協会 | 14 | 14 | 14 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | その他学会会費 | 参加者負担金等 | 各学会の連絡調整、資格取得等 | 参加者負担金等 | 各学会会費等 970,000円 | 各学会 | 970 | 770 | 870 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 医師研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 3,361 | 2,101 | 2,052 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 看護部研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 4,419 | 4,060 | 5,729 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 中央検査科研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 319 | 256 | 245 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 中央放射線科研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 1,248 | 1,175 | 1,033 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 薬剤科研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 200 | 200 | 171 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | リハビリテーション科研究 雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 245 | 242 | 234 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 眼科研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 189 | 86 | 30 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 臨床工学科研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 189 | 102 | 57 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 栄養科研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会 | 37 | 53 | 10 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 庶務課研究雑費 | 研修等参加費 | 職員研修等のため | 研修等参加費 | 研修等参加費 | (公社)さいたま市防火安全 協会等 | 594 | 309 | 494 |

2 病院事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----------|----------------|-------------|-----------|----------|-----------|-----------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 財務課研究雑費 | 研修等参加費 | 職員研修等のため | 研修等参加費 | 研修等参加費 | (一財) 地方自治研究機構 | 62 | 61 | 52 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 医事課研究雑費 | 研修等参加費 | 職員研修等のため | 研修等参加費 | 研修等参加費 | 国際疾病分類学会等 | 120 | 120 | 123 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 中央病歴管理室研究雑費 | 研修等参加費 | 職員研修等のため | 研修等参加費 | 研修等参加費 | 国際疾病分類学会 | 10 | 10 | 0 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | 治験受託研究費(庶務) | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会等 | 2,500 | 2,500 | 164 |
| 保健 福祉局 | 市立病院経営 部庶務課 | その他研究雑費 | 学会・研修等参加費 | 職員研修等のため | 学会・研修等参加費 | 学会・研修等参加費 | 各学会等 | 1,963 | 2,192 | 1,727 |

3 下水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|--------|------------------------------|----------------------------------|---|---|---|---|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 下水道総務課 | さいたま市生活保護世帯等 水洗便所設置費助成金 | さいたま市生活保護世帯等 水洗便所設置費助成金交付要綱 | 処理区域内における水洗便所の普及 促進を図り、都市環境及び公衆衛生の 向上に寄与する | 処理区域内における、くみ取り便所(し尿 浄化槽を含む)から水洗便所への改造工 事 | ①第1種助成金(工事費の全額)②第2種 (工事費(50万円を限度)の1/2) | 処理区域内における生活保護世帯(第1種) 及び非課税世帯(第2種) | 3,960 | 4,154 | 2,029 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 公共下水道施設利用負担金 | 公共下水道施設区域外設置に伴う協 定書 | 春日部市の公共下水道区域外設置に伴い、 さいたま市民による同施設の使用に係る負 担金を支出するもの | 春日部市区域外設置下水道の利用に関し、 利用者の排除水量に不明水相当分を加え負 担金を支出 | (利用者の年間排除水量 m^3 ×65円)+ (0.1ha×3.09 m^3 /ha×365×65円)×1.08 | 春日部市区域外設置下水道の利用者7件 (利用区域一岩槻区南平野地区の一部 0.1ha) | 103 | 132 | 85 |
| 建設局 | 下水道総務課 | (公社)日本下水道協会会費 | 日本下水道協会定款、日本下水道協会一 種正会員会費算定基準 | (公社)日本下水道協会の運営 | (公社)日本下水道協会が行う事業 | 人口規模及び年間汚水総処理量のうちの総 有収水量に応じ | (公社)日本下水道協会 | 2,943 | 2,938 | 2,938 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 埼玉県下水道協会会費 | 埼玉県下水道協会細則 | 埼玉県下水道協会の運営 | 埼玉県下水道協会が行う事業 | 年会費10,000円 | 埼玉県下水道協会 | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会 負担金 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会 規約 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会 の運営 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会 の行う事業 | 年会費60,000円 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会 | 60 | 60 | 60 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 中川流域下水道事業推進協議会負担金 | 中川流域下水道事業推進協議会規約 | 中川流域下水道事業推進協議会の運営 | 中川流域下水道事業推進協議会の行う事業 | 均等割+汚水量割 | 中川流域下水道事業推進協議会 | 17 | 17 | 17 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 大都市下水道局長会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 大都市下水道局長会議の運営 | 大都市下水道局長会議 | 4,000円×2名=8,000円 | 大都市下水道局長会議 | 8 | 8 | 8 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 大都市下水道管理・業務担当部長会議参加 負担金 | 参加者負担金等 | 大都市下水道管理・業務担当部長会議の 運営 | 大都市下水道管理・業務担当部長会議 | 4,000円×2名=8,000円 | 大都市下水道管理・業務担当部長会議 | 8 | 8 | 8 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 大都市下水道主務者会議参加負担金 | 参加者負担金等 | 大都市下水道主務者会議の運営 | 大都市下水道主務者会議 | 3,000円×2名=6,000円 | 大都市下水道主務者会議 | 6 | 8 | 6 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 指定都市ブロック下水道管理担当者会議参加 負担金 | 参加者負担金等 | 指定都市ブロック下水道管理担当者会議の 運営 | 指定都市ブロック下水道管理担当者会議 | 5,000円×2名=10,000円 | 指定都市ブロック下水道管理担当者会議 | 10 | 8 | 10 |
| 建設局 | 下水道総務課 | 日本下水道協会事務職員養成講習会等研 修参加負担金 | 参加者負担金 | 下水道部事務職員の育成等 | 参加者負担金 | 15,640円×1名=15,640円 10,540円×1名=10,540円 19,200円×1名=19,200円 | (公社)日本下水道協会 | 46 | 46 | 31 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 荒川左岸南部流域下水道維持管理負担金 | 下水道法第31条の2及び埼玉県との 覚書 | さいたま市の下水道が埼玉県の流域下水道 に接続していることに伴う、さいたま市分 の汚水処理費の費用負担 | 埼玉県が実施する荒川左岸南部流域下 水道の維持管理事業 | 汚水処理単価×汚水処理水量 | 埼玉県 | 4,443,475 | 4,380,871 | 4,465,200 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 中川流域下水道維持管理負担金 | 下水道法第31条の2及び埼玉県との 覚書 | さいたま市の下水道が埼玉県の流域下水道 に接続していることに伴う、さいたま市分 の汚水処理費の費用負担 | 埼玉県が実施する中川流域下水道の維持 管理事業 | 汚水処理単価×汚水処理水量 | 埼玉県 | 433,765 | 419,050 | 446,782 |

3 下水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度当初予算額 | 平成29年度当初予算額 | (参考)平成29年度決算額 |
|-----|----------|---------------------------------|---------------------------------------|---|---|---|-------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 下水道財務課 | 荒川左岸南部流域下水道特別負担金 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会規約及び荒川左岸南部流域4市による覚書 | 荒川左岸南部流域下水道の汚水を処理する荒川水循環センターを戸田市に設置していることへの、関連4市による費用負担 | 荒川左岸南部流域下水道の汚水を処理する荒川水循環センターを戸田市に設置していることへの、関連4市による費用負担 | 10,000,000円×さいたま市負担割合+戸田市分の流域関連4市の均等割 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会 | 5,726 | 5,726 | 5,726 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 荒川左岸南部流域下水道建設費負担金 | 下水道法第31条の2 | さいたま市の下水道が埼玉県の流れ下水道に接続していることに伴う、県の建設改良工事費のさいたま市分の費用負担 | 埼玉県が実施する荒川左岸南部流域下水道の建設改良事業 | 荒川左岸南部流域下水道の建設改良工事費×1/2(市町村負担分)×さいたま市負担割合(0.5552) | 埼玉県 | 724,491 | 482,498 | 425,858 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 中川流域下水道建設費負担金 | 下水道法第31条の2 | さいたま市の下水道が埼玉県の流れ下水道に接続していることに伴う、県の建設改良工事費のさいたま市分の費用負担 | 埼玉県が実施する中川流域下水道の建設改良事業 | 中川流域下水道の建設改良工事費×1/2(市町村負担分)×さいたま市負担割合(0.0801) | 埼玉県 | 158,255 | 132,534 | 112,898 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 下水道経営セミナー研修受講負担金 | 参加者負担金 | 下水道事業会計習得による職員の資質向上 | 参加者負担金 | 29,800円×1名=29,800円 | 地方共同法人 日本下水道事業団 | 0 | 30 | 30 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 下水道事務職員養成講習会等研修受講負担金 | 参加者負担金 | 下水道事業会計・下水道事業事務習得による職員の資質向上 | 参加者負担金 | 11,300円×1名=11,300円 7,200円×1名=7,200円 | (公社)日本下水道協会 | 19 | 19 | 29 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 下水道事業経営実務講習会研修受講負担金 | 参加者負担金 | 下水道事業経営実務習得による職員の資質向上 | 参加者負担金 | 10,000円×1名=10,000円 | (一財)地方自治研究機構 | 10 | 10 | 10 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 地方公営企業の消費税等研修受講負担金 | 参加者負担金 | 下水道事業会計・下水道事業事務(初任者、消費税、キャッシュ・フロー)習得による職員の資質向上 | 参加者負担金 | 31,320円×6名=187,920円 | (一財)日本経営協会 | 188 | 188 | 125 |
| 建設局 | 下水道財務課 | 地方公営企業会計制度と適正な予算・決算の処理業務研修受講負担金 | 参加者負担金 | 公営企業会計予算書・決算書作成習得による職員の資質向上 | 参加者負担金 | 25,750円×1名=25,750円 | (株)浜銀総合研究所 | 26 | 26 | 26 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 下水道に関する新技術開発の共同研究費 | 下水道に関する新技術開発の共同研究等に関する基本協定書 | 下水道に関する新技術開発に伴う共同研究 | 下水道技術開発連絡会議が選定した研究 | 下水道に関する新技術開発の共同研究等に関する協定書 | 東京都、政令都市、(公財)下水道新技術推進機構 | 3,289 | 3,289 | 3,289 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 水道管移設負担金 | 水道局との負担協議による | 下水道工事の際、支障となる水道管の切回し工事を行うもの | 下水道工事の際、支障となる水道管の切回し工事 | 移設する水道管の口径・長さ等による | さいたま水道局 | 3,000 | 50,580 | 22,289 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 水道管移設負担金 | 水道局との負担協議による | 下水道工事の際、支障となる水道管の切回し工事を行うもの | 下水道工事の際、支障となる水道管の切回し工事 | 移設する水道管の口径・長さ等による | さいたま水道局 | 3,000 | 3,630 | 0 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 私道排水設備工事補助金 | さいたま市私道排水設備工事補助金交付要綱 | 水洗便所の普及を促進し、生活環境の整備を図る | 排水設備工事費 | さいたま市私道排水設備工事補助金交付要綱第4条による | 公共下水道処理区域内における幅員1.8m未満の私道の所有者 | 800 | 800 | 0 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 研修等参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 研修等参加負担金 | 研修先基準等 | 地方共同法人 日本下水道事業団 | 935 | 1,130 | 822 |

3 下水道事業会計

(単位：千円)

| 局名 | 所属名 | 補助金等名称 | 根拠 | 内 容 | | | | 平成30年度 当初予算額 | 平成29年度 当初予算額 | (参考) 平成29年度 決算額 |
|-----|----------|------------------|--------------|---------------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| | | | | 目的 | 対象事業 | 基準 | 対象者 | | | |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 研修等参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 研修等参加負担金 | 研修先基準等 | (公社)日本下水道協会 | 78 | 70 | 40 |
| 建設局 | 下水道維持管理課 | 研修等参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 研修等参加負担金 | 研修先基準等 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 68 | 66 | 0 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 水道管移設負担金 | 水道局との負担協議による | 下水道整備の際、支障となる水道管の移設工事に伴う負担金の支出 | 下水道整備の際、支障となる水道管の移設工事 | 移設する水道管の口径・延長などにより積算 | さいたま市水道局 | 160,630 | 237,150 | 136,871 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 水道管移設負担金 | 水道局との負担協議による | 下水道整備の際、支障となる水道管の移設工事に伴う負担金の支出 | 下水道整備の際、支障となる水道管の移設工事 | 移設する水道管の口径・延長などにより積算 | さいたま市水道局 | 57,270 | 153,040 | 46,875 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 水道管移設負担金 | 水道局との負担協議による | 下水道整備の際、支障となる水道管の移設工事に伴う負担金の支出 | 下水道整備の際、支障となる水道管の移設工事 | 移設する水道管の口径・延長などにより積算 | さいたま市水道局 | 15,500 | 28,500 | 13,491 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 大都市下水道計画研究会負担金 | 参加者負担金等 | 大都市の下水道事業に関して、都市相互の意見交換及び調査研究等を行うもの | 参加負担金 | 会議等の開催通知による | 会議幹事市等 | 52 | 28 | 12 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 埼玉県下水道事業研究協議会負担金 | 参加者負担金等 | 県内各都市の下水道事業に関して、都市相互の意見交換及び調査研究等を行うもの | 参加負担金 | 1都市につき25,000円 | 会議幹事市等 | 25 | 25 | 25 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 各種該当事業 | 研修先基準 | (公社)日本下水道協会 | 79 | 136 | 87 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 研修参加負担金 | 参加者負担金 | 技術の向上 | 各種該当事業 | 研修先基準 | 地方共同法人 日本下水道事業団 | 2,409 | 3,167 | 1,846 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 各種該当事業 | 研修先基準 | (公社)日本推進技術協会 | 20 | 0 | 0 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 研修参加負担金 | 参加者負担金 | 技術の向上 | 各種該当事業 | 研修先基準 | (一社)埼玉労働基準協会連合会 | 54 | 52 | 31 |
| 建設局 | 下水道計画課 | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 技術の向上 | 各種該当事業 | 研修先基準 | (一財)日本産業技能教習協会 | 35 | 49 | 55 |
| 建設局 | 下水処理センター | 研修参加負担金 | 参加者負担金等 | 包括的民間委託による履行確認 | 参加者負担金 | 59,500円×1名=59,500円 | 地方共同法人 日本下水道事業団 | 60 | 60 | 60 |
| 建設局 | 下水処理センター | 講習会参加負担金 | 消防法 | 危険物取扱作業従事者の育成 | 参加者負担金 | 4,700円×1名=4,700円 | (公社)埼玉県危険物安全協会連合会 | 5 | 5 | 0 |

平成30年度 負担金、補助及び交付金一覧

発行年月 平成30年9月
編集発行 さいたま市財政局財政部財政課
電 話 : 048-829-1153
FAX : 048-829-1974
メール : zaisei@city.saitama.lg.jp

「平成30年度 負担金、補助及び交付金一覧」は、さいたま市ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.saitama.jp/index.html>)

この「平成30年度 負担金、補助及び交付金一覧」は、150部作成し、1部あたりの印刷経費は約615円(概算)です。